

平成19年第1回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成19年3月2日

平成19年3月2日広陵町議会

第1回定例会会議録（初日）

平成19年3月2日広陵町議会第1回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信（副議長）
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝（議長）
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	会計部長	和田叙嗣
統括事務部長	笹井由明	統括技術部長	中尾寛
総務部長	植村和由	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	大西利実
総務部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

書 記 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

青木議長 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより平成19年広陵町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 06 開会)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	議員提出議案第1号 議會議員参画の各種委員会委員報酬等の廃止に関する決議について
4	諸報告
5	報告第 1号 広陵町土地開発公社予算について
6	報告第 2号 財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算について
7	報告第 3号 平成18年度広陵町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について
8	報告第 4号 平成18年度広陵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について
9	議案第 1号 広陵町総合保健福祉会館設置条例等の一部を改正する条例の制定について
10	議案第 2号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて
11	議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
12	議案第 4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
13	議案第 5号 広陵町税条例の一部を改正することについて
14	議案第 6号 広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについて
15	議案第 7号 広陵町都市公園条例の一部を改正することについて

- 1 6 議案第 8 号 広陵町下水道条例の一部を改正することについて
- 1 7 議案第 9 号 広陵町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正することについて
- 1 8 議案第 1 0 号 広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて
- 1 9 議案第 1 1 号 平成 1 8 年度広陵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 0 議案第 1 2 号 平成 1 8 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 2 1 議案第 1 3 号 平成 1 8 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 2 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度広陵町一般会計予算
- 2 3 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 2 4 議案第 1 6 号 平成 1 9 年度広陵町老人保健特別会計予算
- 2 5 議案第 1 7 号 平成 1 9 年度広陵町介護保険特別会計予算
- 2 6 議案第 1 8 号 平成 1 9 年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 2 7 議案第 1 9 号 平成 1 9 年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 2 8 議案第 2 0 号 平成 1 9 年度広陵町学校給食特別会計予算
- 2 9 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 3 0 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算
- 3 1 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度広陵町水道事業会計予算

青木議長 まず、日程 1 番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で、本日から 3 月 1 9 日までの 1 8 日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 3 月 1 9 日までの 1 8 日間と決定いたしました。

なお、報告第 1 号から第 4 号につきましては、委員会の審査を省略して、本日お願いしたいと思います。

青木議長 次に、日程 2 番、会議録署名議員の指名でございます。

会議規則第 1 1 0 条の規定により

5 番 山 本 登 君

6 番 寺 前 君

に指名いたします。

青木議長 次に、本日は第1回定例会でございますので、町長より平成19年度の施政方針を賜りたいと存じますので、よろしく願いをいたします。町長！

平岡町長 本日ここに、平成19年度予算を初め多数の案件を提案し、ご審議をお願いするに当たり、重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位を初め町民皆さんにご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、就任以来、最優先課題として取り組んでまいりました新清掃センターの建設も予定どおり完成し、3月1日から本格稼働の運びとなりました。これもひとえに地元古寺区を初め、周辺地域の皆さん方の温かいご理解とご協力のおかげと深く感謝しています。

私は、町政をお預かりするようになって以来、人の優しさと心の豊かさを大切にするため、「人にやさしい 人がやさしい 元気な町づくり」をスローガンに、広陵町に力強い風、心地よい風を吹かせ、元気で優しい町づくりに邁進してまいりました。町づくりは人づくりとして、地域住民の皆さんとともに心と心を合わせ、お互いに切磋琢磨することにより、家庭、地域社会が成り立っていると痛感しております。2期目の町政をお預かりし、町民に夢と希望のある町づくりに一層取り組んでまいりたいと存じます。

今回提案させていただきました行政組織の変更ではありますが、昨年の地方自治法改正によって助役が副町長に改められ、また、収入役の廃止に伴い会計管理者を設置することになっていることは、既にご承知いただいているところでありますが、国の改正を先取りする形で進めてまいりました。厳しい財政状況を克服するため人員削減を進めておりますが、そのためには組織の統廃合が不可欠であり、今回、行政改革推進本部、収納対策本部がさらに効果的に進めるため総務部に移すとともに、調整機能強化、そして重要課題の特命担当をさせるため、2名の理事制を設置させていただくことにいたしました。

地方財政は国の三位一体改革の中、未曾有の厳しい状況下にあり、私は就任以来、いち早く歳出の削減を目指し、5カ年50人5億円削減の計画を実施し、歳出全般にわたり徹底した削減に取り組んでまいりました。これについては一定の成果を得ているのですが、財政状況は好転する気配がなく、より一層厳しく行財政改革を推し進めなくてはなりません。さらに、昨年8月に行政改革大綱の答申を受け、その実施に向け、本年度の予算には統一的な見解として、実情に見合う賃借料、補助金の削減、特に人権・同和推進事業、交通安全対策推進事業など、関係団体補助金の廃止とともに、これら一般予算に組み入れるなど、諸経費の見直しを行ったものであります。

また、下水道料金については、以前から課題となっておりました受益者負担の適正化の観点から、料金改定をお願いいたしたく、条例改正案を提案させていただいております。

竹取公園につきましては、町内外から多くの皆様にご利用いただいております。憩いの場として多くの人々に愛され、地域の活性化に大きく貢献しております。まさに訪れに値する町となっていること、大変喜ばしいことです。また逆に、多くの来訪者のために整備と維持管理を行うための経費もかさみます。このたび町内外を問わず駐車料金を負担いただくため、条例の改正をさせていただくことといたしました。

町ぐるみで町財政危機を乗り越えたいのであります。教育関係者にもご負担願うとともに、各種団体もご協力、そしてお支えを願うことになりました。何とぞ深いご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

そのほか、はしお元気村に地域子育て支援としてなかよし広場を開設し、乳幼児を持つ親と子供が集い、育児相談など気軽に行う場の提供をするほか、旧清掃センターの解体撤去と跡地利用につきましては国、県と協議を重ね、循環型社会形成推進地域計画を葛城市と共同で支援を受けるめどが立ち、事前調査に着手してまいります。

また、入札制度の改革につきましては、工事関係において郵便入札を実施し、競争力の環境づくりに努めるとともに、設計図書等については、閲覧を廃止するための方法としてCD化を進めているところであります。

一方、水と農地活用事業、農地・水・農村環境保全向上対策事業などの農業施策、真美ヶ丘第一小学校プールの改築や真美ヶ丘中学校屋外トイレの設置など、教育施設の充実にも限られた財源の中で事業内容をより厳選し、地域の特色を生かした施策に取り組んでまいります。

さて、現下における我が国の経済状況であります。世界経済の着実な回復が続くもと、企業部門、家計部門ともに改善が続き、物価の安定のもとでの自律的、持続的な経済成長が実現すると見込まれています。地域間で景気回復にはばらつきが見られ、地域によっては依然厳しい状況は変わらないだろうと考えられています。

こうした中、地方歳出につきましては、国の歩調と合わせて厳しく抑制することとしており、地方財政計画の規模といたしましては6年連続で減少しており、公債費を除く地方一般歳出では、対前年度比1.1%の減少、8年連続の減少となっております。また、交付税につきましてもいろいろと議論されましたが、交付税の法定率分を堅持し、一般財源の総額を確保されたところでございます。

このような状況での本町の平成19年度予算編成について申し上げます。

まず、歳入面にあつては、住民税の定率減税が廃止され、また、所得税から住民税へ税源移譲されたことなどによりまして、住民税の税収の増加が見込まれ、今年度の町税収入は平成18年度当初予算に対しまして10.2%の増加となる見込みでございます。

また、地方交付税につきましては、新型交付税の導入に対する影響額として約2,000万円の増額を見込んでおりますが、基準財政需要額全体といたしましては、約9,000万円の減額となる見込みでございます。一方、基準財政収入額につきましては、税源移譲、定率減税の廃止により増加いたしますが、逆に税源移譲による所得譲与税の廃止、定率減税廃止に伴います地方特例交付金、減税補てん債の廃止によりまして、約2,000万円の減額を見込んでおり、交付税額といたしましては約7,000万円の減少、平成18年度交付額に対しまして3.5%の減額となっております。また、これまで交付税の不足を補ってきました臨時財政対策債への振りかえ額が平成18年度に対しまして9.5%の減少となることから、実交付税は約1億円の減額となり、対前年度比4.4%の減額でございます。

そのほか、冒頭でも触れましたが、今議会でもお願いしております竹取公園駐車場の使用料、ふるさと会館、はしお元気村などの施設が管理委託から直営への移行に伴い生じる施設使用料などを新たに計上しております。

一方、歳出面では、新清掃施設の建設が完成したところでございますが、新清掃施設の周辺対策を初め、社会保障費の増加など、数々の行政需要に対応すべく多額の財源需要が見込まれる中で、平成16年度の地財ショック以来、引き続き厳しい財政状況にあることは皆様ご承知のとおりでございます。これがためには、冒頭申し上げました、行財政改革方針により徹底した経費節減と投資的経費の大幅な削減を図ったところでございますが、なお生ずる財源不足につきましては、目的基金の繰りかえ運用により、収支の均衡を図ったところでございます。

こうして編成させていただきました平成19年度一般会計予算総額は93億円で、18年度当初予算に対しまして10.1%の減額の緊縮予算となっております。

それでは、平成19年度の当初予算の詳細につきまして、歳入から説明させていただきます。

まず、町税であります。平成19年度は三位一体の改革により、国から地方への恒久措置として、おおむね3兆円の規模の本格的な税源移譲が実施されます。また、景気対策として講じられてきた定率減税も廃止されます。これにより、町民税においては、税源移譲によ

る影響額約1億4,000万円、定率減税の廃止で約8,000万円などを含め、平成18年度当初予算と比べ、3億4,000万円の増額を見込んでいます。

次に、固定資産税であります。地価の下落状況が続くものと予想されることから、約1,300万円の減額、家屋については、新築家屋の増加により約2,500万円の増額を見込んでいます。さらに、償却資産につきましては、設備投資が見込まれず、約700万円の減額と見込みました。

町全体の課税分としては、平成18年度当初予算と比べ約3億6,200万円の増額を見込んでいます。

収納対策につきましては、本格的な税源移譲がなされるため、以前にも増して市町村の徴収事務の重要性を求められています。しかしながら、全体的に優良な納税者に比べ、一部で悪質な滞納者がいる中、管理職の職員から成る全庁的組織の短期集中滞納整理プロジェクトチームである納税推進委員会を立ち上げ、滞納整理を実施してまいり、昨年で第4次を数えました。また、平成17年10月からは、国税局徴収部門のスペシャリストであったOBを滞納処分の執行官として嘱託採用し、関係法令に基づいた手続のシステム化と執行ができる体制を整備、強化し、積極的に滞納整理を拡充しております。

納税は、教育、労働とともに国民の3大義務の一つであります。自主納税のなお一層の推進とともに、善良な納税者との公平性を欠くことのないよう、今後も収納対策の執行に努めてまいります。

次に、地方交付税につきましては、先ほども述べましたとおり、一般財源の総額の確保はされるものの、平成16年度の地財ショックが影響しており、なお一層厳しさを増しております。

また、児童手当の拡充に伴います財源措置としましては特例交付金で、減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置といたしまして特別交付金で、それぞれ措置されることになっていきます。

また、16年度から着手しておりました新清掃施設建設が平成18年度で完成いたしましたので、国庫支出金は大幅な減額になっております。また、県支出金につきましては、選挙委託金、税源移譲に伴います県民税徴収委託金の増加等による増額を見込んでいます。

その他の歳入につきましては、竹取公園駐車場使用料を除き、現行基準により積算しておりますが、今後におきましても受益と負担の適正化を図るため、改革の先進自治体として推進を図ってまいります。

また、町債につきましては、臨時財政対策債に3億1,950万円、真美ヶ丘第一小学校プール整備事業債に8,970万円などを計上させていただきました。

それでは、目的別歳出項目別に、各分野における重点施策と諸事業につきまして、その概要を申し上げたいと存じます。

まず、総務費関係からでございます。

各項目に共通する人件費の抑制につきましては、5カ年50人削減を目標としておりますので、退職者不補充とし、少数精鋭で行政運営を進めてまいります。また、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進するため、給与システムの構築において、人事院の示す若手職員の給料の引き下げを行わず、中高年齢層職員の給料を引き下げ、若手と中高年齢層の格差を是正するとともに、勤務評定を実施し、能力に応じ昇格、昇給に反映いたします。さらに、職員の意識改革と士気高揚を図るため、先進地に学び、知的財産を形成するための研修費用を計上しております。

次に、行政と地域との交流や人づくりにつきましては、引き続いて安心と安全の町づくり運動を展開してまいりたいと考えております。町内最大の住民のためのサービス会社であり、今後も民間企業雇用形態を見据え、知恵を出し、効率的、効果的な方策を講じてまいりたいと考えております。

こうした中、行政と地域の大学が包括的な連携のもと、相互の人的、知的資源の交流を図ることにより、産業、文化、町づくりの分野において地域連携を推進するための研究費を計上しております。人にやさしいまちづくり事業については、各大字、自治会単位で積極的な取り組みをいただいております、引き続き支援してまいります。

次に、交通安全対策といたしまして、毎月1日、15日、25日の立哨指導や安全教室の開催、また、防犯対策については、一軒一灯運動を初め、町ぐるみの住民参加型運動を展開してまいります。

次に、民生費関係でございます。

まず、高齢者福祉であります。予防重視型システムへの転換を目指した介護保険制度も平成18年度から第3期計画期間に入り、制度施行後、はや7年が経過いたしました。引き続き円滑な運営のために、「人にやさしい 人がやさしい 元気な町づくり」の一環として、ひとり暮らしの高齢者の方々を対象に、食の自立支援事業や緊急通報装置の設置、さらには高齢者の筋力向上トレーニングや家具転倒防止金具等の取り付け事業等、日常生活の安心を盛り込んだ諸施策を積極的に推進し、地域包括支援センター機能を活用して、高齢者の実情

に合った事業を進めてまいります。特に高齢者の筋力向上トレーニングにつきましては、近隣の大学や施設の協力を得て、転倒骨折予防や加齢に伴う運動機能の低下防止に役立てていただくよう努めてまいります。

次に、障がい者福祉でございます。

障がい者福祉におきましては、社会的不利な条件を特別視しない、それが正常な状態であるというノーマライゼーションの理念に基づき、平成15年度から支援費制度が始まり、従来の措置制度から利用者本位の考えに立った契約へと、時代に即した福祉サービス利用の大きな転機となりました。

ご存じのとおり、現在はその理念を発展させ、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの一元化を図ることを目的に、利用者本位のサービス体系の再編、支給決定の透明化・明確化、安定的な財源の確保等を内容とする障がい者自立支援法が施行されました。このことを受け、昨年10月から市町村事業である地域生活支援事業に取り組んでまいっており、平成19年度に制度の円滑施行のために導入される利用者負担のさらなる軽減措置等の特別対策を踏まえて、引き続き障がい者施策全般に有効に機能するシステムの改修を図り、利用者の立場に立った必要なサービス利用についての情報提供や、サービス現場で生じている実態に即して、万全を期してまいるとともに、障がい福祉計画の各目標の具現化に必要な取り組みを行ってまいります。

次に、児童福祉でございます。

急激な少子化の進展により、国、地方自治体挙げての対策が講じられている中、児童虐待の痛ましい事件が日々報じられ、緊急を要する課題となっています。このような状況の中、児童虐待の発生防止及び早期発見、早期対応のための情報交換及び支援に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会を今年度から本格稼働いたします。講演会等を通して住民の皆さんへの周知を図るほか、小・中学生による乳幼児との触れ合い体験学習を通して、命の大切さについて考える機会をふやすなど、多方面から積極的に取り組んでまいります。

また、未就園児童のお母さんの情報交換及び交流の場として好評をいただいておりますなかよし広場につきましては、本年度からボランティア団体のご協力をいただいて、はしお元気村でも開設し、身近な子育て相談の場となるように事業の充実を図ってまいります。

児童手当につきましては、3歳未満の乳幼児に対する支給額を第1子及び第2子について月5,000円増額し、一律1万円とする乳幼児加算が創設されました。

また、夏休みの恒例行事となっています福井県美浜町への地域間交流事業も引き続き実施

し、地元の方々との交流や自然との触れ合いを通し、将来を担う子供たちの育成を図ってまいります。

次に、保健衛生関係でございます。

基本健康診査につきましては、生活習慣病予防事業や介護予防事業を推進するため、18年度から腹囲測定を追加、65歳以上に生活機能評価を実施しております。

老人保健法による健診や保健指導は、20年度から医療保険者による生活習慣病予防のための特定健診、保健指導へ移行することとされており、生活習慣改善に対する意識も高まる中で、実践的で効率的な支援に向けて体制づくりをしてまいります。

広陵町の健康増進計画「笑顔で80 広陵21」でも第1の目標に掲げております肥満予防と改善を目指し、食生活を中心とした生活習慣の改善を図り、町民の健康増進を支援してまいります。また、介護予防では、高齢者特有の生活環境を低下させる要因となる転倒、閉じこもり、認知症等予防のための生活習慣を定着させ、心身ともに健康を維持していけるよう地域活動を推進してまいります。

母子保健につきましては、健全な乳幼児の養育が行われるよう専門職が支援する訪問や相談等を充実してまいります。特に児童虐待に陥る可能性の高い4カ月までの乳児がいる家庭に対し、第1子または支援の必要な家庭を優先に専門スタッフが訪問して、育児に関するアドバイスをしたり、親子関係を把握し、養育者の育児ストレス、子育てに対する不安や悩みなど、その相談支援を行い、従来の新生児訪問事業を拡大して実施します。平成19年1月から開始しましたマタニティーキーホルダー配布による「人にやさしい 人がやさしい 元気な町づくり」の一環として、妊婦に優しい環境づくりを推進してまいります。

続きまして、衛生費関係について申し上げます。

冒頭にも申し上げましたとおり、本町の最重要課題として取り組んでまいりました新清掃施設クリーンセンター広陵も、地元周辺地域を初め関係各位のご理解とご協力のおかげをもちまして、去る2月28日竣工を迎えることができました。今後は住民の皆さんに安心していただける操業を堅持できますように努めてまいりたいと存じます。

また、平成18年11月から、住民皆様のご理解とご協力を得て、指定ごみ袋の導入を実施させていただきました。ごみの分別、減量の効果が顕著にあらわれており、引き続き住民の皆さんや事業者に対しましても啓発を実施してまいりたいと存じます。不法投棄や違反広告物対策についても、環境指導員、ボランティアグループとともに、不法行為を許さない、そして町の景観保全に努めてまいります。

次に、農商工費関係でございます。

初めに農地費関係でございますが、クリーンセンター広陵関連4地区を主体に農道、農業用水路の整備を行い、農作物の品質向上や生産性の拡大を図ってまいります。

次に、農業の施策関係でございますが、平成19年度の農業施策といたしましては、平成17年度から運用を開始しました生きがい特区で農地下限面積要件の緩和等を実施し、担い手の高齢化や集落機能の改善を目指して取り組んでまいりました。その中で、農産物直売所開設に向けまして、農家の皆さんとのさらなる協議を進めてまいります。

平成19年度以降の国の施策、品目横断的経営安定対策、つまり国際ルールにも適応でき、諸外国とも競争できる経営体、すなわち認定農業者や集落営農団体の組織の法人化などの担い手を育成することであります。今後、この特区を契機に都市と農村の交流を中心とした事業展開を、行政、JA、地域農業者が協力を密にし、農業行政を積極的に推進します。

次に、商工関係ですが、地域産業の活性化、特に靴下産業の振興には、全国展開できる方策としてITを生かした情報の提供をなお一層強化しつつ、靴下業界が直面する課題を見きわめ、地域間交流の有効活用を図り、地域特産品交流物産フェアも定着化してきております。広陵町商工会とも連携を密にして、町内外にさらなる販路拡充を求め、PRの強化など、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

また、平成17年度から実施いたしました個人住宅リフォーム工事に対する助成を引き続き実施し、500万円計上しました。

次に、土木費関係でございます。

平成15年度から着手しております百済赤部線交通安全施設等整備事業も、古寺地区においてはほぼ整備ができました。平成18年度からは□城川東側の百済地区の事業を進めており、早期完成を目指し全力で取り組んでまいります。

次に、都市計画であります。阪神・淡路大震災では、住宅、建築物の倒壊等により、とうとい命が奪われました。このことから、地域住民の住宅、建築物の耐震化に対する意識を高めていただくため、積極的な普及及び啓発の推進を図るとともに、昭和56年6月以前の既存木造住宅に対しましては、大規模地震に備え、安全な地域づくりの第一歩と考え、耐震診断の支援を平成21年度までの継続事業として行っております。

また、昨年は都市計画法第34条第8号の3の規定に基づき、市街化調整区域の区域指定を行いました。今年度からは、この制度の趣旨に沿って、土地の有効活用や既存集落の活性化を図ってまいります。幹線道路沿いに進出を希望しております大規模商業施設につきまし

ては、地域活性化のため、その経済効果は多大であり、地区決定に向け、国、県と協議を進めております。

次に、消防費関係でございます。

平成19年度におきましても、災害時に速やかに対処できるよう、地域防災訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織の育成を図り、災害時の活動体制の確立を図ってまいります。また、消防施設の整備につきましては、防火水槽2基の設置を初め防災倉庫の整備など、地域の消防水利の確保に努めるとともに、消防力の強化に努めてまいります。

一方、消防組合におきましては、消防力強化のため、人員拡充と消防資機材の充実を図るため、所要の負担金を計上いたしました。

次に、学校教育関係でございます。

子供の基本的な生活習慣や食生活の乱れが学力や体力、心の安定に支障を来している指摘されていることから、本町でも児童生徒の生活習慣の改善と学力向上を目指した「早寝・早起き・朝ごはん」運動を、学校と地域と家庭が協力して展開してまいります。

全国では、いじめにより児童生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しています。すべての子供にとって、学校は安心、安全で楽しく学び合える場所であればなりません。いじめについてはどの学校でも起こり得るという認識を持ち、教育現場において、いじめ問題に正面から立ち向かうことを徹底します。学校、地域、家庭が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、本年度におきましても各小学校に子どもと親の相談員、中学校に心の相談室及びまなび相談室を配置し、いじめ、不登校、非行などで悩んでいる児童生徒、保護者や指導に悩む教職員の相談とカウンセリングに応じてまいります。

今後も大切な子供を預かる学校として、保護者や地域から信頼される学校づくりを目指します。

小・中学校、幼稚園の施設整備面ではありますが、真美ヶ丘第一小学校におきましては、プールの全面改修工事を行います。

また、登下校時の安全確保と犯罪から子供を守るため、各地域の実態に即した活動をいただいております学校、保護者、地域、関係機関・団体が一体となり、一層の安全、安心の輪を広げるとともに、子供に対する声かけ事案、不審者の出没等、犯罪の前兆と思われる不審者情報について、昨年度から対象エリアを拡大した□城広域こども安全メールによる地域住民への注意喚起を行ってまいります。

中学校におきましては、昼食の弁当を持参できない生徒に対する中学校スクールランチ事業を引き続き実施してまいります。

続きまして、社会教育関係でございます。

子どもの居場所づくり事業としての土曜教室につきましては、本年度におきましても引き続き、保護者や子供たちと出会いを大切にしながら進めてまいります。

25ページでございます。また、平成16年度から3年間取り組んでまいりました広陵町みんなであそぼ子ども教室「地域子ども教室推進事業」にかわる新たな補助事業であります放課後子どもプラン「放課後子ども教室推進事業」を実施してまいりたいと考えております。すべての小学生を対象として、安全、安心な子供の活動拠点、居場所でございます。地域の方々の参画を得て、子供たちが自由に学び、遊んだり、地域の人たちと触れ合うことのできる交流活動等の取り組みを行うものであります。本年度中に児童育成クラブとの連携、学校内への事業誘導について体制整備を進めてまいります。

青少年健全育成におきましては、昨年度導入いたしました青色パトロール車による防犯や非行防止啓発の展開と、青少年の事件、事故を未然に防ぐための巡視活動を継続し、安全で明るい社会づくりを進めます。

次に、文化財関連ですが、広陵町のシンボルと言える国の特別史跡、巢山古墳の整備事業は、平成12年度から国及び県の補助を受け、継続的に進めております。平成19年度においても全国発信を期待しながら、外堤の護岸整備及び発掘調査を進めてまいります。また、文化財保護意識を広く周知し、後世に引き継ぐため建設した広陵町文化財保存センターでは、国指定史跡牧野古墳発掘調査25周年を記念し、樞原考古学研究所附属博物館にある出土遺物の里帰り展を企画します。さらに、県指定文化財に指定されている大福寺板絵著色両界曼荼羅の保存修理費を交付し、その保存に努めます。また、文化財ボランティアガイドを養成し、町内の文化財を一人でも多くの人々に正しく知ってもらう人材育成を図ります。

次に、公民館活動でございますが、引き続き各種主催事業や育成クラブに参加される方々に利用しやすい環境の充実を図ってまいります。本年は、第1回子ども将棋大会を開催し、本町在住の田中魁秀九段の指導のもとに、小学生による将棋大会を実施いたします。

社会体育関係でございますが、町民皆さんの健康づくりと体力向上に向け、各種スポーツ教室を開催し、特に高齢者を対象とした健康体操の充実を図り、新設いたしましたトレーニングルームも活用し、日ごろからスポーツになれ親しんでいただけるよう積極的にサポートしていきたいと考えております。また、ニュースポーツと言われる新しい競技種目の利用も

ふえてきており、育成にも力を注いでまいります。

社会体育施設でございますが、本年は東テニスコートの人工芝の張りかえ等を予定しており、増加しておりますテニス愛好家の要望にこたえてまいります。

図書館におきましては、昨年3月末現在蔵書冊数が20万冊を超え、県下で5番目となり、貸出冊数も約53万冊で4番目となりました。昨年度より新図書館システムが稼働し、インターネットによる蔵書検索や図書館案内をご利用いただけるようになりました。また、本年7月で開館10周年を迎え、当初の計画蔵書冊数も達成しました。利用者の要望にこたえて貸出冊数を5冊から8冊に増冊し、ビデオ2点と合わせまして計10点まで貸し出したします。また、利用者が奈良県立図書館情報館へ行かれ、直接借り受けられた図書資料の返却を当図書館においても返却できるサービス、遠隔地返却サービスと言うようでございます。このことを実施し、利用者のサービス向上に努めてまいります。これからも町の発展を支える情報拠点として、笑顔と優しさをもって接し、町民に役立つ図書館を目指してまいります。

以上が平成19年度分の一般会計予算に計上しております主な事業の概要でございます。

続きまして、特別会計予算につきましてご説明申し上げたいと存じます。

まず、国民健康保険特別会計についてでございます。

近年の国保を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や経済情勢により、多くの問題に直面しております。

こうした中、現在国において特定健診等の医療制度改革に取り組まれており、生活習慣病に係る健診の成果目標を盛り込んだ特定健康診査等実施計画の策定が義務づけられ、計画に基づく健診や指導を平成20年度より実施することが求められています。平成19年度は、広陵町でも国保部門と保健衛生部門が連携を密にとり、協議を重ね、実施計画の策定に必要な企画策定、医療費分析に努め、特定健康診査等実施計画の策定を行ってまいります。

また、団塊の世代の国保への移行による高齢者の加入割合の増加、寝たきりや介護を必要とする人の増加や医療費の増嵩などにより、大変厳しい状況にあります。こうした状況の中で、国民皆保険を堅持し、将来にわたって安定的で持続可能な医療保険制度のもとで、給付の平等、負担の公平、そしてだれもが安心して医療を受けられる体制が望まれるところであります。今年度も引き続き健全運営の施策として収納率の向上をなお一層図りながら、医療費適正化の推進、保健事業の推進などを重点目標に掲げ、その着実な推進に努めてまいります。平成18年度では1億2,000万円を超える累積赤字を見込んでいるところであり、保険税の税率の改正を迫られている状況でございますが、平成20年度からスタートする後

期高齢者医療制度による財政影響を見きわめた上で、今後の方針を定めたいと存じます。

こうして編成いたしました平成19年度の国民健康保険特別会計予算総額は26億7,430万円で、18年度に対しまして2億3,850万円の増額でございます。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

国民医療費の3分の1を占める老人医療費の伸びが著しい中であって、国においては、平成20年度から現行の老人保健制度を廃止し、75歳以上の高齢者を対象とする独立した後期高齢者医療制度が創設されます。それに伴い、県単位で、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が平成18年度に設置され、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立に向け、さまざまな検討が行われているところでございます。

平成19年度の老人保健特別会計の予算総額は24億8,060万円で、18年度に対しまして590万円の増額でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。

急激に進む高齢化社会に伴い、寝たきりや介護を必要とする人が増加している現状で、介護の問題を社会全体で支える仕組みの存在意義はますます増大しております。介護保険制度も介護保険事業計画期間の第3期に入り、地域包括支援センターに代表される新しいマネジメント体制と、比較的元気で健康維持等に努めていただく一般高齢者施策と、虚弱であり、要介護認定等を要する事前段階にある特定高齢者施策に大別された地域支援事業や、要介護認定者の中でも比較的軽度の方を対象とした新予防給付サービスの提供など、適切な运营管理に努め、要介護状態になることへの防止、認定者であってもその重度化することへの防止策を体系的に確立したいと考えるものであります。

給付費につきましては、従前から介護給付費適正化事業を導入、関係機関の連携のもと、適正・円滑な運営に努めてまいっておりますが、これらの実績データを分析し、サービス利用量の推計を行い、負担の公平に配慮しつつ、3カ年の計画期間内に要する必要額を見積もってまいりたいと存じます。

このほか財源の内訳といたしましては、介護サービスの利用に対するサービス給付費が大部分を占めており、給付費総額は13億1,222万円でございます。

こうした介護保険特別会計の平成19年度予算額は、保険事業勘定13億8,090万円とサービス事業勘定480万円で、予算総額13億8,570万円となり、18年度に対しまして8,280万円の増額となっております。

次に、下水道事業特別会計でございます。

下水道は、町民の皆さんの健康で快適な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全し、公衆衛生の向上を図る上で必要不可欠な施設であります。本町におきましても重要施策の一つとして、下水道整備に積極的に取り組んでいるところであります。おかげをもちまして、下水道を使用できる家庭は平成19年1月現在で広陵町全体の97.9%に当たる1万502世帯となりました。また、そのうち公共下水道を利用されている家庭の割合である水洗化率は85.7%となっております。

下水道使用料につきましては、平成12年度の改定以降きょうまで据え置いてまいりましたが、将来に向かって健全な財政運営を図るため、このたび使用料の改定をお願いすることといたしました。消費税は内税とし、計算しやすい料金としています。皆様のご理解をお願いいたします。

下水道の整備につきましては、平成19年度におきましても引き続き実施するとともに、供用開始済み地域につきましては、公共下水道へ早期に接続願うため、戸別訪問による広報活動等をより一層推進してまいりたいと考えております。また、きょうまで接続促進のための補助金につきましては、一定の期限を設けることといたしました。

平成19年度の予算総額は12億700万円で、平成18年度に対しまして1億9,400万円の減額でございます。

次に、墓地事業特別会計でございます。

町営石塚霊園におきまして、現在1,070区画の整備を完了しておりますが、平成18年度には14区画売却し、残り4区画となっております。なお、残りの区画が少なくなっておりましたので、平成19年度には新たに63区画の区画整備事業を実施し、広報等において募集を行い、万全な環境整備や維持管理に努めてまいりたいと考えております。

平成19年度の予算総額は4,600万円で、平成18年度に対しまして3,100万円の増額でございます。

次に、学校給食特別会計でございます。

学校給食につきましては、食材単価の変動があるものの、給食費保護者負担金を現状維持に据え置く努力をいたします。また、昨年度に引き続き地域と連携を密にして、はしお元気村直売所からの導入も含めて、町の特産品であるナスや軟弱野菜など地場農産物を取り入れ、安全でおいしい学校給食の運営と食の大切さや正しい知識を身につけさせるとともに、楽しく食べる子供を目標に、食に関する指導の充実に取り組んでまいります。

平成19年度学校給食特別会計予算総額は1億9,700万円で、18年度予算に対しま

して1,050万円の減額であります。

次に、用地取得事業特別会計でございます。

平成15年度及び16年度に新清掃施設関連コミュニティー施設として用地先行取得いたしました用地先行取得償還金を計上しております。

平成19年度の予算総額は3,670万円で、18年度に対しまして1,670万円の増額でございます。

次に、地域活性化商品券交付事業特別会計でございます。

元気な広陵商品券は、平成17年7月から実施しまして、広く町民の方にご利用いただき、地域活性化の一助となっております。今後も利用メリットの研究と取扱店舗の拡大、そして住民が町内で商品券を利用していただくよう強力に推進してまいりたいと存じます。

平成19年度の予算総額は3,600万円で、18年度に対しまして300万円の増額でございます。

最後に、水道事業会計でございます。

上水道は、町民の皆さんの健康で文化的な生活を支えるライフラインとして普及し、進展してまいりました。しかし、施設・設備面においては経年による老朽化が進んでおり、日夜欠かすことなく安全で安定した給水を維持するため、随時給水施設点検整備を行っております。さらなる給水施設の維持管理により安定給水するため、給水施設全体の点検整備を進めてまいります。

水道料金は、住民の皆さんのご理解をいただき、平成12年度、平成15年度と2度にわたる料金改定をさせていただいた結果、おかげをもちまして、平成19年度の収益的収支予算におきましては、収入総額9億1,165万1,000円、支出総額9億353万4,000円、差し引き811万7,000円の黒字予算となっております。なお、このたび消費税を内税とすることにいたしました。

収入においては、その大部分を占める上水道使用料は、人口が増加するものの、1人当たりの使用水量の伸びにつながらず、ほぼ横ばいに推移しており、収入の増加を見込めない状況にあります。

一方、支出につきましては、人件費抑制のため職員を増員せず、経費節減、企業努力いたします。また、営業費用の受水費につきましては、県営水道の受水量を昨年同様と推定し、年間282万トンを見込んでおり、費用として4億2,934万5,000円を計上し、さらに水道水を各家庭まで配水する諸経費等として、安定給水に不可欠な施設・設備の維持修

繕費、水質維持のための管理費、薬剤費等で4,932万5,000円を計上いたしております。また、下水道料金の改定に時期を合わせ、水道料金口座振替の推進と徴収経費節減に関し、口座振替による料金の納付者に対する還元として、報償費において所要の経費を計上いたしておりますが、その執行方法等を十分検討しながら執行してまいりたいと思います。

次に、資本的収支についてでございますが、総収入8,088万円、支出総額2億994万6,000円、差し引き1億2,906万6,000円の不足となり、この不足分につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんいたします。

主な事業といたしましては、六道山地区を初め、広瀬、百済地区などにおける排水管のループ配管や石綿管の布設がえ等のほかに、配水管の末端排水弁の設置工事を計上いたしたほか、地域防災計画に基づき、給水タンクの整備を予定しております。

今後とも水道事業の経営に当たりましては、町民の皆さん方の健康で文化的な生活を支えるライフラインとして、より安定した経営で、より安心いただけるよう精励してまいります。

以上が平成19年度各会計予算案における主要な事業と施策でございます。

ご説明申し上げました19年度の当初予算は、予算書に掲載している10の会計と土地開発公社1億4,000万円、施設管理サービス公社2億8,000万円、社会福祉協議会1億円を合わせた総トータルでは、190億円であります。

新年度におきましても、「人にやさしい 人がやさしい 元気な町づくり」をさらに進めていく上で、知恵を出し、汗を流して、町に住む人々が心優しく温かい心意気で言葉がけできますよう、お互いが見守り合いながら、大きく成長させたいと存じております。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議の上、適切なご決定、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、私の平成19年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

青木議長 長時間にわたりご苦勞さんでございました。ありがとうございました。

青木議長 それでは次に、日程3番、議員提出議案第1号、議会議員参画の各種委員会委員報酬等の廃止に関する決議については、坂口君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題といたします。

議案の朗読をさせます。局長！

谷山局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。坂口君！

坂口議員 坂口友良でございます。それでは、提案を行います。

議会議員参画の各種委員会委員報酬等の廃止に関する決議。

今、地方議会は、地方分権の流れの中で役割が一層大きくなるとともに、行財政全般の見直しや議会の活性化など厳しい試練に立たされています。

そんな中で、広陵町議会は、平成18年3月に議会活性化検討委員会を設置し、手始めに翌月の臨時議会で政務調査費を月額2万円から1万円に減額する条例改正を議員提案し、192万円の予算削減をみずから行ったところであり、その後も当委員会のみならず、議員全員で議会改革にいろいろな方面に協議を重ねてきたところであり、今回広陵町議会議員の総意により、次のとおり改正を求める。

1、広陵町議会議員は、その職を有する間、広陵町各種委員会委員報酬等については、平成19年4月1日から無報酬とする。ただし、広陵町監査委員報酬は従来によるものとする。

2、広陵町農業委員会委員にあつては、次期改選（現委員は平成20年7月19日任期満了）から、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号による議会が推薦する学識経験を有する者（5人以内）に議会議員の選出はしないこととする。

3、上記1、2に係る特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正、並びに関連要綱、関連予算等の見直しを求める。

以上、決議する。

平成19年3月2日。広陵町長、平岡仁殿。奈良県広陵町議会、提案者、坂口友良でございます。ありがとうございました。

青木議長 ご苦労さんでした。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。4番！

吉田議員 1番の、ただし、広陵町監査委員報酬は従来によるものとするという内容になっておりますが、どうしてこの監査委員だけが従来と全く一緒ということになったのか、理由を説明していただきたいと思います。

青木議長 提案者の説明をお願いします。坂口君！

坂口議員 趣旨説明を行います。

本決議については、さきの全員協議会におきまして、議員同士のすり合わせを行ったところでございます。皆様方の合意により、この決議案を出そうという次第でございます。

なお、今後、これからも特別委員会が結成されるとも聞いておりますので、その席において十分なる議員の審議を重ねた上で、これについても鋭意検討していければよいかと思っております。

青木議長 よろしいですか。4番議員！

吉田議員 今、坂口議員の、合意という形と言われたわけですが、その場では一応賛成反対ということで賛否をとられて、賛成の方が若干多かったかなと記憶しております。にもかかわらず内容について十分審議しないまま、期間が短い中で今回提案されるにつきまして、再度お願いしたいのは、もう少し最終日までの時間もございますので、できましたら再度ご審議をお願いしたいと思います。

青木議長 答弁要りますの。9番議員！

坂口議員 吉田議員の件についても十分全員協議会で検討したいと思います。（不規則発言あり）監査委員の報酬は、先ほど答えたように、全員の話でございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

青木議長 ちょっと待ってくださいね。

今の4番議員の質問の趣旨というのは、監査委員の報酬だけ残ったということは、全員協議会の協議の上ですよ、そのことに関して、なぜ監査委員の報酬はそのまま据え置かれたかということでのお尋ねだったと思いますので、いわゆる協議の内容でありましたから、ちょっと説明願います。9番、坂口議員！

坂口議員 これについては、監査委員さんは、ほかの委員については年に1回、2回、そのような少ない委員は報酬はもう遠慮しようやないかということでございます。最終的に監査委員さん、これは結構年間50日とか60日とか、このような意見も出てきたところであります。最終的に全員協議会で決をとったところ、このように定まったということでございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 これに関連することなんですけども、次の議題であるサービス公社の理事についてもこの趣旨を理解して、サービス公社の中での議論が必要であったというふうに思うんですが、その点について、どのようなことになってるのかという点についてはお聞きしておきたいと思うんです。

青木議長 全員協議会におきまして十二分なる協議があったから、それは議会活性委員会、当然今度……（「理事者に聞くべき内容ですやろ」の声あり）そうですやろ。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。4番議員！

吉田議員 この会議は、1回だけ全員協議会という形で話をされたわけですので、今後、全国的にかなり厳しいような財政状況の中で、こういうことを認めることによって、またこれか

ら議案といいますか、話し合いを持っていこうとしている議員報酬、議員定数等の話において、多数決で、まして短期間で行われるのであれば、私は、この件に関しまして反対をしたいと考えておりますので。

青木議長 反対討論がありました。

ほかに討論ありませんか。8番議員！

山本悦雄議員 この決議は、確かに全員協議会で出そうと、そしてそれに基づいてやろうということになったと思うんです。それとね、自分が反対だったというんでしたら、農業委員の報酬は、本来、改選までは報酬をいただくという形で検討委員会ではなかったと思うんです。その検討委員会において、反対者がなかったんです。しかし、全員協議会を開いたら8対7で払う必要ないということになったから、ここにそういう方法で出してるわけなんです。自分らは払うべきだという立場にあったわけなんですけども、こうして出た以上は、やはり全員協議会で採決されて、8対7になろうとも、そこで採決されて、これを出したということになれば、やはり全員の合意で僕は進めるべきではないかと思います。以上です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。6番議員！

寺前議員 全員協議会で十分な議論をしたかどうかという問題は別にしても、全体の枠を下げているということ、全員が一致したような認識を私自身も持っていました。しかし、この本会議場で意見が異なる人がいるということについては、非常に不十分な議論であったと言わざるを得ない状況が生まれています。そういう点で、最終議会まで採択を延ばして、この問題についての議員同士の議論を深める必要があるのではないかというように思うわけなんですけれども、その点についてご判断をお願いしたいと思います。

青木議長 判断で、もう既に議案に提出されておりますから、ここで賛否の形をとるとというのがルールでございますので。

ほかに討論ありませんか。12番議員！

松野議員 私もおおむねのところ合意しているんですけど、ところが、理事者の方の補助金の削減とか、こういう特別職の報酬の削減についての提案については、今回初めてこの議案を見せていただいて理解したところなんです。ですから、全体のバランスとして、やはりこの部分の監査委員報酬について、議員の部分で再度やはり検討することも必要なのではないかというふうに今考えたわけです。ですので、ぜひこれは最終議会に審議するという形の継続審議ということをご提案したいと思います。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 採決します。

それでは、本議案に対して採決をします。

反対者がありましたので、起立により採決をいたします。(「緊急動議」の声あり)

はい。

寺前議員 現在のこの審議状況をもう一度議員全員で議論をして、最終議会に採択することを提案します。

青木議長 ただいま緊急動議がありましたが、この緊急動議に賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立が定数に達しておりますので、議案として上程されました。

それでは、6番議員！その提出の緊急動議の趣旨を説明してください。

寺前議員 先ほど討論の中で述べたように、議会議員全員一致して提出したものと理解していたわけでありませぬ。

ところが、この本会議場で異論が出るということは、全員協議会での議論が不十分であったということと言わざるを得ないわけでありませぬ。もちろん私たちもその点については賛成をしていたわけですが、本来、この問題について、議員同士の議論が不十分であったのかという疑念を抱かざるを得ないわけでありませぬ。

そういう点で、議会最終日までにもう一度この問題について、議員同士の議論を深めて、その中身について検討する必要があるんじゃないかということが緊急動議の趣旨でありませぬ。

青木議長 ただいま6番議員から継続審議という提案でありませぬ。そして趣旨説明がありませぬ。

これに対して質疑を受けませぬ。

(なしの声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませぬか。8番議員！

山本悦雄議員 ただいまの提案に反対いたします。

提案者は検討委員会の委員でございませぬ。十分審議されてないと。何度も集まって討論したわけでありませぬ。それなら、あなたが継続審議の提案者じゃなしに、そうでない人がなるべきでありませぬ。

よって、今の提案に対しては反対いたします。

青木議長 ほかに討論。12番議員！

松野議員 賛成の立場で討論いたします。

私もこの内容について全員協議会で賛同しておりますが、ただ、先ほど言いましたように、理事者からの提案が初めて、今、目にしたという中で、その全体の整合性を再度検討してもいいのではないかという趣旨で継続審議をお願いいたしましたので、例えば新たに理事者の方から出されてきた提案につきましては、4時間以下の審議の場合はその報酬の2分の1とかいう項目も入っておりますので、ですから、全体ももっと下げていくという中で、やはり議会のほかの委員さん、審議員が全部なしにしたということも含めて、全体のバランスを、議員の収入、監査役がどういう位置づけになるのかということを再度検討、研究してもいいのではないかという趣旨はご理解いただけるということに思いますので、よろしく願いいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは、討論がないようですので討論を打ち切り、採決をいたします。

ただいま緊急動議でありました継続審議に対して、継続審議に対する賛成諸君の起立を求めます。

これはおかしいですよ。提案者が退席というのはおかしいですよ。(不規則発言あり) 当たり前や。自分で出しといて何言うとする。

緊急動議に対する採決です。継続審議に対する採決をします。

継続審議に賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立少数であります。よって、継続審議の提案は否決されました。

それでは、本題に戻ります。

議員提出議案につきまして採決をいたしたいと思えます。

本案について、反対者がおりますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第1号を原案どおり決議することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり決議されました。

ご静粛にお願いします。

次に案件に入りますが、議案の朗読につきましては、案件が多数でありますので、省略といたします。

青木議長 次に、日程４番、諸報告に入ります。

先般、厚生委員会並びに産業建設委員会が先進地の視察研修をされましたので、その報告をお願いをいたします。

まず、厚生委員長、竹村君、お願いします。

竹村厚生委員長 厚生委員会委員長報告をいたします。

厚生委員会は、去る２月５日、山口県周南市、翌６日に広島市内の広島ミミズの会を訪れ、視察研修をいたしましたので、その概要を報告いたします。

まず、周南市は、平成１５年４月２１日に徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の旧２市２町が合併して誕生しました。山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を臨み、東は下松、光市、岩国市、西は防府市、山口市、北は島根県吉賀町に接し、東西約３７キロ、南北約３９キロ、面積６５６平方キロ、人口１５万８、６００人余りの市であります。

周南市では、合併後、環境基本計画策定委員会を組織し、住民アンケートをもとに、市の目指す環境像を実現するため、５つの基本方針である快適で健全な生活が営めるまちづくり、人とさまざまな生物が共生できるまちづくり、自然や文化と身近に触れ合えるまちづくり、資源が循環する環境に優しいまちづくり、一人一人が環境について考え行動するまちづくりを掲げ、さまざまな基本施策や重点施策を実行されています。

その中で、地球温暖化防止対策として、市民節電所事業がありました。この事業は、家庭で節電することでエネルギー消費を抑制し、かつ地球温暖化防止の意識を高めることを目的とし、平成１７年度から実施されているものです。仕組みは、１０世帯以上から成るグループで参加し、７月から１０月の夏場の電気使用料が昨年と比較して４％以上の節電を達成した各世帯各月ごとに割合に応じてグループ支援金が支給され、支援金は一月当たり４％以上６％未満が５０円、６％以上１２％未満が１００円、１２％以上が２００円、それと別に電気使用料のお知らせが４カ月分すべてそろろうと１００円で、１世帯当たり最大９００円が支給されます。

平成１７年度の事業成果は、４グループ９６世帯が参加し、節減量３、３３９キロワット、２．１％の削減効果で、１６２本の杉の木が１年間に吸収する二酸化炭素の量に匹敵する効果があったとのことであります。

なお、10世帯のグループをつくるのが大変だという意見があり、今年度から1世帯からでも参加できるよう枠を広げられています。

少額の予算からではありますが、京都議定書の6%の削減をも念頭に、市民への啓発に努めておられました。このほか、ごみ減量や不法投棄ごみの取り組みについてなど、詳しく説明を伺ってまいりました。

次に、翌6日には広島市に研修場所を移し、ミミズによる生ごみリサイクルを実践し、その普及に尽力されている広島ミミズの会会長、加用誠男さん宅を訪れました。その内容について説明を伺いました。

広島市では、4人家族で1日当たり570グラムの生ごみを排出され、生ごみを含む可燃ごみ1キロ当たり58円の処理費用をかけておられます。つまり4人家族で毎月990円、1年間では生ごみの処理に1万2,000円もの費用がかかっています。

そこで、平成15年からごみの分別収集が実施されたことを契機として、加用会長がミミズコンポストによるごみ減量化を広島市に提案され、この説明会には20人の募集に対し167人もの応募があり、住民もごみ対策には非常に関心が高いようであります。

ミミズコンポストの製作費用は、プラスチックケースやミミズなどの初期費用が自作で6,500円程度、市販のもので1万1,000円程度が必要となります。その費用をだれが負担するかは別にして、初期費用は市の生ごみ処理1年でペイされます。その他に、電気なども使わないでランニングコストがかからない。酸素が行き渡った状態で生ごみを腐らせ、ミミズが食べるのでにおいがしない。ベランダ、軒下などの小さなスペースで場所をとらない。ごみ収集日までの生ごみをためておくことなく、いつでも生ごみが処理できる。良質の堆肥が生成されるなど、大変すぐれた特徴を兼ね備えているものです。

私たちは、委員一同、加用会長宅のミミズコンポストを実際にのぞかせていただきました。ミミズは魚釣り用のもので7センチ程度の小型のシマミミズ1キロのミミズがいれば、1日に0.5から1キロのごみを処理できるとのことです。説明のとおり、衣装ケースのようなものに入ったミミズと残りごみはにおいもなく、その効果を実際体感してきたものであります。ただ冬の気温の低い時期はミミズの活動も鈍くなるとのことですが、春から秋にかけてはすばらしい効果を発揮してくれるとのことでした。

その後、予定にはありませんでしたが、急遽広島市環境政策課を訪れ、ミミズコンポストの市の考え、対応について伺いました。

地球温暖化対策、ごみ対策問題は世界共通の大きな問題であり、今回の研修で、行政と住

民とが考えを共有し、歩調を合わせて取り組めば、費用以上の効果が生まれるのではないかと強く感じた次第であります。この研修成果を今後の議会活動、環境行政に生かしてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、厚生委員会の研修報告といたします。ありがとうございます。

青木議長 それでは、ありがとうございました。

次に、産業建設委員長、乾君、お願いいたします。乾議員！

乾産業建設委員長 産業建設委員会委員長報告を言います。

産業建設委員会は、去る2月13日及び14日に高知県馬路村を視察研修いたしました。

馬路村は、高知県の東部に位置し、西は安芸市と、すぐ北側は徳島県と隣接し、それぞれ1,000メートル級の山岳に隔てられている。村の面積は広陵町の約10倍の166平方キロメートルで、うち96%を山林が占め、耕地はわずか0.4%にすぎない。人口は1,200人足らずの村であります。

馬路村では、平成13年に振興計画の柱として「永遠のふるさと馬路村」づくりを掲げ、林業や観光、ユズ産業の地場産業の振興を目指し、自立した村づくりを進められております。

2月13日には、まず「ごっくん馬路村」と称した馬路村農協のユズ加工場を視察いたしました。農協職員は80人、農協組合員は500人程度、農家は170戸で、いずれもユズ産業に何らかの形でかかわっているが、専業農家は1軒しかないそうであります。ユズはほかに比べ品質が落ち、玉出しができないため、加工するしかない品物であるので、ここでは冷凍保存したユズ絞り汁を数々の製品に加工し販売しておられ、別棟にはユズ搾汁所があり、製品を全国展開、販売しておられます。創業当初から10年ほどは赤字だったが、今は約33億の販売額を生んでいるそうであります。販売額の半分はユズのポン酢しょうゆの500万本であり、ユズのジュースは700万本と本数では多い。現在は主に百貨店などメーカーへの販売があるが、地道な努力と蓄積の成果として、個人では全国3万人の方々にパンフレットの発送を行い、インターネットで販売も展開されております。馬路村農協さんも他所との合併もしないで取り組んでおられ、今では年間300件もの施設見学があるそうです。

翌2月14日には馬路村役場にて視察研修をいたしました。村では、自立促進協議会や活性化推進委員会などを設置、平成15年には自立宣言をし、地域独自の産業、また観光を展開されております。村の一般会計予算は約17億であり、去年の加工場建設時には20数億であった。今は農協から指定寄附として年間約5,000万円を受けている。

加工場施設はもとの施設を新しく建築し、総工費 1 1 億のうち国の補助が 5 0 %、農協が 2 5 %、村も 2 5 %の負担をしたとのことであります。全国のイベントには農協さんや婦人会の方々とも出向き、販売活動を通じて馬路村を P R されております。県内ではユズ生産は 4 位であるが、昭和 3 8 年ごろから産業として興し、当初から 1 0 年ほどは赤字だったが、その間、農協さんや住民との連携により、粘り強い努力を重ね、だめでもやり、よくてもやりという、やはり私たちの村はこれしかないという意気込みを持って取り組んでこられたとのことであります。人口 1, 2 0 0 人足らずの村であるので、何とか産業を育成せねば村に人がいなくなるという危機感もあったとのことであり、かえって 2 0 代から 3 0 代の若い人たちが合併に反対というアンケート結果もあったそうです。

もともと林業中心で馬路村の名前をほしいままにしてきた時代もあり、最近はまだユズもさることながら、間伐材を使用した木製品の加工等の森林産業もあわせて力を入れていきたい。村長みずからバイヤーとともにドイツへ出向き、販路拡大と勉強のため努力されております。月 1 回のユズ新聞発行、農協の協力により安田川へのアユの放流など、また、交流人口の拡大のため、村長さんと「ごっくん」というユズのジュースを飲んで語るという特別村民の住民票を発行する制度があり、現在はこの特別村民が県外に 2 7 8 人おられるそうです。

このようなことから、馬路村は「ゆず香る杉と温泉のふるさと馬路村」として村全体、丸ごと宣言され、根強い努力をもって幅広く展開されています。

本町の産業振興にありまして、ここで研修いたしました成果をもとに、今後も提案させていただきたいと考えております。

以上、報告いたします。

青木議長 ありがとうございます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

(P.M. 0 : 0 2 休憩)

(P.M. 1 : 3 2 再開)

青木議長 休憩を閉じ再開をいたします。

青木議長 次に、日程 5 番、報告第 1 号、広陵町土地開発公社予算についてを議題とします。

本案について報告願います。総務部長！

植村総務部長 それでは、報告第 1 号、平成 1 9 年度広陵町土地開発公社予算につきまして、ご報告並びにご説明申し上げます。

この予算につきましては、過日の 2 月 2 1 日に開催されました土地開発公社理事会におき

まして慎重審議され、ご承認をいただいたものでございます。

それでは、別冊になっております広陵町土地開発公社予算書をごらんいただきたいと存じます。別冊でございます。

初めに、予算書の22ページをお開きいただきたいと存じます。平成19年度広陵町開発公社事業計画であります。事業用資産取得事業といたしまして、事業名、新清掃センター建設関連事業としまして、町道百済赤部線整備事業の土地取得費2,000万円を計上させていただきます。取得面積は625平方メートルを計画しているものであります。

次に、23ページの事業用資産売却事業としまして、新清掃センター関連事業費の土地売却原価5,840万9,000円を、土地売却収入といたしまして5,850万9,000円を計上しているものであります。その売却面積は2,365.30平方メートルを予定しているものであります。これにつきましては、町道古寺中線で3筆、町道百済赤部線で5筆、森公民館用地、林口広場整備事業の公社先行取得分を一般会計に買い戻しを受けるものであります。

次に、恐れ入りますが、1ページに戻っていただきたいと存じます。平成19年度予算書としましては、第1条に総則、第2条に収益的収入及び支出を掲載しております。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして、第1款事業収益につきましては5,851万2,000円を、第1項事業収益につきましては5,850万9,000円を、第2項事業外収益としまして3,000円を計上させていただきました。

次に、2ページをお開きください。支出でございます。第1款事業費用といたしまして5,850万9,000円を、第1項事業費用といたしましては5,850万9,000円でございます。その内訳としまして、事業費用の土地売却原価5,840万9,000円と一般管理費10万円であります。一般管理費の内訳としまして、旅費3万円、需用費6万円、役務費1万円を計上させていただきました。

次に、3ページの資本的収入及び支出でございます。まず、収入といたしまして、第1款資本的収入の第1項借入金といたしまして2,610万円を計上しております。次に、支出といたしまして、第1款資本的支出であります。8,450万9,000円を、第1項事業費としまして2,100万円を、第2項借入金償還金としまして5,850万9,000円を計上しております。第3項事業外支出としまして500万円を計上しております。なお、予備費はゼロでございます。

次に、4ページでございますが、第4条の借入金の限度額につきましては、20億円と定

めております。

その他に関する予算の説明につきましては、5ページ、6ページには収益的収入及び支出の内訳を掲載しております。7ページ、8ページには資本的収入及び支出の内訳を掲載しております。9ページには土地開発公社の資金計画書でございます。10ページ、11ページに平成18年度の予定損益計算書を掲載しております。また、12ページから15ページにかけては、平成18年度と平成19年度の貸借対照表を掲載しております。16ページから18ページには収益的収入及び支出の内訳を掲載しております。19ページから21ページには資本的収入及び支出の内訳を掲載させていただきました。

以上で平成19年度の土地開発公社予算の報告でございます。どうぞよろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 この土地取得費ですけれども、いわゆる事業計画書ですが、625平米ということになってるんですけども、これはどこの面積なのか。現在残っている状況、いわゆる新清掃センター関連で残っている状況ですね、筆数及びその状況についてご報告願いたいと思います。

青木議長 森田部長！

森田都市整備部長 用地の分ですけれども、19年度に取得する予定としましては、一応田畑を含めて10筆分、それから18年度で境界等の未確定のために買収できなかった分が一応4筆あります。以上です。

寺前議員 ちょっと聞こえませんでした。18年度4筆。それで19年度は、これは。

森田都市整備部長 一応10筆。

青木議長 6番議員！

寺前議員 18年度の境界については、現実には1筆ではないのですか。境界の未確定というか、承認をもらえないで境界が確定していないというところは1筆ではないのかというように思うんですが、言ってみればはっきりといわゆる筆界未定で買収できないのか、それとも売り主が何らかの事情で売却を現在のところ拒否しているという状況なのか、そういう点もあわせてお願いしておきたいと思うんです。

この19年度の10筆というのは、625平米で10筆ということですから、かなり小さいところの面積になるのか、ちょっと事業計画書の中でわからないというように思います。

だから、いわゆる立ち退きが必要なところの土地、家屋について、売却には同意しないと

いうようにおっしゃってる方がおられるそうであります。また、従来から売却には反対だと言っておられる方があったわけであります。また、もう一人、現実には諸般の事情から含めて売らないというようにおっしゃってる方もあるやのように聞いているわけなんですけれども、現状は、いわゆる売らないという意思表示を明確にされている方は3名おられるのではないかと。4筆という意味は、2筆ある方があるんだらうというように思うんですけれども、そういうところへの具体的な対応について、これは十分になされているとは言えないし、現状のままでは結局稼働して、この間、入り口、それから西の入り口というような形で地図にかいてあったわけなんですけれども、この状況を、稼働し終わっているわけですから、いつまで続けていくのか。あるいはこの状況でいかざるを得ないという面も見受けられるわけなんですけれども、そのような状況の打開策というのを持っておられるのか。私たちは当初、1人の人だけが反対しているというような認識でもってこの状況を見守っていたわけなんですけれども、現実には意思表示をされている方が3名おられるということからいって、この事業の最終段階での困難な点がわかっているわけですから、事業変更をするなりする対策、あるいは事業変更をして対応できるというような状況がある部分とない部分があるかと思えますけれども、具体的にその反対されているところの状況を、事業変更も視野に入れた形で実施できる場所があるのかなのかというものも含めて、お伺いをしたいわけであります。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 ただいま議員さんがおっしゃっておられるのは、中古寺線の件でおっしゃっていただいていると思うんですけども、土地開発公社、今回の件につきましては赤部百済線でございます、ちょっと対象が別のことになっております。

それで、現在のこの予算に上げてもらってる分につきましては、18年度で境界が確定できずに、一応、今、話が難航している分が4件、それと19年度で買収をお願いしてる分が10筆であるということですので、ただいまおっしゃった売る売らないとかいう話については、古寺中線の関連です。

寺前議員 それはここには出てへんの。

森田都市整備部長 これには上がっておりません。事業の中には。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 説明もいただきましたが、ちょっとわかりにくいので、だからこの予定されている用地買収のかかわる事業名というか、そういう形で事業の名称あるいは内容について、それぞれ該当する部分を説明しておいていただきたいということが一つです。

それから、見通しが大変厳しい部分についての対応については、どのようにされる予定なのかということもお聞きしておきたいと思います。

それと、8ページの支出のところなんですけれども、資本的収支及び支出というところの8ページの事業外支出の500万円ということについては、どういう内容になるのかということもご説明いただきたいと思います。

あと12ページの資産の部なんですけれども、固定資産で、必要という部分も以前に聞いたような記憶もあるわけですが、定期預金の700万円についての位置づけ、あるいは運用についてお聞きしておきたいと思います。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 質問いただいたうちの今度のこの2,000万円の用地取得の事業名なんですけれども、交通安全対策事業ということで計画しております。

それから、難航している部分につきましては、個々の境界等の問題ですので、一応話し合いについてはこちらの方からも働きかけておりますので、できるだけ早い時期に解決できるように努力させていただきたいと思います。

青木議長 植村総務部長！

植村総務部長 12ページの700万でございますが、これは500万が基本財産でございます。そしてあと200万が定期預金でございます。その700万でございます。

それと、8ページでございますが、8ページは財源調整の枠どりとして500万を計上させていただきました。

青木議長 ほかに質疑。12番議員！

松野議員 事業名は、これは補助事業としての名前を教えてくださいんかなと思うんですけど、そういう事業名じゃなくて、道路の何々線の改良事業とか、そういう形で説明いただいたら、場所とか、工事の内容とか、はっきりわかって、何のための用地の取得かということがわかりやすいのでお聞きしたかったんです。わかれば教えていただきたいし、今、手元に資料がなければ、また後日教えてくださっても結構です。

それと、先ほどの固定資産の700万についてですが、500万が基本財産ということで、これは置いておかなきゃいけないということで以前もご説明いただいたわけですが、大きな金額ではありませんけれども、こういう形で少しずつこのような固定資産がふえていくという状況について、少しでもやはり町にまた還元するときに、町の方の用地を買ってもらうときに生み出される利益ということになるので、そういう部分では、もう少しきちっとした適

切な金額を町に提示していくべきではないか、あるいは今後このような余剰金がふえていかない形でした方が今の時代には適切ではないかと思うわけですが、その辺のところでお考えをお聞きしておきたいと思います。以上です。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 大変わかりにくい説明をしまして申しわけございません。一応事業は百済赤部線、森橋から大今橋までの両サイドに歩道の設置する工事の用地買収です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。(不規則発言あり) 答弁あるの。助役！

山村助役 ただいま議員おっしゃいました余剰金を適正に運用せよというご意見だと思います。土地開発公社に蓄財をするつもりはございませんので、できるだけ経費については必要なものにとどめていきたいというふうに考えております。

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

これで報告第1号の報告は終了いたしました。

青木議長 次に、日程6番、報告第2号、財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてを議題とします。

本案について報告を願います。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 それでは、報告第2号、財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてご報告申し上げます。

なお、この公社事業計画及び収支予算につきましては、過日の2月21日に開催されました当公社理事会におきまして慎重審議され、ご承認いただいたものです。

恐れ入りますが、別冊になっておりますので、事業計画及び収支予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。公社の事業計画についてであります。事業方針は、ここにも書いてありますとおり、各種の文化、体育等の事業を行うとともに、広陵町または奈良県その他公共的団体の設置する施設を管理運営することにより、住民の文化の向上と体育等の普及振興を図り、もって住民福祉の増進に資するという当公社の寄附行為に沿ったものでございます。

次に、事業計画の概要についてであります。公園施設等の管理運営事業といたしまして

は、公園等の施設を常に良好な状態に管理することを初め、各公共施設の維持管理や公園等の美化活動等、シルバー人材センターと連携し、業務委託方式により効率的な管理運営に努めること、及び新規事業といたしまして、はしお元気村朝市事業への参画や県と連携した出会い事業を行うこととしています。

続きまして、収支予算に移らせていただきます。

5ページをごらんいただきたいと思います。収入についてですが、基本財産運用収入といたしまして、預金利息分4万2,000円を計上いたしております。次の事業収入1億1,312万1,000円ですが、受託事業収入といたしましては、町施設管理委託金8,289万4,000円と県立公園委託金2,946万5,000円の1億1,235万9,000円でございます。前年度に比べまして1,780万円ほどの増収を見込んでおります。また、自主事業におきましても76万2,000円と、前年度に比べ43万円の増収を見込んでおります。これは町の指定ごみ袋の売り上げ収入によるものでございます。次に、補助金等収入1億6,571万1,000円ですが、これにつきましては、公社職員15名と支援スタッフ37名分の人件費等に対します町からの補助金でございます。次に、雑収入376万9,000円ですが、このうち雑収入376万8,000円の内訳につきましては、チップ化作業清算金としまして105万7,000円、車両賃貸料といたしまして106万3,000円、はしお元気村朝市会費収入金としまして91万円、出会い事業参加費といたしまして72万円等でございます。これを合わせました当期収入合計は2億8,264万3,000円となっております。

次に、6ページからの支出に移らせていただきます。まず、管理費の1億6,505万1,000円ですが、一般管理費といたしまして人件費及び事務費等を計上させていただいております。次の受託事業費につきまして、町施設管理費といたしまして8,528万1,000円、それと県立公園管理費といたしまして2,909万8,000円、合わせまして1億1,437万9,000円を計上いたしております。次の自主事業費196万1,000円についてですが、文化・体育等普及振興費といたしまして67万3,000円、はしお元気村朝市費といたしまして55万2,000円、出会い事業といたしまして、謝礼金や事業賄い費分としまして50万4,000円を計上いたしております。当期の支出合計は2億8,264万3,000円で、当期収支差額はゼロ円となる予算でございます。

なお、前年度までは勤労者総合福祉センターやふるさと会館等の特別会計がございましたが、平成19年度よりこれらの施設は町の直営となりましたので、費用につきましても町の

一般会計に組み込まれましたので、よろしくお願いいたします。

次の9ページ、10ページには給与費明細書でございます。後ほどでもごらんいただければと存じます。

以上、簡単ですが、平成19年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業計画及び収支予算の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

青木議長 それでは、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 一つは、今度は直営になったということなわけですけれども、指定管理者制度が施行されて、どちらか選択せざるを得ないということから直営にしたというわけですけれども、本来、従来からの趣旨は、外郭団体による経営で手軽に運営していこうと、こういうことであつたわけですね。直営と実態は、要はほとんど変わっていないというのが中身ですけれども、経営形態はですよ、中身は今度はそういう意味で、サン・ワーク自体がなくなったので大きく変わるわけですけれども、こういうような問題というのは、本町の規模のようなところでの指定管理者制度ということ自体が間違いだと、要は国が言っている内容は結局、民にできることは民にと言うけれども、実際に公の部門については、やはり公の税金を投入した経営が基本的だということのあらわれだと思いますけれども、その点についてどのように認識されているのかというのをまず第1点お聞きしたいと思います。

それから、最近新聞紙上でも派遣、それから偽造請負、こういう内容が新聞紙上をにぎわしています。共産党の国会議員も先般、公共施設における派遣及び偽装請負の問題について、具体的な事例を挙げて問題点を追及してきたわけでありまして。広陵町の場合、公共の場合には、ピンはねがないということが大きな救いですが、いわゆる労働形態に大きな矛盾を抱えているという点では全く同じことだと思ふんです。それは、いわゆる保育園、幼稚園という教えるところでの労働の問題であります。これは、わかるように、全国津々浦々、若年労働者のほとんどが正規雇用をできない状況で、社会問題になっているわけです。その一端を公共、いわゆる国や県、市町村が担っているという実態がますます明らかになってくるのが今日の姿だと思います。

そういう点で、お聞きしますけれども、実際に労働派遣法が施行されたとき、これは期限1年ということであつたわけでありまして。また、業種も限られていたわけでありまして。それが規制緩和の名のもとに広げられてきたわけですけれども、現実問題として、1年後は継続して使用する場合は正規採用しなさいというようになっているわけなんですけれども、法律が変わって現在は3年ですけれども、こういうような状況が続いて、3年たてばやめてもら

って新しい人を雇用すると、こういう形態については、本来の労働法あるいは労働基本法、あるいはまた派遣法からいって、正規雇用をとらなければならない実態を覆い隠してることになるわけなんですけれども、こういう点についての認識、どの程度持っておられるかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、3点目ですけれども、いわゆるサン・ワークが廃止されて、このようなはしお元気村になったわけですけれども、この点での今までの費用の負担、効果の問題は別として、費用の負担について、サン・ワークとはしお元気村との事業形態は違いますけれども、実際にどの程度の一般会計で比べれば負担が軽減されてるのかという点についての認識を持った計算されているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

青木議長 答弁。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず最初の問題ですけれども、サービス公社が設立されましたのは、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、一応施設の管理運営をサービス公社に委託することが、何ていいますか、経費も安く上がる、また応用もきくということで、そういう感じでサービス公社が設立されたと思います。ところが、その当時は考えてもいませんでした指定管理者制度というものができまして、現在、町としては指定管理者制度をとるか町直営かという2つの道しかございませんので、町の場合は町直営という方針になった次第であります。

ところで、サービス公社におきましては、あるものを今どうする、例えばサービス公社独自で自主経営していけるだけの今体力も何もございませんので、現在のところは従来のような町の公共施設等の管理運営のお助けをする、また県の公園等の管理運営のお助けをするという道しか現在のところは方策がないんじゃないか。ところが、サービス公社にも正職員15名おりますので、この人たちをどうするかということで、一応町の方へ出向させていただいて、町の方で働かさせていただく。結局人材派遣というふうな格好になってるわけなんですけれども、現在それしかサービス公社としてやっていく方法がないんじゃないかなと私は思っております。

それから、3年の期限付きの雇用につきましては、おっしゃるように、本来であれば正採用していただければありがたいんですけれども、やはり経費の削減、特に一番問題になってまますのは人件費が大きな問題になっておりますので、町としても職員の数をふやすこともできませんが、やはり業務をやっていくにはそれなりの手助けもないとやっていけないということで、一応その部分をサービス公社の方で3年期限付きの雇用ということで対応させていただいております。

それから、直営になって、以前との経費についてどうかということですが、経費的には従来も、経営が直営になっただけで、実際の内容はほぼ変わるところがありませんので、経費的には差がないのではないかなという思いであります。

青木議長 助役！

山村助役 指定管理者制度は、昨年の条例改正で指定管理者制度を導入できるという条例改正をさせていただきました。いろいろと検討を加えた中で、今までサービス公社で管理運営を委託していた施設については、指定管理者制度そのものを適用する難しさというのがございましたので、今回直営という形に変更をさせていただいたものでございます。

指定管理者の制度そのものについては、今後も十分検討しなければならないと思います。施設等によってはやはり指定管理者になじむものもございませし、企業に指定管理者になっていただくものもあれば、非営利法人等にも指定管理者になれる道もございませるので、施設によっては効果があるものと思いますので、今後も十分検討を進めていきたいと思ひます。

それから、短期雇用の問題につきましては、保育所、幼稚園等につきましては、やはり民間委託をしている部分もございませし、子供の数の問題、将来の少子化対策といひませしょうか、長期に雇用できない環境があるという中で、ご理解をいたひきたいと思ひます。

また、アルバイト職員につきませても、正規の職員で対応するよりも効率的であるという部分については、やはりアルバイトで、あるいはパートで対応すべきだといふふうにお思ひますので、すべてをパート職員、アルバイト職員にするという意味ではございませせん。必要な部分については正規職員で対応しなければならないといふことも認識をいたひしておりますので、それぞれの業務内容を慎重に分析をいたひませして、経費と効果を見きわめて判断をしている次第でございませす。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 結局問題を明確にできていないといふように思ひますけれども、いわゆる偽装請負、派遣、この関係といふのはもう認識をされていふように思ひますけれども、その問題について議論するつもりはありませせん。先ほどから出ている問題といふのは、国の規制緩和及び、国が大企業を中心とした経済界と働く者の給料全般を下げていくといふ方向が小泉内閣の規制緩和の大きな方向性だったといふことが明らかになってきていふように思ひますね。そして、末端の自治体の中でも労働界では既に大きな問題になって、偽装請負についての問題は、正規雇用を行うべきだと、キャノンの経済連の会長自身は、当初は賛成をしたわけですがけれども、現実を法律に合わせろといふ強引な形で法改正を主張し

出したと、マスコミから一斉に袋だたきに遭ってるという状況なわけですがけれども、この問題は、いわゆる公務労働のところにも波及しているんだということの認識が果たしてあるのかどうかという問題だと思うんです。

突き詰めていけば、先ほどから問題にしているように、3年間雇用して、そして仕事が完結するというのが派遣なわけですね。3年間で雇用が完結しない場合は正規採用する。これが法の趣旨なんです。ところが、このことについても、人件費削減が国から言われ、そしてそのもとに基づく地方財政計画がつくられて、そういう人件費の削減のために全国津々浦々このような違法性を持った雇用が蔓延していると。一步先んじてこれは当然民間の働く場で出現したわけですがけれども、こういうような状態というのが果たしていいのかどうか。私は、長期に人材の見通し、いわゆる職場、いわゆる人口減で、長期に幼稚園教師、教諭を採るといのが難しいということをおられるわけですがけれども、この問題と雇用形態の問題は全く別なわけですね。だから、要は法の趣旨にのっとった場合、3年間勤められて、次、首だから、あんたもう3年過ぎると正規雇用に切りかえなきゃならないからやめてくださいと、こんな待遇の仕方が今、現実になっているわけなんです、このことについて実際に問題を持つて、矛盾をはらんでるんだという認識を持っているのかどうかというのを聞いてるんです。

特に人を教える現場において、このような問題が発生してると。そして少子高齢化、あるいは少子化対策として子供たちが、赤ちゃんから安心して産み育てられるような環境をつくらうと言っているときに、この一番最先端の保育所や幼稚園のところで短期雇用がまかり通って、そして新しい先生を次々に入れかえなきゃならない。こういうことが、財政面のところからだけ見ているわけですがけれども、使われる側、あるいはまた法の趣旨からいって、これはおかしい。はっきりとした認識を持って、県、国にこの問題についての矛盾をやはりきちんと言うべきだと。そういう解決の仕方がないまま、指定管理者制度においてもこれは有効なんだというようなことをおっしゃっているから、現実問題として、サン・ワークが廃止になって、いわゆるはしお元気村になった途端に直営にすると。もちろん形態はサービス公社が中心になっているわけですがけれども、指揮命令系統が町職員がきちんとやるということから直営と言っているだけですけれども、現実問題こういうような状態があるわけですから。

じゃあ助役は、なお指定管理者制度の有効な部分があるから今後も検討していくと言っておられるわけですがけれども、それは歴然としてサービスに影響するのは間違いないわけなんです。サービスの低下を起こすということについては、全国津々浦々、特に独立法人になっ

たところは悲鳴を上げています。学者もこぞってこの問題について指摘されている事例がどんどんふえていってるんですね。これが自民党、公明党が行ったいわゆる規制緩和の実態なわけですね。で、格差が生まれる。格差是正についての議論が国会でも行われる。ワーキングプアという言葉がまかり通る。こんな実態を広陵町の現場でも起こっているという点について先ほどから聞いているわけなんですから、その点について、国の規制緩和というのは現実の矛盾が起こっているという認識を持って見ているかどうかという点については、きちんとやっぱり答えていただきたいと思うんです。

もしそれでなければ、私は、3年間勤めて、次、新しくするという実態、人数が余りにも多いので一遍にということになってくると、それは確かに財源に大きく影響します。しかし、計画的な取り組みによって、その矛盾を繕っていくということは可能なわけですから、そういう見通しを持った形での採用の問題というのを検討されてもしかるべきなんですけれども、現実には派遣法に違反する、法の趣旨に違反することを公務労働の部門でも行っている。国会では、厚生労働省は、そういう場合についてはきちんとやはり正規雇用をすべきだということをお答えしてるんですね。

だから、そんな実態の問題について、政府の規制緩和の矛盾があるんだという認識が全くないのか、ある中で今取り組んでいるというように考えておられるのか。この点にとっては、3年雇用の方々が救われるかどうかの大きな問題でもあるんです。現実問題そういう気持ちをもって解決は何もしないですけれども、そのような矛盾の中で3年間働かせてもらってる。こういう矛盾を解決していくという方向も見出してもらえそうな方向があれば、少なくとも元気に働くことができるわけなんですけれども、こんな実態の問題について、再度指定管理者の問題と、それからいわゆる派遣法、偽装請負から出発してきたこの問題点、矛盾について、どのように認識されているのか。これは一つは要するに気持ちの問題でなくて法の趣旨の問題、法の問題として答えてもらいたいということと、それから、規制緩和がこういう公務労働の部門に起こって、矛盾、問題をはらんでいるという、そういう事実について、分けてお答え願いたいというように思います。

青木議長 答弁。助役！

山村助役 3年期限付きの雇用形態については、この制度導入時点で十分研究、検討いたしておりまして、違法でないという認識いたしております。ただ、社会全体が正規労働者をどう扱うべきかという議論がされているということも承知をいたしておりますし、国会の方でもいろいろこの分野について議論をしていただいておりますので、今後、今、議員おっしゃるよう

なことについては、国としても方向性が示されるのではないかというふうに思っております。

それから、指定管理者のことについて、指定管理者制度がすべて悪いようにおっしゃっておられるわけですが、隣の櫃原市では、体育館を指定管理者制度にしたおかげで非常にサービスがよくなったという利用者の評判も聞いております。ただ、経費と効果がどのようになっているのか、その感想だけでは判断できないと思いますが、そういった面も研究に値するというふうに思っておりますので、今後、指定管理者制度が適当だと思われる部分については、やはり研究をしていくべきだというふうに思っております。

青木議長 次に質疑ありませんか。(不規則発言あり)

答弁。はっきりと答弁したってください。助役！

山村助役 3年期限つきで退職していただいた方を同じ形で雇用するというをおっしゃっているわけですか。

寺前議員 そういう形の労働の制約自体は、本当は、3年間で完結できていない仕事については、引き続いてやる場合については正規採用しなさいということですよ。

山村助役 町が3年期限つきで雇用させていただいておりますのは、幼稚園業務が継続するというふうに、そういう意味でおっしゃってると思います。確かに幼稚園は、保育園も継続いたしておりますが、3年期限つきで採用させていただいた後、期間満了すれば、希望があれば違う職種で頑張ってくださいという道も開いておりますので、そういったところで頑張ってください。あるいはみずからの資格、能力を生かしてほかの道に進んでいただくということは、この3年間の中でも考えていただくように既に啓発、お願いをいたしているところがございます。

青木議長 ほかに質疑。1番議員！

山田議員 3点ほどお願いします。

この施設管理サービス公社事業計画の3番と5番についてまず初めに。いわゆるはしお元気村朝市事業についてです。これは特に私たちの住んでいる広瀬区についても、これとの関係性ありまして、大変関心を持ってるところであります。私も一般質問等々でさせていただきますが、この機会ありますので、まず前座として聞かせていただければなと思っております。これが、いわゆるはしお元気村朝市事業が計画ずっと進んでいると思いますけれども、今現状どこまで進んで、どういう形でできようとしているのかというところですね、その内容についてお願いしておきます。

それから、出会い系事業なんですけど、独身男女の方を対象とした出会いの場となる開催施

設の個性を生かした独自のイベントを行うものとする。この出会い系事業というのは余り、僕はですよ、出会い系サイトとかね、あんまりよくないイメージがあるんですよね。もっと初めになかったのかなと、イメージ的に。それは別として、やはりどういうことを想定されて、具体的に何をどのように何のためにこのようなことをされようとされるのか、ちょっと説明をお願いしたいなと思っています。

それから、今、職員が、15名が正規で職員でいらっしゃる、それで37人が支援スタッフでいてはるところですが、一つは、勤務時間の体制についてどうなっているのか。特にふるさと会館等々の宿泊のある施設においては、この職員に対する勤務体制がどのようなになって、どのようにつくられているのか。例えば1人の例を出されて、1カ月間どのような、1週間でも結構ですが、どのような勤務時間で、また休日は何日ぐらいあるのか、ちょっと説明をしていただきたいと思っています。

青木議長 中尾統括部長！

中尾統括技術部長 元気村の朝市の内容についてご説明申し上げます。

4月28日にオープンを予定いたしておまして、朝市のブースといいますか、持ってこられる方は60ますほど用意させていただいております。この4月の1日号か、あるいは3月のお知らせ号の中において、一般の方の公募もさせていただこうという予定をいたしております。

内容につきましては、いわゆる公募と、来年立ち上げといいますか、予定をいたしておまして広瀬の農家の方が合わせてその辺の、60のを埋めていただくという予定にはなっておりますが、いかんせん品物の不足というのが予想されます。それで、いわゆるJAと町内の出荷組合の方にご協力も要請いたしておまして、JAの方は快くお引き受けしてくださったという現在の内容です。

また、町の朝市における責任者といたしまして、この1日付でいわゆる店の責任者を人事異動いたしておまして、朝市の経営に関する研修をこの週明けの月曜日から行うという予定になっております。

当初、土曜、日曜の朝だけという思いもあったわけなんです、内容によっては、でき得れば平日の1日も加えて、多くの人にご利用できる、喜んでいただける朝市にいたしたいというふうに思っております。今現在のところは元気村にあります60のブースで、いわゆる自転車置き場の屋根のある下で行うという計画になっておりますので、開設のときにもどうぞご利用いただくのをお願いするとともに、そこまでのまたいろいろなアドバイスございま

したら、お願いいたしたいと思います。

以上で内容の報告といたします。

それと、広瀬の部分ですが、当初からその朝市の60の中の30は広瀬で使っていただいでいいですよというお願いをしてやっておりますが、今のところその30はちょっと埋まるというところまでは申し込みがございませんが、次にやる広瀬の販売所に向けてのテストと申しますか、いろんな経験をしていただくということで、既に広瀬のお方は畑で、もうその日に合わせて出荷のための苗を植えておられるという状況でもございますし、来週の初めでしたか、農薬の講習会もJAに頼んで行うということまで予定いたしておりますので、広瀬の方もそれを今現在楽しみにしておられるという状況になっております。以上です。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず初めに、奈良出会い事業ですけども、これのよとの組織と申しますのは、県の外郭団体であります「なら出会いセンター」というのが一応運営しているわけです。今回、当サービス公社がこれの応援団「なら結婚応援団」というのに登録させていただいたわけです。この「なら結婚応援団」と申しますのは、いろいろな民間事業所も登録してるわけですけども、そういうところがおのおのイベントを企画いたしまして、そのイベントを会員、メルマガ登録申込者、これが会員になるわけですけども、そういう人たちにイベント情報を流させていただいて、それで参加をいただくというものです。広陵町が予定しておりますのは、会費3,000円で、あこはダンスできる場所もありますので、そういうダンス等を事業の中に入れながら、その会員同士のコミュニケーションを図っていただくと。これにつきましては施設としまして、施設の利用料並びに、当然昼食という会食をしますので、それに対してはあこにいるそういう賄い費の関係で何ぼかの貢献ができるんじゃないかなど。そういうことで、一応新しい事業として今回企画させていただいております。

それから、勤務時間ですけども、だれかを例にとってということですので、現在勤務の例えは1人をとって言いますと、まず8時から17時まで勤務して、その次の日は遅出ということで、12時15分から21時15分までの勤務となります。それから、次の日は指定休、その次の日も指定休、それから次の日が早出ということで8時から17時まで、次の日も同じく8時から17時、それから次の日も同じく8時から17時、それから指定休、指定休、それから遅出、12時15分から21時15分ということで、遅出、遅出、遅出、遅出、遅出、それから指定休、それから早出、早出、早出、指定休、早出、早出、それから8時から17時までの通常勤務ですね、それから遅出、それから指定休、それから早出、早出等とい

うような組み方をさせていただいております。

青木議長 続いて質疑受けます。1番議員！

山田議員 今、労働時間、勤務時間について言われましたけれど、職員の勤務時間示して今説明してくださいと言ったら、そういうふうにおっしゃいました。それは一通り満点の答えだなと思いますが、現場はそうじゃないのかなと思いますけれども、大変窮屈になってるのかなと。現状ですよ。今、部長言われたのは、そんなに問題のないところかなと思いますけども、聞くところによると、大変窮屈になってる、勤務時間等々も含めて厳しい状況になってるのではないかなと思いますので、一度調べていただいて、現場の声を聞いていただいたらなと思っています。

それから、出会い系事業については、広陵町の方は、町長、独身の人が多くて、こういうことをやられたら、私の周りの方でも、おれらの同級生まで独身のやつがおるわけですけども、なかなか縁がなくて、こういうことをされて、1組でも2組でもできればなと思いますので、音頭をとっていただければなと思います。

それから、はしお元気村については、なかなか4月28日にやれるとあって、60ますを用意されているようですが、なかなかこれから、農協さんには絶大なる協力いただいて成功させてほしいんですが、それよりもやはり主は、やはり広陵町における農家の方が出店される方がより効果的で元気も出るのではないか、そのための元気村だなど思うわけですけども、ひとつ、広瀬の方もなかなか出そうとされる方も人数が少ないよと聞いておりますし、また村に帰ってもけつをたたくようにはしますけども、一生懸命私たちも応援させていただきたいと思います。ありがとうございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。4番議員！

吉田議員 1番、事業方針、2番、事業計画の概要ということでうたわれているわけですけども、双方とも見る中で、住民から親しまれ利用増大となる事業を推進するとともになど、住民福祉の増進に資するという事業方針を掲げておられるわけです。2番目の事業計画の1番で、住民から親しまれ利用増大となるよう事業を推進するとともにということで、地域の方々にそういう福祉もあわせて考えておられるということなんですけども、私が住んでおります馬見南の方は今まで、きのう、おとついまではシルバー人材センター、そして清掃センターが2つございまして、地域の方のコミュニティー、もしくは駆け込み寺的な存在であったと思うわけです。ところがそういうのが3月1日をもって2つともなくなってしまったということで、その周辺にそういう公共施設がないために、例えば施設管理サービス公社が管

理されています西谷近隣公園の管理事務所、そして見立山の管理事務所等の利用される人たちが、当然、南、中の方ですので、ちょっとかなり年齢的に高くなってまいっております。自転車、そして、私、先日清掃センターの方に伺ったときに、ちょっと高齢な方で歩いてそういう申し込みもされてるのが実態で、シルバーと清掃センターの方に聞きますと、大体毎日来られて、かぎを借りに来る。また次の日が返しに来るといったような状況下にあります。その中で、町の方として、そういう人たちに対しての対応といたしますか、一番近いのでグリーンパレス、あるいは図書館といったような施設があるんですけども、高齢の方もおられますので、なかなか歩いて行ってくださいとかいうのは言いづらいかと思いますので、それもあわせて、恐らくそういうようなことも検討していただいていると思いますので、どういふふうに対応されようとしているのかお願いしたいと。

ちょっと申しおくれましたけども、添えて、西体育館の利用の方も、体育館の方に問い合わせした中では、最初、北体育館の方での対応として、西保育園か第二幼稚園の方に対応をお願いしたということ聞いたんです。ところが、池田の方のそういう殺傷事件がございまして、ちょっと事態を重く見て引き上げたというようなこともありまして、車で利用される方は中央体育館へ行ってもやぶさかではないんですけども、当然利用される方、今、ちょっと見てみますと、高齢も進んでおりますので、できましたらそういう対応もお願いしたいということなんですけども。

部長も今、かわられたいききですので、答弁していただける方あれば、よろしく願います。

青木議長 中尾統括部長！

中尾統括技術部長 ただいまの吉田議員のご質問でございますが、確かに清掃センターが今、新しい方に移りましたので、真美ヶ丘地区のサービスが一度に低下するという部分はあるかと思えます。その対応としまして、一応何らかの形で、今現在清掃センターを利用するなり、また、近くの3丁目の公民館を借りるなりのことを考えまして、そこでそういう今までやっておりましたかぎの貸し借りだとかいう簡単な業務の中でのサービスは継続できるように考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。吉田君、よろしいな。12番議員！

松野議員 まず最初に、指定管理者制度につきましては、この条例が提出されたときには大変危惧したわけですけれども、今回3施設については直営という適切な判断をいただいたことについては、大変よかったなと喜んでるところですけれども、今後につきましても、やは

り無理して民営化をしていくと必ず破綻が来るので、慎重に審議していただいて、そして当然慎重に審議していただいたら直営になろうかというふうに思いますが、ぜひそういう形でまたきちっと、よい方向での判断していただくことをお願いしたいと思います。

そういう中で、ちょっと具体的なことなんですけど、6ページなんですけれども、職員基本給の部分で31人分、そして支援スタッフ賃金で21人分、この内容ですね。3施設についての人件費、人員配置の費用が含まれていると思うんですけども、これのきちとした内訳をご説明いただきたいと思います。

それと、先ほどから議論になっております、また私も以前から指摘してきました3年期限つきの雇用の問題なんですけど、これは本当に格差社会の増大、深刻化を引き起こしていくという部分にも危惧されているというのは、寺前議員の指摘のとおりですけども、実際問題といたしまして、正規雇用の場合との比較ですね。大変ちょっと困難な比較になるんですけども、3年だけだと、若いときの3年だけの賃金ですから、大変低いと、正規雇用してもそんなに変わらないかなという部分も出てくるのかなとは思いますが、これが生涯の部分になってくると、相当な開きが出ると思うんですが、それがおよそ何倍の開きになるだろうということを想定されているのか。やはり人生の、働くいうたら、人生かけての職場なんですけど、働いておられる方は。本当に一生懸命働いていただいているわけですが、そういう部分では、現在の正規雇用と3年期限つきとでは恐らく、正確でなくていいですが、どの程度の差がつくと考えておられるのか。そういうこともやはり頭に入れてこういう制度を採用されていると思いますので、お願いしたいと思います。

それから、正規雇用の保育士さんの年齢構成なんですけれども、今、年齢構成が20代、30代、40代、50代とどのようになっているのか。保育園、幼稚園の。それに絡めて、3年期限つきの雇用の年齢層の実態ですね。20代何人、30代何人というところを比較して、実態を教えてくださいたいんです。ややこしい数字ですので、今でなければ、今度の予算委、あるいは総務委員会でもいいですが、資料として出していただきたいんです。というのは、今後の子供の減少を懸念されていますが、しかし、今の雇用を繰り返していくと、若手の責任ある立場で頑張れる有能な人材も一定育てていかなければ、将来の責任持てる保育園、幼稚園が運営できないのではないかと、こういう危惧も出てくるわけですから、そういう先のことも考えた雇用形態になっているのは当然ですので、その点についてはどのような状況になっているのか、実態を踏まえて教えてくださいたいと思います。

それと、先ほどののはしおの元気村の事業のことなんですけれども、土日だけというのは、

あそこの町の竹取公園のところでされているので、実際にやられている、経験済みとは思いますが、やはり少しこれだけ規模を大きくしていこうと思うと、生鮮食品ですから、出して売れ残った商品が人によってほとんど売れ残ってしまったと。そしたら、2日間も出していて売れ残った商品をどのように処理できるのかとか、そういうまた新たな問題も出てこないかというふうに心配するんですけども、ですので、そこに置かれる基準ですね。品物、特に野菜に限定してしまうということだけでなくでもいいような気もしますが、地産地消の考えで野菜中心ということは大事なことです、またいろいろな形で、60のブースがなかなか埋まらないような状況も懸念されていますが、そういう部分での出される方の不安については、今のところどういう問題が出ていて、どのように対応されているのかということについてお聞きしたいのと、それからもう一つは、品質の基準ですが、先ほど農薬の散布についてJAの方が勉強会されたということですが、やはり低農薬あるいは無農薬という、本当に身近なところでとれた顔の見える食べ物というところであれば、それは一番大きな安心な食べ物ということの裏づけになりますので、この部分の基準については、じゃあ具体的にどのようにお考えいただいているのかということもお聞きしておきたいと思います。

それとまた、ちょっとあちこち戻って悪いですが、6ページの上の方針の理事会の部分では、この構成が議会と、それから町と、構成をもう一度確認しておきたいので、構成を教えてくださいたいと思います。

あとは、医薬材料費のところですが、配置薬が前年度も1,000円と大変少額でしたけれども、例えば小さなすり傷したとか、基本的には医者に行っていただくのが基本だということわかりますけれども、そんな本当に軽微な場合についてのその施設内、あるいはまた作業されているときの医療措置が必要ではないかと思うのですが、医療材料費の配置薬の配置がゼロだということについては不安を感じるわけですが、この点について、どのようにされるのか、お聞きしておきたいと思います。

あとは、草刈り機の問題ですが、草刈り機が什器の方で7ページに出てるんですが、草刈り機は高額なものなので、サービス公社の方で確保しておくという考えだろうと思いますが、幾らこのような雇用形態の中でも、草刈りのかまだとか、いろいろご自分で負担いただいていることを聞いてるんですね。ですので、仕事をしていただくのに必要な物品については、やはり公社の方で手配すべきだと思うんですけども、この点についてもお聞きをしておきたいと思います。以上です。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 先ほどの細かい数字につきましては、また委員会の折に資料を出させていただくとしまして、まず職員の配置内訳だけ申し上げたいと思います。正職、サービス公社の職員が15名おります。そのうち11名が町へ出向いたしております。残り4名が、グリーンパレスに2名、それから今度のはしお元気村に2名という配置になっております。それと、31名といたしますのは、ここに幼稚園、保育園の3年期限付きの16名を入れて31名ということでご理解いただきたいと思います。それから、支援スタッフの21名ですけども、はしお元気村の支援スタッフとして3名、それからふるさと会館の支援スタッフとして7名、それから清掃センターの支援スタッフとして7名、それから電話交換員としまして3名、それからさわやかホールの管理業務員といたしまして1名の21名ということでございます。

それから次に、先ほどおっしゃいました理事会の構成ですけども、町長、それから助役、それから私、それから議会から2名、それから一般の方5名、それと統括部長2名がオブザーバーということで入っております。

それから、常備薬の5,000円では大丈夫かということですけども、今までもこれできておりましたので……（不規則発言あり）済みません。見ていただいている方が一般管理費の5,000円で見ていると思うんですけども、管理業務とかではやっぱり手を切ったりしますので、事業の方で一応5,000円は見させていただいております。

それから、草刈り機につきましては、シルバーにおきましては草刈り機は自前ということになっております。そのかわり単価が高いと、一応その分を加味させていただいた単価になっているということでご理解いただきたいと思います。

それから、朝市につきましては統括の方からご報告申し上げます。

青木議長 中尾統括部長！

中尾統括技術部長 元気村の件ですが、もう少し詳しく説明いたしますと、いわゆる出して残るじゃないかと、残ったやつをどうするんだというご質問なんですけども、まだ決定じゃないですけども、方針として決まっていることを言いますと、その日に持ってきてもらったものは、一応完売するという形で持ってきていただいて、残った分はご自分で持って帰っていただくと、こういう方式をとろうというふうに思っております。次の日に出しますと、そのしおれた葉っぱの内容が陳列されるということですので、それは店全体のイメージが悪くなるという部分もございますので、その日に出したやつはその日に持って帰ってもらうという方式にしております。

野菜ばかりかということなんですけども、最初に説明したらよかったんですけども、いわゆ

る花でありますとか、仏花もありますし、普通の花もありますし、いわゆる果実といいますか、人気のあるイチゴですとかいうのは農協さんにもご協力お願いをしておるわけですけども、そういうものでありますとか、例えばだんごなりまんじゅうなり、そういう加工品ですね、そういうのも売ってはどうかというふうに思っております。そういう加工品でも、広陵町の元気村なり広瀬で売る名物をこれからいろいろ試行していこうという思いもあります。

その品質の部分につきましては、先ほど言いました一般公募する中にも触れておりますが、さきに決められた講習を守っていただいて、農薬の管理が非常に大切な部分でありますので、そういうルールを守っていただく方のみ出店していただくという、品質管理は一番の基本でございますので、その辺のことは、店の責任者含め、しっかりやっつけていかなあかんという部分は認識しております。また、そういう加工品が傷まないように、大型の冷凍庫を購入して管理するというのも考えております。この部分はちょっと一般会計の方に予算計上いたしておりますので、ここでは出てきておりませんが、そういうことも考えております。

また、基本はご自分で値段をつけていただいて、ご自分で品物をお互い隣の人と競争し合っていていただくという方式をとろうと思っておりますので、その辺の調整を店の職員である責任者が行うということになると思っておりますので、もし出店しようという方がございましたら、どんどん奨励していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

青木議長 引き続き質疑。12番議員！

松野議員 3年期限雇用等につきましては、また資料でいただくということで結構ですが、基本的に、朝、町長の方も町民に夢と希望のある町づくりに邁進するとおっしゃっておられましたけれども、そういう部分でいえば、とりわけ若者が夢と希望が持てる町づくりこそ大切だと思います。そういう観点からいいますと、いろいろ実際に働いている方から見ますと、いろいろな不安の声、あるいは不満の声を多々聞くわけで、なかなか夢、希望、持てない実態であると言わざるを得ないんですけれども、この部分については町長は、ご自分の基本的な町政の大黒柱としての方針から見て、どのようにお考えいただいているのかということを知っておきたいと思っております。

それと、先ほどのはお元気村の問題につきましては、本当に幸い広陵町は農村地域がありニュータウン地域がありということで、需給のバランスからいっても大変期待をする事業だというふうに思います。そういうことも含めて、大いにニュータウンの方にも宣伝もしていただいて、自信持って地産地消、広陵町の農産物を広陵町の方が食べていただくということを推進していただくことを期待しておきたいと思っております。

あと、先ほどの配置薬については理解いたしました。各施設についても一定の最低限の配置薬の設置は必要だと思うので、施設内でもすり傷とかいろいろあると思いますので、その点の確認だけしておきたいなと思います。

さらに最後に質問いたしました草刈り機の問題につきましては、これは先ほどのシルバーとも関連が出てくるわけですが、やはり働く方がそういう形で、今、草刈り機については含まれているんだということをお聞きしたわけですが、それは明確に草刈り機代としてきちっと個人に渡すのか。草刈り機は多分シルバー人材センターの方で買われると思うんですが、私が一番聞きたかったのは、前から言っているんですが、シルバーとか、区分けがなかなかしにくいけど、働いておられる方の軍手とかかまとか、そういうかなり消耗する器具ですね、それがやはり自己負担というのはかなり大きい負担になってくるので、きちっとそういう部分については補償していくべきではないかと、人件費に入れるべきではないかというふうに考えて質問をしておりますので、その点について再度お聞きをしておきたいと思えます。以上です。

青木議長 答弁をお願いします。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 薬につきましては、ちょっと再確認をさせていただきます。やっぱり最低必要限な薬は一応事務所に配置するようにさせていただきます。現在ちょっとあるのかも、私、そこまで確認してませんので、もしなければちゃんとさせていただきます。

それから、かま等ということですけど、草刈り機の歯もそうなんですけども、やっぱり使われる方によっては、うまく使われる方もあるし、荒い方もあると、使い方にもいろいろな使い方ありますので、そういう点で多分シルバーの方は、そういう部分については、自分の使うもんは自前で、そのかわり人件費の方へ上乘せするという方向で来てるんだらうと思うんですけども、一応それはシルバーの問題になってきますので、サービス公社としてはそこまでちょっとかかわることができませんので、またシルバーとも一応よく協議はさせていただきます。

青木議長 答弁ほかに。町長！

平岡町長 ただいまご質問いただきました。職員に夢や希望がないというような、そんな言葉でございましたが、私は、幼稚園、保育園の有資格を取られまして、どこかで子供にしっかり教えたいと、そんな願いを込めた人たちを、3年間ではありますが、子供たちに教える機会を与えてるわけですね。そうした若い人たちに教える機会を与えた。そして3年をもうすぐ終えるわけですが、長い間、長い間では3年ですが、3年間この機会を与えていただい

ありがとうございます、こう言っていただくことを待ってるんですね。そのようにおっしゃっていただけます。当初からやっぱり条件なんですから、3年が嫌なら、もっと長く勤めるところへ行けばいいんですが、こうした私どものお願いしているこのことを当初決めて、そして頑張っていくますというようにおっしゃっていただいているわけですから、我々も、よく頑張っていた、この貴重な経験を生かしてさらにいろんなところで挑戦してくださいということで、お願いをするところがございます。今日までそうしたケースで随分スムーズに進めさせていただいた。

ところが、中には、この調子でいけばもっと採用してほしいと、この条件ならいいやんかと、正規職員に採用してくれというような願いを私どもにおっしゃってるお方は何人かあります。ありますが、ずるずるではないんですね。役所はやっぱり決まり切ったことをやっておりますので、こうした当初から決めた契約でございますので、雇用契約でございますので、雇用契約を守って、先ほど助役が説明しましたように、また違う職場で頑張ってくださいと、また我々もいろんなところで支援スタッフ、また正規職員でも採用しています。せんだって保健婦も採用しましたが、この人として今日までいろんな役所を経験されております。今、学校を卒業してすぐ来られたんじゃないんですね。いろんな役所を経験されて、今回、また広陵町に挑戦をされる。非常にいい人やから、この人は合格やというようなことで聞かせていただいておりますが、いろんな経験が力になって、また発揮できると思います。必ずしも1回就職したこの場所がいいものではないと、私はそのように思っています。

夢を、希望を、役所ってこんな汚いところやと言えば、その人は夢、希望なくなると思いますが、いい経験を積んで、どうぞ新しい分野で社会のために頑張ってくださいと。その3年を貴重な経験をということであれば、随分喜んでいただけるのではないかと。私は夢を持たせている、そのように思っているものでございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。2番議員！

松浦議員 2分間だけです。健民グラウンドの利用状況を教えてほしいんです。というのは、この質問とはちょっと違うかもわかりませんが、野球とサッカーとが申し込みによってもめることはないんだけど、野球がほとんど使ってるというようなことを聞いております。体育館の方で健民グラウンドの利用状況を、後でも結構ですけども、教えていただきたいです。

青木議長 副議長、ちょっと議案と外れてますからね、それはまた後の委員会でも聞いてください。サービス公社の議案ですよってに。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑は打ち切ります。

これにて報告第2号の報告は終わりました。

お疲れですが、ちょっと時間の関係上、続けさせていただきます。

青木議長 次に、日程7番、報告第3号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてを議題とします。

本案について説明願います。植村総務部長！

植村総務部長 報告第3号、広陵町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

5ページをお開きください。歳入歳出にそれぞれ283万5,000円を追加し、歳入歳出総額109億1,733万8,000円とするものでございます。

それでは、まず11ページをお開きください。歳出でございます。真美ヶ丘第一小学校機械室アスベスト撤去工事費283万5,000円について、厚生労働省の基準値の変更に伴い、除去工事を実施するものであります。工事時期については、生徒が休みの春休みに実施するものであります。

10ページにお戻りください。歳入でございます。教育費国庫補助金では、公立学校施設整備費補助金94万4,000円を計上いたしております。また、繰入金では、ふるさと繰入金9万1,000円を計上いたしております。教育費の公立学校施設整備事業債につきましては、180万円を計上しております。よろしくご承認お願い申し上げます。

青木議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 まず一つは、この議案が専決処分になっていることについてのご説明をお願いしたいと思うんですが、早く工事していただくということは大事ですが、それだったらもっと早く、ここわかっていたんだから、補正組んで工事できたはずだと思うんですね。去年にはもう調査終わってたと思いますので。ですから、そういう部分と、それから、逆にこの時期になって専決して繰越明許していくのであれば、来年度予算でいいのではないかなという部分も考えられるので、なぜこの議案が専決になったのかということをお聞きをしたいと思えます。（不規則発言あり）春休みに。答弁でもらうからいいけど。だったらもっと早くにしてもらおうということもできたわけですから、こういう部分で、じゃあなぜもっと早くできなかったのか。夏休みだってできたわけですからね。ですから、そういう部分でいえば、どうしてなのかということ、後になっても先になってもちょっと疑問が残ったというところで、

適切なご説明をいただきたいと。なぜこの時期になったのかも含めてですよ。

それと、あと幾つかの公共施設でアスベストが使われていたわけですが、その施設、公民館とかは改修されたということは記憶してるわけですが、今の現状で、これが最後になるのかということも確認をしておきたいと思います。

また、この機械室の操作はどのような方がどんな頻度で操作していたのか。これは過去の公民館のボイラー室とか、そういうところもあったんですけども、そういう方の健康被害も想定されるというふうに考えられるので、そういう方の健康診査はどうするのかということも含めて、そのあたりを詳細にご説明をいただきたいと思います。

当然ながら工事の方法については、幾ら子供がいない時期とはいえ、きちっとした飛散しない防護対策をとられると思うんですが、工事のやり方についても確認をしておきたいと思います。

青木議長 答弁をお願いします。助役！

山村助役 これを専決してまで工事をさせていただくということは、先ほども申し上げましたように、国の基準が変わりました。以前は対策をしなくてもいい施設であったわけですが、この施設もやはり除去すべきであるという基準が示されましたので、この春休みを利用してさせていただきたいがために補正を専決決定させていただいた次第でございます。

このほかにもあるのかなのかというご質問も含まれておりましたので、19年度当初予算に西保育園の倉庫も工事をさせていただく予定をいたしております。これも保育園ですので春休みはございませんので、当初予算に組みさせていただいて、当初早々に発注をして処理をしたいと思います。

なお、さらにアスベストが使われている施設は、この役場庁舎でございます。庁舎はなぜしないのかということになるわけですが、この庁舎のアスベストは安定で飛散はいたしておりませんので、以前調査いたしました結果、飛散していないということも確認できておりますので、今のところ除去する予定はございません。学校、保育園については、やはり子供たちがそこで生活をいたしておりますので、この際除去をさせていただきたいということで、この専決と、当初予算早々に執行させていただくことでお願いをいたしたいと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 健康診査につきましては、議員もご承知のように、平成19年度におきまして、奈良県が一つのモデル事業として予定をされている事業がございます。それらのPR

もしながら、住民にも周知をして、健康診査を受けていただける機会をPRしていきたいと考えております。

青木議長 引き続き質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 これは前に調べたときよりもさらに厳しくなって、追加のアスベスト施設ということですか。わかりました。

それと、住民の健康診査についていろいろ検討していただいているんですが、具体的にこうやってかかわった人が特定できる場合には、やはり町の方が積極的に診査を進めていくというか、無料で町の方もやっていけるような対応をするということも当然求められてくるので、全町民より以上に、全町民とても、沢とか、その方はまた別対策要りますが、全町民も要りますけれども、別にはね、こういう具体的に町の施設で仕事に携わってきた方ですので、そういう方に対するやっぱり懸念というものは町が責任を持って取り除くということが大切だという観点でお聞きしておりますので、個別の対応としてご答弁いただきたいと思います。

青木議長 答弁。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 ご指摘いただいておりますその施設で従事をしているということでございますけれども、平成17年度あるいは18年度におきまして、いわゆる含有検査、いわゆるアスベストの含有率を調べた検査と、そして、そのアスベストの含まれた建材が使用された部屋における飛散の状況調査、2段階でやらせていただきました。その結果、国が示しております健康における基準の中に危ういと、危険性があるというところは除去工事を既に実施していただきました。今現在補正で上げておられる小学校の部屋につきましては、この法改正の趣旨は、解体工事における条件として、アスベストを0.1%以上含む建築材料を解体する場合は届け出をなさないと、そして適正な防護対策をとった上で作業をすべきですよという法律改正が行われました。それを受けて、教育委員会サイドで、含有率が0.1%以上の施設に含まれております第一小学校の除去工事を今やっていただくということでございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。(不規則発言あり) ですから、健康被害のおそれがあるところの部屋については、もうすべて除去をしていただいたというように認識をしております。それ以前の従事者についてのことを議員はおっしゃっておいでだと思うんですけれども、その部屋へ、いわゆる機械室とか、そういったところへの従事の頻度については、1日に5分とか、そういった程度の施設も多うございますので、私としましては、それほど危険性を認識する状況にはないというように思いますので、その点ひとつご理解の方をお願いいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので質疑を打ち切ります。

これにて報告第3号の報告は終わりました。

青木議長 次に、日程8番、報告第4号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本案に説明願います。植村総務部長!

植村総務部長 報告第4号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

この補正予算につきましては、現奈良県知事が急に辞職されましたことに伴い、既に奈良県議会議員選挙の投票日が4月8日に決定されておりました。それに合わせ、投票を合わすものでございます。この経費は3月31日までの執行経費の補正でございます。

それでは、主なものといたしまして、まず19ページをお開きください。歳出のご説明をいたします。知事選挙の報酬としまして、期日前投票管理者等の報酬25万9,000円でございます。職員手当等の時間外勤務手当60万円を計上しております。そして、期日前投票所の事務従事者手当30万円を計上しております。需用費の消耗品としましては、ポスター掲示場113万3,000円を計上いたしております。選挙備品としましては、投票用紙自動交付機に100万円をお願いするものでございます。

18ページにお戻りください。歳入でございます。総務費委託金につきましては、知事選挙委託金、県議会議員選挙委託金、合わせて350万円を計上させていただきました。繰入金では、ふるさと基金繰入金14万7,000円を計上しております。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

これにて報告第4号の報告は終わりました。

しばらく休憩します。

(P.M. 3:16 休憩)

(P.M. 3:28 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、日程 9 番、議案第 1 号、広陵町総合保健福祉会館設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。植村総務部長！

植村総務部長 議案第 1 号、広陵町総合保健福祉会館設置条例等の一部を改正することについてご説明申し上げます。

2 1 ページをお開きください。この条例の改正につきましては、平成 1 8 年まで管理運営をしていました 5 施設、総合保健福祉会館、ふるさと会館、働く婦人の家、グリーンドーム、はしお元気村につきましては、指定管理者の導入を今後の検討事項としまして、4 月からは町直営施設として位置づけることになりました。それに伴い、従来委託であったことから、地方自治法の規定では利用料金制度であったのが、直営になることにより使用料制度に変更して、町みずから収入することになったことによるものであります。

施行日は本年 4 月 1 日からでございます。

別冊の新旧対照表の 1 ページから 8 ページに改正条文を記載しています。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

青木議長 次に、日程 1 0 番、議案第 2 号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。植村総務部長！

植村総務部長 議案第 2 号、広陵町行政組織条例の一部を改正する条例についてをご説明させていただきます。

2 4 ページをお開きください。議員各位が既にご承知いただいております昨年の地方自治法改正により、助役を副町長に改めることとなりました。また、収入役を廃止することに伴い会計管理者を設置する改正であります。この組織の改正に合わせ、従来の組織の中、行政改革推進本部、収納対策本部を総務部に移すほか、厳しい財政事情のもと、かなりの人員削減を進めている中、内部調整機能の充実と指揮伝達の強化を図るために、事務理事と技術理事の 2 名を設置し、あわせて特命事項をつかさどることにいたしました。

改正条例の新旧対照表は 9 ページに記載しております。

どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

青木議長 次に、日程 1 1 番、議案第 3 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。植村総務部長！

植村総務部長 それでは、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてをご説明申し上げます。

26ページをお開きください。報酬額を日額で規定しています特別職の報酬について、会議等に要する時間が4時間を超えない会議の場合は、その2分の1の額とするものであります。また、別表の4の項、監査委員、10の項の消防団団員、15の項、選挙立会人及び開票立会人以外の特別職を兼ねるときは、その特別職の職員としての報酬は支給しないとの条例の改正をするものであります。

施行日は本年4月1日からであります。

条文改正は、新旧対照表の10ページに記載しています。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

青木議長 次に、日程12番、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。植村総務部長！

植村総務部長 それでは、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてをご説明申し上げます。

28ページをお開きください。この条例の改正は、職員の扶養手当に関する条文で、今まで扶養2人までを6,000円、3人目からは5,000円であったのを、一律6,000円とする条例の改正でございます。

施行日は本年4月1日からであります。

よろしくご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

青木議長 次に、日程13番、議案第5号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。植村総務部長！

植村総務部長 議案第5号、広陵町税条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

30ページをお開きください。固定資産税、町民税普通徴収分でございますが、その前納報奨金についてであります。前納報奨金の率についてですが、固定資産税及び住民税の普通徴収分でございますが、昨年度100分の0.3を100分の0.2に改正させていただき、本来なら廃止の予定でしたが、税制改正の影響で住民税が大きく増加するため、本年は100分の0.2を100分の0.1にいたすものであります。

施行日は本年4月1日からであります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

青木議長 次に、日程14番、議案第6号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願ひます。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 議案書の31ページをお願いいたします。議案第6号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。

少子化対策並びに子育て支援の一環といたしまして、平成19年8月1日から従来の入院、歯科に加えまして、一般の通院も3歳児から小学校入学まで助成をするという趣旨の改正でございます。

どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

青木議長 それでは次に、日程15番、議案第7号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願ひます。笹井統括部長！

笹井統括事務部長 それでは、議案第7号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてを説明させていただきます。

議案書の34ページでございますが、内容につきましては別冊竹取公園駐車場料金化計画書（案）でご説明申し上げますので、お許しいただきたいと思ひます。

まず、資料の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

現在の竹取公園は、開園以来年々利用者が増加し、特に土曜日、日曜日、祭日に至りましては、町内外から多くの人々に愛され、にぎわいを見せておるところでございます。その数年間約30万人と推定をしております。そのほとんどは車での来訪者であり、乗用車や大型バス等、年間約3万台と推測しておるものでございます。

こうしたとき、公園の維持管理費も高騰を続け、財政事情の逼迫する中、少しでも経費軽減策を図るため、今回、駐車場料金をいただく条例の改正をお願いするものでございます。

料金の設定につきましては、町内外のこうした公園駐車場の料金を参考に、乗用車1日1回500円、マイクロバス等中型自動車1,000円、大型自動車2,000円とさせていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。収入と費用でございますが、駐車場料金をいただきますのは、本来の公園駐車場は350台の収容が可能としており、ここを第1駐車場とし、開園時の毎日において、年間1万5,300台、795万円を見込んでおります。ま

た、図書館南側の公共用地施設でありますけれども、ここにも竹取公園第2駐車場と位置づけ、開園時の土曜日、日曜日、祭日、約110日間において、年間5,000台、250万円を見込んでおるものでございます。また、かかる費用面でございますが、料金徴収員にはシルバー人材センターより派遣願うことにしております。445万円の経費を試算をさせていただいておるものでございます。

なお、図書館駐車場との関係でございますが、あくまでこの駐車場におきましては図書館専用として、従来どおり無料とさせていただきたいと考えております。この場合におきまして、公園利用者の無断駐車も考えられますけれども、図書館から公園側への通路を閉鎖するとともに、マナーのない入園者に対しましては、徴収員から注意と指導を促していくよう努めてまいりたいと考えております。

また、竹取ショップのスタッフの方々には使用許可証を発行をさせていただきたいと考えております。さらに買い物のみのお客様につきましては、駐車場に入ることなく進入、外出ができるようスペースを確保させていただくことにしております。

施行日は平成19年4月1日からといたしたいと考えております。

どうかよろしく慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは次に、日程16番、議案第8号、広陵町下水道条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。笹井統括部長！

笹井統括事務部長 それでは、議案第8号、広陵町下水道条例の一部を改正することについてを説明させていただきます。

議案書の36ページでございますが、これも内容につきましては別冊下水道使用料金改正（案）でご説明申し上げます。ご準備をお願いいたします。

下水道使用料改正（案）説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

下水道事業は、昭和53年12月の工事着手以来、28年を経過いたしました。認可面積は828.8ヘクタール、うち整備面積は719.6ヘクタールとなっております。また、水洗化率は83.8%であります。なお、平成19年1月現在では85.7%に上昇しております。今後も認可区域を追加し、普及率100%を目指すものでございます。

こうした事業の実施につきましては、下水道事業中・長期財政計画に基づき進捗を見ておるわけでございますが、下水道事業につきましては、地方財政法上の公営企業とされており、独立採算制の原則が適用され、下水道法第20条に定める下水道使用料をご負担願っている

わけでございます。

現在の使用料につきましては、平成12年に改正されたものでありますが、その後、整備面積の拡大によりまして維持管理費が高騰、平成17年度には県の流域下水道維持管理負担金だけでもご負担いただく使用料の67.4%を占めるに至っておるわけでございます。

こうしたことから、下水道使用料を管理運営費で割ったいわゆる経費の回収率でございますが、平成17年度決算で25%となり、全国平均の60.8%を大きく下回っている状況でございます。こうした下水道事業の財源不足は一般会計の繰入金により補われているところでございますが、昨今の一般会計の財政事情につきましても非常に厳しい状況となっております。これまで一般会計から下水道会計に繰り入れをいたしましたいわゆる純一般財源は53億円となっており、この状態で10年を経過いたしますと総額100億円を超える事態となり、一般会計の財政破綻を来すおそれとなっております。こうした状況の中で、公営企業としての健全経営と経営基盤の充実を図るため、中期財政計画に基づき、早期に下水道使用料金の改正をお願いいたすものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。使用料金の改正案の概要であります。本来5カ年で見直しを図ることが良策と考えられますけれども、平成12年度から既に6年を経過しておることから、平成19年度から平成22年度までの4年間をスパンといたしております。

次に、使用料体系でございますけれども、基本料金制を廃止した上で、税込みによる一律使用料金制を採用をいたしたく思います。中間排水、特定排水では若干上げ幅を異にしておりますけれども、収益事業を除き、公共・公益関係業種につきましては一般排水としております。なお、今回の平均改定率は25.8%でございます。

経費回収率につきましては、中期財政計画に基づき、60%以上を目指しながら、当面平成19年度から4年間においては32%程度を目標といたします。

奈良県流域下水道維持管理負担金につきましては、平成19年度、20年度は現行で確定しておりまして、平成21年度以降につきましても現行区分により作成をしておるものでございます。

改正使用料の施行期日は、3カ月間の周知期間を設け、7月分として調定すべき使用料から適用をいたしたいと考えております。

3ページをお開きいただきたいと思います。これによりまして、改正後の下水道料金でございますが、一般排水ではこれまでの従量制から1立米当たり単価使用料金制を採用し、一律

税込み110円といたしたい考えでございます。中間排水では、300立方を超え750立方まで、これまでの税込み131.25円を170円に、特定排水では、750立米を超えるもので、税込み157.5円を200円に改正いたしたいと考えております。

結果、一般家庭による使用水量比較を下表に示しておりますけれども、平均使用水量では27立米となり、税込み月額2,236円が2,970円となり、32.8%、月734円の増加となります。また、下水道料金の年間の財源として6,162万5,000円の確保が図られ、全体としては25.8%の上昇となります。なお、平成19年度においては7月分からの適用となりますので、12分の9カ月、約5,000万円の増収を見込んでおるのでございます。

改正後における県下の市町村の比較におきましては、13ページをごらんいただきたいと思っております。現行の料金下位2番目から上位7番目となるものでございます。現在検討中の市や町もございまして、平均ランクに位置するものと思っております。

15ページをお開きいただきたいと思っております。中・長期財政計画についてでございますが、下水道の財政事情にかんがみ、平成19年度以降の事業費を半減し、後年度負担を軽減すべき措置をとることいたしました。また、28年度以降につきましては、管更正事業におきまして1億2,000万を組み入れ、計画書を作成しております。こうした事業の進捗に合わせ、使用料の改正につきましては今後5年ごと、平成23年、28年、33年に予定計画とさせていただきます。この財政計画を堅持することによりまして、16ページをごらんいただきたいと思っておりますが、16ページに示しておりますブルーの線、これが現状のまま一般会計からの繰入金の推移でございます。ブルーの線が34年に至りましては110億円を超すものであります。しかしながら、今回の財政計画上、改定をさせていただくことによりまして、17ページに示しておりますように、一般会計からの繰出金の総額が、いわゆる平成32年の75億円程度をピークに食いとめたい考えでございます。

今回の改正では、これまでに幾つかの課題点もご指摘いただいております。

まず、整備完了地域における未接続の家庭に対する促進計画をどのように考えているのかといった点でございます。28ページをお開きいただきたいと思っております。平成17年度末の未接続家庭は1,157件であります。これらの接続啓発には促進委員会を設置し、実施計画に基づき、管理職から成る戸別訪問を実施し、実態調査と接続促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、改造助成金であります。31ページをお開きいただきたいと思っております。これまで期

間を定めず接続助成をしてまいりましたが、今後、供用開始年度を基準に、下水道法で定められた義務年数3年間を助成金交付対象期間といたしたいと考えております。なお、平成16年度以前の工事完了分につきましては、猶予期間を2年間として、平成20年度末まで交付対象期間と定めたいと考えております。

また、し尿処理手数料との関係でございますが、最後の32ページをお開きいただきたいと思います。平成19年2月1日現在でくみ取り浄化槽、合併浄化槽における件数と1カ月の平均手数料は、下表に示すとおりでございます。比較いたしますと、改正後の平均下水道料金が若干上回るようになりますが、ご理解していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、議案説明とさせていただきます。何とぞ慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

青木議長 それでは次に、日程17番、議案第9号、広陵町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。植村総務部長！

植村総務部長 それでは、議案第9号、広陵町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

38ページをお開きください。国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、障害者の等級に係る規定が改正されました。政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る障害者補償の支給等に関する省令が制定されたことにより、広陵町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正するものであります。

改正といたしまして、「障害の等級」を「障害等級」に文言が改められたものであります。

この条例は、公布の日から施行となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

青木議長 次に、日程18番、議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。大西水道局長！

大西水道局長 それでは、議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案39ページでございます。今回改正をお願いいたしますのは、給水条例第23条に規

定しております水道料金と、28条に規定をしております給水分担金に関する金額の表示を消費税外税表示から内税表示に改めるもので、新旧対照表22ページのとおりでございます。また、23条に規定をいたしておりました料金の端数処理に関する部分を端数が発生いたします26条に変更をいたしております。水道使用者の料金体系につきましては、現状の料金体系と、消費税の表示方法変更後の料金体系、何ら変わることはございません。

このほか、給水条例第29条に規定をいたしております水道事業に関する手数料につきまして、受益者負担と社会情勢及び近隣の実情を考慮し、行政改革大綱にもございましたように、健全な財政運営の推進における受益者負担の見直しに係る事務手数料の見直しとして、水道事業における事務手数料の検討を行いました結果、新旧対照表23ページ、別表3のように手数料の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表23ページの別表1は23条関係の水道料金の消費税内税表示の変更、別表2は28条関係の給水分担金の消費税内税表示の変更、別表3は29条の水道事業に関する各手数料でございます。

なお、この改正は平成19年4月1日から施行させていただきたいと存じます。

施設分担金につきましても同様といたします関係から、この条例の改正とは別に施設分担金に関する規定の改正を行いたいと存じます。

また、この手数料の改正によりまして見込んでおります収入増は44万6,000円でございます。

どうかよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは次に、日程19番、議案第11号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について説明願います。植村総務部長！

植村総務部長 それでは、議案第11号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第6号）についてご説明させていただきます。

41ページをお開き願いたいと思います。今回の補正におきまして、歳入歳出それぞれ8,466万4,000円を減額し、歳入歳出総額を108億3,632万1,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。48ページをお開き願います。

議会費では、政務調査費について、月2万円から1万円にすることに議会でお決めいただきましたことにより、192万円の減額補正をさせていただくものであります。

次に、総務費、一般管理費につきましては、平成18年度中の退職予定職員7名に対する退職手当組合特別負担金563万3,000円を追加補正させていただくものであります。

民生費の介護保険であります。介護保険システムの変更により、国庫補助金を受け改修するもので、485万1,000円を計上いたしております。また、地域介護・福祉空間推進事業につきましては、国庫補助金を受け、養護老人ホーム大和園にその業務を委託するようお願いをするものであり、236万2,000円を計上しております。

次に、衛生費、し尿処理費では、葛城清掃事務組合負担金の確定精算によるもので、217万円の減額補正であります。また、新清掃センター施設建設のごみ燃料化施設建設工事につきましては、水道の引き込み工事において、当初の予定距離が短くなったことで事業量が減少したこと、入札効果によるものでございます。また、炭化施設等建設工事についても入札効果によるものでございます。合わせて2,600万円の減額補正であります。

農地費の測量設計、補償費につきましては、工事の計画に合わせ計上しておりましたが、工事量の変更などにより減額補正させていただくものでございます。

次に、49ページをお開きください。土木費、道路橋梁費の町道用地取得事業につきましては、大字中の道路用地交渉になお時間を要することから、やむを得ず1,300万円の減額をお願いするものであります。その他の測量設計、補償費につきましては、農地費と同様に減額補正させていただくものであります。

次に、消防費につきましては、香芝・広陵消防組合負担金の確定精算による減額552万円であります。また、防火水槽の設置につきましては、立地条件である新設道路の未完成からやむを得ず減額させていただくものでございます。

次に、教育費の幼稚園管理費は、起債発行額の追加による財源振替でございます。

次に、公民館用地取得費につきましては、一部地権者との用地交渉になお期間を要することから、やむを得ず減額させていただくものであります。

次に、46ページにお戻りください。歳入でございます。地方消費税交付金につきましては、最終決定の差1,670万2,000円を補正させていただきました。地方交付税につきましても最終決定の差1,330万円を補正させていただきました。次の民生費国庫補助金では、地域介護・福祉空間推進補助金と介護保険システム改修のため介護保険事業費補助金、合わせて376万9,000円を計上させていただきました。次に、寄附金であります。土木費寄附金の都市整備寄附金につきましては、馬見中3丁目の住宅建設に伴う18戸分、収入720万円を計上いたしております。繰入金のふるさと基金繰入金についてであり

ますが、今回の補正における財源調整として、基金に1億4,659万5,000円を戻すものであります。雑収入の雑入では、書庫焼失分の災害保険金収入を財源として、また、奈良県市町村振興協会市町村交付金を収入財源として計上させていただきました。

44ページにお戻りください。繰越明許費の補正であります。追加としまして、まちづくり交付金事業につきましては、パークゴルフ場整備、百済寺公園整備と集落間道路整備において事業の進捗が次年度に及ぶことから、また、介護保険システム改修事業につきましても国庫補助事業が次年度に及ぶことから、さらにワンダーランド進入道路、百済赤部線道路整備につきましても、用地交渉の進捗状況により次年度に及ぶことから、それぞれ繰越明許費の補正をお願いいたします。

43ページにお戻りください。地方債補正でございますが、防災対策事業として100万円を、石綿対策事業としまして160万をそれぞれ新規に追加させていただくものです。防火水槽設置事業では、事業の減額により発行予定額が消滅するものであります。

以上で一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。よろしくご審議の上、承認をお願い申し上げます。

青木議長 それでは次に、日程20番、議案第12号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について説明願います。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 議案12号についてご説明をしたいと思います。

51ページをお開きください。平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出にそれぞれ1,684万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億505万円とするという内容でございます。

56ページをお開き願いたいと思います。平成17年度におきまして交付を受けました国庫負担金が超過交付になっておったということが確定をいたしました。そのために18年度補正で返還をさせていただく内容でございます。返還金額は1,684万8,000円でございます。その財源といたしまして、お戻りをいただきたいと存じます。55ページに、財源といたしまして、一般被保険者国民健康保険税から1,280万9,000円、そして諸収入の中の高額医療費共同事業繰越金・積立金返還金、これにつきましては、奈良県の国保連合会の方から積み立てておりました約1億円の積立金が、制度の改正によりまして、今後使途見込みがないということで、各保険者に返還をされる金額でございます。広陵町に403万9,000円の返還金が戻されます。合わせまして1,684万8,000円を財源と

いたしまして、国の方へお返しをするという内容の補正でございます。

どうぞ慎重審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

青木議長 続きまして、次に、日程21番、議案第13号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について説明願います。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 議案第13号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の57ページでございます。今回補正をお願いいたしますのは、繰越明許費についてでございます。

58ページをごらんをいただきたいと思います。公共下水道事業の補助分、単独分、それと特環下水道事業の補助分、単独分、合わせまして5,170万円分を繰越明許させていただくものでございます。なお、繰り越しをお願いする理由につきましては、請負業者の破産等により年度内に事業の完成が見込めず、やむを得ず繰り越しをさせていただくものです。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

青木議長 それでは、続きまして、日程22番、議案第14号、平成19年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について説明を願います。笹井統括部長！

笹井統括事務部長 それでは、議案第14号、平成19年度広陵町一般会計予算をご説明申し上げます。

別冊の予算書及び予算に関する説明書でご説明を申し上げます。1ページをごらんいただきたいと思えます。

平成19年度の施政方針につきましては、午前中に町長がご説明申し上げましたとおりでございますが、本年度は三位一体改革路線の中で本格的に所得税から住民税に移譲がなされ、所得譲与税の廃止、地方特例交付金の減少、新型交付税の導入など、国の制度改革により大きく自主財源の内容にも変化が生じることとなりました。総じて数字的には完全移譲とはならず、本年度におきましても大変厳しい状況下での予算編成となったものでございます。これがため、本町5カ年5億円削減計画を断固実行するとともに、行財政改革大綱の答申を踏まえ、さらなる徹底した経費の節減と事務事業の選択に努め、当面の重要施策であります新清掃施設関連である周辺環境整備事業、学校施設整備、社会保障を初めとする数々の行政需要に対応すべく、ここに平成19年度一般会計予算総額を93億円と定めさせていただいた

ところでございます。前年度に比べ10.1%減の緊縮予算となったものでございます。

それでは、主な歳入の内容を説明させていただきます。なお、説明の中では金額はすべて10万単位とさせていただきますので、ご了承願います。

18ページをお開きいただきます。まず、町民税でございますが、税源移譲による影響額1億3,600万円、定率減税の廃止で8,000万円の増収、また、固定資産税につきましては、18年度調定ベースではほぼ横ばいでございますが、当初予算ベースでは新築家屋の増加により1,900万円の増収となり、町税全体といたしましては、平成18年度当初予算と比べ、税源移譲の影響額を含めまして3億6,200万円の増収を見込んだものでございます。

次に、20ページ下段をごらんいただきたいと思います。所得譲与税でございますが、税源移譲の恒久化により廃止され、1億7,230万円の減収となりました。

次に、22ページ下段の地方特例交付金につきましても同様に、1億2,200万円の減収となっております。

次に、24ページ上段の地方交付税であります。普通地方交付税では、新型交付税の導入によりまして、投資的事業、そして経常経費の企画費等の項目を対象に算定方法が見直され、その影響額は2,000万円の増額となります。しかしながら、従来の項目におきましては単位費用が見直しがなされまして、1億400万円が減額され、基準財政収入額との差し引きにおきまして、予算面で19億5,000万円を見込んでおります。この額は平成18年度交付決定額に比べ7,100万円の減収となり、当初予算ベースにおきまして1億9,000万円の減収を余儀なくされたものでございます。また、特別地方交付税におきましても800万円の減収が予想され、2億2,000万円を見込んでおるものでございます。

次に、26ページをごらんいただきたいと思います。中段の商工使用料では、ふるさと会館及びはしお元気村の直営化により、合わせて2,940万円を見込んでおります。また、土木使用料では、今回上程させていただいております竹取公園駐車場の有料化におきまして、1,040万円を見込んでございます。

次に、28ページ上段をごらんいただきたいと思います。衛生費国庫補助金でございます。新清掃施設の完成によりまして、大きく4億120万円の減額となったものでございます。また、土木費国庫補助金では、城上橋橋梁工事補助金3,300万円を見込んでおります。

次に、35ページ中段でございます。児童福祉費補助金につきましては、就学前医療費無料化により、乳幼児医療費補助金におきまして2,770万円を見込み、前年度に比べまし

て1, 700万円の増加となっております。

次に、37ページ中段の選挙費委託金でございますが、県議会議員選挙、知事選挙における本年4月以降の委託金及び参議院議員選挙委託金を合わせまして、2, 460万円を見込んでございます。

次に、38ページをお開きいただきたいと思ひます。基金繰入金でございます。財政調整基金である町の蓄えがなくなった中で、なお不足する自主財源の補てんとして、本年度もルール繰り入れ以外にふるさと基金の振りかえ運用として、2億3, 420万円の取り崩しを予定することといたしました。また、墓地事業の整備によりまして1, 270万円の繰り入れを見込んでおります。

次に、43ページ上段の雑入でございます。自動車通勤者の駐車料金として教育関係者にもご負担を願うこととして、850万円を見込んでおります。

次に、43ページ下段の町債でございます。地方一般財源の不足に対処するため、臨時財政対策債につきましても所要の見込み額を、また、主要事業に係る町債につきましてもそれぞれ目的別に計上をいたしております。44ページに移りますが、新清掃施設の完成により、衛生債は廃目となり、発行額は大きく減少をしたものでございます。

なお、繰越金につきましては、平成18年度歳計剰余金4億円を見込んでおるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきますが、別冊の第1回定例会資料4ページをお開き、ご準備いただきたいと思ひます。

平成19年第1回定例会資料の4ページをお開きいただきたいと思ひます。平成19年度主要事業の一覧表によりご説明申し上げます。

主要事業の一覧表のまず1番でございます。人にやさしいまちづくり推進事業でございますけれども、さまざまな地域福祉に寄与することを目的に、100万円を計上しております。

2番、耐震性貯水槽の設置につきましては、非常時に備え防火水槽2基、1, 980万円を計上しております。

それから、3番、IT電話導入事業では、交換機の入替えに合わせ、公共施設間での無料化、基本回線の縮小化など通信コストの縮減を図るため、360万円を計上しております。

4番、地震防災ハザードマップの作成でございますが、広陵町の被害想定をいたし、備えの万全化を図ってまいります。国庫補助事業として300万円を計上しております。

5番、ホームページリニューアル構築事業でございますが、現在のホームページをよりき

め細かな情報が提供できるシステムに切りかえる費用460万円を計上しております。また、6番、7番、8番でございますが、情報化社会に対応する事務改善経費として、合わせまして1,330万円を計上しております。

9番では、火葬炉大規模修繕に300万円を、10番、11番ではテニスコートの利用者の安全確保のための改修費580万、それから、12番でございますが、巢山古墳保存修理事業では、本年度も補助事業として2,000万円を計上し、継続的に実施してまいります。また、13番、巢山古墳出土木製品の保存処理事業では、喪船の保存処理と常設展示に補助事業として500万円を計上、14番では、大福寺の板絵曼荼羅図においては、重要な文化財として保存修理に係る補助金120万円を計上しております。

また、15番、牧野古墳出土遺物里帰り事業でございますが、牧野古墳発掘25周年を機会に、馬見丘陵の移り変わり、あるいはまた発掘の様子などをパネル展示、そして郷土愛をはぐくむ費用として260万円を、それから、16番でございますが、広陵東部地区都市再生整備計画では、新清掃施設関連事業として継続実施をしてまいります。本年度7,090万円を計上をしております。

17番では、きょう現在におきましては旧清掃センターとなりましたが、解体事業基本調査費用として870万円を計上しております。また、18番では同時に、旧清掃センターの土地利用転換計画作成費用として300万円を計上しております。

19番ですが、水と農地活用促進事業では農道整備費3,200万円を、そして20番では百済赤部線の歩道整備事業として600万円を計上し、継続実施してまいります。

21番では、グリーンプランに伴う施設周辺環境整備事業であります。基本合意に基づく周辺環境整備について継続的に実施してまいります。本年度は1億6,390万円を計上しております。

それから、22番、23番では、ワンダーランド施設に伴う道路整備であります。本年度は8,900万円を計上しております。

24番、建築物耐震改修計画の促進計画の作成でございますが、現在の被害想定を半減させ、耐震化率の向上を図るため、400万円を計上しております。

25番でございますが、町道大塚36号線城上橋橋梁工事では、地域の人と車の利便性を図るため、6,000万円を計上し、改良してまいります。

26番、つどいの広場事業（なかよし広場）では、地域の子育て支援機能の充実を図るため120万円を、27番、「農地・水・農村環境保全向上対策」事業では、まとまりのある

良好な農村環境の形成や農業生産への取り組みに対する助成金 320 万円を計上しております。

28 番、品目横断的経営安定対策事業では、集落営農組織を設置し、麦、大豆の安定的生産確保への取り組みに対する助成金 410 万円を計上しております。

29 番、真美ヶ丘第一小学校のプール改修、全面改修では、1 億 3,000 万円を投じ、施設の充実を図ってまいります。また、30 番、31 番の学校施設につきましても合わせて 1,170 万円を投じ、充実を図ってまいります。

最後でございますが、32 番、馬見中 3 丁目集会所建設事業につきましては、自治会の結成に伴い、4,520 万円を投じ、拠点整備を行ってまいります。

以上、説明申し上げてまいりました事業費総額は 7 億 2,130 万円でございます。財源内訳といたしましては、補助金 1 億 3,740 万円、起債総額 2 億 9,740 万円、自主財源 2 億 8,650 万円を投じ、各事業を遂行してまいりたいと存じております。

その他、人件費、物件費、扶助費等につきましては、各費目に、予算に計上しております。所要の予算を計上いたしておりますので、予算説明書の方でご確認をいただくことで割愛させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願い申し上げます。

大変駆け足で申しわけございませんですが、以上で平成 19 年度一般会計予算の説明とさせていただきます。何とぞ慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは次に、日程 23 番、議案第 15 号、平成 19 年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 議案第 15 号、平成 19 年度広陵町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算の説明書の 191 ページをお願いいたします。第 1 条に掲げておりますとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 26 億 7,430 万円と定めるという内容でございます。18 年度に対しまして 2 億 3,850 万円の増額予算でございます。

まず、この会計につきましては、過日 2 月 21 日の国保運営協議会において十分ご審議をいただき、ご承認をいただいたことをご報告させていただきます。

まず、歳入の方からご説明申し上げます。

200 ページ、201 ページをごらんいただきたいと思います。国民健康保険税でございます。一般被保険者に係る保険税について順に説明を申し上げます。医療費給付分の現年課

税分といたしまして6億2,495万3,000円を計上させていただきました。これは、被保険者数を8,535人、世帯数にしまして4,050世帯という見込みの中で、徴収率94%を見込ませていただいて計上したものでございます。次の介護納付金現年分でございますけれども、これについては2号被保険者、いわゆる介護の2号被保険者の人数を2,700人、世帯数にしまして1,875世帯という見込みの中で、徴収率94%で、4,301万円を計上させていただいているものでございます。なお、3節、4節の滞納繰り越し分でございますが、これにつきましては、医療費分につきましては19.26%の徴収率、介護納付金につきましては19.8%の徴収率を見込みまして、それぞれ3,244万1,000円、275万7,000円を計上させていただいたものでございます。

また、2目の退職被保険者等の保険税でございますけれども、これにつきましては、医療給付分といたしまして、現年課税では2億235万円を計上させていただきました。人数でございますけれども2,275人、世帯数で995世帯、徴収率におきましては99%という高率でございますけれども、計上をさせていただいているものでございます。同じく介護納付金分につきましては、2号被保険者825人、536世帯と見込み、徴収率につきましては98%ということで、1,600万2,000円を計上させていただきました。なお、3節、4節の滞納分につきましては、医療費分で18.4%の徴収率で177万2,000円、そして介護納付金分につきましては19.3%の徴収率を見込みまして、15万9,000円という額で計上をさせていただき、国民健康保険税の総額は9億2,344万4,000円と計上させていただいたものでございます。

第2款の国庫支出金でございますけれども、まず、1目の療養給付費等の負担金でございますが、これは現年度の療養給付費の国の負担ということで、一般被保険者に係る医療給付分、そして老人保健医療拠出金分、さらに介護納付金に係る国の負担ということで、負担率34%で計上させていただきまして、5億1,251万9,000円と計上させていただいているものでございます。2目の高額医療費共同事業費負担金でございますけれども、これにつきましては、80万円以上の高額療養費に係る国の負担分4分の1を計上させていただきまして、1,014万2,000円とさせていただいたものでございます。さらに、202ページ、203ページでございますけれども、国庫支出金の財政調整交付金でございますが、普通財政調整交付金につきましては、1億3,107万3,000円ということで計上させていただいております。これはご承知のように、全国の財政力の違う自治体に対して、それぞれに応じた交付金ということで算定をされるものでございます。2節の特別財政調整

交付金、これにつきましては1,684万2,000円の予算を計上させていただいておりますが、これは後期高齢者支援システム及び前期高齢者特別徴収システム、さらには高額療養費現物支給のシステムを構築する必要が生じてまいっております。それに対する助成という意味もございまして、計上をさせていただいている内容でございます。

続きまして、第3款の療養給付費交付金でございますけれども、これにつきましては支払い基金からの交付金でございます。5億5,299万3,000円を計上させていただいているものでございます。

4款県支出金につきましては、先ほどの国庫と同じく、高額医療費共同事業負担金として増額の1,014万2,000円を計上させていただきました。4款の県支出金におきましては、財政調整交付金ということで、国から移行になりました国費の減った6%分ということで、普通財政調整交付金で9,293万6,000円、特別財政調整交付金、これはレセプト点検とか、あるいは医療通知の事業を行っているということでの交付でございますが、1,100万円、合わせまして1億393万6,000円の補助を受ける内容でございます。

第5款の共同事業交付金でございますけれども、1目の高額医療費共同事業交付金につきましては、80万円以上の高額医療に係る共同事業から受ける交付金として4,200万円を見込んでいるものでございます。2目の保険財政共同安定化事業交付金でございますが、これは、平成18年の10月から、30万円以上80万円までの高額な医療についても共同事業で財政を安定しようという奈良県での一本化された事業の交付金ということで、2億3,760万円を見込み、計上させていただいている内容でございます。

めくっていただきまして、繰入金の一般会計からの繰入金でございます。本年度におきましては1億2,742万9,000円の計上をさせていただいております。これは、一定のルールに基づいて一般会計の方から繰り入れをいただいている内容でございます。1節から6節までございます。内容についてはごらんいただければ、よくご理解いただけるものと思います。

第7款諸収入につきましては、一定の科目設定ということで、5万円を計上させていただいております。7款諸収入の雑入におきましては、交通事故等の第三者による納付金を見込み計上させていただいております。613万円を計上させていただいております。財産収入等については見込みを立てておりませんので、廃目とさせていただきます。

一方、歳出の方の説明に移らせていただきます。208ページ、209ページの見開きでございます。

一般管理費でございますが、前年と比べまして1,747万円の増額予算を計上させていただいております。主な内容でございますけれども、13節の委託料でございます。制度の改正が平成20年に行われるに向けまして、電算システム等の変更等々で委託料で3,176万1,000円を計上しております関係で、例年よりも1,747万円の増額計上ということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

同じく2項の運営協議会費でございますけれども、昨年までは36万円という計上をしておりましたが、議会の方の議員の委員さんの報酬の辞退ということを受けまして、その分を減額させていただきまして、24万円を計上させていただいた内容でございます。

保険給付費、療養諸費につきましては、過去4年間の医療費の状況を勘案いたしまして積算させていただいております。一般被保険者の療養給付費といたしまして9億2,268万円を、そして退職被保険者療養給付費としては5億7,102万5,000円を計上させていただいているものでございます。

めくっていただきまして、一般被保険者の療養費、これはご承知のようにコルセットとかはり、きゅうの費用でございますけれども、一般被保険者につきましては医療費同様、過去の実績をもとに3,036万円、退職被保険者につきましても1,462万9,000円を計上させていただいているものでございます。なお、5目の審査支払い手数料については804万3,000円を計上させていただいている内容でございます。

2款の保険給付費でございますけれども、高額療養費ということで、一般被保険者につきましては、1人当たり1万4,500円と見込みまして9,570万円を、退職被保険者分では1人当たり2万円という見込みの中で4,550万円を計上させていただいております。同じく次の移送費でございますけれども、過去に発生したということは私担当以来ないわけでございますけれども、一応発生の可能性もございますので、一般被保険者で移送費10万円、退職被保険者で5万円の予算をちょうどいしている内容でございます。出産育児諸費、一時金につきましては35万円の48人ということで、1,680万円を計上させていただいております。葬祭諸費につきましては156件の想定で、1件3万円ということで468万円を予算として計上させていただきました。

次の老人保健拠出金でございますけれども、医療費拠出金といたしまして4億6,283万円を計上しております。昨年と比較いたしまして4,359万円の減でございますけれども、これは公費負担の5割になったということ、そして保険者負担割が5割になったということの結果、こういうぐあいに減額になるというものでございます。事務費の拠出金につき

ましては516万3,000円を計上させていただいております。

第4款の介護納付金でございますけれども、これにつきましては1億7,413万1,000円を計上させていただいております。昨年と比べまして939万1,000円の減になっておるわけですが、これは平成19年度分の概算で見込みを立てまして、あわせまして17年度の調整、いわゆる確定で差し引きをするわけでございますけれども、17年度の確定分が減額になっているという状況の中で、前年度よりは939万1,000円、比較して減ったという内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次の第5款共同事業拠出金でございますけれども、1の高額医療費拠出金は、80万円以上の高額医療費に対する拠出金でございます。国、県の4分の1ずつの交付金、あるいは町からの、一般会計からの繰り入れ等々合わせた額とほぼ同額の4,057万1,000円を拠出するという予算でございます。その他の共同事業ということで1,000円の科目予算をちょうだいいたしております。3目の保険財政共同安定化事業、これは昨年10月から始まっております奈良県一本の30万円から80万までの高額医療に対する共同安定化事業への拠出金でございます。2億2,569万5,000円、この支出を見込んでおります。この部分が昨年までの予算と大きく変わる内容になっているものでございます。

第6款の保健施設費でございます。例年の健康家庭表彰につきましては、15万5,000円の予算を見込み、計上させていただいております。これは健康家庭の表彰ということで、金額につきましてはわずかではあるんですけれども、感謝と表彰の意味を込めて贈呈したいということで、計上をさせていただいております。2目の医療費通知費でございますけれども、197万7,000円を計上をさせていただきました。これは年6回すべての医療費について通知をさせていただく事業でございます。197万7,000円の予算をちょうだいしたものでございます。3番の保健事業費でございますけれども、この中で委託料というのが昨年とは異なる内容でございます。医療費分析委託料ということで555万1,000円を計上させていただきました。これにつきましては、19年度中に事業計画書というものを作成をする必要が生じております。と申しますのは、平成20年度からの制度改正等々に、町、保険者として、成人病対策、あるいは医療の適正化、健康指導等々の計画を立てて、医療費の抑制、適正化に努めるための計画を立てるというための費用でございます。555万1,000円を計上させていただきたいと思っております。人間ドック助成金につきましては、昨年同様400万円の予算をちょうだいしております。

7款の公債費でございますけれども、一時借入金利子として10万円の予算計上をさせて

いただいているものでございます。

8 款諸支出金につきましては、過年度等々の保険税の還付に備えるために、一般被保険者で100万円、退職被保険者の部分で10万円の予算をちょうだいしているものでございます。

最終、9 款予備費でございますけれども、前年度同様350万円を計上させていただいた内容でございます。

歳入歳出それぞれ同額でございます、26億7,430万円という内容でございます。

どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わりたいと思います。

青木議長 それでは、大変お疲れで申しわけございませんが、お諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、午後6時まで延長いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後6時までと延長することに決定いたしました。

青木議長 次に、日程24番、議案第16号、平成19年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 お疲れのところ恐縮でございます。議案第16号について説明をさせていただきます。

説明書の219ページをごらんください。歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億8,060万円ということをお願いをする内容でございます。

それでは、簡単にご説明を申し上げます。223ページをお開き願いたいと思います。歳入から説明を申し上げます。支払い基金交付金、これは医療費の総額の要った部分に対して50%の負担が19年度4月からは丸々でございます。13億3,000万を計上させていただきました。国庫支出金につきましては、全体の600分の200ということで、7億6,000万を計上させていただきました。県支出金につきましては、負担分600分の50ということで、1億8,980万円を計上させていただいております。繰入金につきましては町からの繰り入れでございます。県と同じく600分の50に事務費をいただきまして、1億9,980万円を計上させていただきました。諸収入ということで10万円を見込み、総額24億8,060万の計上をさせていただいているものでございます。

歳出について、次の225ページで説明をしたいと思います。総務費ということで、事務費等々の費用でございます。968万2,000円を予算ちょうだいしております。本予算の大部分を占めます医療諸費でございますけれども、24億6,990万円を計上させていただいている内容でございます。予備費といたしまして100万、合わせまして24億8,060万円、歳入歳出同額予算でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

青木議長 次に、日程25番、議案第17号、平成19年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 それでは、議案第17号、平成19年度広陵町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。予算書の233ページをごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、平成19年度は第3期介護保険事業計画の2年目の予算でございます。老後の安心を支える制度としてスタートして以来、ことしで7年を迎えますが、多くの利用者の方々に評価をいただくなど、広く制度が定着しつつあると考えております。高齢者の方々ができる限り要支援、要介護にならない、あるいは重度化しないよう、地域包括支援センターを中心に、高齢者一人一人が積極的に介護予防に参加いただくよう取り組んでまいります。

それでは、平成19年度の介護保険特別会計保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は13億8,090万円と、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は480万円となっており、総額前年度比6.3%増であります。

予算の主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

244ページをごらんいただきたいと存じます。保険事業勘定予算の歳入でございます。

まず、第1号被保険者の保険料でございます。保険料率は介護保険条例で3年に1度設定することになっております。平成18年度から20年度までの3年間の保険料の基準月額を4,000円、年額4万8,000円を基準として計上いたしました。保険料の所得段階別被保険者数は、第1段階56人、第2段階491人、第3段階574人、第4段階2,204人、第5段階1,711人、第6段階597人、計5,633人を見込んでおります。繰越金を含めまして、全体の保険料といたしまして、2億8,006万8,000円を計上させていただきました。

次に、国庫支出金の国庫負担金の介護給付費負担金につきましては、介護保険制度の公費負担割合、居宅20%と施設15%として、総額2億2,959万1,000円を計上して

おります。

次の国庫補助金につきましては、1目の調整交付金につきましては、3.69%の率で、4,842万を計上いたしました。続きまして、介護予防を推進する地域支援事業に対する交付金として、2目の介護予防事業として事業費の25%、3目の包括支援任意事業としての事業費の40.5%を計上させていただいたところでございます。

次の246ページでございます。支払い基金交付金につきましては、1目の介護給付費交付金は保険給付費の31%、2目の地域支援事業支援交付金、介護予防事業に要する費用の31%を計上しております。

次に、県支出金の県負担金の介護給付費負担金につきましては、制度の公費負担割合、居宅分の12.5%、施設の17.5%として計上しております。また、県補助金の地域支援事業交付金は、介護予防及び包括支援任意事業に要する費用に対する公費負担割合として、介護予防は12.5%、包括的支援等につきましては20.25%で計上をしております。

次の繰入金の介護給付費繰入金につきましては、町としての負担分として保険給付費の12.5%を計上しております。また、次の地域支援事業繰入金の介護予防事業及び、次の248ページ、包括支援任意事業に要する町の負担分を計上いたしました。事業の負担割合は県補助金と同額でございます。次に、職員給与等の繰入金につきましては、事務費分と葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置負担分として予算を計上しております。

次に、歳出に移らせていただきたいと思います。250ページでございます。

総務費の一般管理費につきましては、介護保険事業の事業実施に伴います関係経費で予算を計上しております。次の連合会の負担金につきましては、サービス提供事業に支払われる介護報酬の審査及び支払いに関する事務を県の国保連合会に委託する負担金でございます。

次に、介護認定審査会の認定調査等につきましては、審査及び判定業務に要する費用を計上しました。次の認定審査会は、葛城市・広陵町認定審査会の負担金であります。

次の252ページでございます。趣旨普及費につきましては、介護保険制度の推進を図るため、各種のリーフレットやパンフレットなど、周知促進費用として計上しております。

次に、保険給付費につきましては、第3期介護保険事業計画の保険給付費見込み額等を基礎に算出して計上したものでございます。介護サービス諸費として12億1,614万3,000円、新予防給付の介護予防サービス等諸費として2,576万5,000円、高額介護サービス等費につきましては、1割の利用者負担の合計額が一定額を超える場合、負担軽減を図るために行う給付で、1,555万5,000円、特定入所者介護サービス等費補足

給付につきましては、介護施設等の居住費と食費が自己負担になったことにより、所得の低い方には上限額を設け、差額を保険給付から給付するもので、5,261万を計上いたしました。

次の254ページ、財政安定化基金拠出金につきましては、保険者の財政不足に資金貸し付けを行うために県が設置する基金への拠出で、国、県、市町村が3分の1ずつ負担するものでございます。

次に、地域支援事業費は、高齢者の方が要介護状態になる前から一貫・連続性の介護予防、総合相談、支援等の事業費でございます。一般管理費は、地域包括支援センターにおける運営協議会委員の謝礼、コンピューター機器の賃借料、システム保守料等を計上しております。

次の介護予防事業の介護予防特定高齢者事業につきましては、介護認定を受けていない虚弱の高齢者の方に筋力向上トレーニング事業、転倒予防教室、脳健康教室、訪問指導、食の自立支援事業などを行う事業として1,012万8,000円。次の256ページでございます。一般高齢者施策事業は健康づくり教室、健康教室、健康おはなし、脳健康教室などの費用として110万円を計上しております。次の3項の包括的支援事業任意事業として1,890万円を計上いたしました。なお、3目のその他事業の総合相談支援・権利擁護事業費につきましては、相談業務等を地域包括支援センターで実施しておりますことから、廃目といたしました。

次の基金積み立ては、3年での保険給付、保険料を設定したことによる余剰金を積み立てるものでございます。

以上で保険事業勘定の予算の説明を終わらせていただきます。

次に、261ページ、262ページの介護サービス事業勘定についてご説明を申し上げます。

これは、地域包括支援センターにおいて、保健師等が中心となって、要支援1、2の新予防給付の認定者の介護予防サービス計画の作成業務を行います事業所としての勘定でございます。

264ページをごらんいただきたいと思います。歳入として、新予防給付サービス計画の作成料の収入として480万円を計上いたしました。

次に、266ページの歳出でございます。事業費の一般管理費として、サービス計画の事務関係費用及びサービス計画委託料として480万円を計上いたしました。

以上で、平成19年度広陵町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よ

ろしくご審議お願いをいたします。

青木議長 それでは次に、日程26番、議案第18号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 議案第18号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

整備面積、認可面積、水洗化率等につきましては、先ほどの下水道使用料改正（案）の説明資料にもありましたので一応割愛させていただきます、別冊第1回定例会資料の7ページにあります主要事業についてから説明申し上げます。

今年度の新規事業といたしまして、公共下水道施設維持管理事業を予定いたしております。この事業は、真美ヶ丘地区内の既設管について、不明水の調査を実施するものでございます。事業費として400万円を計上いたしております。次の水質改善下水道事業につきましては、継続事業といたしまして、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業を行うもので、1億3,660万円を計上いたしております。

次に、予算の概要について説明申し上げます。予算書の282ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、一般管理費でございます。委託料といたしまして2,198万4,000円を計上いたしております。この主なものにつきましては、マンホールポンプの管理点検清掃業務委託料といたしまして540万1,000円、下水道使用料徴収業務委託料といたしまして1,000万円、それから、先ほど申し上げました新規事業の管路調査業務委託料といたしまして400万円等でございます。次に、工事請負費につきましては、下水道管の清掃費用といたしまして700万円を計上いたしております。次に、負担金補助及び交付金についてですが、流域下水道維持管理市町村負担金といたしまして1億7,806万7,000円を計上させていただきます。

次の284ページでございます。公共下水道事業費といたしまして1億5,890万5,000円を計上いたしております。その主なものにつきましては、工事請負費といたしまして1億2,386万9,000円でございます。

次の286ページですが、流域下水道事業費といたしまして、大和川流域下水道事業負担金を計上いたしております。

次の公債費につきましては、起債の償還元金及び利子を合わせた7億8,866万3,0

00円を計上いたしております。

以上が主な歳出の内容でございます。

次に、歳入の内容についてご説明申し上げます。278ページでございます。

まず、下水道使用料でございますが、3億994万6,000円を計上させていただきました。これにつきましては、先ほどの議案にもありましたとおり、7月分より料金の改正をお願い申し上げており、その分を加味した歳入となっておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次の2款国庫支出金についてですが、水質改善下水道建設費の国庫補助対象分1億2,000万円の2分の1の6,000万円を計上いたしております。次の繰入金につきましては、町の一般会計からの繰入金でございます。その他町債といたしまして、資本平準化債等2億9,230万円を、次の280ページにつきましては、諸収入といたしまして、消費税の還付金を見込んだものを計上させていただいております。

以上、平成19年度の下水道事業特別会計の概要でございます。歳入歳出それぞれ12億700万円の予算となっております。

まことに簡単な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

青木議長 それでは次に、日程27番、議案第19号、平成19年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 議案第19号、広陵町墓地事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

293ページをごらんください。歳入歳出それぞれ4,600万円をお願いするものでございます。

内容についてご説明を申し上げたいと思います。302、303ページをごらんいただきたいと思います。

管理費におきましては、一般職員の給与を例年どおり見込ませていただいております。委託料につきましても例年どおりの剪定、除草等の費用としての計上でございます。また、永代使用料の返還金ということで、7区画程度の返還を見込みまして294万円、さらには一般会計への繰出金1,275万3,000円を見込ませていただきまして、管理費総額2,656万円を計上させていただいております。

次の2款墓地事業費でございますけれども、1,070区画の整備がしてあるわけですが、残り区画が4区画ということでございますので、19年度におきまして、新たに6

3区画分の整備事業を行いたいということで、整備工事の請負費ということで1,942万5,000円を計上させていただいております。事業費としましては1,944万円の予算計上をさせていただいた内容でございます。

戻っていただきまして、歳入でございます。墓地使用料といたしまして、墓地の管理費用522万4,000円、さらには墓地使用料ということで41区画の使用許可を見込みまして3,977万円、合わせまして4,499万4,000円を見込んで計上させていただいております。墓地手数料につきましては、再交付手数料、承継の書きかえの手数料等見込みまして、6,000円の計上をしております。繰越金につきましては、平成18年度歳計剰余金として100万円の歳入を見込み、合わせまして4,600万円の歳入を見込んでいる内容でございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

青木議長 次に、日程28番、議案第20号、平成19年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 議案第20号、平成19年度広陵町学校給食特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算に関する説明書309、310ページをごらんいただきたいと思います。平成19年度学校給食特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,700万円でございます。

歳入からご説明申し上げます。314ページをごらんいただきたいと思います。

給食費保護者負担金でございますが、1カ月3,700円に据え置くことといたしました。全体の児童数は昨年より86名少ない2,291名を予定しており、給食月数11カ月で9,324万3,000円を計上いたしました。

次に、一般会計繰入金でございますが、賄い材料費に充てます牛乳、米飯給食補助、給食調理員の人件費、事務費、備品費の繰入金、合わせまして9,682万8,000円を計上いたしております。昨年度より児童数は86名減少していることと、給食調理員正職2名が退職し、その補充として給食支援スタッフ2名を採用していただく予定で、正職及び支援スタッフ合わせた人件費が679万6,000円減額となり、前年度より全体で1,050万円の減額となっております。

次に、諸収入の雑入でございますが、教職員170名分の給食費691万9,000円を計上し、次の繰越金では、科目どりとして1万円を計上いたしました。

歳出でございます。316ページをごらんいただきたいと思います。

給食調理員14名の人件費関係で6,668万9,000円、学校給食支援スタッフ8名分の賃金847万6,000円のほか、需用費1億1,735万5,000円で、そのうち賄い材料費で1億1,405万4,000円を計上いたしました。その内訳は、給食材料費1食平均257円と試算し、年間の給食実施予定日数は181日と試算したものでございます。

次に、負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金で359万円を計上させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

青木議長 次に、日程29番、議案第21号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 議案第21号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

321ページでございます。予算総額は、歳入歳出それぞれ3,670万円と定めるものでございます。

330ページをごらんいただきたいと思います。新清掃施設関連のコミュニティー用地として先行取得しております用地9,614平米、起債額2億7,810万円分の償還元金及び利子を計上させていただいております。元金分としましては3,274万2,000円、利子分としまして395万8,000円、合計で3,670万円となるものでございます。なお、財源であります繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上、簡単ですが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

青木議長 それでは次に、日程30番、議案第22号、平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 議案第22号、平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

333ページでございます。予算総額は、歳入歳出それぞれ3,600万円でございます。

342ページをごらんいただきたいと思います。歳出としましては、商品券交付事業交付

金3,600万円を計上させていただいております。

一方、340ページの歳入につきましては、平成18年度の売り上げ実績を踏まえ、商品券売り上げ収入といたしまして3,200万円を、また、平成18年度未償還金の見込み額を剰余金の繰越金として400万円計上させていただいております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

青木議長 最後です。次に、日程31番、議案第23号、平成19年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について説明願います。大西水道局長！

大西水道局長 それでは、議案第23号、平成19年度広陵町水道事業会計予算についてご説明をさせていただきます。

説明書の345ページでございます。概略といたしまして、平成19年度の水道事業は、給水水栓数を前年比114水栓ふえます1万1,300栓と想定をし、給水量におきましては年間2万3,000トン増の395万3,000トンを予定し、自己水29%、及び県営水道からの受水71%の割合での給水を予定いたしております。予算算出の基礎といたしましては、対前年度では水栓数及び給水量において微増しているものの、使用水量について1人当たりの使用水量の伸びに至っておらず、使用料金の増額にはつながっておりません。

こうした中、収益増加のためにも目標有収率の向上を目指し、昨年度に続き、漏水調査を実施する予定で、これとは別に計量法の定めにより、順次8年の検認期間切れとなる給水メーターを計画的に取りかえてまいります。

支出に関しましては、安全な給水のための給水施設点検整備を実施していくほか、安定した給水を確保し、緊急時の断水区間を最小限とする方法として、環状給水を行うための給水管のループ布設を進めてまいります。また、18年度に実施させていただきました真美ヶ丘配水場の耐震診断結果によりましては、適切な補強工事をお願いすることも考えなければなりません。資産購入といたしまして、従来から維持補修を続けながら使用してまいりました設計積算システムにおいて、使用開始から相当の期間を経過しており、周辺機器においても経年による老朽化が進み、機器の維持補修の部品確保にも支障を来している状況であることから、システムの入替えを予定をさせていただいております。

では、主な項目についてのご説明を申し上げます。347ページの広陵町水道事業会計予算の実施計画書をごらんいただきたいと存じます。

まず、3条予算でございますが、損益収支の収入といたしまして9億1,165万1,0

000円、一方の水道事業費用といたしまして9億353万4,000円、差し引き811万7,000円の黒字予算でございます。

収入におきましては、先ほど申しましたように、収入の大部分を占めます水道使用料は、人口の増加はあるものの、1人当たりの使用水量がふえておらず、ほとんど増収の見込めない状況であり、営業収益の給水収益として、前年度に比べ483万円増の8億4,224万の料金収入を見込んだわけでございます。次の受託工事収益におきましては、公共工事に伴う水道管移設工事負担金などで4,650万円を計上させていただいております。そのほかの営業収益におきましては、下水道使用料徴収事務手数料及び消火栓維持管理負担金など、負担金として計上いたしております。

次に、営業外収益につきましては、預金の受取利息と職員駐車場貸付料並びに水道用地賃貸料などで247万5,000円を計上させていただきました。

次に、支出に移らせていただきます。

水道事業費用の第1項、営業費用といたしまして、8億8,295万9,000円を計上いたしておりますが、主なものといたしまして、1目の原水及び浄水費で4億9,799万1,000円、この大部分が県営水道からの受水費、年間282万トンの費用として4億2,934万5,000円、修繕費におきましては、送水ポンプの点検整備費用、井戸取水ポンプの点検整備、浄水場の計装機器整備などの費用といたしまして、1,834万7,000円を計上いたしております。このほか動力費として2,220万円がございます。

次の2目の配水及び給水費5,998万6,000円につきましては、人件費を初め漏水調査、毎日の水質検査業務、管路情報システムの保守料や給水メーター定期取りかえに要する費用を計上しております。

次の3目の受託工事費5,228万8,000円につきましては、公共工事に伴う受託工事費用を計上いたしたわけでございます。

次の4目の総係費9,452万8,000円につきましては、人件費と事務機器及び料金システム、あるいは企業会計システムの保守メンテナンス費用、料金計算システム変更料のほか、水道料金口座振替の推進と徴収経費の節減に関し、口座振替による料金納付者に対する還元として、報償費に所要の経費を計上させていただきました。

次の5目の減価償却費におきましては、18年度に取得いたしました給水車等の減価償却が増加し、19年度における予定額といたしまして1億7,706万2,000円を計上いたしております。

第2項の営業外費用といたしましては、これまでに借り入れております企業債の償還利子及び消費税でございます。

3項の特別損失につきましては、料金滞納で居所不明になるなど、地方自治法の規定により時効を迎える額を計上させていただいたわけでございます。

4項は予備費でございます。

続きまして、349ページの資本的収入及び支出の4条予算についてご説明を申し上げます。

資本的収入の収入額が8,088万円、支出額2億994万6,000円で、差し引き1億2,906万6,000円が不足いたしますので、この不足分につきましては、全額過年度損益勘定留保資金で補てんをさせていただきたいと思っております。

それでは、収入の内容でございますが、1目の工事負担金につきましては、下水道工事に伴う水道管移設工事の工事負担金として801万円、給水分担金は223件の予想で、各口径ごとの分担金5,355万円、町内のミニ開発に伴います一般給水施設分担金、80件と予想して、1,932万円を計上いたしております。

次に、資本的支出でございますけれども、第1項建設改良費で、2億281万6,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、1目の配水施設費で1億8,574万4,000円を計上させていただいておりますが、その大部分が工事請負費の1億6,292万円で、内訳につきましては、配水管布設及び布設がえ工事や石綿管の布設箇所への布設がえ工事など、単独工事分で1億2,152万円のほかに、下水道工事に伴う管布設工事、弁の取りかえ及び新設並びに舗装の復旧費として4,100万円を見込んでおります。石綿管の布設がえ工事予定区間の延長は、予定いたしております内容は550メートルを予定をいたしております。このほかは人件費と設計業務委託料を計上しており、次の2目の固定資産購入費の1,707万2,000円につきましては、地域防災計画に基づき年次計画で、緊急避難場所に配置する緊急用移動式ステンレス給水タンク5基分と、設計積算システム老朽化に伴う入れかえ費用と、給水分担金予想分の223個のメーター購入費を計上いたしております。2項の企業債償還金につきましては、借り入れております償還金の元金でございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。どうかよろしくご審議お願い申し上げます。

青木議長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため、3月3日から5日までの3日間を休会といたしたい

と思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、3月3日から5日までの3日間は休会といたします。

3月6日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会をいたします。

(P.M. 5:23散会)

平成19年第1回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成19年3月6日

平成19年3月6日広陵町議会

第1回定例会会議録（2日目）

平成19年3月6日広陵町議会第1回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信（副議長）
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
6番	寺前憲一	7番	長濱好郎
8番	山本悦雄	9番	坂口友良
10番	乾浩之	11番	八代基次
12番	松野悦子	13番	吉岡章男
14番	青木義勝（議長）	15番	笹井正隆
16番	竹村博司		

2 欠席議員 山本 登

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	会計部長	和田叙嗣
統括事務部長	笹井由明	統括技術部長	中尾寛
総務部長	植村和由	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	大西利実
総務部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志
書 記 野 瀬 一 吉
書 記 上 田 勝 代

青木議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 08 開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1 議案第 1 号	広陵町総合保健福祉会館設置条例等の一部を改正する条例の制定について
2 議案第 2 号	広陵町行政組織条例の一部を改正することについて
3 議案第 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
4 議案第 4 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
5 議案第 5 号	広陵町税条例の一部を改正することについて
6 議案第 6 号	広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについて
7 議案第 7 号	広陵町都市公園条例の一部を改正することについて
8 議案第 8 号	広陵町下水道条例の一部を改正することについて
9 議案第 9 号	広陵町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正することについて
10 議案第 10 号	広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて
11 議案第 11 号	平成18年度広陵町一般会計補正予算 (第6号)
12 議案第 12 号	平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
13 議案第 13 号	平成18年度広陵町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
14 議員提出議案第 2 号	予算審査特別委員会設置に関する決議について
15 議案第 14 号	平成19年度広陵町一般会計予算
議案第 15 号	平成19年度広陵町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 平成19年度広陵町老人保健特別会計予算

議案第17号 平成19年度広陵町介護保険特別会計予算

議案第18号 平成19年度広陵町下水道事業特別会計予算

議案第19号 平成19年度広陵町墓地事業特別会計予算

議案第20号 平成19年度広陵町学校給食特別会計予算

議案第21号 平成19年度広陵町用地取得事業特別会計予算

議案第22号 平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算

議案第23号 平成19年度広陵町水道事業会計予算

16 一般質問

青木議長 まず、日程1番、議案第1号、広陵町総合保健福祉会館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 今回この施設を町直営にするという中での条例改正ということですが、この直営にすることによってメリットという、そういう部分の判断の部分について、民間委託も検討されていたんですが、直営に決定されたということによっての使用料と利用料の条例改正となっているわけですから、その部分について指定管理者制度が適用できない。なぜ適用できないという部分があったのかということ。あるいはまた、直営にして従前の委託と比べてはどのような財政的なメリット等あるのかどうか、その辺の見通しについてお聞きしたいと思います。

青木議長 答弁。(不規則発言あり) これ総務ですよ。(不規則発言あり) 簡単な答弁。(不規則発言あり) 助役！

山村助役 従来サービス公社に、あるいは社会福祉協議会に委託という形をとってございましたが、今回指定管理者制度導入については、この前の議会でも申し上げましたようにサービス公社等、あるいは社会福祉協議会を指定管理者とすることに若干の無理があるということで直営と判断をさせていただきました。もともとこの施設につきましては、サービスカウンターも設置しておりますので、町の職員を配置しなければならないという事情もございまして、館長等、あるいは一部職員を町職員を配置をいたしておりましたので、完全委託という形にもなっておりませんでしたので、今回町直営ということで条例整備をさせていただきますが、従来と直営の感じを強めさせていただくということで、サービス公社の職員ももち

ろん一部従事もいたしますので、殊さら大幅に変更が生じるというわけではございません。ただ、今までサービス公社で合理的な経営をと思っておりました部分については分析いたしますと若干問題もあると、経費がかかり過ぎているというところもございましたので、今回人員配置等も見直して、できるだけ経費のかからない運営に努めていきたいというふうに思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 今の内容、これはもちろんサービス公社のときに議論を若干してるわけですが、先ほどの質問と同様に指定管理者制度にすると若干の無理があるということをおっしゃっているわけなんですけれども、現実問題として指定管理者制度を行っているところの問題点、これは大きくいえば一番新聞紙上でも問題になっているのは、いわゆる博物館などのところでの指定管理者制度が発足しているところについての大きな矛盾が生まれているわけですが、サービス公社の議論のときには櫃原市で成功しているかのような答弁があったんですけれども、実際に人口3万のところでは指定管理者制度ができるような状況があるのかどうか。結局は民間委託という形で今まで公社に委託してきたわけなんですけれども、それと指定管理者制度のところの矛盾があらわれているということなだけです。だから今までサービス公社に委託管理を任せていたものを指定管理者制度にする場合に、いわゆる公募による競争入札が必要だということから直営ということになっているだけの話ですから、根本的に指定管理者制度の矛盾がこのような小さいところであらわれたということではないのか。このことを明確に私はする必要があると思うんです。若干の無理があるということではなく、わざわざ条例をつくって、そして公募をして、そしてサービス公社と指定管理者の募集される場所と競争するということが自体に無理があるということですから、だから指定管理者制度の問題、他には答弁ではその他でも可能なおところについては今後も検討していくということをおっしゃっているわけですが、現時点でのこのいわゆるはしお元気村やさわやかホール等々の中で若干の無理があるということ以上に根本的な制度の矛盾があらわれているということではないんですか。

青木議長 助役！

山村助役 指定管理者制度そのものをすべて否定するというものではございません。この前も申し上げましたように、指定管理者制度でやはり成功している例も全国にはございますし、営利企業だけが指定管理者になれるというわけでもございませんので、非営利の団体も指定管理者になれるケースもございます。施設によってはそういったところも分析しながら今後

検討、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

青木議長 6番議員！

寺前議員 私は、その指定管理者制度の根本的な目的は、民間にできることは民間にという発想だったんですね。ところが今おっしゃってるのは、NPOなどの非営利団体で行える可能性がある。これはボランティアの要素を含んだ管理なんですよ。だから民間にできることは民間にということ、民間の利潤を追求してもなお住民サービスが向上するというような言いわけだったわけですから、こういうところでの矛盾を明確にしておかないと、結局はNPOなど非営利団体などが指定管理者で行う場合というのはもともとの趣旨とは違うわけなんです。サービス公社でも、いわゆるこれは広陵町の外郭団体で実行してきたわけですから、その場合の唯一のメリットという点は、いわゆるサービス公社が独自に職員を採用して事務を執行してきた。いわゆる地方公務員というそういうところの身分をないままに行ってきたというところの違いだけであって、結局は人員やその他についても多くの矛盾が生まれているさなかであります。だからそういう点でいえば非営利団体という形での指定管理者制度ということ念頭にに入れておられるというような思いもあるわけですが、これはあくまでも民間にできることは民間にという趣旨の指定管理者制度の遂行ではないということも、やはり明確にしておく必要があるんだというように思います。ボランティアを含んだ指定管理者制度というのは、ボランティアの方々の犠牲に基づいて行っていくものであるということですから民間の利益追求を前提にした指定管理者制度というのは、こういう小さな町では全く不向きな制度だということは私は明らかだというふうに思うんですけれども、そういう点非営利団体が指定管理者制度に導く道があるというふうにおっしゃっていますけれども、広陵町で営利団体が指定管理者制度に向くような流れができるのかということについては明確にしておきたいと思います。

青木議長 助役！

山村助役 これは施設、種類によって、あるいは経営形態によって変わると思いますので、営利団体が絶対だめだというわけでもないと思います。今後その部分について研究、検討をすると申し上げているので、ご了解願いたいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程2番、議案第2号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程3番、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 議員のこの経費削減の中で可能なところから全員一致で削減していこうという努力をしている一つの中身なわけですけれども、数字的にこの本会議場で明確にしておいていただきたいと思うんですが、議員の場合の経費削減は全体で幾らになるのか。

また、非常勤の特別職、その他特別職の方々のいわゆる日当のところでは半日日当というものをつくったわけですけれども、これによって半日で終わるという場合にはどれぐらいの経費削減につながるのか、こういう数字について教えていただいております。

青木議長 植村総務部長！

植村総務部長 ただいまの議案は職員の給与の部分でございますが、今、議員の関係という形でおっしゃいまして、補正予算でも出しておりますように政務調査費では192万円が減っております。そして議会の半減によりまして19年度は今その委員会の報酬等で約200万の削減効果があるという試算をしておるところでございます。

青木議長 ほかに。(不規則発言あり) 植村総務部長！

植村総務部長 半日の日当の効果も、460万円から290万円に下がりました、この差17

0万円の効果を見込んでおるものでございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 それでは、次に、日程4番、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程5番、議案第5号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程6番、議案第6号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正すること

についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 今回の乳幼児医療費助成条例の一部改正につきましては、私ども共産党の方としても大いに住民の皆さんと一緒に推進のため取り組んできたところがございますので、大変いいことだなと評価するところがございますが、この中で県の負担割合、町の負担割合等の確認、今後の負担の見込み金額についてはどのような状況になるのかということについてお聞きをしたいと思います。

それから今度の500円の負担について、今後やはり完全な医療費無料化ということであれば500円の一部負担についても無料化の検討を進める必要があると思うわけですが、この点についてはどのようにお考えいただいているのかということもお聞きしたいと思います。

全国的に言えば小学校卒業するまでとか、あるいは中学校卒業するまでとか、先進的どころが全国的にはたくさんあるわけで、これで奈良県も小学校上がる前までの無料化という部分につきましては、ようやく全国水準に追いついてきたなというレベルのところなんですけれども、やはり一層少子化の問題を考えれば、今後もなおこのような医療費の無料化の拡充は必要だと思いますが、その点についての住民の要望をどのように把握し、今後どのようになっていくということについて思考されているのかということをお聞きしておきたいと思っています。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 2点お尋ねをいただきました。

県、町の負担をどのように試算しているかということでございます。まず、県単独費用ということでやっただく総額といたしまして2,700万余りの医療費を見込んでおります。ご承知のように、これの半分を町が負担するわけでございます。さらに町が単独で実施する部分といたしましては、約550万ほどの額を見込んでおります。合わせまして総額で3,300万余りになるわけでございますけれども、町の負担させていただくベースで申しますと1,900万余りというような見方をしております。(不規則発言あり)

さらにお尋ねをいただきました、いわゆる一部負担金ということで500円現在お願いをしております。これにつきまして無料化の方向を考えてないかというような意味でのご指摘でございますけれども、町の財政の状況を考えまして、やはり一定の負担はさせていただくのが適切であるというように考えているところです。特に今回の就学前までの通院に拡大をさ

せていただきました中で、1,900万余りの町の負担がふえるわけでございます。これについては町長初め関係各位において相当検討いただいた中で実施をしようということをお決めをいただいたことでございますので、どうぞその点よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

青木議長 12番議員！

松野議員 町単の550万というのは、ちょっとどういう内訳か。町単の550万という説明については、ちょっとよく内容わからないので、再度説明していただきたいというのと、それからやはり少子化の中で本当に懸念されるゆゆしき問題ですので、そういう部分で皆さん今、広陵町の負担が1,900万ふえるだけだということを聞いたら割合と負担が少なくて済むなと思われた方も議員の中ではいらっしゃるんじゃないかなという気もするんですけど、やはり橋一つつけるとなったらこのような金額では済まないわけですし、そういう今後の土木関連事業費も多々清掃センター関連絡みで出てくるわけですので、そういうのに比較すれば本当にこういう福祉に係る費用というのは割と少ないというふうに認識していただけるといふふうに私は思っているんですけども、そういう部分で大変重大な問題の少子化に対して少しでも広陵町として若い人が住みやすい町、そして若者が広陵町に来たいと、この町づくりの町並みだけでは広陵町に若い人が来ないわけで、若い人が広陵町に多く住みついてもらうには、そういう施策をとっていくことこそが大変大事で、そういう施策をとるについては以外にもそんなにお金がかからないなという実感の中で大胆に、やはりこういう子供に対する医療費の無料化については今後も一層推進していただくのが町長が常々おっしゃっておられる人にやさしいまちづくりの中核となっていくのではなからうかと思うわけですが、この点については町長、ご答弁お願ひいたします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 町単のことでもう少し詳しくということでございます。所得制限を県の場合は加えられます。広陵町は、その所得制限を撤廃をして、すべての就学前の児童に対して通院について広げる、拡大するということでの金額でございます。

それと思ったより費用が少ないというようにご指摘でございますけれども、これはあくまでも3歳以上就学前までの通院に係る部分だけでございます。それ以外の今までやらせていただいている部分を含めると相当な福祉医療になっておるといふ実態でございます。おっしゃるように福祉にはたくさんもって使えという意味かと思っておりますけれども、精いっぱい予算の方でご努力をいただいた結果でございますので、その辺どうぞよろしくご理解を賜りたい

と思います。以上です。

青木議長 町長！

平岡町長 ただいまのご質問でございますが、私は子供は町の宝物だと認識をいたしております。健全育成をやっぱり進めなければ、町がしっかりと支援をしなければいけないわけでございまして、何でも無料化ということは果たしていいのかどうかであります。少子化対策で無料化することで助かったなというだけではないわけでございまして、むしろ子供を抱える家族、家庭が生きがいを持って、そして働きがいのある社会をつくっていくということが大事でございます。少子高齢化社会を支える、その活力を生み出すためにいろんな支援をさせていただいてる、そういう思いでこれからも年齢をだんだん上げていける、ゆとりがある次第町も努力を積み重ねて子供の健全育成に力を注いでまいりたいと思っています。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 一部負担500円で、これは通院、入院の実数を掛ければ出てくるんですけども、この一部負担を払われている総額というの広陵町ではどれだけの金額になるのかということもあわせて聞いておきたいというふうに思うんです。

それから広陵町は、昨年出産が低下したということになっているわけなんですね。他町村では出産がふえているところもある中で広陵町は18年の出産が低下したということを見れば、私はここに広陵町が少子化対策として力を入れていくということの力点が必要だということに思うんですね。もともとこの乳幼児医療の無料化という点でいえば、奈良県でいえば平群に始まって、広陵町では奈良県下では2番目か3番に実行した先進的な歴史を持っているところなんですね。その当時のことを振り返ってみても、無料化なんてということについての異論は相当あったんですね。ところがやはりその流れが全国的に広がっていったということがありました。また、私たちがこの就学前までの医療費の無料化について住民と運動を重ねて署名など集めて請願などを出してきた経緯から見ると、そんなの無理だという声が圧倒的だったんですね。おざなりに広陵町では5歳までだったら無料化してもいいだろうというような、共産党の就学前までの医療費無料化に対抗するかのように否決するための手段を使った経過があったわけなんです。

そういう中で生まれてきた制度だという点と、その時代の流れの大きな発端は、やはり少子化対策にあるということは明らかなわけですから、私は広陵町が他町村に比べて活性化をしていくという点でいえば若者が住み、子供が生まれやすい環境づくりをつくっていくことが必要だ、こういうふうに思うんです。そういう点からいうとここに予算を使うとい

う点でいえば、これから予算の使い込み先を絞っていくという町長の考え方にも合致するところだというふうに思うんですけども、そういう広陵町の大きな流れをつくっていくために町長は土地利用の活性化、あるいはまたその他の活性化について意識を持っておられるわけなんですけど、こういう少子化対策を通じて若者が住みやすい、子育てがしやすい環境をつくっていくという点での施策というのは広陵町の今後の行政にとって大きな課題ではないかというふうに思うんですけど、そういう点からいったどのような認識を持っておられるのか。これは松野議員がおっしゃった、質問した内容を再度別の視点からお尋ねしている内容ですので、あわせて少子化対策の問題、その流れから踏まえて今後の行政のあり方についての町長の考え方をお聞きしておきたいと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 一部負担金の額につきましては、ちょっと手元に数値を持っておりませんので、厚生委員会の方でお答えしたいと思います。

それと出産が少なかったということでのご指摘でございますけれども、ご承知のように国保世帯と申しますのは若年者、若人が少ないということもございまして、広陵町全体でも少子化の傾向はあるという中で、国保世帯については特にその傾向が顕著にあらわれているというように我々としては認識をしております。

それと福祉医療についての広陵町の先進的な取り組みということでご質問をいただいておりますが、今回のこの奈良県の市町村の乳幼児医療費助成制度の中で、ご承知のように39団体ございます。今現在我々が把握をしておりますので、そのうちのいわゆる所得制限をせずに町単独所得制限撤廃ということでの取り組みをされている団体、予定をされておる団体が約半数、19団体というように把握をしております。広陵町としても乳幼児医療を初めこういう福祉医療について精いっぱい財政の許す中で英断をいただいておりますというように思っているところですので、どうぞよろしくお願いいたします。

青木議長 町長！

平岡町長 ただいまの寺前議員のご質問でございますが、奈良県は現在人口が減少県になってございます。我が町は、減少県と裏腹に伸び続けているわけでございますが、これはある意味では広陵町に転入をいただくわけでございます。子供を産んでいただく数は確かに減ってございまして、子供のある世帯が転入をしていただいているというのが実態でございますが、広陵町をお選びをいただいているということは、まさに我々うれしい悲鳴を上げておるところでございます。若い家族を迎える、また若い人たちが住まいに値する町づくりを私たちがし

なければいけないわけございまして、特に乳幼児、また就学前までの学びの場というものを保健師、また福祉関係者でいろいろ対策を講じておりまして、特になかよし広場、またはしお元気村等で妊婦さんが子供を産んでいただいて、その後また子供と一緒に勉強していただく、産んでよかったなど言ってもらえるような環境づくりを進めたいのでございます。

さらにまた、保育園もどこの保育園でも行っていただけるような配慮をしております、もう定員いっぱいと言ったことは今日ありません。きっちりと幼稚園、保育園等につきましてもその対応をさせていただいてる。また、学童保育も同様でございまして、子供たちの教育の補完を補う、またお母さん、お父さん方の働く人たちもバックアップするというそういう体制を取り組んでおるわけでございます。まさに今回の医療費の無料化につきましても幅を拡大をして働く子供を持つ親たちに支援をしているところでございまして、この部分については予算を削ることなく、ふやし続けているというのが実態でございます。私どももそういう姿勢で進めさせていただいております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 町長が今おっしゃった内容で、結局は他市町村との差別化、いわゆるいいところをつくっていくということが一つ、今後の広陵町の町づくりの活性化にとって欠かせないというのは認識を持っておられるというふうに思うんです。土地利用の面においてもしかり、強調されている点であります。

また、産業の活性化については、内職やアルバイト等々身近に働ける場をつくっていくという点では、この分野でも重要な問題だと。

もう一つは、人口の流入という点では土地利用と結びつくことはあると思うんですけれども、以前、学童保育の制度ができたときに広陵町に流入する人口が香芝でとまってしまった。それはなぜかという、その当時広陵町では学童保育、いわゆる留守宅何とかという制度がなかったんです。それで真美ヶ丘ができて香芝に若い方々が途中下車をしてふえていったという経緯があるんですね。そういう点でいえば、やはり広陵町で若い方々が住みやすい、あるいは子供が産みやすい環境をつくっていくというのは一小さな自治体でも知恵を出してできる制度があるということが実証されてきたんですけれども、そういう点で保育所や学童保育あるいはなかよし広場等々を力を入れているということはわかるんですけれども、そういう選別された、いわゆる広陵町に独自の広がりを持った制度という点でいえば、全国的にも広がっている義務教育卒業までの医療費無料化など、大胆なところがふえているのはご存じのとおりだと思うんです。そういうようなことについては予算上全く無理だということで

はなく、そういう研究を重ねていく中でその方向性を議論していくということが必要だと思うんですけれども、全国的な先進的な例に倣って広陵町におけるそういう医療費の無料化の拡充についての資料等を、広陵町での実態に合わせた場合にどうなのかということについての研究課題というのは必要だというふうに思うんですけれども、そういう点では今後進めていくという決意があるのかどうか。いわゆる研究課題というそういう見通しもですよ。今すぐにやるということでの話では、先ほどから出てるようにないわけですが、広陵町の将来の町づくりの一つの方向性のその数値を出した研究というものも必要だと思いますけども、そういう点ではどのようにお考えなのかお聞きしておきたいと思います。

青木議長 町長！

平岡町長 研究課題あるか、方向性はどうかというお尋ねでございまして、まさに私たちは住民の幸せを願う、その仕事をすることでございまして、当然担当部局すべてが取り組んでいただいているものでございまして。私は、転入された方に時々お会いをして、なぜ広陵町を選ばれたかということをお聞きします。ほとんどの方は遠いところから広陵町を選ばれているわけがございまして、いろんな住宅団地があるわけですが、広陵町を選ばれたのは、やはり福祉環境がよい、教育環境が非常によいと、子供の成長のための場として広陵町を選ばれているケースが非常に多いんですね。さらに住みやすい環境である、自然環境にも恵まれているということも上げられています。

もう一つは、この町に住んで果たしてそれがどうだったかということをお聞きすると、やはり人がやさしいということをおっしゃるわけです。この町に来て、本当に選んで間違いなかった、よかったというようにおっしゃっていただいております。このように言われますと、我々大いに頑張らなければいけないわけがございまして、これだけ期待をされた以上は、今、寺前議員おっしゃるように将来の方向性きっちりを見きわめて仕事をしなければいけないと責任の重さ、重大性を認識をいたしているところでございまして。頑張ったいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程7番、議案第7号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 まず一つは、何年か前にもこの駐車場の有料化について提案を理事者側からされまして、全協の中で反対の声も大変多くて取りやめになったという経緯がございます。そういう中で今回またさらにあえてこの有料化の提案をされてきた、この部分についてはなぜなのかということをお明らかにしていただきたいと思います。

それからそのときに大変問題になったのが2点ほどございまして、県の方の公園の駐車場の、丘陵公園ですね、整備がおこなわれている。そういう中で広陵町の方の公園の利用者、県の公園の方の利用者であっても広陵町の公園の駐車場使っている場合もあるかなど、あるいは路上駐車も多いねというようなことで県の方に駐車場の拡充を要望した、意見書で議会としても要望してきたという経緯があるわけですが、そういう経緯の中でも県の方の隣接する駐車場が依然無料なのに広陵町の公園だけ有料化をしていくということについては、この近辺の公園利用についての整合性が持てない、こういう部分についてはどのようにお考えいただいているのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、図書館の利用の問題なんですけれども、ここにも書いてあるわけなんですけれども、図書館駐車場から公園内に通じる連絡道路を閉鎖してマナーのない入園者に対しては注意と指導を促すということを書いているわけなんですけれども、図書館も利用し、公園も利用しという方が結構いらっしゃるんですね。竹取公園は小さい子供さん遊ばせるのに大変適していまして、小さい子供さんを連れて公園で遊び、また図書館で本を借りて充実した一日を過ごされるというケースが結構、相当あるように私も見てると見受けられます。そういう方の利用に対して大変残念な結果につながっていくということを危惧せざるを得ません。図書館の利用状況を見ておきますと、本当に町長の施政方針の中でも貸出冊数も約53万冊と全県で4番目ということを指摘されているわけですが、この図書館の利用についてはリピーターなんですね。そのリピーターの方が今度図書館に来たときに、とりわけ土日が図書館前のところも有料化されるということであっては、やはり土日の利用が多いわけですから、そういう方たちが図書館が利用しにくくなる。この数字でいえば平均して図書館の利用、200人は来館されているのではないかと思います。もっと多いかもしれません。人数が入っていませんので。そうしますと図書館だけを利用しに来た人についても土日については

大変利用しにくい実態が出てくるということは明らかではないかと思います。今でも本当に図書館の方の駐車場にとめられたらラッキーというような感じがあるわけです。ですからそういう部分にせっかくこんなに親しまれている自慢のできる広陵町の図書館の利用について影を差すような、水を差すようなことをしていただくことについては大変私は遺憾に思います。ですからこういう観点について図書館利用についてはどのようにお考えいただいた上での話なのか、どういう影響があるとお考えなのか、そういう利用者に対してどういう提案なさるのか、具体的にお聞きをしておきたいと思います。

それからこの具体的な試算表とかがあるわけなんですけれども、それともう一つは、町内、町外を一律に駐車料取るということについても私は大変納得できないところなんです。これはやはり広陵町の方に基本的に本当に親しんでいただく公園ですから、たとえ有料化するにしても町内の方に対してはやっぱり無料にすべきだというのは、先ほど言いました以前の全協の中でも強く議員の方から出ていた、指摘されていた部分でもあるわけですね。そういう点で、なぜ町内在住の方まで駐車料金を取るということを強行されようとしているのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

具体的なこの中身なんですけれども、人件費の部分で両方とも1日1.5人で計算されているんですけれども、とりわけ図書館の方の側の駐車場であれば1.5人、1人いたらいいという状況になるのかどうか。交通安全の問題もありますから、入り口の交通整理の、安全の問題も含めてこの人員配置で適切なのかといえば大変不安にも思うわけです。今の状態であれば別に入り口にチェックとかガード、料金入れたりするそういう待つ時間がないので、スムーズに流れてはいるんですけれども、今後そういう駐車する入り口のところで時間がかかると、やはり場合によっては列ができたりとか出入りが混乱する可能性もあるわけですが、この人員配置についてもそれぞれが1.5人という部分については大変不安を感じるころですが、その点についてはどのようなことを考えておられるのか。この1.5人というのは、大体時間の長さから見たらほとんど1人の配置ということになるわけですから、そういう点での体制をお聞かせいただきたいと思います。

また、この料金所を建設されるということですが、箸尾駅前に駐車場つくったときに、やはりいたずらでよく壊されていたと。最近の状況はお聞きはしていないわけなんですけれども、そういう状況があったわけですが、やはりこの公園についてもそういう状況ができてくるのではないかと大変危惧されるわけです。それに対する対策と費用の部分についてどのように計上されているのかということもお聞きしたいと思います。

あと資料の3ページ、管理費用内訳なんですけど、修繕費で20年度が1,000万円という部分については、どのような修繕費を見込んでの収支をされているのかということもお聞きしたいと思います。以上です。

青木議長 笹井統括部長！

笹井統括事務部長 数点のご質問にお答えをいたしたいと思います。

この有料化につきましての過去からの経緯でございますけれども、当然多方面からこの公園をたくさんの方に利用をいただき、そしてまた広陵町をそのPRとして大変有効に利用していただいていたものでございます。

しかしながら、本町につきましても5カ年、5億円、50人削減というふうな財政事情もございます。当然多方面から来ていただいておりますの方々に対して応分の負担を、そしてまた町内の方にも少々の痛みをお願いをしようという思いで今回駐車料金の有料化を提案をさせていただいたものでございます。

2番目につきましてですが、県との駐車場の整合性という点でございます。当然県につきましても現在は駐車場の整備がなされておる状況の中でありまして、本町としてもこれまで駐車場を利用していただく方に提供無料でしておったわけですが、今回有料化ということにつきまして県との協議も図ってまいりたいというふうに感じているところでございます。

公園によっては、既に有料化されておる具体例につきましても資料に掲げさせていただいておりますとおり、かなりの公園につきましても有料化が図られておるものでございます。これらを参考に県とも協議を進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

それから図書館の利用者との、また図書館の利用者が十分、水を差すような手だてではないかというふうな懸念でございますけれども、もちろん図書館につきましても有料にするという方向を検討した、そういうこともございます。いろんな角度から検討を加え、やはり図書館につきましては無料化でなければならないいけない、そしてまた図書館の専用駐車場がために無料化にせなければならないという思いで図書館につきましても有料化を提案をさせていただいておらないという状況でございます。

ただ、南側の駐車場につきましては、土曜日、日曜日、祭日に料金を徴収するという状況でございます。当然図書館につきましても、土曜日、日曜日、祭日につきましては図書館の駐車場が満タンで南の方の用地に駐車されておるという実態も認識はいたしております。けれども、第2駐車場として位置づけて、そして公園の駐車場だというふうな位置づけのもとに図書館利用者については専用駐車場をご利用いただくという思いでございます。ただ、

図書館の利用と公園の利用がまたがって、いわゆる少々長時間とめられる場合のケースもございますけれども、この辺につきましましてはやはり時間的な制約を加えることが非常に問題というふうな点もありますので、ひとつご了解をいただこうという思いでおります。

それから町内と町外を一律に徴することは許されない。無料に町内をすべきだというふうなお考えもあろうかというふうに思いますが、実態としてこれまで各公共施設の料金につきましましては本町の場合、グリーンパレスのいわゆる使用料そのもの等々町内、町外を問わず一律に負担していただいておりますのが実態でございます。町内、町外を区分することなく広く利用していただく際にご負担をお願いをしようという思いでございます。町内の無料化あるいは軽減につきましても検討を加えたところでございますが、町内の方、町外の方の区分に少々時間を要する、そしてまた駐車場の混雑も思われますので、そういったところにつきましましての簡素化について十分配慮した中で町内、町外の料金を一元化したものでございます。

それから各料金体制の人員でございますけれども、試算では1.5人という形をとらせていただいております。当然利用される日によって車の台数も異なってしまうというふうに感じております。したがって、常時徴収をしていただく1人の方に混雑をすればその日もう1人入っていただくということで、2人体制のいわゆる平均試算ということで1.5人という形をとらせていただいております。図書館の南側の用地につきましても同じことが言えるわけございまして、1人の徴収員の専属、土曜、日曜、祭日だけでございまして、1人の専属、そして混雑した場合、そしてまた図書館の利用者とのトラブル、そういったことも踏まえまして応援体制を整え、1.5人という試算をさせていただいております。

料金所のいわゆるいたずらに対してでございますけれども、これにつきましましてはマナーのない、そして深夜そうした公共施設をいたずらに損壊あるいは破壊をするといったことにつきましましては、当然防犯面の警備、こういったことにつきましても高田警察署と連携をさせていただきながら防犯体制を整えていきたい。そしてまた、そういった事実がございましたら当然費用もかかるわけでございますけれども、防犯カメラ、そういったことにつきましても今後研究をしてまいりたいというふうに思っております。

それからもう1点でございますが、資料の3ページ、20年度の修繕費の1,000万円でございますが、個々にこれまでも部分的に修理はしてきておりますけれども、ちびっこグレンデ、この施設につきましましては相当当初から耐用年数等々も参ってきてございまして、全面的に改修をしなければいけない時期だなという思いもあるわけでございます。そうしたとき

にこうした駐車料金のいわゆる収入財源でもって何とか公園をきれいな形で整備していきたいという思いから、そうしたちびっこゲレンデの改修費につきまして20年度1,000万円の計上をして試算をさせていただいておるものでございます。

以上8点でございましたですけれども、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

青木議長 ほかに。12番議員！

松野議員 経費削減ということでの提案だということですが、従前の経緯からすればやはり議会上程する前に全協なり全体の中できちっと説明いただくのが当然の筋だったと思うわけですけれども、これについてはどのようにお考えなのか。あるいは会派の方にお話をされたのかどうかわかりませんが、その辺の部分についてお聞きしたいと思います。

それから図書館の利用についてなんですけれども、やはり今の答弁お聞きしましても土日、祭日等について大変図書館現状で混雑しているという状況も認識していただいているわけですから、これに対する対策についてはきちっと事前にとるべきである。混乱してからとるといふことについては大変ダメージが大きいですし、大きな問題となるわけですから、この点についてさらに対応していただかなきゃいけないと思うんです。

私が提案具体的にしたいのは、例えばお買い物に行っても病院に行っても駐車券の磁気で無料化にできますよね、機械通して。ああいうシステムを少なくとも図書館に置いて、図書館を利用された方については無料にするという対応もしていただかなければ、やはり図書館の利用に対して重大な影響を与えるということは今のご認識からあるわけですから、早急に検討していただきたい。この点についてはどのようにお考えしていただけるのかということをお聞きしたいと思います。

それから公園に行かれて、子供連れで行かれると、先ほど言いましたように図書館とあわせて利用されるということについては、リピーターなんです。図書館の利用とセットということは、少なくともおおよそ一、二週間に1回は行かれるということになりますので、例えば毎週楽しみに行っておられるというような家庭でしたらば月2,000円の負担増になるわけですね、図書館と公園利用するだけで。これは大変子供を大切にしよう、人にやさしいまちづくりをしようという町長の理念からはかけ離れるのではないかということ指摘せざるを得ません。このように子供さん連れで楽しんで広陵町がつくった施設を本当にうまく利用していただいているのにもかかわらず、そういうところに対してまでこのような大変な負担を強いるのかということについて町長、ご自分の夢と希望のある町づくり、人にやさしいまちづくりのキャッチフレーズからどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

ます。

今回、去年秋からごみの有料化になりました。1枚が35円とか50円、それでも町民の皆さんは大変節約してごみが激減しているわけですから、このような500円もの大きな負担をさらに楽しみに対して強いていくということに対しては楽しみを奪う以外節約できないんです。ですから町長の夢と希望からは大反対、乖離する反対の方向をつくっておられるのではないかということをおっしゃるを得ないんですね。ですからこういう点では町長が責任を持ってきちっとご答弁いただきたいと思います。

それと体制の入り口の1.5人という部分について私が指摘したのは、この開園時間が長時間なんです。冬の短い時間で9時間、夏で11時間でしたかね、12時間だったかな、なるわけですから、当然1人が8時間ということであれば、こんな複数配置なんか前提になっていないわけなんですね。それとか混雑時に2人ということですが、土日とか、そういう対応はできるかと思いますが、トラブルなんかで事前に配置しとくということは想定できないことですから、そういう部分でいってもこの1.5人という配置は、とても1人配置だっでできないような実態であるということをお認めして計算されているのか。そうしていきますとやはりこの人件費ももっと大きくなって、350万、600万の収入を見込まれていますが、実際本当にそんだけのことをやってそんだけの予定どおりの収入が得られるかどうかということについては疑問を指摘せざるを得ないんです。そういうことも含めてこの資料の中で今回の有料化が適切とは到底言えない。経緯から見ても実態から見ても町長の施政方針のキャッチフレーズから見てもとても反する内容である。図書館の利用から見ても大変な問題であるということをお指摘をしたいと思います。今の質問に対して誠実に再度お答えいただきたいと思います。

青木議長 笹井統括部長！

笹井統括事務部長 図書館の利用者に対して混乱を起こす、その時点では無理ではないかというふうなご質問でございます。いろんな角度で検討をした結果においてこれが一番ベターだというふうに考え、提案させていただいております。当然図書館利用者につきましても無料というふうな形は専用駐車場を利用させていただくことで少々オーバーした、いわゆる土曜、日曜、祭日に限ってでございますけれども、そうした図書館のいわゆるすきがないときに駐車しなければやむを得ないというふうな図書館利用につきましても、料金を徴することになるわけでございますけれども、それにつきましても十分土曜、日曜、祭日につきましてもの実態を把握して、そして余りにもそうした図書館利用者に対する料金がかさむというふうな状

況になれば、規則でいわゆる免除規定あるいは軽減規定を設けたいというふうにも考えておるものでございます。ただ、イベント、その他大きな町の行事を行う場合につきましては、規則でこの料金につきましては無料というふうな料金の免除規定も設けたいというふうに考えておるものでございます。

それからいわゆる駐車場についての磁気あるいは自動支払い機の設置の件でございますけれども、私どもの図書館の専用駐車場の規模で自動支払い機を設置するというふうな状況になってまいりますと相当にその機械代というものも経費がかさみまして……（不規則発言あり）病院の磁気制度でございますか。（不規則発言あり）なるほど。そういった機種につきましてもいわゆる磁気によってその経費と、そしてまた事務の量というふうなものを検討していきたいというふうに考えます。

それから当然人にやさしいまちづくりの中でいわゆる負担をいただくというふうな矛盾点でございますけれども、当然本町につきましても財政事情はご承知のように非常に厳しいものがございます。したがって、当然やらなければならない経費節減の徹底策につきましては町内みずからがそういう軽減に対する予算措置も軽減、そしてまた削減を徹底してやっておるところでございます。一方、やはりこうした公園利用者に対するいわゆる受益される方のご負担というものも一方では歳入面で確保しなければ広陵町の破綻というふうな事態にもなるかというふうにも思います。当然福祉予算の増額とともに経費の切り詰めたところ、そしてまた多くの方が利用していただけますこうした公共用地、公共公園の場合につきましてはのみご負担をいただくという収入面の確保をするための対策でございますので、ひとつご理解賜りたいというふうに感ずるところでございます。

それから交代要員1.5人でございますけれども、これにつきましては当然2日に1回が2人当たるというふうな状況で試算をしておるわけでございますけれども、公園の常設の管理人3人も当たっております。こうしたときに、その利用状況を見てこの駐車場係員にいわゆる交代要員として配属をするというふうな形もとってまいりたいというふうに考えておるものでございます。どうぞひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。（不規則発言あり）

青木議長 いわゆる全協で説明をしなかったというあれやな。理由やな。（不規則発言あり）笹井統括部長！

笹井統括事務部長 こうした料金改正についても、今回の提案でいろんな角度でその公園料金の有料化につきましては以前から内部で検討をさせていただいておりました。それをそのと

きのいわゆる財政計画の中におきましても収入面の確保といった点からこの試算をし、そして上程をさせていただく予定というふうなときもあったわけですが、今回どうしてもこの難局を乗り越えたい、財政事情の難局を乗り越えたい。そういったためには19年度からいわゆる断固行革の方針につきましても実行をさせていただこう、こういう思いで正式に提案をさせていただいたわけですが、当然全員協議会その他お願いをした経緯もなかったというふうには思うわけですが、雰囲気としては公園料金の駐車場としての考え方、こういったことにつきましてもご承知おきをいただいております。今回の提案が最終提案というふうになったものでございます。どうかひとつご了承をお願いしたいというふうに思います。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 今回の有料化について、いろいろご異論があるようでございます。実は私も有料化するとか値上げをするとか、町民に負担をさせるという案は出したくはありません。極力避ける努力を一生懸命しているわけですが、町民の皆さんから年間30万、県立公園合わせますとすごい人が広陵町に来ていただいているのであります。本来は広陵町の図書館を建てた、広陵町の公園をつくったんですね。町民を優先する施設づくりをさせていただいた。今はそれが町の公園に至っては30万人、図書館に至ってはおよそ60万冊の図書を借りていただく。その半数は町外の人なんですね。それだけうれしい悲鳴を上げているわけですが、広陵町民がもっとしっかり使っていただく、これが基本でございますが、余りにも良すぎたというのか、そんな評価を自負してはいるわけですが、こんな町少ないのではないかと思います。町民の皆さんは、せつかくこの広場があるのに、しかも借りてる借地料を払ってでも他の町の人に何町長、してますかということもおっしゃるわけですが、我々はいろんなところに経費を削減をして頑張っているわけですが、あこを早く取らんかという声も実は皆さんも聞かれています。

しかし、あこでは今日までは町民、町民外といいますか、町外の人との識別が非常に難しいわけです。いい機械をつくれれば、住民票のいろんな交付機もありますので、そんなカードを出せば、そのカードを機械へ入れれば簡単にできるんですね。簡単に識別はできますが、1,000万余りのお金をもらうのに機械に何千万もかけてする、このことも問題でもあります。むしろ町民も町民外の人と同じように払っていただく。そのお金は、また町民の人の生活支援に使うんですね。そのことを言わないで何か役所もらっていいように使うてかのように誤解をされているようでありますが、事実生活支援の予算に使っていくんですから、

使った人、応分の負担を、利用者負担をどうぞお願いしますということを申し上げておりますので、本来は嫌なことをさせていただくこととなりますが、どうぞご理解を進めていただきたいなど。町民の皆さんもご負担をしていこうと。あなた町民ですか、町民外ですかという問い合わせを先にするというのも嫌らしいです。図書館でも近ごろは広域図書館を改めてもう広陵町だけにして他の人は禁止にしてはどうかと、そんな意見すら出ているんですね。隣の三郷あたりは、もう町外は禁止です、そんなことをやってるんですね。我々は、いや、一人でも多く本を見ていただくことはいいことやというて当面は門戸を拡大しております。北海道の人も図書を借りて、ここへバイヤーで来た人、この本を借りて北海道からお返しをなさる人もあるようでございます。こうしてもう広域より全国規模で図書館を利用させていただいてるんです。

しかし、駐車場については、あこにはおよそ五、六十台とまれると思いますが、それより満タンになったときは前の有料駐車をお願いしたい。そこまで平日なら無料やということもどうぞご理解をいただいて、しっかり議員各位宣伝をしていただきたいなと思います。悪宣伝しないようお願いしたいと思います。

青木議長 寺前君は所轄委員やから、簡単をお願いします。6番議員！

寺前議員 確かに町民の利用されてない方々からはいろんな意見聞きます。取ってはどうかという意見なんですね。しかし、私は、そこで言っていることは、2つ、3つあるんです。

これだけの30万人もこの公園を利用する方々の広陵町にお金を落とすという視点から、なぜ積極的な大胆な考え方ができなかったのか。今あるのはわずか中途半端な販売施設、商工会に貸した施設だけなんです。なぜこの30万人の方々の利用を広陵町にとって利益になるという観点をもっと大胆に発想できなかったのか。これがもう最大の問題なんです。だからこの点についてひとつお伺いしたい。

それからもう一つは、この最大の計算をした上でも600万なんです。そしたらこの料金を取った上で利用者が減って、このことが600万が500万、400万、300万に減って、広陵町民にも多大な損失を与えるというような内容を伴った上でのこのいわゆる増収が、何だ、こんだけだったのかというようなことになった場合、そのプラス・マイナスの差し引き見た場合どうなのかという点についての将来の考え方について再度聞いておきたい。

それからもう一つ、先ほどから聞いていると結局は図書館の利用はもう減ってもいいということにしか聞こえないんですよ。いろんな角度からやってるけども、土日、祭日については図書館の利用が減ってもいい、こういうことしか聞こえないんです。これで結局は町外の

方が半分利用しているからいいんだということになってるんですが、結局は土日、祭日は図書館の利用者は確実に減る、こういうように私たちは思うんですけども、それでいいという結論に達したのかどうか、その3点だけ聞いておきたい。

青木議長 答弁をお願いします。笹井統括部長！委員会でまた詳しく聞いてください。簡単でよろしい。

笹井統括事務部長 いわゆる商業立地との関連性でございますけれども、当初公園につきましての整備につきましてのいろんな制約もございます。こうした公園施設につきましての制約の範囲の中でいわゆる店舗、そういったことにつきまして設置をしてきたものでございます。大々的に商店開発との関連性を求めるならば、違った用地にそうしたことも検討を加えていかなければいけないというふうな発想、そしてその発想につきましても今後は検討しなければいけないというふうには考えておるものでございます。良策があればお教えをいただきたいというふうに思います。

それから収入面の多寡が、いわゆる400万、600万かというふうなことをご指摘いただいております。当然年間台数が少なく、そして利用者が減ることになればこの収入財源も当然減収になるわけでございます。こうしたときにつきましての経費につきましては、人件費そのものはかからないというふうな状況にもなっておりますし、当然この広い公園を利用していただく方の応分の負担ということにつきましての理解は得られるものというふうに考えております。

それから図書館の利用を減ってもいいという極端な筋書き論法についてお考えのようでございますけれども、決して有料化するために図書館が減ってもよい、そういう考えは毛頭持っておりません。当然図書館の利用者につきましても広陵町の図書館を利用することが一番ありがたいんだというふうな思いで今日までこの町内、町外を問わず利用していただいております。こうした関係につきましてもいわゆる有料化になるというふうな状況の中を広くPRしていきたいというふうに考え、公園の駐車場が有料化になるというふうな状況を図書館利用者にもPR、ご理解いただくために周知してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。（「1つだけ」の声あり）

青木議長 1点。簡明にお願いします。

寺前議員 今の商工会に貸してる分というのは、全然場的には合うてないですよ。30万人利用するといつて自慢されてて、それが困ってるんでしょう。これを今知恵をかしてほしいとかいうふうにおっしゃってるんですけども、この方々から広陵町にお金を落としてもら

って、より積極的な利用促進を図っていくと、なぜそこに至らないんですか。今後は考える
というようなことおっしゃってますけど、この前に検討すべきことでしょう。その点だけも
う一度、その検討をどこまで真剣にしたのかということだけ聞いておきたいと思います。

青木議長 簡便に答弁。笹井統括部長！委員会で聞いてください、後ね。

笹井統括事務部長 商店開発につきましては、いろんな職種とのいわゆる協議、検討会、公聴
会、そういったものにつきましてやはり準備をしなければいけないというふうにも考えてお
ります。当然町があそこでいわゆる商売をするというふうな関係につきましても商業者との
調整が必要になってまいります。そしてまた……（不規則発言あり）

青木議長 どうぞ、答弁続けてください。

笹井統括事務部長 だから直接そういう町がそこで30万人のお金を落としていただけるよう
な施策というふうなことにきましても検討はしていきたいというふうに思います。また委
員会でお答えいただきたいと思います。

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。ありますか。10番議
員！

乾議員 ちょっと少しだけ聞きますねんけど、有料化については私も賛成で、財政面でもいろ
いろ助かっていくと思いますねんけど。（不規則発言あり）いやいや、そう思うねん、私は
ね。水道の方で不祥事があったような、また金銭管理の方ですわな、1人ずつお金を現金商
売になっていきますから、その管理は夕方7時までお金集めてもうて、そのお金を最終ど
こへ持って行って、夜間金庫に預けるような形でとなると思いますねんけど、またゴールデ
ンウィークになったらそんだけ積み重なって莫大なお金になっていくと思いますねんけど、
その辺のお考えを少し教えていただきたい。

青木議長 笹井統括部長！

笹井統括事務部長 当然料金を扱うというふうなことで、事故があつてはいけません。当然そ
の日の収入、その料金というものはその日じゅうに金庫の方へ届く、そういった形で管理を
してまいりたいというふうに思います。また、シルバーにつきましてもサービス公社につき
ましても、こうした体制につきましても当然管理体制を整えてまいりたいというふうに思っ
ております。

青木議長 よろしいですか。

（なしの声あり）

青木議長 ほかに質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、産業建設委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程8番、議案第8号、広陵町下水道条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 今回大変大幅な下水道使用料の改正ということになっておりまして、大変大きな町民に対して負担増大につながるということを懸念してるところでございますが、まず今回は資料もたくさんいただいておりますので、資料に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。

この1ページの方に人口普及率では98.7%ということで指摘されているわけですが、あとそしたら1.3%、人口的に見れば、の整備で100%完結するということになるわけですね。1.3%、例えば3万3,000人という人口の中で見れば429人ですから、400人余りというのがまだ未整備の人口になるわけです。これを資料の14ページの中・長期財政計画という部分で見ますと、これの歳出の方で管理運営費と建設費ということがあるわけですが、この建設費が平成19年から平成27年までの9年間ですか、28年からは管更正事業になってまいりますので、新規の増設の事業ではないということで、この間の建設費を積算いたしますとおおよそ12億円なるわけですね。この一部は高性能もあるのかもしれませんが、この12億円を429人で割りますと1人当たりの工事費が278万9,000円。これを4人世帯にいたしますと1,156万円という数字になりますので、この工事の効果、費用効果といたしましては余りにも莫大な費用を投入するということになるわけですね。これにつきましては人口密集地帯については、もうほぼ整備されていて、地理的な条件が悪いところ残されているということが多々あるかと思うんですけれども、これほどの工事費になっていくということについては大変値上げについても重大な影響を及ぼす大きな原因になるわけですから、個別の浄化槽とか集中浄化槽とか、こういう処理方式について検討していただくことも大事ではないかと思うんですけれども、今話したのは竹取公園の駐車場で600万でしょう。1年目は工事費入れて350万の税金を課せるためにたくさんの人に迷惑かけた。大変不安が残る、図書館の利用についても。

その一方で、例えば4人世帯だったら1, 200万もかけて下水道接続するというような事態があるわけです。こういうことを考えてまいりますと、やはり今後の工事については集中浄化槽あるいは個別浄化槽を検討していったら、個々いろんな条件ありますから、すべてそれで解決できるとは思いませんけれども、そういう条件の方が適切だということも何件か、何割かあると思うので、この辺の部分についてきちっと精査をしていくべきだというふうに思うんですけれども、この点についてどのように考えていただいているのかということお聞きしたいと思います。

それから流域下水道維持管理負担金だけでも徴収する利用料の平成17年度においては67.4%を占める状況にまで至っていますということなんですけれども、これは県の方の負担金が、県に払う負担金が大変重いということ以外何物でもないわけで、全国的に見れば、後ろの方の何ページだったかな、資料で広陵町は経費に対して25%しか徴収していない。全国的に見たら大変低い数字だということ指摘されていたわけですが、11ページですね、資料の、回収率が25%で、全国の回収率は60%ということになっていますけれども、これはなぜ突然全国平均を出してこられるのかということについて全く理解できないわけで、全国的にはいろいろな状況がありまして、都市部であれば工事の割合に利用者が多いわけですから、当然回収率は抜群に高くなるし、地方の田舎の方に行けば1件、2件の処理、先ほどみたいにするのに莫大な費用かかるわけですから、それに見合った使用料での回収というのは到底見込めないほどのところも出てくるわけですから、先ほどの四百何十件について回収率、使用料で回収しようなんてとても見込めないような実態があるわけですから、広陵町が25%しか回収していないということが、そういう全国平均に一律に近づけなきゃいけないということについては、全く状況違う中でこういう数字を出してきて比較して追い打ちをかけていくというやり方については理解も納得もできないという状況です。

さらに先ほどの計画、この徴収率を上げていくため、経費回収率を今後上げていくというために、ちょっと待って、何ページだったかな。資料の15ページの改正案見ますと、何と15年間で、平成34年までに現行の2.7倍まで値上げするわけです。それを計画してるんですよ。今回の値上げだけじゃなくって。今本当に高齢者の皆さん、経済的弱者の皆さんが格差社会の中で大変厳しい生活をされているのに、今後さらに年金の見通しも大変だ、不安が大きい中で、この広陵町で下水道が15年後にはおよそ3倍にもなってしまう、こういうことをご存じになったら町民の皆さんはどう思われるのでしょうか。大変に大きな不安を抱かれるのは間違いありません。本当に住んでおれないな、広陵町には、こういうことになっ

てきかねないわけですよ。ですのでそういう根拠のない数字を上げて、このような大変な値上げ計画、今後の将来も含めた形での値上げ計画については何としてもこれはやめていただきたいと思うわけですが、この2.7倍までの値上げについてはどのような、そういう町民への不安に対して、それから町民にどうやって説明して納得してもらうのか、その点も含めてお聞きをしたいと思います。

それから今回先ほど言いましたような県の方の負担金なんですね。この県の負担金がじゃあ全国的に見たらどのような位置づけにあるのかということは資料にないので、教えていただきたい。

それと県の方では、環境廃棄物対策特別委員会の中で今井県会議員も取り上げているわけなんですけれども、県の方ではここあと2年間は据え置きすると、負担金については、そういうことを明確に答弁しているわけですね。そういう中で、さらにとにかく利用者負担と、受益者負担という形をここまで強硬に押しつけてこられることについては根拠がないと言わざるを得ません。

さらに起債等の問題ですね。起債とかもっと元金償還、資本費の方で、この辺で増大するという試算を出しておられるわけなんですけれども、これは工事費、建設費についてはどんどん、これも14、15の方の資料であるわけなんですけれども、建設費の方は平成17年度が4億4,982万円で、平成19年が1億8,300万円で、その後どんどん減ってきて、平成22年から23年が1億3,000万円、その後、数年間1億と続いて、管更正事業が1億2,000万、その後ということで、新たな建設費については相当金額的には少なくなっている中で、過去に今までに工事してきた元利償還金が増大していくということになっているわけですから、過去のツケを利用料金で今まで一般会計からの繰り入れをかなりしていた部分を利用料金に頼っていくということが明白です。これは同じ資料のページの中で一般会計繰入金ほとんど横ばい、それからその他収入のところは減るとい見込みされているからなんですけど、国からの収入が減ってくるという中で見れば国の収入が減らされて、それで元利償還の部分の公債費がふえてくる、こういう部分を利用者に負担してもらおうという形の値上げなんですね。そしたら国の方に、こういう下水道についての国の国庫負担について減らされることについては、ちゃんと国の方に厳しく要望していただいているのかどうかですか。県の方にもそういう町の負担が、国、県の負担が減らされることについてはどのような対応していただいているのか。それを直ちに町民負担に転嫁していくということについては町民は納得できません。そういう点についてもお聞きしたいと思います。とりあえず1回目の質問

以上です。

青木議長 笹井統括部長！

笹井統括事務部長 今回下水道使用料の改正をお願いするものでございますが、数点ご質問を受けました。

まず1点目につきましてですが、現在までに整備を進めてきた中で、残る1.3%の435.5人ということになりますんですけども、この方々のいわゆる整備に対してこれから19年度からいわゆる27年までの建設事業費の合計というふうな観点で試算をさせていただいております。当然この工事費とこれからの人口に対する整備費の割合というふうな除しますと、1人当たり260万というふうな、金額的にはなってます。されどもこうした整備を進める中で整備区域も広げており、今回そうした整備のできない高額に及ぶというふうな場合につきましては集中浄化槽、あるいはまた合併浄化槽の設置につきましても考慮していかなければいけないというふうに考えておるものでございます。

それから県の負担金のみ67.4%に至っておるというふうな流れの中で比較、追い打ちをかけた改正案だというふうにおっしゃっておるわけでございますけれども、当然町におきましての一般会計の繰出金という推移もごらんいただきたいというふうに思うわけでございます。県の負担金のウエートによりまして当然下水道の使用料を改正をお願いしなければ、いわゆる一般会計からの繰出金でございますけれども、下水道では繰入金なんですけれども、17ページを見ていただきたいというふうに思います。16ページと17ページを比較していただきたいと思います。こうした一般会計からの繰出金につきましては、相当な金額に推移してまいります。現行料金だけで平成34年まで進みますと110億円という累積一般繰り出しが必要な額となっております。一般会計の財政計画の中でも到底これだけの繰り出しをしていけば一般会計の破綻は余儀なくされるところでございます。今のうちにこうした状況を回避するために計画年次的に料金改正をお願いするものでございます。そうした結果によりまして17ページに示しております一般会計からの繰出金の最高点を平成32年にとどめたいというふうに考え、計画をさせていただいておるものでございます。

それから現在の使用料から財政計画を見た場合に2.7倍というふうにおっしゃっていただいたように思います。現在平均家庭の使用料金は2,236円。これを最終的に平成34年度まで25%、3回の改正をすることによりまして試算で5,800円程度になろうかというふうに思います。その負担金額は2.6倍というふうに試算をしております。こうした中で料金改正をお願いをしておるわけでございます。

それから県の負担金につきましてですが、県の負担金につきまして全国的な推移というふうな観点でご質問があったわけですが、全国的な負担金のそうした根拠資料、あるいはまた平均的な各環境や都市化、そしてまた整備形態等々が全国的にまばらでございますので、比較することがさほど大きな資料になるというふうには考えておりません。

それから起債の問題の元利償還金ということでございます。今後平成27年までいわゆる下水道工事の整備事業を計画しておるわけでございます。こうした減額されますことによつて起債の償還金も減ってくるわけでございますけれども、過去の工事に対する元利償還金が現在の利用者の方に加担をするというふうなご指摘もあろうかと思っておりますけれども、下水道事業そのものの考え方につきましては、やはり長期間でその整備費を償還期限に基づいて均分に負担していただく、こういう思いでございます。そういう観点から申しまして、やはり5年間のいわゆる間隔によってそれぞれの使用料金を見直すことが妥当であるというふうに感じているものでございます。

それから一方、一般会計の繰入金というふうな観点から国においても下水道事業に対する支援措置、こういったものについても要望、そしてまた積極的な行動をとっておるかというふうな件につきましても、当然下水道につきましては公営企業法に基づく、いわゆる汚水処理の場合には私費負担というふうな法的な根拠もございます。当然これまでの一般会計に占める負担につきましても相当大きい数字になってきておりますけれども、そもそも下水道料金そのものにつきましても公営企業法にのっとりた形でいわゆる独立採算制を目的とする会計処理というふうな観点もございます。そういった関係で起債の方でも優遇措置はあるものの、やはり独立採算制を貫くという制度のもとにいわゆる助成制度、支援制度を要望してしまいたいというふうに考えるものでございます。以上です。(不規則発言あり)

青木議長 答弁漏れですか。

松野議員 答弁漏れ。県の負担金の全国比較の資料ないんですか。

青木議長 中尾統括部長！

中尾統括技術部長 今のご質問でございますが、いわゆるその県でどんだけの料金を持っているかという内容につきましては、県自体で全体でどのぐらいの金額が、事業費が必要かということで人口で割ってアロケを出しているわけでございますので、いわゆる隣の県が幾らだから奈良県がどうだという比較することは余り比較にならないといえますか、比べること自体がナンセンスじゃないかなというふうには思います。といいますのは山岳地帯の占める割合が大きい県とかフラットな丘陵地の多い県の中ではいわゆる事業費そのものも全く違うわ

けですから、奈良県と他の県と比べてどうかというのは、今までそういう比較をしたことはございません。

青木議長 12番議員！

松野議員 最後にご答弁いただいた部分につきましては、私が質問の中で利用料の負担の全国比較を出してきてるのは、そういう部分で根拠がないということ指摘したわけですけども、ただやはり県の方のそういう負担金の金額の比較についてはリアルに見るべきなんです。そういういろんな状況、県の状況もいろいろ違うから、一概にそういう高い低いということだけで判断できない状況はございますが、奈良県のこの負担金の額が全国的に比較してどういう実態なのか。それはもし高ければなぜ高いのか、低ければなぜ低いのかと、そういう比較検討した中で、その上で県の方にそれなりの適切な料金の対応を求めるのが町の仕事でしょう。だから私は、これは大変重大な問題だと思っているので、お聞きしているんです。

それと、まだ質問たくさんありますので。それと今回の改定の、先ほちょっと質問しなかったんですが、改定の仕方です。料金設定の仕方。奈良県の各地と比較はされているわけですけども、今回従前現状でしたら広陵町は10立米まで基本水量ということで735円、20立米まで、40立米まで、40立米を超えるという分で一般排水については段階的な料金設定をされてきたんです。ところが今回は、それを全部取っ払ってしまって一律な値上げになるわけですね。そうすると高齢者でひとり暮らしだとか、そういうところが値上げ幅が大体10立米ですと1.5倍になるんです。ところが家族が多くて40立米でたくさん水使う方は1.27倍とか、やっぱり値上げ幅が少ないんです。これもやはりそういう恐らくひとり暮らしの方、高齢者の方も多いでしょうし、それから会計処理的に言えば収入が欲しいので水道料金は水道使ってほしいかもしれないけど、環境の問題等考えますと、やはり水は大切に使っていただかなきゃいけないわけで、そういうことを考えますと従前の現状でしたら節水を促進する、そういう料金設定だったんですが、今度の料金改定によりまして節水を促進するような、促すような料金改定ではないということになるわけですから、環境の問題からいいましてもこの料金設定の問題、そして暮らしの問題からいいましてもこの料金一律にすることについては、それも4ランクが一律になってしまうわけですから、大変大きな影響あるわけですけども、この料金改定の仕方について町民の皆さんにどのように説明するんでしょうか、考え方をお聞かせいたしたいと思います。

それから先ほどの浄化槽については考慮するということでしたが、大変金額の大きい問題なんですから、この提案の前にやはりそういうことを検討して、それで個々に浄化槽にでき

るところについてはそういう金額にして提案をすべきであると。金額が上乘せするもう最大の条件をつかって値上げしなきゃいけないという根拠をつかっておられるとしか見えないです。ですから本当に胸を痛めて値上げをお願いするということであれば、そういうこともきちっと精査して、もう少し誠実な数字で検討していく必要があるというふうに思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えいただいているのか。浄化槽を推進して検討していただくということは早急にやってください。

それから先ほどの2.4倍とおっしゃった部分なんですけど、これは先ほど言いましたように15ページの資料、値上げ計画、この中で一般家庭の使用料、20立米あたりの金額、使用料についての比較を私はしたんですけれども、こういう点についていえば2.7倍ということになるわけですね。ですからこれについて訂正、2.4倍ということについては不審に思います。

そしてもう2.4倍であろうが2.7倍であろうが、これは15年間で今後の暮らしが今大変、今でも不安の中で、年金は少なくなる、医療費はふえていく、介護保険はふえていく、介護保険の使用料ふえていく、こういう暮らしの、また税金も経済的弱者の方にとっては18年度の税金改定の中で各種控除も廃止されて、経済的弱者の方に集中して負担が重くなっていっているわけです。さらにこの下水道料金は、広陵町もそういう方に対して負担をさらに厳しい実態に追い込んでいくという料金改定と言わざるを得ない。こういう状況についてどのようにお考えいただいているのか、その点についても広陵町としての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

それと公営企業にのっとった会計処理ということなんですけれども、これは従前はそういう形ではなくって水道の方について、上水道については公営企業ということでしておられて、これについても私は疑問を重ね重ね指摘していますが、今回財政難という中で、さらに下水道も公営企業という方向にどんどん近づけていくということについては、やはり途中経過からの問題あるわけです。だから途中経過から見てそういう公営企業じゃなくて負担が割合と税金も投入されて軽かった中で、過去のツケが今度はそっくり利用者の方に転嫁されていくということについては計画の破綻と言わざるを得ないのではないかと思うわけです。前から言っておりますが、10年ちょっと前にこの下水道の起債と償還と利用料と40年か50年の長期にわたる計画出して資料をいただいたことあるんですけれども、それによれば別に利用料金値上げしなくてもきちっとお金を返すことができるという計画、広陵町お持ちだったわけですね。ところが今このように利用料を今後も15年先見たら2.7倍まで値上げしな

ければいけないような、これは大失敗じゃないですか。計画が狂った、この原因は何ですか、ここのところ明確に分析しておいてください。以上。

青木議長 答弁をお願いします。中尾統括部長！

中尾統括技術部長 私、先ほど全国と比較していないというふうに答弁いたしました、いわゆるこの1ページでも書いていますように全国から比べれば広陵町の場合、料金による回収を25%しかしていない。全国平均すれば60.8%である。ですのでいわゆる最低の基準でも20立米で3,000円を目標としなさいという国の方の指導もございます。その辺の部分と比較するまでもなくという意味で答えさせていただきましたので、お間違えのないようお願いいたします。（不規則発言あり）20立米を使って3,000円を目標としなさいということです。

それと浄化槽の件でございますが、私の方も担当しておりますので、その部分を答弁いたしますと、先日も接続する家庭が1件ないし2件あったんですかね。それで1,000万を超える費用が提案で設計書ができてきた中で、これはいわゆる投資するに当たらない。費用が高額過ぎるということで浄化槽を含めたやり方で見直ししろということで今検討させている物件もございます。基本的には松野議員のご質問のとおり費用対効果を最重視いたしまして、その辺何が一番ベストかというのをこれからも十分精査していきたいというふうに考えております。

青木議長 笹井統括部長！

笹井統括事務部長 下水道計画についての内容にお触れいただいております。集中的に経済的な弱者に負担を求めるのではないかと、あるいはまた一律化にすることによっての不均衡といったことにつきましてご指摘をいただいております。当然段階的な基本体系から一律にした場合に、その負担増率、増減につきましてはパーセントでいきますと比較、大きな幅が出てくるのは当然でございます。

ただ、使っただけの使用料を均衡にいたこうというふうな思いから立米110円とさせていただいたわけでございます。7立米使いますと700円、税込みということになりますので、基本料金の廃止することによって7立米のご使用家庭は35円安くなるというふうな、使われない家庭についてはそうした減少も出てまいります。それ以外の立米を使われる平均家庭におきましても今試算表にお示ししておいでございます。

それから計画の中で2.6倍にもつながってまいるというふうな状況でございますけれども、現在の下水道の工事の進捗を見た場合に、あるいはまた今後の償還金の推移を見た場合

に、やはり経費を収入でもって、使用料でもって負担いただくという思いで5年刻みの料金改定の財政計画を持ったものでございます。これによって均一した一般会計からの繰出金に抑制できるというふうなことでございます。

それから公営企業の会計処理について疑問な点についても投げかけていただいております。過去のツケが利用者に転換していく不均衡というふうなことについても言っていたいておりますが、これまでのやはり下水道の経営、運営につきましては、やはり一般会計の裕福なときの時代に繰り出し、繰入金というふうなシステムによって繰り入れをさせていただいてきたわけでございます。いま一度振り返っていただきまして、一般会計の財政事情からすれば下水道によって一般会計が破綻するという時代を迎えるわけにはいきません。当然下水道には下水道としての法的整備に基づく下水道の経営方針、運営方針がございます。企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない、公営企業法の適用にかかわらず、いわゆる準公営企業法に基づいても会計処理の方法は違えども地方公営企業法の適用を受けるものでございますので、独立採算制から申しまして、財政計画で料金改定を5年刻みでいわゆる計画をするのは妥当な経営方針だというふう感じておるものでございます。どうぞご理解いただきたいと思っております。

青木議長 答弁漏れはございませんか。

松野議員 県の方の比較資料の問題ね。県の方の負担金、その辺のところを。(不規則発言あり)

青木議長 資料。(不規則発言あり) 笹井統括部長！

笹井統括事務部長 県の方にそうした資料を確認をとりまして、資料提供がいただけるものでしたら準備をさせていただこうと思っております。

青木議長 それでは、議案質疑の途中でございますが、しばらく休憩をさせていただきます。再開は1時からお願いいたします。

(P.M. 0:08 休憩)

(P.M. 1:04 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

続きまして質疑を受けます。8番議員！

山本悦雄議員 値上げの話というのはお互いに大変苦しいことでございます。我々こういう予算とかなんか今までは役所もそんな単年度主義で、もう単年度単年度の予算見てやってきたんですけども、やはりこれからは中・長期計画等についてやはり我々もしっかり勉強してい

かなくてはならないという気持ちを持っているわけでございます。当然ここにおられる部長さん等につきましても、あと二、三年たてばほとんどこの場におられない部長さん方でございます。しかし、それでもやはり広陵町の将来を考えて、いろいろこういう提案をし、また中・長期計画をやっていただいておりますということで、我々も本当に真剣にその分を考えていきたい、このように思うわけでございますので、ひとつこの件に基づきまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点は、この下水道料金改正説明資料をいただいておりますねんけれど、その15ページに管更正事業、これが28年から管更正事業をやっていく。これがヒューム管で入っていると。それが鉄管ですか、鉄の管に取りかえていかなくてはならないというようなことでやるということ聞いておりますねんけれども、一体広陵町の今の現在の下水道でどのぐらいの距離ですね、延べ距離どのぐらいヒューム管で入っているのか、まず1点その点をお願いしたいと。

それと本当にヒューム管、これ入ってまだ40年もたっていないと思うんですよね、下水道初め。昭和57、8年ぐらいから供用開始になったんじゃないかなと思いますねんけど、30年、約40年ということだと思っておりますけれども、下水というのは圧がかからないわけですよ。ただ自然にずっと流れていくだけである。今、大和平野がかなりヒューム管を鉄管に取りかえる作業を行っております。莫大な金がかかっておる。これは意味がわからんことはないんです。向こうは圧かかってますよね。水を送ってこないかんねんから、かなりの圧をかけてくる。当然そういうことであれば、それはヒューム管の場合はちょっと無理な面が、当時はそれしかなかったんですけども、そうなったんじゃないかなと思いますねんけど、下水でそういうのが40年しかもたなかったというのはどういうことなのかということでございます。

その次に、18ページの地方債の状況という表がございます。まず1点は、このグラフはちょっと間違ってるんじゃないかなと思っておりますよ。グラフと横の地方債残高とがちょっと合わないと思う。

単位もこれ千じゃなしに万じゃないかなと思います。千でしたらこれ上が10億になるはずですので、万にしたら100億ということで、ちょっと何かおかしいかなと思いますが、この点は後から間違っていたら修正していただきたいと思います。

それとその上にあります利率別の残高ですね。これいつも申し上げておりますねんけれども、もっと詳細にお願いしたい。4%未満が61億3,500万あるわけなんで、これで見

て中・長期計画を考えようとしたって、なかなかどうなるのかわからない。ですからもっと細かくわかるように、下げてもらったらもう1段ぐらい入るんじゃないかと思います。その辺をもうちょっと詳しくやっていただきたいと思うわけでございます。

その次に、その横の交付税、この元金、利子の毎年の返済額が出ておりますけれども、中を見ていきましたらずっと下がって行って2億9,000万、8,000万になっていくわけなんで、どんどん下がっていったる。元利合計がふえていったる。これも当然それだけ町の実質の持ち出しが大きくなるということの意味してるんだと思いますねんけど、28年になりましたら突然1億ほど上がって3億8,300万という、今度は交付税算入額になると。ちょっとこの辺のことが理解できないわけなんです。どういうことでこういう形になるのかということで、ちょっとその辺の説明をお願いいたしたいと思います。

もう1点は、31ページの、今後、補助金ですか、助成金、これを期限を切るということでございます。それでこれをどういう対応されるのか。例えば今これ平成20年度末まで見ましたら1,112件と45件ございます。これについてやっぱり各個人にこういうことになったというちゃんとした書類で送っていただくのがいいんじゃないかと思うんですけども、その日以降になりましたら助成金がつきませんというような形になるんかどうか、ちょっとその辺の文書は別として、はっきりとこの対象者に周知させていただけるんかどうか。今後工事が続いてあるわけなんです。工事が終了いたしまして供用開始になったら、そこへもう必ず供用開始になりました、何月何日までに供用していただきますと、使用していただきますと助成金幾らというようなことをその都度やはり送っていただく、そういうようなことはお考えになっているのかどうか、その3点についてお願いいたします。

青木議長 中尾統括部長！

中尾統括技術部長 お答えいたしたいと思います。

1番についてですが、この管更正事業というのが平成28年から始めようという予定でおるわけですが、このヒューム管を入れかえるという作業を必要といたしますのは広陵町の中で真美ヶ丘地区でございまして、ヒューム管そのものは真美ヶ丘地区と一部広陵町の下水が始まった二、三年の部分的な地区だけがヒューム管で布設されていまして、その後、いわゆる町内の中でも幹線のみがヒューム管で工事をされてまして、そこへ接続する枝管は途中からすべて塩ビ管に変わってるという状況でございます。この管更正が必要と今計画している部分については、いわゆる真美ヶ丘地区の管工事のいわゆる枝管、幹線両方とも内容について更正する必要があるがこのあたりから出てくるというふうに想定しております。ヒューム

管の耐用年数そのものが40年ぐらいという目安をつけておりますが、いわゆるコンクリートの腐食によります老朽ということが起きてくるというふうに見ております。また、今現在でもそういう傾向がちょっとあらわれてきている。真美ヶ丘の中でも一番古い管についてはそういう部分があらわれてきているという事実もございます。また、いわゆる不明水といいますが、当時ふせているヒューム管のやはり技術的な部分の問題が多々あったんだというふうに思いますが、接続部の誤接合じゃないんですけども、接続部のジョイントの外れとかいう部分の中で不明水が、雨が降った場合にかかなり大きな流量の水が、流量計がはね上がっているということを県の方からも流域の方からも指摘されております。広陵町さんの管を適切に配管し直してくださいというふうには言われておりますが、これ一度にするにはもう莫大な量ですので、いわゆる管が腐食されるというこの40年の時期を目安として徐々に更正をしていきたいという計画を持っているものでございます。以上でございます。(不規則発言あり)

ちょっと今資料が持っておりませんので、真美ヶ丘地区の部分は何キロあるかというのが今ちょっと持っていませんので、また委員会の方でもご報告させていただきます。

青木議長 笹井統括部長！

笹井統括事務部長 2番目のご質問でございます。18ページの地方債の状況でございます。

ご指摘いただきましたように、グラフのいわゆるタイトルは誤りでございまして、大変申しわけございません。このグラフのタイトルは、各年度の元利償還金の表でございます。年度末地方債残高ではございません。大変申しわけございません。資料は各年度の元利償還金のグラフでございます。

したがって、17年度で申し上げますならば、一番表の上の元金、利子の計の欄、7億7,530万9,000円、これが17年度のグラフの8億の下に赤い点がついておるわけですが、7億7,530万9,000円でございます。一方、18年度の次の点は7億7,700万。ピークとなりますのは9億近いお金でございまして、平成28年度、9億345万円という数字になってまいりますので、各年度の元利償還金でございます。大変申しわけございません。タイトルを修正願いたいというふうに思います。

それから各年度の償還額の推移でございますけれども、現在下水道会計につきましては平準化債という起債がございます。と申しますのは長い年数の5年、30年償還で通常の場合、下水道事業の起債を発行するわけでございますが、30年では耐用年数がまだその管については引き続き存続できるであろうという思いから年度途中で起債の借りかえというふう

措置でございまして、平準化債をもって償還期限を先延ばしするという措置でございまして、これは二、三年前から平準化債ということで発行しておるわけですが、この平準化債と、それと新たに管更正事業で出てまいります起債の発行額とのいわゆる合計額ということになっておりますので、この内容につきましても少し平準化債と通常の発行の起債との明細、いわゆる平準化債はどのぐらい見込んでおるかというふうな内容につきましても詳しい資料につきましてもう一度この内容を分けて提出させていただきたいというふうに思っております。

それから細かく4%未満の起債発行につきましても地方債残高の詳細につきましても、この以下の分を2種類ぐらいに分けて、もう再度細分化して資料として委員会でご説明、ご提出をさせていただきたいというふうに思います。

それから31ページのいわゆる助成制度の対象期間でございまして、現在までに既に1,112件につきましては接続の終わっておらない家庭という段階でございまして、これらの家庭につきましては3年以内ということで20年度までに接続をお願いしようという思いでおります。その18年度以降につきましても3年間を対象期限というふうに定めさせていただきたいというふうに思っております。これら周知につきましても、28ページのいわゆる下水道の接続の促進実施計画をもって各個別にその接続に協力を求める、あるいはまたその接続につきましても期限の周知を案内とともに戸別訪問をさせていただくように要綱を定めていきたいというふうに思っております。これによりましていつまでに接続をお願いさせていただきたいというふうな形で各現在の未接続家庭を大字別に訪問に行くという形をとりたいなというふうに思っておるものでございまして、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

青木議長 8番議員！

山本悦雄議員 ありがとうございます。

ヒューム管の件につきましても、大体セメントの耐用年数というのは60年と、60年までは強化されていくけれども、60年を過ぎたら劣化していくというようなことも聞いております。いずれそれは耐用年数のあるものですから、しかえなくてはならないということはわかりますので、そういう中・長期計画を立てる場合は、やっぱりこんだけの延べこうというのがどんだけあるかと、やはり我々もそういうことを勉強していかないとわからんわけですから、だからこれから本当に時代が変わって、小泉さんになって地方は地方で自分らで考えてやりなさいというようなことですから、我々議員もやっぱり国に任せといたら、何でも国に

という時代は過ぎたと思っておりますので、やはりその辺のどこひとつよろしく願いしておきます。

それと起債の部分につきましても、これも非常に勉強させてもらわないかなということ思ってるわけなんです。何で利息のどこ言いました、本当言うたらもっと詳しく利息のどこ知りたいのは、高い利息ありますよね。これの償還がいつごろになったらどういうぐあいに終わっていくのか。安いやつはまだいいとして、高いやつがどういうぐあいに終わっていくのかということも非常に大事なところじゃないかと思うわけなんです。借りかえができなければ、やはり償還でやっていかなきゃならない。その辺のどこもやはり勉強していかなくてはならないと思っておりますので、その辺の我々にわかりやすいという資料をひとつお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それともう1点、先ほどの助成金ですね、これを何日までということを何か委員会をつかって、それで戸別訪問してとおっしゃってますけど、僕は、封筒であるかはがきであるかは別として、相手の名前を書いて送った方が効果があるんじゃないかと思っております。その辺はよくご検討いただいて、やはり効果のある方法で接続を進めていただきたい、このように思いますので、答弁は結構ですので、よろしく願いしておきます。

青木議長 答弁よろしいでしょうか。

山本悦雄議員 はい。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。11番議員、八代議員！

八代議員 私は、今回の下水道値上げのこの提案に喜んでもろ手挙げということではさらさらないんです。だけど現在の町財政から見たら、やっぱりこれは苦渋の選択としてしなければならぬかなと考えます。そういう前提でまずお尋ねしたいんですが、大きく分けて2つ質問させていただきます。

1つは、教えてもらいたいということです。それは何かといいますと、まず15ページと16ページと18ページに関しての質問であります。私の解釈が間違ってるかどうかをまず教えていただきたい。例えばこの平成17年度で一般会計繰入額6億5,500万とあります。ぱっと見たらえらいごっついなと思うんですが、一番最後の行に交付税算入分、これ18ページにも書いてありますね。この交付税算入額は、この私の18ページの表の見方から考えますと下水道工事に関して投資した起債の借金の利払いに対して、元利償還に対して3億5,000万、667万3,000円を交付されとるから、正味町財政で負担としてなのはその6億何ぼから、そこから交付税算入分3億7,500万引いた、6億5,500万

から3億7,500万引いた2億8,300万がもろに一般会計から繰り入れとる、それだけしんどい、こういうことに解釈していいのかどうか、間違ってるんか正しいんか、まずこれお聞きしたい。

それから2番目として、これも教えてもらいたいんですが、今、山本議員がおっしゃった、これも18ページ載っております、4%未満の借入金、地方債の残高が61億3,500万と。そうしますと98億2,084万6,000円からその差を引いた分、つまり36億8,577万1,000円が4%以上の借入金になります。国の借金、我々が家建てる時に住宅金融公庫で高いときに5.05とか5.5で借りた分、なかなか下がってくれない。そういう面で見ると、これは引き下げは非常に難しいと思うけども、100%借りかえはできないのか、つまり絶対無理なんか。夕張の場合でも高利張って北海道が350億程度を低利負担に切りかえた。広陵町は、そういう再建団体違いますから非常に難しいと思うけど、全然借りかえは100%見込みないのかというこの2つをまず、これは教えていただきたいということでございます。

それからこれは本来の質問に入りますと、先ほど言いましたように私もやむを得ず、うれしいことではないけど、しょうがないなと思ってするわけでありまして。そこで下水道使用料改正の理由ですね、1ページに云々と書いてあります。これはそれはそれでもっともなんでもあります、下水道会計がこうだ、だからしたいという、下水道会計に限った理由でありまして、私はもう少し町政全般から見た値上げの必然性を書いていただかないと町民負担はなかなか理解しにくいのではないかと。これは先ほど松野議員おっしゃったように、去年の11月にはごみの有料化になった、あるいは介護保険上がったとか、あるいは国税に関しては税額今年度からは10%撤廃になるとかいろいろありまして、国税、地方税いろいろ差はありますけども、町民のポケットから出る負担は変わらないわけでありまして。そうするとこの必然性は、町政から全般から見たどうしてもこれはご理解いただきたいというような感じがこの1ページの提案理由からうかがえないんです。どういうことかといいますと、先ほど言いましたように交付税の引いた残りでも2億8,300万の実質一般会計から繰り入れしてるわけですけども、広陵町の基幹税といいますと住民税と固定資産税約36億か、今年度ふえて37億か、その辺ですね、その約8%、2億8,000万繰り入れしとるというこの現状を率直にやっぱりしていただかないと、例えば町長が施政方針に述べておられる人の優しさと心の豊かさを大切にする、それから人にやさしい、人がやさしい、元気なまちづくりをスローガンに広陵町に力強い風、心地よい風を吹かせ、元気で優しい町づくりに邁進したい。

そのためにはこの2億8,000万が一般繰り入れに全部とられてしまうと非常に重点施策はできない。つまり通常の義務的経費は全然減らすことはできへんわけですから、社会的な弱者に対する、経済的弱者に対するいろんな施策、補助策、あるいは高齢者に対するいろんな施策、あるいは文教政策に対して金が要るんだ。そのために一般会計こっだけ繰り入れられたらとてもできないというようなことを率直に訴えるような文章があれば私は町民の理解も得られるんじゃないかなと。

実はきのうの日曜日、それから土曜日、私は2つ、小さなミニ集会的な会合がありましたんで、一つは18人出席しました。そこで現在この町政で問題になっとんのはこの問題やと最初にずばっと言うと、何でという答えが出てきたわけです。こんな上がったばっかしやん、ごみ上がったし、あれ上がったしと。だけどころ今私が言うたことを説明しますと、あっ、そしたら下水道は上げんのもやむを得ないかなと。どっちみち要る金は要るわけでありませう。この計算でありますように、15ページにありますように現在ですと平成14年であれば2億4,970万しか収入はなかったわけですね。これに対して支出は14億4,500万。その中見ますと、維持管理費に2億2,000万、これは多少経費をしましても、それがせいぜい5%か10%か下がる程度であります。あとの経費ですね、資本費、これは先ほどお聞きしたんで関連するんですが、全然金利負担等が借りかえの余力がなければこの資本費は減らせないですね。そうしますとこういうことから見て下水道値上げは、これ上げても7,000万か8,000万か、その辺ちょっと見ますけど、そのぐらいしかならんわけでありまして、今実質繰り入れ等2億8,300万のうちやっぱり2億は持ち出しせないかん。そういう点で皆さん方の場合にどっちが選択やと、どっちみち要る金は要るんだ、こうして重点施策にその金が少しでも使い残した方がいいんじゃないかと、こういうような説得をしますと、下水道値上げもうれしいことではないけど、やむを得んかなと、こういうようなことが2つの両方合わせて二十七、八人の方と話をしたんですけども、そういうことになったわけです。しかし、この下水道の改正案では、これだけの説明では到底住民の納得は得られないというのは私の率直な意見であります。

そういう点2つ。最初の分は、教えていただく分は、これは統括理事で結構ですけど、2番目の問題は町長か助役ができたらお答えをいただきたい、こう思います。

青木議長 笹井統括部長！

笹井統括事務部長 資料の15ページ、16ページ、18ページを基本にご質問いただきました。ご指摘いただいておりますとおりに、15ページにいわゆる繰入額が6億5,500万

対交付税の算入分が3億7,500万。当然繰り入れから交付税を引き算をしていただきました2億8,000万程度のお金は、純一般会計から支出する繰り出し及び繰入金でございます。交付税として一般会計に戻ってまいります財源として、差し引き繰り出しているという理解をしていただいてもいいかなというふうに思います。

それから2つ目でございますが、当然18ページの起債の償還表の示しております数字でございますが、4%未満、61億円余り対4%を超える残高は36億8,000万。まさに4%以上の借入金につきましても36億8,000万というふうな状況になってございます。これら償還に対する財政負担を軽減するために制度としては政府資金の借換債を認めていただけの制度がありまして、今年度以降そうした財政の実情に合った形でそうした借換債の発行を認められるという状況の制度がございます。その制度に乗っかって、いわゆる高利な起債につきましてもやはりさらに後年度負担というふうな状況になるわけですが、起債償還金の一部を借りかえて、さらに償還期間を延長するという措置を講じていきたいというふうに思っております。

平準化債も先ほど申しましたように、そうした関係から現在下水道のいわゆる一般起債から平準化債への切りかえもなされておるところでございますが、現在の金利に見合う利率でそうした延長施策ということで取り組んでまいっておるところでございます。

それから当然2億ないし3億の純一般財源の繰り出しでございますので、指摘いただきましたように一般町税収入の約8%をその下水道に投じておるというのも事実でございます。そうした財源につきましても、それを軽減することによって、いわゆる一般会計の主要施策、事業、福祉、いろんな面でのやはり財源に充当できるのではないかなというふうなお考えでございます。まさにそのとおりだというふうに考えておるものでございます。何とぞよろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それからPRでございますけれども、これら説明につきましても不十分な点多々あるかというふうに思っております。しっかりと7月までの3カ月間の周知期間があるわけでございますので、広報等そうした町の実情を訴えながら下水道の受益者負担についてご理解いただくようにしっかりとPRし、頑張ってもらいたいというふうに思います。どうぞよろしくようお願いを申し上げます。

青木議長 山村助役！

山村助役 2番目のご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

下水道会計は、下水道事業を進める中で特定の歳出に対し特定の歳入をもって充てるとい

うことで特別会計を設置をさせていただいております。この収支を特に明確に明らかにするために一般会計から分離をして特別会計を設置するというのが目的で運営をさせていただいているわけですが、議員ご指摘のように町行政全般での中での下水道事業でございまして、この辺の町財政全般での財源の必要性、これは当然訴えてまいらなければならないと思います。利用料金につきましては、使用料についてはできるだけ低いにこしたことはないと思っております。我々も常々考えているところではございまして、経費の削減、効率的な運営に取り組まなければならないのも当然でございます。そういった中で今まで投じてまいりました起債の償還、交付税算入に見合う分以外については、やはり利用料で一定割合ご負担をいただきたいということで、まことに心苦しいお願いではございますが、この広陵町のいろいろな施策を展開していく中で料金の改定もぜひお願いしなければならないということで、先ほども統括部長申し上げましたように住民の皆さんにご理解いただけるようにしっかりPRをしてお願いをしてみたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

青木議長 11番議員！

八代議員 借りかえにおきましては可能性なきにしもあらずというように聞きましたんで、償還期限が延びるかもわからないそうですが、町ある限り下水道事業はあるわけですから、実質的に金利負担が低減になるように、どのぐらいできるか可能性の問題としてひとつ精いっぱい努力していただければありがたいなと私は思います。

それから2番目の助役のご答弁で、おおむね私は理解はしとるわけですが、しかし、私もたまたま今議員の職にありますからこういう資料全部いただきまして、そして理解はできるわけですが、普通の住民ですとやはり下水道値上げどのぐらいなんねや。私はこう言いました。今、上下水道一緒に検針で使用料金額来ますね。ついこの間来ました。私も見てたら、たまたま私は7,000円前後来たわけですね、上水道と下水の合計額で。その比率で大体上水道決まれば自動的にその何%が炊事とかふろとかいうのん回るから、そういうことになると思うんですけども、この下水道の料金が2,000円であればやっぱり700円か800円上がるよと。年間そしたら1万円になる。しかし、これが一般会計繰り入れたらやっぱりその分ほかの事業できなくなるから、どっちをとるんやと、これは選択の問題ですよと、そういうように言うて、立場立場の人に、要は要る金は要るわけやから、それをどうするんやと、そういう面でこういういただいた資料ありましたんで、説明したら、それはそれで私と同じようにうんとおっしゃったけど、やっぱりそれならやむを得んという理解の方が大方でありました。

そういう点でやっぱり説明いかん、つまり実情を隠さずにひとつ、例えば希望としてですよ、ここに一般会計総額繰入額は110億でしたか、と書いてある。110億7,000万、これ最終ね、総額こっだけ一般会計から入れるんや。とてもたまらん。確かにそうですけども、これももうちょっと、大きくしたからたまらんから上げるという安易な考えやなしに、別にこれが半分になって60億になってもしんどいことはしんどいわけですから、だからその辺やっぱり情報公開というような大上段に振りかぶったことは言いませんけども、やっぱり伝えにくいことも入れていただいて説明していただいて、我々は値上げすべて悪だとか、そういうことは毛頭ないんですね。やっぱり広陵町が健全な財政で運営していただかなかつたら将来禍根を残しますから、そういう意味で方々お願いいたしまして、住民に理解が得られるようなひとつ広報とか資料とかやっていただければ結構かと思います。別にこれは答弁は要りません。希望であります。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。1番議員！

山田議員 4点ばかり聞かせていただきたいと思います。

料金改正についてですが、現行の料金と改定料金と比較してみて、たくさん使う人には割引制を採用するのが普通民間等々でもあるわけですが、その考えはこの料金改定であらわれているのかどうか、1点ですね。

それから1人世帯の方には負担が現行料金より大きいというて先ほど質問がありましたけれども、1人が使う水量は約どのぐらい1日使われて、そうすればどのぐらいの料金改定になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから水洗便所の助成金4万円について31ページにるあるわけですが、先ほど山本議員の方からもいろいろなお要望もありました。これをやはりすることが大切であるのかな。理解を得るのもなかなか難しい点はあるとは思いますが、ひとつつけじめとして頑張ってもらえればいいかなと思っています。

それから27ページの水洗化率の低い地域に対する取り組みについてでありますけれども、やはりまだ1,498件があるというような数字が、未水洗化数というのがあるわけでありまして、これをどうするかという、その次の28ページに下水道接続促進実施計画をもとにやる、こうした言葉はこのようにしてやると書いてあるわけですけども、やはり年次目標をきちっと立てて、今年度はここまでいくという、漠然としたこのままで目標立ててやるんじゃないかと、きちっとした目標を立ててやってみるのが普通ではないか。そうしないとまた何年か先にできなかった、接続する人が少なかったという結果になりますので、ひとつ

年次目標立ててやっていただきたいなと思います。

それからくみ取り料金との比較についてです。やはり今くみ取り料金、単独浄化槽についても同じことが言えるわけですが、公共下水道につながりよりもくみ取り料金の方が安いのではないか。だから今別に毎日の生活において何ら不自由はない。別ににおいもそんなにしないしいではないかというそういう考えを持っておられるところもあるわけですから、その辺もいろんな面について説明をされて、公共下水道につないでいただけるように努力していただくというのが肝心ではないかなと思っておりますので、その4点ちょっとお願いします。

青木議長 笹井統括部長！

笹井統括事務部長 現行従量制からいわゆる一律制に切りかえたことによりまして、当然増減の比率については違ってまいってきております。ただ、切りかえするというときのこの状況につきましても、やはりそうした現象があらわれるものというふうに理解をいただきたいというふうに思うんでございますが、平均の家庭、このものにつきましても27立米で現行2,236円が2,970円というふうな形で734円の増ということになります。それから大口の場合は、40立方、月というふうなことで3,465円が4,400円、1,000円足らず上がるわけでございます。それから一方、平均家庭を4人と見た場合は、お一人の家庭ではいかほどかというふうな、単純に平均家庭を4人家族で割り戻しますと6.75立米というふうな単純な数字が出てまいります。これにつきましても立米110円でございますので、6.75立米というふうな指標になりますと742円というふうな形で現行の基本料金と変わらない状況が、7立米というふうな線が出てくるわけでございます。7立米の利用以内につきましても値下げというふうな現象になるわけでございますけれども、平均家庭で申し上げておりますとおりに平均改定率はその額ということで試算をさせていただいておるものでございます。

水洗便所の4万円の補助につきましても、下水道の接続につきましても4万円の補助でございますが、これにつきましても先ほど来お願いしておりますとおりに未接続家庭につきましても16年度以前分につきましても、17年度分につきましても3年間ということと期間を定めて、そしてまた周知を十分に行った上で20年までの3カ年に限定をしたいというふうに思っております。

それから27ページでございますけれども、現在の未接続家庭が1,498戸というふうな状況で、28ページの接続実施計画に移っていきたいという思いでございます。当然ご指摘いただいておりますように年次目標を立てることは必要なことだというふうに考えており

ます。整備大字の完了と同時に、先に整備の終わった地域からそうした戸別に訪問をし、そして案内を、依頼をしてまいりたいというふうに思っております。

それからくみ取り料金との比較でございますけれども、下水道料金の方が安いのではというふうな状況に、ややこの試算でまいりますと32ページに一応比較の表を添付させていただいております。くみ取り料金につきましては現在594件という数字をつかんでおりますけれども、1カ月の費用は234から288リットルのご使用のいただいた場合には2,490円から2,850円に推移するというふうな状況でございます。若干し尿のくみ取りの方が下水道の改正によりまして安くなるかというふうに思われますけれども、戸別の説明の中でしっかりと説明をしながら接続していただけますように努力してまいりたいというふうに考えておるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

青木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。6番！6番議員、所属の委員会の案件でございますので、細部にわたっては委員会での審議のほどよろしくお願いをいたします。

寺前議員 先ほどから出ているんですけれども、必要なものは仕方ないということでいえばすべて政治は要らないわけで、そこには事務屋さんだけがおれば会計処理はすべてできる、赤字の分はすべて住民から負担を取っていくということで解決するわけですが、実態はそういうわけにいかないというところからこの問題が発生してるということをまず指摘しておきたいと思います。

それからこのもともと下水道の出発点を考えなければならないと思うんです。これは河川の浄化という当時大問題になっていた日本の国の自然を取り返すために国家的事業として始められているわけです。そしてその当時の補助やその他については、全く現在とは異なる制度から出発して、結局進んでくればくるほど国は責任を放棄していく、こういう流れができ上がってるわけなんです。

そこでお聞きしますけれども、まずこの問題の出発点で全国的に下水道処理が進んでいるところにとっては、これは大変な問題であることは間違いないです。そして先ほども出てるように第二の国保会計の事態になりかねない問題であるということも明確であります。こういうような問題について結局は末端の自治体ですべてを解決しなさい、こういうところにもそもそも無理があるということに対してどのようにお考えなのか、まず第1点お聞きしたいと思います。

そしてその前提は、先ほど言った出発点として河川の浄化等国土の改善を大目標にしたと

いうこともあわせて認識した答弁をお願いしたいと思います。

それから先ほど出ていた点ですけれども、県の負担の問題、これは水道企業会計のときにも奈良県の水道企業会計の推進に当たって県の負担が全国的にどうなのかということの比較も行われました。こういう点も当然一末端の自治体が責任をとるということではなく、奈良県においては県の責任としてどう処理するのかという点では全国的な負担率の比較というのは欠かせない問題であります。広陵町民にとっても最も関心のある問題であります。こういう点についてもきちんと数字を出していただきたいと思います。

それから先ほどから経費の削減や効率化ということをおっしゃっているわけですが、そもそもこの問題は入札制度の問題とも大きな絡みがあるんです。これは過去幾度も入札の点について疑義があるという形で、大手の建設業会社が当初基幹の幹線をとっていたときには非常にその点で住民に削減されていない入札の不徹底、談合疑惑などの中で住民の負担が今にかかっているということは当然であります。

そして先ほど水道と同じように不明水の問題があります。不明水の問題に対して、どのような形で今まで処理をしてきたのか。私は、当初この下水管は100年ぐらいもつんだというような話を普通に聞いてたんです。しかし、先ほど60年というような話にもありますけれども、この点についても今後の問題としてあらうと思いますが、この点についての答弁は結構であります。

しかし、現実問題としてこの不明水の問題は、明らかに町の責任の問題であります。こういう点まで住民に料金の転嫁というのは許されるものではありません。こういうようなところの問題があるわけですから、私は、ぜひこの今後の計画の問題においても今経費の削減と効率化ということをおっしゃっているわけですが、そこには当然今までの流れとして住民に負担を押しつけていくということであれば、一層の経費の削減は人件費や議員の歳費になってくるわけですから、そのところにも踏み込んだ問題が生じてくるというのは当然だと思います。

そしてその中で、先ほど起債の公債費の返還の問題ありましたけれども、今議会において地方財政の健全化法律案が出されているかのようなであります。この問題は借換債あるいはまた十分な資金のある場合についての返済等々5%以上の利率の起債、公債費について特例でもって今後の軽減策に図ろうということが考えられているわけですから、この問題についても当然今後の返済、料金設定に大きく影響するわけですから、その点も加味したものとしてしなければならぬのは当然です。平成8年には実施されようとしているわけですから、その

点についてはどのようにお考えなのかということも聞いておきたいと思います。

それから広陵町独自の問題でいえば、今まで特別会計という点では当初から一般会計とは区別しているわけですが、企業会計ということに対しては一切言ってこなかったんです。私たちは、再三この企業会計というような考えを導入して料金設定するとすれば非常に高い料金の流れになっていく。そういう点からいって当初この項に一般維持費、下水道維持費を上限に料金の設定を行っていく、これが料金を設定したときの町の説明だったではありませんか。こういうことを投げ打って今さら企業会計だからやむを得ないんだというような説明を住民に押しつけるのは、余りにもその歴史を無視したやり方だということに思います。そういう点について再度、当初この下水道料金の設定したときにどのような、当時、野村課長補佐ですか、おられましたけども、当時のそういう下水道料金の設定のときにこの下水道のいわゆる維持管理費の明細を出して、この議論をしたわけでありまして。その後、一貫して企業会計ではないということも再三指摘をしてきたところなんです。そういうような点を踏まえて今回企業会計、公営企業法にのっとりた企業会計を推し進めるんだ、あたかも当然なことのようにおっしゃっているその点については住民だましにつながるんじゃないかということを考えるんですが、その点どうなのか、お聞きしておきたいと思います。詳細については委員会で質問していきたいと思います。

青木議長 答弁をお願いします。笹井統括部長！

笹井統括事務部長 下水道そのものの事業の歴史を言っていたらおるわけですが、全国的に出発点は下水道法による整備ではなかったはずだ、あるいはまた大変この問題については国保会計に似通ったことは明確になってきておる、すべてを解決しなければならない出発点があるというふうな申し出でございます。この下水道事業につきましては、やはり日本の国土をきれいなものにする、そういったことで出発点がなってきたというふうに思います。その法律というものにつきましては、当初の法律、そしてまた現在の法律によって整備が進んできたわけだというふうに考えております。

県の負担金の下水道負担金の問題につきましては、これにつきましては現在その資料を取り寄せ、問い合わせしておるところでございます。

それから3番目の問題につきましては、経費の削減と効果の問題からいって入札問題で疑義があるというふうな観点で経費がかさんできておるんじゃないか。それを転嫁するというのはまかり通らないというふうなお考えのようでございます。当然入札関係につきましても一般会計と同様下水道事業におきましてもその整備を図ってきておるところでございます。

す。財政健全化価格につきましても一般会計の工事同様の措置をとって、その一般経費を切り詰めてきておる方針に変わりはないわけでございます。

それと公債費の健全化につきましてもですが、5%比率の特例措置、これはやはり平準化債とともに下水道事業のこうした一般企業会計でもって収支のバランスを図っていくという法律の定めから、やはりその軽減策を図ろうという思いでの法律整備だというふうに理解しております。当然軽減策につきましてもは、平準化債、そしてまた軽減策である高利な地方債については借換債というふうな認めていく方針について従っていくのも経費の節減策につながっていくわけですので……（不規則発言あり）当然その制度にのった形で今後財政計画に反映していこうという思いも持っております。

ただ、この経費をそのまま転嫁するんじゃないかって、やはり規則的な繰り入れは当然一般会計から繰り出さなければいけないというふうに思っております。今現在維持費に対するいわゆるご負担につきましてもほぼ充足しておるような収入でございます。建設費に充当できるようなご負担をお願いしているものでもございません。この下水道会計につきましても、やはり制度そのもの、法律そのもの、これを遵守した形で独立採算制により企業経営・運営をしていかなければならないという現在の方法について遵守しなければいけないというふうにも考えておるわけでございます。決して公営企業会計を推し進めるためのだまし措置ではないというふうに感ずるところでございます。（不規則発言あり）

青木議長 平岡町長！

平岡町長 難しい話を持ち込んでいただいております。下水道についても、先ほど何か大手の業界でそういう高額な入札をしたかのような発言をなされておりました。それが今に持ち越してきておるといふこともお述べをいただきましたが……（不規則発言あり）しかし、それは議員何人か賛成者、おたくと賛同者が半分以上あんなやったら、やっぱり議会がもっと権能を発揮してもらいたかったと思いますね。それは1人そう思っておられるだけと違いますか。むしろそんなこと、本当に大事な発言なさってるんですが、そんなんを引きずって今料金にも加算になってるというような思いは、我々そんな考え一つも持っていません。大分見解が違ふと思います。もしそういうようなことがあれば、どしどしその都度おっしゃっていただきたいなと思います。（不規則発言あり）もっといろんな立場で頑張ってください、職員にも叱咤激励をしていただくということも大事やと思います。

今回下水道会計についても、ただ下水道が厳しい財政状況になったということで値上げしてはではなくして、将来計画もお出しをして、こうして協議をさせていただいているので

ございます。

話は違いますが、夕張市は、きょう財政再建団体として総務大臣がお認めをいただいた。きょうの新聞書いてございましたが、4期以上の議員は議員責任があるのではないかと。1期、2期、3期は、それは市長から聞いてないと。将来計画も何ら聞いていないので、おれは責任ないというようにおっしゃってる。確かに市長は、何かの施設をつくったり、大きな投資するときには長期財政計画を発表して説明をして事業を起こすんだそうです。あの市は、それがやってなかったというように言われています。

私どもも今、下水道の料金を値上げするのにも皆さん方に数字的に納得してもらう方法もあります。町民の皆さんに納得する、先ほど八代議員おっしゃったように、納得していただくためにはどういう説明をすべきか。ただ、現在の皆さん方の納得の度合いとまた町民の皆さんの納得の仕方は随分違うと思いますね。こういうところを今回しっかりと私どもにお聞かせをいただいて、将来計画も提示をしながら議論を深めていただくということは大いに結構でございます。しかし、下水道会計そのものは企業会計とか特別会計との云々についても私どももっと勉強させていただきたいと思います。

青木議長 ほかに質疑がないようですので……。 (不規則発言あり) どうぞ。

寺前議員 2回目の質問で、答弁結構です。10立米以下の世帯の実態を委員会を出してもらうのと、それから先ほど答弁していただいてないんですけども、いわゆる下水道計画が進んだところの自治体、それは90何%か何%かというのはわからないですけど、そういうところの料金体系の比較、進んでないところの料金体系の比較、この点も重要だと。広陵町では特異なところにあるわけですから、そういう点の委員会を出していただきたいと思います。

青木議長 ほかに質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、産業建設委員会に付託することに決しました。

青木議長 続いて次に、日程9番、議案第9号、広陵町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程10番、議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 このたびの給水条例の改正なんですけれども、資料の方見てまして実際の影響額が44万6,800円ですかという説明も前に1日目にいただいているわけなんですけれども、この部分の、ちょっと資料が……(不規則発言あり)これ違うかな。私がメモしてんのはそうあって、これ値上げの部分なるんじゃないくて、給水分担金じゃなくって。(不規則発言あり)

青木議長 値上げと違うよ。

松野議員 ここの分ね。わかりました。ちょっと違うのと私勘違いしてたんで、資料がないしおかしいな思っ。ごめんなさい。ほんなら取り消しておきます。済みません。

青木議長 わかりました。

ほかに質疑ありませんね。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、産業建設委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程11番、議案第11号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。1番議員！

山田議員 ちょっと1点だけ。葛城地区のこの48ページにあります葛城清掃事務組合負担金

217万円の減額について、これは減ったということですが、この今、葛城地区清掃事務組合における2町4村、いわゆる明日香、三郷、大淀、黒滝、天川、川上からこのし尿処理委託の要望があるようで、今事務組合等々で協議されておるわけですが、この補正予算とは少しは違うわけですが、この際、組合における2町4村の入れる入れない、そして入れた場合はどうなるか、入れなかったらどうなるかという協議が進んでおるとは思いますので、この経過をちょっと説明していただいて、もしその2町4村が入った場合、町の負担はどうなるのか、そういうところも含めて今組合における協議内容をこの場所で説明いただければ幸いかなと思って質問させていただきます。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 ただいまお尋ねをいただきました葛城地区清掃関係の状況について、概略だけご報告いたします。

ただいまご披露いただきましたように、2町4村から平成19年度においてもし尿の処理について受け入れてほしいという要望は、昨年当初から要望が上がっております。組合議会の方でも十分ご議論を現在いただいております。4月以降の受け入れについては、前向きな姿勢には変わりはないわけですが、将来的なことについて関係の2町4村の見通しが明確でない部分もございますので、今現時点では受け入れの、いわゆる受託の費用をキロリットル当たり幾らちょうだいするとかいうところが決定をしております。我々事務担当者の会議の中でお聞きしておりますのは、今月中に再度組合議会を開催されて、その方針が決めていただけるというような段階に来ているということをお聞きしております。

将来的に葛城清掃事務組合に対してどういう影響があるかということでございますけれども、御所にごございますアクアホールの処理能力は1日240キロリットルという施設でございます。現在構成をしております、広陵町含めまして4市4町の現時点での持ち込みしておりますキロリットルの数字は、203キロリットル程度というようにお聞きをしております。いわゆる処理能力との間に30数キロリットルの余力があると言っているんですか、能力にまだゆとりがあるということで2町4村の方のいわゆる海洋投棄停止に伴う受け入れの要望が来ている。今月中にそれは結論が出されるというように予測を立てております。

それで今回補正予算の中で200何がしの減額をお願いをしておりますが、これは2月、3月分についてこの2町4村の処理について組合として受けております。それらも含めた中で補正をお願いをしているという内容です。それで2月、3月の受け入れの受託費用につき

ましては、従来からずっと継続して入ってきている明日香村については従来どおりキロリットル1万7,000円、そしてそれ以外の2町3村についてはキロリットル当たり2万円という価格設定で受託をしているというのがこの2月、3月でございます。4月以降の受託料金については、今月中にご決定をいただけるというように予測をしております。以上でございます。

青木議長 1番議員！

山田議員 今事務局レベルではそのような話ありました。

町長、首長が集まって政治的な面から見るとどのような方向で進もうとしておられるか、ちょっと考えあればお願いしておきます。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 今の質問でございますが、し尿問題につきましては海洋投棄ができないということは初めからもうわかっているんですね。にもかかわらず取り残されている町や村があったわけです。この町を助けてやるのか助けてやらないのかという議論が起きました。本来は助けてやれという意見もあるわけです。助けてやる場合は、その処理能力の範囲内の量でございますので、我々の経費も安くなる方法で考えるという案と当面建設するまでの間のことやから割安で助けてやってはどうかという議論もあります。なぜ助けてやるかやらないかを議論するかというと、一つの町は川へ流したり何か悪いことをしてるようでございまして、そんな悪い町みたい入れんでもいいと。それともう一つは、全国規模でその処理業界があるのでございまして、御所の葛城のそこへ持っていけば超割安やから安い方へ行けというようにその町の議会が発言したようなことでございます。安い町を選ばれてるようでしたら助けてやるのにも何もないという反論がわいてまいりまして、一部の議員さんがこうしたことを根強くおっしゃるものですから、大混乱を起こしているところでございます。町は、構成団体がみんな仲よく処理をやっているんですが、他の町を処理をしてやるかやらないかによって大げんかするというのはおかしいということで、もっと仲よく議論せないかん、そんなところで今発展をしているところでございまして、管理者やめよというところまで言われてる始末でございます。我々首長が寄りまして円満解決に向けて、自治体のことでもございますので、円満に解決を図るべくいろいろやってるんですが、議員各位も幅広くいろんな町の意見を聞いてこられるんですから、そんなんを持ち込んで議会で発表されますと、何や、そんなことになっとなんかなというようなことで我々も、議長さんも会議には出ているわけですが、困ったこっちゃなと思います。再度近々会議をなさって解決を図るように、ま

た我々の経費も安くなるように努めていきたいと思ひます。

ただ、御所市さんにつくってもらってるといふこともござひますし、地元環境対策にその2市4町ですか、まだもっと三郷も安堵もふえるようなことをおっしゃっていますが、そういうところ後入りの人に地元の負担をどうさせるのか、こんなこともまた問題になってくるわけござひます。市長は、もう地元対策は十分こんで結構や、やってもらった。処理量に変化ないのやからいいんだとおっしゃってるんですが、地元の議員さんは新聞報道にもありますようになかなか厳しいようござひます。地元との問題もありますし、組合自身の問題、また持ち込む町村の心構えもなっていないといふこともござひますので、こうした思惑が絡んで非常に協議が難航しているところござひますが、いずれこの4月から投入をするかしなにかについても問題が残っておりますので、早く市町村に答えを出さなければいかん、そんな追い込まれた組合ござひます。またわかり次第、この開会中にでも会議があるかと思ひますが、あつた状況をまたお知らせをしまひりたいと思ひます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。(不規則発言あり) 何の。(不規則発言あり) そんなん終わったから、それは……(不規則発言あり) いえいえ、12番議員、またそれ総務委員会でも。これ何委員会やった。(不規則発言あり) 産業建設委員会でもまた聞いといてください。いや、一たんもう議案質疑が終わってますので、先に進みます。

ほかに質疑ありませんか。6番議員!

寺前議員 総括質問でちょっと質問しようかな、関係してたんですけども、ここで。いわゆる協力金ですね。

青木議長 何ページ。

寺前議員 地域協力金じゃないわ。

青木議長 補正予算ですよ。

寺前議員 いわゆる開発……(「ページ数」の声あり) そのページ数を探してる。46ページ、馬見中3丁目18戸分40万円という件なんですけれども、結局今行政手続法等具体的な問題に地方分権の中で起こっているわけですから、まちづくり条例やその他の条例制定の中でこの問題というのはきちんとするといふことが必要だと思ひんですが、そういう点はどのようなお考えを持ってるのかといふのをこの中できちっと聞いておきたいと思ひます。

それからちょっと探してたんですけども、倒産された企業、これは専決処分で処分されたんかな。倒産された後の繰り越し。

青木議長 そうそうそう。

寺前議員 専決処分あったかな。(不規則発言あり) 下水道会計。そしたらそれはまた後ほどのあれという。探してもないなと思ったんで、補正予算違ったんで。その1点だけ。

青木議長 答弁をお願いします。中尾統括部長！

中尾統括技術部長 この46ページの都市整備寄附金のことですね。この考え方といいますか、基本的なことどうするのかというご質問だと思うんですが、今まで今この上がってる部分については中3丁目の18戸分という形で、都市整備公団が大手メーカーにおろすという部分の中で、いわゆる開発負担金じゃないですけども、寄附金としてお願いできますかという中で、大手メーカーの分についても当初から快くご協力させていただくという形で寄附金としてもらったということではありますが、今後都市整備公団が大手におろす分については、もうほとんどないというふうに認識してますので、いわゆる開発負担金というルールの中では町としてもうそういう制度といいますか、方向は廃止しておりますので、今まで都市整備公団の関係する部分でいただいていたけども、今度これからはそういうこともなくなってくるかなというふうに思っております。ただ、ミキハウス跡地の中での大型の部分につきまして、いわゆる事前の協議の中でそういう大きな戸数で大きな団地を形成されるという部分につきまして寄附金とか負担金とかいうのではなしに、その企業として広陵町のいわゆるお金じゃなしに建物なり土地なりで協力しますという申し入れがありますので、そしたら公民館用地でもという形の協議の中でいただくということは今現実にあそこの部分ではあるわけなんですけども、基本的にどうするのかと言われれば、いわゆる負担金は先ほど言いましたようにもう廃止しておりますし、寄附金についてももう起こり得ることではないという認識をいたしております。以上です。

青木議長 ほかに。(不規則発言あり) ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程12番、議案第12号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 18年度の最終的な収支状況の見通し、現段階でどうなのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから滞納の状況の、いつも決算のときにもらってはいるんですけども、今18年度やはりいろいろな課税対象が広まったりとか大変な状況あるわけですけど、滞納の状況がどのような状況になってきているのかということについてもご説明をしておいていただきたいと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 18年度の国保特別会計の見通しにということでございます。18年度におきましては、1億2,700万程度の赤字になるという予測をさせていただいております。

それと滞納の状況についてのお尋ねでございますけれども、国保運営協議会の中でもいろいろご議論をいただいたわけでございますけれども、全体的に滞納がふえているという状況でございますが、特に200万以下の階層と位置づけております世帯における滞納額が若干ふえてきているということが現状でございます。納税相談あるいは文書でのお願い、また個別で面談でのお願い等々やらせていただいている中で分納あるいは滞納額を少しでも減らすということで取り組みをさせていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 赤字が出るだろうというような説明は聞いてきているわけですけども、この部分の大きな要因がどこにあるのかという点についてはどのような分析をされてるのか、その点教えておいていただきたいと思います。

それから滞納につきましては、増加してきている。滞納の対策については大変な努力をいただいている一方で増加をしているということにつきましては、本当に払いたくても払えないという実態が深刻化しているということが一番大きな原因だと言わざるを得ないと思うんです。そういう方に、良心的滞納者に対して短期保険証の発行されていないかどうか大変危惧するところで、いろいろ私が把握しているところでは良心的なそういう滞納者に対しても短期保険証の発行がされている実態があるというふうに言わざるを得ないんですけども、やはり命を保障していく、こういう保険証でございますから、悪質な滞納の方についてはやっぱり厳しく徹底的に徴税対策をとっていただき、またそういうこともあるかとは思いますが、その部分の現在の短期保険証の発行状況と、それからそういう判断についてはどの

ような状況に認識されているのかということもお聞きしておきたいと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 赤字についての分析をどのようにしているかというお尋ねでございます。

広陵町の国保の赤字の主要な要因といたしまして、私は介護納付金の値上げを6年間やっていないということがやはり累積してきて、今申し上げました1億2,700万につながってきた大きな要因であろうと思っております。

それと平成10年前後までは徴収率そのものも94%という数字で推移していただいていたわけなんですけれども、やはり長期の不況の影響というものが要因でその徴収率そのものも92%台に落ち込んできたというのも要因の一つかなというように考えているところで

す。それと短期保険証についてのご意見でございます。町といたしましては、当然保険の趣旨を旨といたしまして、できるだけ保険証をお渡しをするという姿勢に変わりはありません。資格証の発行もしておりません。すべての方に保険証は交付をするという前提で対応をさせていただいております。ただ、全く納税相談においても応じてもらえないとか、そういったときにはやむなく短期保険証を発行しているという状況についてご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程13番、議案第13号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番！

寺前議員 もう簡単で結構ですが、広陵町の経済的状況の厳しいもとで現在建設業者の審査等を当然2年に1度、あるいはまたその都度行っていく必要があると思うんですが、いわゆるその会計上から見た危険な状況にある業者というようなところの把握というのはされているのか。今般不幸にも倒産された方が出たわけですから、そういう点での広陵町の建設業界の

実情という点について簡単で結構ですから報告願いたいというように思います。(不規則発言あり) 倒産出た。(不規則発言あり) 違う。倒産のためにこれが。

青木議長 ちょっと待ってください。答弁してください。山村助役！

山村助役 指名審査に、いわゆる指名願出た書類については資格審査委員会においていろんな項目について審査をさせていただいております。また詳細は委員会の方でお聞きいただきたいと思えます。

青木議長 ほかに。1番議員！

山田議員 58ページのいわゆる業者の倒産で仕事ができなかったというのは、この繰越明許費で載ってるわけですが、広陵町における初めてじゃないわけで、昨年ぐらいでしたか、大野の件も青木建設でしたか、あれも倒産して仕事が途中でとまっている。本当に住民に対して、町民に対して非常に迷惑かかる。こうした業者が非常に多いと思っている。世の中こういうので大変厳しい。なりたくてなったわけではないわけですがけれども、今後この4つの件の事業についてどのような計画で進めようとしておられるのか。前の計画どおり進まないわけでありますから、この点についてはどのようなお考えで、そして今後の取り組みについてお願いしておきます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 この4件の分につきましては、工事につきましては2件の工事でございます。単独と補助と分かれてるわけですが、工事は2件でございますが、1件につきましてはあと40数万の舗装が残ってるのみですので、これについては解決次第早々に随契でも一応させていただきたいと。

そしてもう一つの方は、まだ20万程度の出来高しかありませんので、ほとんどできてないのと等しい状態ですので、これはこの部分を抜いて再度入札事務から工事発注という経過をたどっていきたいと思っております。(不規則発言あり)

青木議長 委員会でね。

質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思えますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、産業建設委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩します。2時45分より再開をいたします。

(P.M. 2:35 休憩)

(P.M. 2:49 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、日程14番、議員提出議案第2号、予算審査特別委員会設置に関する決議については、山田君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

谷山局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。山田君！

山田議員 では、予算審査特別委員会設置に関する決議について。

次のとおり予算審査特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、予算審査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。目的、予算審査であります。4番、委員の定数は8名であり、お名前を読み上げさせていただきます。山村美咲子さん、吉田信弘さん、山本登さん、長濱好郎さん、坂口友良さん、八代基次さん、松野悦子さん、青木義勝さん、以上8名の議員で行っていただきます。活動として、本定例会の会期中とする。以上であります。よろしくをお願いします。

青木議長 ご苦労さんでした。

それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第2号は原案どおり決議することについて異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案どおり決議されました。

特別委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど委員により互選されました結果、委員長には八代議員、副委員長には山本登議員と決定されましたので、ご報告をいたします。

青木議長 それでは次に、日程15番でございますが、議案第14号から議案第23号までの

各予算に対する総括質疑でございますが、本日の本会議に限りその前段に町長の施政方針に対する質疑をお受けいたします。

ご認識のとおり予算の細部または数値については予算審査特別委員会に付託されますので、主事業についてのみの質疑といたしますので、ご了承のほどよろしくお願いをいたします。

なお、質問は2回までお受けいたしますので、ご理解とご協力のほどお願いをいたします。それでは、町長の施政方針に対しての質疑を受けます。9番議員！

坂口議員 今回この施政方針を家に持って帰り、じっくりと読ませていただいたところでございます。この内容を見ますと、私のメイン政策である高齢化あるいは障害福祉、児童福祉、このようなことについては4ページ、1,700文字、このようなことで書かれて、まあまあ結構なことかと思えます。

しかるにちょっと3つばかり方針についてお聞かせ願いたいと思えます。

1つ、我々議会人が今一番大きな関心を持ってるのは、夕張市の財政破綻でございます。人口1万3,000、借金が630億、このようになっております。一番問題は、夕張市の市民が一番怒ってんのは、ある日突然こういう借金、話が出てきたということなんです。長年にわたって借金があったのがなぜほかの議員にしろ町にしろ本当のこと言わなかったのか。これこそ議員全部やめてまえというのが、この間みのもんたさんが夕張市行って報告しりました。

その心配をしまして私一つお聞きしたいのは、3つのうちの一つ、もうそろそろバラ色のことばかり言うてもいかんじゃないかと思うんですよ。本当に正直にこの広陵町は借金は幾らあります。貯金もどんどんと食いつぶしてきました。今こんだけしかないです。あるいは起債制限比率、これ以上やったらもう借金したらあきまへんよ、こういう数値もどのぐらいいなくなった、これを見たんですが、何も載ってないんですわ。今一番大事なそういう事実を、町民に本当の姿を知らせることが私は大切と思うよ。議員は持ってんですよ。いつも町の広報とか見てるんですけど、そういうこともちょっと町長、この施政方針の一番最初に本町の実態とか本町の現実の数字はこうだとかいうことを出してもうたら一番わかりやすいかなと思う。これがまず1つ。

2つ目、このいろんな方策、対策書かれてました。私じっくりと見ました。その中で我々団塊の世代についてちょっとお聞きしたいのは、いよいよ私ニュータウンのは今年からどんどんと団塊の世代が退職する。非常に地元でいろんな、どうしようかなということがとられます。この施政方針の中にもやはり団塊の世代対策ということで一つ加えてもうたらまたい

ろいろ安心するんじゃないかなということ考えております。この一般対策の中に入っているといたらそれまでのことですけど、こういうねらいも持っていかんと団塊の世代が退職するということは、団地の場合は非常に収入高いですから、これがたちまちなくなるとなると町民税なにがし一遍にがくっと減る、こういうことになってまいります。また、地元デビューをせなあかんということもなっております。その辺について団塊世代、私は団塊の世代の坂口友良としては、こういうことはぜひとも今後これからも取り上げていって団塊世代の対策してほしい。

3番目、3つ目、これどこも書いてない。私だけではないですが、過日新清掃センターの竣工式行ってきました。その竣工式から15年後には次の新清掃センター動かさないけませんよ、こういうことを地元の4大字の方と協定して裁判所にも上げてちゃんと書類残ってます。私、竣工式行ったときに、地元の人言われたんです。坂口議員、いいですか、ちゃんと15年後にはこれがよそで動いてんでしょね。そのための対策は今から例えば新新清掃センターの計画とか新新清掃センターの建設基金とか、そういうこともある程度目標に入れて、もうあれでつくって終わりというだけじゃなくて……（不規則発言あり）要するに我々の議員の時代で建設も賛成し……（不規則発言あり）そうそうそう。まとめて言います。ということは次の地元の人々心配してるのは、10年後にちゃんと動くやろうなど、そういうような対策考えてくれてんやな、予算もちゃんとやってくれてんやろな、もうこれでできて、はい、終わりじゃないで、困りませと。1キロ隣には田原本の清掃センターある、煙突見えとると。そういうことも議員さんよく知ってくださいと、できたできたじゃなくて、次の対策もちゃんとやってください、こういうようなことを言っておられる方がおられましたので、この辺についてもやはりそういうことの頭の中に浮かべつつも清掃センターの対策を取り入れていってほしいなということの考えであります。以上3つの点についてちょっと方針を、町長もまだ15年先やってるかどうかわかりませんが、今からそういうこと次の人にやっぱりちゃんと約束しといて、あこの地元の4大字の人にはちゃんと15年後には動くということも約束して履行していかないかんということをお思いますので、ひとつお願いいたしたいと思えます。

青木議長 質問者をお願いします。質問は簡潔に、町長が1人で答弁ということでございますので、簡潔にわかりやすくおっしゃっていただければ、せやなかつたら答弁に困りますので、よろしくお願いをします。

それでは平岡町長！

平岡町長 ただいま坂口議員から3つのご質問をいただきました。私の施政方針じっくり見ていただいて、ありがとうございます。

きょうの朝、坂口さんの新聞が入ってました。その中に、お父さん、新聞入ってあんの、あんた何しゃべったんやというて私、嫁に言われたところでございます。1,700字、1時間余りぐったりしたと書いてありました。これがもうショックでございまして、議員の新聞で確かな評価でございまして。一体どっちなのかなと思っておりますが、ぐったりさせまして申しわけなかったと思います。

情報公開、確かに厳しい財政状況を迎えておりますが、私ども言葉だけではないわけです。裏づけをしっかりと議員さんにも見ていただこう、聞いていただこうと思います。この類似団体50というのがあるんですね。奈良県では、広陵、田原本、斑鳩が類似団体でございまして。奈良県では3つ、全国では50あるんです。この50の中で一体どうなのかいということが国や県が指標を示して私どもに教えてくれております。こんなことを議員さんにも勉強会でしっかりと勉強してもらおうと、これからPRをしてまいりたいと思います。

しかし、広陵町は、こんな厳しさの中にも非常に明るさがあるわけでございまして、夕張市は人口減で、今まで市を保っていた人口規模がもうまるで町や村のようになってるわけですから、これは負担の重いのは確かでございます。しかし、私どもは人口は伸び続けている。そんな意味で厳しい状況、そして明るい状況もあわせてこれからご勉強いただくようにいろんな数値を皆さんと一緒に勉強していきたいと思っております。

それから団塊の世代のPRが不足でございました。確かにそのようなことが述べていません。しかし、人生60を迎えられるこの世代は、やっぱりこれからは人生でございまして、いろんな職業に参加をする、また町の行政に参画をしていただくということも重きに置いております。ボランティアもそうでございます。また、農業も特区もこしらえて農業にもいそしんでいただく。いろんなところに挑戦をしていただこうというそういう町も待ち受けているというのがあらゆる行政の中に盛り込んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、清掃センターのことでございまして、確かに15年という期限を切っております。また、その後、更新も可能であるということにもなっておりますので、二、三年前に協議をしなければいかんわけでございます。そこまでも目標、目的を持っておこななければいけないわけです。私は、もうこれをつくるのにどちらかいうと精根尽き果てたというようなそんな感じでございますので、引き続きこのこともしっかりと次の世代に引き継いでまいりた

いと、そのように思っているところでございます。私は、ようせんとは言うてませんが、15年というの大変長期でございますので、しっかりと引き継いでまいります。そのことを覚えておいてるところでございます。どうぞこれからもよろしく申し上げます。

青木議長 よろしいですか。

続いて質疑を受けます。質疑ありませんか。3番議員！

山村議員 済みません。この施政方針聞かせていただいたときに、本当に町長に感謝申し上げます。いろいろ私が提案させていただきましたことを来年度の事業、本当に大きく展開していただけることに感謝申し上げます。

その中で、具体的に少しお聞きしたいと思います。16ページの要保護児童対策地域協議会、児童虐待にための対策を練る会でもありますけれども、今年度から本格稼働いたしますということで、この体制づくりがもう確立されたのかどうか、具体的にいつから稼働できる状態であるのか、お聞きいたします。

それと同じページのなかよし広場について、ボランティア団体に呼びかけてご協力をいただいているということですが、それもちよっと具体的にどういう状態で稼働できるのかどうかということ、事業の状態をお聞きいたしたいと思います。

それから25ページの放課後子どもプランですけれども、本当に国からおりてきたトップダウンの施策でもありますので、町で対応というのが少し懸念いたしておりましたけれども、実施の方向で前向きに取り組んでいただくということなんですけれども、文科省では今年度からということでしたけれども、国の方は19年度からということでしたけれども、広陵町でも今年度から、準備段階であるのか、それとも1校でも具体的に進めていただくのか、そういうこともちよっとお聞きいたしたいと思います。

この中には具体的には盛り込まれておりませんが、やはり町民の関心事というのは合併問題です。広陵町本当にどこと合併するんだろうとか、具体的にそういう話はあるのだろうかという考え方を少し私もいろいろな方からお聞きされますので、教えていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

青木議長 町長、ゆっくりちよっとなにしてくださいよ。かましませんよ。即席の答弁なってますから。整理してから手挙げてくださいよ。平岡町長！

平岡町長 山村議員からご質問をいただきました。実に数多くの社会的弱者のきょうまで提案をたくさんいただいております、私どもも随分多く取り上げをさせていただいたものでございます。これからも妊婦さんとか、また赤ちゃんを産んだお母さん方、こうした人に元気

づけをさせるという環境づくりしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

今おっしゃった要保護児童対策地域協議会、これはもう4月から稼働と申しますか、動きを始めます。子供たちに虐待防止のための取り組みは、きょうまでいろんな電話相談や先輩の皆さん方に相談員でいろいろ対応をしてきたところでございます。他の町にないほど多くのコンタクトをとれるような組織体をつくっておるところでございます。

また、なかよし広場につきましても、ボランティア団体の会長さん中心に協議をさせていただいているところでございます。どんなことあっても言ってください、行きますよというようにお話でございまして、はしお元気村においてもボランティアの皆さんで、特にボランティアの中に活動しておられる人は、やっぱり人生経験豊かな人でございますので、こういう人たちの賛同をいただいて悩むお母さん方がしっかりとご相談いただいて元気を持ってお帰りをいただこう、そんな願ひで協議をしているところでございます。

また、元気村でも広陵高校の生徒さんも参加をしてもらおうと、せんだって校長にも実はお願いをしているところでございます。幼稚園には出入りをいただいて、子供と一緒に触れ合って、両方ともやっぱりいいお兄ちゃんやと、また高校生からすると子供たちのかわいいその姿を見ることによってまたしっかり頑張ろうという意欲もわいているようでございます。今度は妊婦さんに、またかわいい赤ちゃんを抱いてもらおう、そういう思いで校長にお願いをしているところでございます。学校のカリキュラムもあるようでございますが、なるべく町の高校生として、町の一人の町民扱いで広陵高校しておりますので、そういう参加もしてもらえるものと思ひます。

それから放課後子ども教室推進事業でございます。放課後児童対策は、もう教育委員会でやるようにということで国からお達しをいただいております。教育委員会とも協議を重ねているところでございまして、本町ではもう既に先取りをして放課後児童対策を福祉の方でやっただいておりますが、今度は組織の内容は変わりますが、子供にとっては何ら変わらないように内容を充実する、そういう観点で、組織は所管がえがなりますけれども、力を合わせて両方ともで組み合わせさせてやっていこうと思ひます。特に推進担当課長を教育委員会の中で設けようということで話はしているところでございますが、もう少し調整に少々手間取っております。ご期待をいただきたいと思ひます。子供にとっては、この推進事業さらに充実するので、朗報だと思ひています。

それから合併についても申し出をいただきました。ひとまず合併の市町村のことはこれで何か終わったような感じを受けるわけですが、県の方では引き続き合併を進めるように担当

部長もこしらえて、我々にも情報がどうか、市町村の考えはどうかと、まずこれは町村長の考えが一つで大きく変わると言われておりますので、危機にとらえておるところでございます。我々寄りまして、従前の王寺周辺のあの7町の合併が破談になりましたので、その後はどうなのかということも北葛の中では協議はしていますし、中和の広域圏、また葛城広域圏でも合併協議を進めているところでございます。特に御所、高田市は何としても我々と一体とした合併の葛城市を目指すように一生懸命攻撃をかけてこられておられます。しかし、香芝、広陵というのがちょっと何かちゅうちょしてるようなそんなところが見受けられますけれども、もっと合併の機運を上げるように町民にもっとこの内容を周知すべきだなと。しかし、反面合併は、国は30万、40万という町づくりをすることによって経費の節減が果たせられる。5万、10万の町をつくっても結局は苦しくだけになんのと違うかと。葛城市においても宇陀市においても職員を500人を抱えるって、果たしてそれでできるのかどうか、五条市さんもそうでございます。厳しい、合併したけど、さらに厳しいなったというようなこともおっしゃっておられるわけですが、この点も検証しながら皆さんとご協議をしながら合併協議も、いずれやっぱり合併は進められるわけでございますので、しっかり協議を続けていきたいと思えます。

青木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 では施政方針についてお聞きしたいと思えます。

まず最初に、先ほどからも取り上げているわけですがけれども、町長は就任以来人の優しさ
と心の豊かさを大切にして人にやさしい、人がやさしい、元気なまちづくり、また2期目として夢と希望のある町づくりに一層取り組んでまいりたいということで、このキャッチフレーズについて私は大変すばらしいなと共感を持つところでございます。

しかし、こういうキャッチフレーズもキャッチフレーズだけであってはいけないわけであって、やはり町民の皆さんが本当に人にやさしいまちづくりをしていただいているなど、こういう夢と希望が持てる町づくりだという実感を持っていただかなければキャッチフレーズに終わってしまっただけ何もしないということになるわけでありまして。そういう観点からこの施政方針を読ませていただきました。

そういう中では、午前中もいろいろと議論をしてきたわけでございますが、まず夢と希望のある町づくりのすぐ後から国の改正の先取りで人員削減5カ年、50人、5億円、一定の成果を得た、このようなことでございます。

また、補助金の削減、同和行政とか一定の部分での見直しは、これは同和特に要らない、全く不要な補助金ですので、これについては大いに賛成いたしますが、老人会とかそういうところについてもやはり補助金が一律削減されております。

また、下水道の値上げについて、先ほども議論いたしましたが、このような受益者負担の強化、さらに今後15年後には2.4倍ないしは2.7倍に値上げされる、このような実態。

さらに竹取公園、この問題につきましても有料化によって本当に子供が楽しんで遊ぶ竹取公園、図書館について大変懸念される。そして親子で大変楽しい触れ合いの場となっている、そこに本当に優しさがある町づくりだとは思いますが、こういうところにも大変大きな負担をかけていく、こういうことが軒並み列挙されているところでございます。

プラス面も幾つかはあるわけでございますが、全体を見ますとやはり町長のキャッチフレーズとは相反する施策がずらりと並んでいる。人にやさしいまちづくりの実感のできない施策となっているわけでございますが、繰り返して質問しているわけでございますが、やはりこういう部分でとりわけ竹取公園につきましては、わずか350万円のこの収入を得るためにそういう大切な親子の触れ合いの場を減らしてしまうのだろうか大変つらい思いになるわけでございますが、こういう点について実感の持てる施策、自信を持って町民の皆さんに言える人に優しい施策とは町長は具体的に何を指しておられるのかということをお聞きしたいと思っております。

それと国の改正の先取りとか、また国の歩調と合わせてという、厳しく財源を抑制するというのもうたっておられるわけでございますが、先ほど山本悦雄議員もおっしゃってましたが、今の時代は地方分権の中で国の言いなりになるのではなくって、やはり地方が考えていかなければならないということをおっしゃっていたわけでございますけれども、そういう観点からすると国の先取り、国に迎合というこういう考え方は大変時代おくれと言わざるを得ません。こういう点で国の方に提言していくためには、やはり国の政策について、あるいは国の税金の使い方について研究をしていただいて、その国の税金の使い方、施策についての町民を守る立場での問題点を厳しく指摘をし、そして町民を守る立場で国、県に働きかけていただくことが今こそ大切になってきている時代だというふうに思います。こういう点では先般15年の議員表彰いただきました折の懇談の折に町長さん2人あるいはほかの議長さん、当然青木議長もいらっしゃったわけですが、国の方の介護保険制度失敗だったよなとか、あるいはまた国の方に要望に行ったときに高齢者は金持ちだと言うけれども、地元実態を見てほしいと言ってきましたよと。国の方の高齢者の金持ちという中には、今住んで

いる資産が含まれていて、これは使わないで次の世代に渡すものだから、そういうのも含めて金持ちやと言うのはおかしい、実態を見てほしいということを書いてきましたとか、そういう話題が飛び交っておりまして、今こそ広陵町の平岡町長もこのキャッチフレーズにのっかって国の方にも堂々と物を言うていただく、こういうことが大切だと思いますが、その点についてどのような対応をしていただけるのか、方針をお示しいただきたいと思います。

そしてそれを実行したならば、情報開示の時代ですから、具体的にこういうときにこうでしたという報告はやはりきちっとしていただきたいんです。そうでないとそういう努力していただいてもわかりませんし、それからさらに一層こういうところを努力していこうというそういう議論ができませんので、そういうことを含めた形での姿勢をお示しいただきたいと思います。

それから格差社会の問題については、この間も取り上げてきているわけですが、国の方の施策の中で本当に深刻な格差社会が生まれてきているのは町長も目を伏せるわけにはいきません。その中で3年期限の雇用形態について町長の方は、1日目の答弁の中でもこういう雇用について希望の持てる、そのような雇用であると、将来に夢を持ってもらえるんだということおっしゃいましたけれども、やはり働いている立場からするとこれは詭弁であり、そんな実感は持てないんです。やはり今の暮らしをきちっと生活していけるようなそういう、そして見通しのある暮らしができる、こういう働き方を、安定した働きはやっぱりだれしもが望むところで、そういう中で安定の上に立って積極的に果敢に次の新たなチャレンジをする、こういうことができるわけですから、足元が不安定なのにチャレンジしよう、希望を持とうと言っても、これはだれしもできるわけではないわけですから、このような格差社会について、とりわけ広陵町の施策としてどのようにこのひずみを住民を守る立場でとろうとされているのかというところが残念ながらこの施策に見えないで、逆の方向になっているわけですが、この点についてどのようなお考えで来年度町政を進めていただけるのかということをお聞きしたいと思います。

それから行政改革についてなんですけれども、この行政改革につきましては平成18年7月4日に広陵町行政改革推進会の方が広陵町第3次行政改革大綱に関する答申というものを提出されて、私たちもいただいて見せていただいたわけなんですけれども、それを踏まえて平成18年の12月に第3次行政改革大綱というものを制定されたわけですね。その第3次行政改革大綱を踏まえて今回の施政方針が出ているという手順になっていると思うんです。

その手順についてお聞きしたいんですけれども、まず行政改革推進委員会の方の答申が出

されました。この答申後この大綱をつくる過程がどのようなところで議論をされてきたのかということです。これは私は、はっきりとやっぱり議会の意見も聞いてほしかったし、町民の意見がどのように取り入れられたのか。委員さんの方は町民の方なんですけれども、もう少し幅広い形でのさらなる議論が必要だったのではないかと思うんですけれども、そういう形跡が見当たらないんです。といいますのはこの答申と大綱の違い、ほとんどないんです。大体語尾がちょっと、こういうことが望ましいというところをこういうことであるとするとか、そういう形に多少語尾が変わっているとか、多少の項目の入れかえはありますけど、細目の、ほとんど同じ内容です、一字一句。そういう中では町の方ではどのようにこの答申を活用されてきたのか、どのように議論されてきたのかということが全く見えないわけです。最大限答申の方尊重すると書いてありますけれども、余りにも偏重になっていると言わざるを得ないので、この過程について明確にしていきたいと思います。

それからこの大綱から施政方針への過程なんですけれども、この大綱の方につきましては初めにの1ページの最後のところで第3次広陵町行政改革大綱を推進するため5カ年計画の実施計画を策定し、今後の具体的な取り組みや結果については町長を本部長とするこの行政改革推進本部を中心として全職員で改革に取り組むとあるわけなんですけれども、この5カ年計画の実施計画は全然いただいておりません。ですからこの施政方針の中にこの大綱の1年目として何が具体的に入れられているのかということが全く見えないわけです。ですからその部分についてのこの一連の経過についてお聞きをしておきたいと思います。

それからこの大綱の中の1ページ目のところに、大綱も提言も一緒なんですけれども、1ページ目に定住志向を高めると中ほどに書いてあるわけなんです。定住志向を高めるというための町づくりの施策が大変平成18年度も……（不規則発言あり）施政方針について聞いております。この定住性のある町づくりについてという問題では、平成18年度に大変大きな問題に、住民運動になったわけなんですけれども、そういう経過を踏まえて、やはり平成19年度にきちっとしたそういう施策を方針をお示しいただかなければならないわけなんですけれども、その部分がこの施政方針に入っていないのはどういうことなのか、このこともお聞きしたいと思います。だからこれ大まかやん。だから細かいこと委員会で聞けるようなことは聞いてない。大まか。

青木議長 整理次第で結構ですよ。（不規則発言あり）平岡町長！

平岡町長 たくさんおっしゃっていただきました。言うていただくことは大変いいことでございまして、関心を持っていただくことは大いに結構でございます。私どもも選挙公約といい

ますか、キャッチフレーズを柱にしてこうして当選をさせていただいた。絵にかいたもちにならないように一生懸命努力をしているところでございます。

優しさを実感できる町づくりを目指しているところでございまして、特に朝のときにも申し上げましたように、転入者にやっぱり広陵町を選んでいただいたということが私、大変うれしいわけで、それだけ責任の重さを痛感してるんです。その人たちにも期待にこたえていきたいと思っているわけでございます。

何が実感できる町かというようなこともおっしゃっておられましたが、生活環境がいいところやという町ですね。それからやっぱり子供の育成というところにも大いに力を入れているところでございまして、住んで元気の出る町というのか、躍動感あふれる町づくりも我々の思いでございます。しかし、いずれも議員おっしゃるようにすればいいんですけれども、これとて多額の費用が必要でございます。しょせん厳しい財政状況でございまして、また私一人できないのでございます。議会との綿密協議をさせていただきながら職員とともに、また町民の皆さんと一緒に町を一步でも前進させよう、そんな思いで進めておりますので、どうぞよろしくご協力、ご理解をいただきたいと思っております。

また、格差社会について触れられましたが、私はある会場で、格差社会は今、日本の国ではどうも変やというようにおっしゃっておられますが、私は格差社会はいいことだと思ってるんですね。20%の人が富んだ人たちの層だそうです。豊かな人が20%日本の国ではおられるようでございますが、あとは中流家庭なのではないでしょうか、平均家庭だ。この20%の人が富を多くいただいて、そしてお金を使うといいますか、消費をするというのが60%の力を持ってるんだそうです。富む人を貧乏にさせることは、日本の国がよくなるかどうかということ、これはよくなるないんですね。富む人をさらに富んでいただくことがみんなが潤うてくるわけでございまして、富む人がお金をしっかり抱え込めば、これはもう悪いことではございますが、しっかりお使いをいただく。いい広陵町でも、豊かな人を多くつくるということが、しっかりお使いをいただいて潤うものでございます。私は、そういう意味で格差社会についてもいろいろご議論がありますけれども、しっかりと富んだ人が、また貧しいと言うたら語弊がありますが、中流家庭に潤いのあるような仕方をしてほしいなと念願しています。

また、行革にも触れられましたが、町民を代表する皆さん方に行政改革の委員をお願いをして、何度もお寄りをいただいて答申を出していただいた。もちろん議会にもそのことを報告をさせていただきました。しかし、これを実現するというのは大変なところがたくさんあ

ります。当面できるところからさせていただく。もっと我々は簡単などころから、この方針の中には随分行革で審議されない事項も私ども入れさせていただきました。ことしはこの行革の委員さんにお出しをいただいた内容について、さらに議会とも担当の委員さんをお決めをいただいて一緒に協議をさせていただきたいのであります。先ほど坂口議員とのお答えしましたように、いろんな情報公開を私ども財政状況も公開をさせていただいて、皆さん方に内容を知っていただく。そして行政改革をどう進めるか、これから議会とよく協議を進めてまいりたいと思っています。飛んだところもあるかもわかりませんが、あとは一般質問でどんどお述べをいただいたら結構かと思います。

青木議長 12番！

松野議員 私は、大枠のところ質問してほしいという議長の要請を再々受けておりましたので、細かい数字とか使わないで大枠の基本的な姿勢について質問しておりますので、その点では誠実に答えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の5つ目の部分のご答弁いただかなかったんで、まず最初にその分に再度質問したいんですけども、行革の大綱の中で定住志向をこの町づくりの中で高めるということをきちっと書いておられるんですけども、その点について、そういう点で大変大きなところで書いてたんですけども、定住志向の町づくりについての具体的施策が議論されていないんですね、この施政方針の中で。この間……（不規則発言あり）定住志向の町づくりを進めるって明確に書いているわけです。それについては、やはり町づくり計画あるいは地区計画等のきちっとした確信の持てる条例が盛り込まれていて当然なんです。去年、18年の夏からの住民運動の経過も含めてですね。だからその部分がどのように認識していただいているのかというところが全然出てこないんで、そこもお聞きしておりますので、お願ひしたいと思ひます。もちろん一般質問でもしておりますが、基本的な姿勢として町長の方針をお聞きしたいと思ひしております。

それからそしたら5カ年の実施計画という部分につきましての5カ年というのは、19年度の入らない5カ年計画だったということなんですか。この大綱の5カ年の実施計画についてどのような形でされていくの、進めていかれるのか。議会の方と協議をするというご答弁いただいたので、その点は大変また今後いろいろな機会、継続的なそういう委員会なりつくって協議を進めていくというふうに議会の方も対応していただきたいなとも思ひしておりますが、5カ年の実施計画について何年から何年ということに考えておられるのか、どういう形

で実施計画をつくっていくのか、議会のこと言われましたけど、それ以外についてお聞きしたいと思います。

それから格差社会の問題については、私は町長の答弁は大変びっくりすることで、景気を回復させるためには、やはり一般の多くの方々が懐を緩めて消費できるということが一番景気回復に寄与するわけで、もちろん一部の富裕層の方が幾らたくさんご飯食べようと思っても限られてるわけですから、食糧関係はそれでよくなるって、食品産業ならないですよ。医療関係もそうです。高額なもの、医療買われても、やはり医療産業は景気回復いたしません。ですからそういう観点でいえば、やはりだれもが安心して暮らして安心して消費ができる、こういう社会をつくることこそが景気回復につながります。そして安心できる、希望が持てるいうそういう、だれもがですよ、そういう社会こそ町長が望んでおられる夢と希望のある町づくりだというふうに思うんですが、そういう観点から見ても今の町長の答弁に対しては私は大変驚きを隠せません。再度そういう誠実な形を見て、そしたら8割の方はもうちょっと遊ぶお金も余分なもの買うお金もない、それでもいいんだということなんでしょうか。だからその点についてはもう少し、町民の皆さんこのことを聞いたらお怒りになる方たくさんいらっしゃると思うんですが、そういうことを再度お聞きしたいと思います。

今一番心配、懸念されているのが格差社会なんです。ですから今何とかしてこの格差社会を埋めていこうという形での施策を政府の方もとらざるを得なくなってきたわけです。安定雇用についても施策を新たに盛り込まなきゃいけなくなってきた、こういう状態です。ちょっとお間違えのないようにご答弁再度お願いしたいと思います。

同じようなことにはなりますが、夢と希望のある町づくりについて、生活環境がいいところだと、子供の育成、優しく躍動感のあふれる町ということで大変抽象的な言葉でご答弁いただいたんですが、施政方針ですから具体的な中身で示していただく、そのための施政方針ですので、その点ではもう少しわかりやすくご説明再度お願いしたいと思います。以上です。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 短時間でございますので、もっと事前にもらっておけばいい文章でも書けたと思います。自分の思いをしっかりお伝えができたと思いますが、今いきなり聞きながらまた書いているというような状況でございますので、どうぞお許しをいただきたいと思います。

行革の大綱5カ年と定めてあるわけですが、18年度に答申をいただきました。会議にはその都度会議の内容を教えていただいておりますが、答申をしていただいて、できるものから18年度から実施をさせていただいております。簡単なものからさせていただいてるわ

けですが、基本的には18年から22年というようには5年の範囲を定めておりますが、実質稼働するのが19年度、新年度から皆さんと協議をしながら進めていきたいと私は思っています。

それから定住志向の町づくりというように、これも行革の中で書いてあるようでございますが、我々の町では基本的には定住をしてくれというような言葉遣いで私は使ったことがないんですが、それは下市、大淀、天川村、黒滝とか、みんな定住課長というのがおるようであります。この町で住まいしてくれ、もう都市へ流れるな、またもとのUターンしてくれというような町づくりをやってるんですが、我が町ではこの町が嫌なら出てくれというようなそんなこともやっていないわけですから、この町で住みたいけれども、新宅も建てられないという思いが随分多かったので、新宅ができるように調整区域内の農地361ヘクタールを緩和策で県の方に昨年お認めをいただいたのでございます。定住志向の町づくり、まさに他の町へ新宅を建てないでくれ、農地でも買えるようにするというそんなこともさせていただいてるわけございまして、今年度の方針の中でも定住を大いに進めておるところでございます。

また、景気回復でございますが、安心して暮らす町づくりというように、私は基本的にはやはり広陵町にお住まいいただいている生活者を支援する、それが地方行政の推進の役割でございまして、その人にしっかりもうけてくれというのも、それは靴下やいろんな地場産品、農業もそうでございますが、基本的にはバックアップをさせていただくところに実は明け暮れているというような実態でございます。何としても生活もゆとりをつくっていただく。それがために私どもはどの方向で応援をするかということが大事なことでございますので、生活者が生活のしやすいように、安心して暮らす町づくりをさせていただいてるものでございます。

また、雇用もおっしゃっておられましたが、安定雇用を図れと。確かに役場は300人、アルバイトを入れますともっと多くの人たちが雇用をしているわけです。大規模雇用団体でございまして、ここで安心していただくためには、いろんな当初からも条件をつけているわけございまして、それは定年までどうぞ来てくださいというわけには、今のところそんなむちゃむちゃなお金の使い方は許されませんので、ごく限られた要所要所の雇用を、また特技を生かしていただく、期間を決めたそういう雇用を生かしているところでございます。町民にとりましては、それが安定雇用でないという方もございます。また、広く募集をしておりますので、広陵町民優先採用という形を踏んでおりません。いろんな人あったら職業安定所

を通じてPRしたりしておりますので、他の町から来ていただくケースが非常に多いわけです。先日採用いたす予定をしております保健婦につきましても、町内の人はおられません。他の町から広陵町で働きたいということでございます。今度から来られる人にもすべて広陵町にどういう意味で働くかということをおどもは論文に書いていただくことを提案してあるわけございまして、町民はよくわかるんですが、他の町からこの職場を選んでいただく場合は、やはりこの町のためになっていただく、町のために頑張ってくださいということをお基本にしておりますので、そういうことも項目に入れさせていただいているものでございます。雇用主としては、安定雇用にしっかり努めてまいりたいと思います。もう安使いしている、荒っぽい使い方してると言われるかも知れませんが、我々は決して、当初からお約束している雇用条件によってお願いしているものでございます。答えになってないかわかりませんが、一生懸命これでも答えさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 簡潔にということですので、この施政方針のページに従ってお聞きしたいと思っております。

まず5ページですけれども、なかよし広場での問題です。これは16ページとの関連で、先ほど質問が少しありましたけれども、この中でボランティア団体の協力をいただいはしお村で身近な子育ての相談の場となるような事業の充実ということですね。これは18年度もやってきたわけですけれども、ここで具体的にやはり13ページの地域の大学と生かすという点と関連して、やはり何とんでも広陵町に大学ができて、そこでやはり大学生がボランティアとして広陵町の行政に参加していただく、こういうような具体的な取り組みがやはり必要だ。研究費を計上しているということですが、こういうような具体的な中身について大学を通じて学生が広陵町の行政に参加できる、そのような研究課題としてぜひ取り組んでいただきたい。その他では、やっぱり大学の特色を生かした介護やその他もあるでしょうけれども、積極的な利用という点ではボランティアの活動という点で学生の活用という点を重点的に考えた取り組みが必要だと思いますけれども、その点はいかがか、お聞きしたいと思っております。

それから入札制度ですけれども、入札制度の問題でいまだに大企業中心に談合がはびこっている。目的は、やはり事業費の効率化が最大の目的であります。こういう点で郵便制度などを取り入れておられてるわけですが、一番肝心なところの入札率、請負率という言葉

で言ったりいろいろ言っていますけども、私たちからいうといわゆる予定価格に対する落札ということについてどのような進展を求めていくのかということが一番重要課題であります。こういう点に集約された入札制度の改善ということで取り組んでおられるわけですが、その成果などについての見通しをどのように持っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから8ページですけれども、8ページの中では実効交付税率が1億円の減額となっているように言っております。また、その後では行財政改革による徹底した改革で投資的経費の大幅な削減ということも言っておられます。これは国は、今回の地方交付税の算入の費用単価等々を書いて資料いただいているわけですけれども、投資的経費を3%削減してるわけなんですね。これは地方単独投資的経費でありますけれども、こういうふうに来るとやはり同様に地方交付税算入にはね返ってくるということの繰り返しになるわけなんですけれども、広陵町でこの投資的経費を削減するという点はどのような視点から投資的経費を削減されているのか、そういう点についてお聞きしたいと思います。

特に問題になってくるのは、今年度の資料、第1回資料でいただいて、資料の30ページ以下ですけれども、平成19年度工事計画書が上げられています。これは毎年上げられている中で各大字・自治会に対して19年度については要望は出さなくても結構ですというような方向を打ち出されたかに聞いているわけなんですけれども、今年度、19年度のこの計画書について一体どこまでその進捗率を高めていくのかということが一番大きな課題だと思うんです。投資的経費の削減の中でどのような形でこの各大字・自治会から出てる要望の取り組みを行うのか、この点の透明性が求められてると思うんですけれども、その点についてどのようにお考えなのか、聞いておきたいと思います。

それと関連して、いわゆる清掃センター関連で3カ年の地域開発が行われるわけですけれども、その予算とその他の地域での投資的経費の予算の比較も住民に公開をして、この清掃センターで協力いただいた地域の方々とともにこの広陵町全体の中での事業計画がどのような形で進展するのか、特に地域に密着した部分の関連を明確にしていきたい、こういうことをお願いするわけですが、その点でどのようにお考えか、お聞きしておきたいと思います。

それからこの効率的経費の削減の問題では、電算関係について資料をいただいていた中で、非常に大きな金額になってる。電算使用料と委託料を合わせると1億6,000何万、7,000万という大きな金額なわけなんですね。これは結果として人件費削減につながって

るということに裏返しになるのかどうか不明な部分が非常に多いわけなんですけれども、再度点検していただいて、この部分について具体的ないわゆる専門家を交えてでないとなかなか難しいというようにおっしゃっているわけなんですけれども、こういうところにメスを入れるという体制は果たしてあるのか、こういうような問題についてぜひお答えを願いたいというように思います。

それから12ページの5カ年、50人削減計画については、松野議員が質問していたので、その程度で、あと特別委員会にゆだねたいと思いますけれども、この中で勤務評定の実施ということをおっしゃられるわけですが。これはいわゆる政府が常々言っていることなんですけれども、果たして広陵町のような小さな町で勤務評定による能力給が妥当なのかどうか、また公平に行われるのかどうかということも問われるわけなんですけれども、この点についてはどのようなどころまで踏み込んで、一体給料等に反映さそうとされておられるのか、その点についてお聞きしておきたいというように思います。

それから知的財産の点についてであります。これは私はやっぱり積極的に職員がいわゆる先進例の中から学ぶということが非常に大事だというふうに思うんです。もちろん失敗例から学ぶということもあるでしょうけれども、先進例から学んでいく、先進的な自治体のその努力を酌み取っていく、こういうようなところの意図で毎年予算をつけられてると思うんですけれども、一体こういうものが職員の中でどのような成果が上がってるのかということが問題なんです。議会では、最近では委員会の視察等でその成果を報告していく、そしてそれを町に求めていくという姿勢が以前よりも一層明確になってきていると思うんですけれども、そういう点での職員自体の取り組みについてこの中でお教えいただきたいと思います。

13ページは、先ほど言ったボランティア、特に学生の活用について問題ですので、先ほどの質問にかえておきたいと思います。

14ページですけれども……（不規則発言あり）いやいや、あと4ページほど。14ページ、15ページですけれども、この中で障害者に対する内容が出されております。導入される利用者負担のさらなる軽減措置等の特別対策を踏まえて、引き続き障害者施策全般に有効に機能するシステムの改修を図り、利用者の立場に立った必要なサービス、これの問題は、広陵町では特に知的障害者の方々の施設利用の問題があるわけなんですけれども、そういう点についてこの施政方針の中で述べられているところについてきちっと対応されてるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから17ページですけれども、これは国保の会計と関連するわけですが、生活習慣病

の問題であります。生活習慣病の問題で、この点での取り組みが政府自体もいわゆる医療費の削減の大きな目玉としてこれを上げているわけなんですけれども、これは非常に個々の問題にもかかわってくるわけなんです、国保の中で計画を立ててられる点でどの範囲まで本当にこの健康を町民全体で議論し合えるような状況ができるのかという点で方向性を持っておられるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから20ページですけれども、20ページの中で地場産業の活性化、地域産業の活性化ということを上げられているわけなんです、結局この中では毎年の内容でしか表明されていないわけなんです。これ毎年ほとんど一緒であります。今年度は既に看板等が新しく立てかえられて、非常に小さくなって見にくいのかなと思ったりしているわけなんです、それでもとにかく新しい看板でそれをPRしようという点では結構なことですけれども、実際にこういう点で一般質問も出しているわけなんですけれども、町が本気にこの地域の活性化の柱の一つ、地域産業の活性化をどうするのかというところに真剣に考えているのかどうかというのが非常に疑問符がついてならないんです。先ほどの駐車場料金の有料化についても30万人が少なければ50万人を集めるという意気込みで広陵町をPRする。そういう50万人の方々にどれだけ広陵町のよさを知ってもらえるのか、第一歩だと思うんです。これは広陵町の財産なわけです。広陵町の公園を使って、広陵町は本当にいいところがあるんだ、こういうことが全国に広がっていく。北海道にまで広がるということおっしゃったわけですから、こういうような広陵町の売り込みを産業活性化と結びつけるということこそ求められる内容でありますけれども、こういうような内容について真剣に地域の活性化の大きな柱である地域産業の活性化に対して、同じような文章ではなく本当に一歩踏み込んで真剣に取り組むような体制づくりというのはできるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから21ページでは、先ほどから出ている新宅ができるようなということで都計法34条8の3の規定の問題でおっしゃっているわけなんです。ここに住友不動産のチラシがあるんですね。これの本当に裏は速報で広陵町大字広瀬2筆、古寺1筆、中1筆、これは大体いわゆる1反以上です。ということは農地法に基づく農家の育成というように考えているのか、それともこれを個人的にどういう処理をされるのかというのわかりませんが、密接にこの都計法の問題と絡んでいるということは間違いのないわけなんです。そういう点でこういうような形の問題については、広陵町民の意思が働いているわけですから、売りたいという意思が働いているわけですから、この特区の活用については町が仲介をしていくというような状況もあってしかるべきだと思うんです。仲介という問題は、これはただ単に売りたい、買

いたいという問題ではないんです。特区の生きがいをつくろうという農業施策の問題ですから私言ってるんですよ。商売の邪魔をすとかそういうようなちっちゃな発想で言ってるわけじゃないんです。農業を振興しようという形で特区を設けたわけですから、これは19ページのところで出されている、いわゆる生きがい特区で農業の担い手や高齢化の云々、改善を目指しているということから出ているわけですから、なぜこの問題について積極的に広陵町自体、行政自体がこういうような土地を放したいという方々の希望を掌握し、そして真剣に農業をやろう、あるいはまた農業をやりたいけれども、どうすればいいんだというような方々を育成していく、こういうような取り組みができないのか、こういうところについての踏み込んだ考え方が必要だというように思うんですが、そういう点についてお伺いをしておきたいと思います。

それから最後になりますけれども、24ページですが、これ居場所づくり、24ページから25ページですけれども、いわゆる児童育成クラブ、学童保育との連携、いわゆる放課後子ども教室推進プランですが、これと連携して学校内への事業誘導について体制整備を進めていくということをおっしゃっているわけですが、西校区についてはその導入が、空き教室やその他あるでしょうけれども、その特性、地域、地形的な特性から取り組みやすい。東もそのとおりであります。しかし、北及び、特に真美ヶ丘第一については、これは非常に困難な内容を伴うわけですね。移動を伴うということからいって。特に真美ヶ丘第一はですね。そういう点でこういう問題の発想については第1の学童保育についての改善を進めるということが念頭に置かれているのかどうか、計画的な取り組みがあるのかどうかを聞いておいて、最後の聞いておきたいと思います。その他については、またやっていただきたいと思います。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 数多くおっしゃっていただきまして、私のもう頭のうちみんなわかるようでございますが、もうこうなったらすべて明かしたいと思います。

5ページ、まず初めは5ページだったと思います。なかよし広場にボランティア団体、学生をもっと使えということだったと思います。学校も話を進めております。畿央大学、私も畿央大学、畿央短期大学、いずれも入学式とか卒業式、案内をいただいております、町のよさをしっかりとPRをしているところでございます。そこで広陵町に、我々の職場にでも一緒に応援をしたい、勉強をしたい、研修をしたい、こういうようにおっしゃっておるわけですが、地域の子育て支援として、なかよし広場にもしっかりと協力をしていただきたいなと、また勉強していただきたいと思っております。しよせん学校では、やっぱり授業中なんです

ね。ですから好きな時間というのはなかなかとれないようでございます。10人ほどが行くということになりますと、なかなか学校でも扱いにくい。高校でもそんなことをおっしゃっておられました。そのクラス全員が行くということになりますと、また問題もありますし。（不規則発言あり）こちらのなかよし広場の開設の日にならに合わせて来られるときはどうぞ来てくださいというようにしているようでございます。議員のおっしゃるようにボランティアにこだわらず、学生もボランティアの一人でございますので、ひとつ町の人になってもらう、そんな気持ちで進めているものでございます。

入札制度でございますが、落札率は依然として従前と同じようでございます。せんだって試行して郵便入札しておりますが、私は十分な答えは出ていないように思っています。しっかりと競争原理を生かしていただくということをしていきたいと思っております。それがためには従前の例えば10社指名して指名競争入札と、10社が郵便入札にしても余り変わらない。むしろ10社を20社にすれば、またもっと業者をふやすことによってこれが効果出るのはないかと。

それから事前に入札を公表してます。この制度が阻害してると思っています。私は、具体的にはもうこれから入札公表、来月はこんな工事を入札するという事前公表なんてする必要ないということにしたいと思っております。係にそのことを事前公表することによって、先に郵便入札の知らせをしてるようなものでございまして、余り私は期待できないと思っております。それではあらかじめ最低金額まで書いてるんですから、これも割り算すればすぐわかる仕組みになっておりますので、よくないと思っております。もう少し郵便入札についても考えるように、しっかりと競争をしていただく。安い仕事をしてもらうということは期待していないわけですが、広陵町からそういう捕まることのないように業者側もしっかりとしていただきたいと思います。

それから8ページでは、投資的経費をおっしゃっておられました。投資的経費を大幅に減らしてると。まさに財源にゆとりがないので、下水道の単独工事、また新設の農道とか町道をつくったり改良することにつきましては投資的事業でありますので、これらをできるゆとりがありませんので、やっておりません。

また、大字の要望取りまとめにつきましては、きょうまであたかもすることあったら出してくださいと要望取りまとめをすることは、逆にするとこあったらしますよという文書になってるんですね。そして結局はしないんですね。これでは何のために一生懸命大字では協議をされて、もうしてもらえと思うてお出しをいただいているんですから、こういう要望は取

りやめる。

そして現在お約束をしているセンター周辺整備事業は、これはやっぱりせないかんですね、約束をしてるんですから。この事業を重点的にさせていただいて、財源ゆとりができれば投資的事業にも着手をさせていただこうと。しかし、維持管理や修繕業務については、これはほっとけないですから、大字からどしどし地域からお声が出ましたらすぐに対応できる体制をとっております。

電算の委託でございます。確かにふえ続けているのがこの電算の委託料でございます。何か新しいことをやれば上がるばかりでございます、下がることはありません。ですから5年前に契約した。またことし上がるんですね。5年前の内容よりも新しい機械ができて安くなるはずだと私は言うんですが、これがまた新しい事案を入れるんですから、もうあの機械が古くなってだめです。新しい機械を入れないかん、こういうことを聞くんですから、これでのチェック機能が働いていません。実は私もわからないんですから、残念なことでございます。専門家を入れることにしました。もう既に私どもの内容を聞いてもらってます。教育長ともしっかりした人を紹介をさせていただいて、もう役所の機能の中の一部を、これは無料でやっただいてるんですから、一度検討してくれと、こんなんでいいのかどうか。大手の電算メーカーにお勤めをいただいた役員さんでございまして、立派なお方に現在チェックをかけていただいているところでございます。

それから次は、12ページ、勤務評定でございます。職員の勤務評定は、かねてからしております。今初めてやったん違うんです。勤務評定を実施して……（不規則発言あり）みんなやってますよ。所属長が評価をしております。昨年の結果であります、18年度の病休とか問題行動を起こしてる人があります。こんな人には給料は制限を加えております。およそ10人ぐらいは指導をいたしておるところでございます。意識改革を、士気高揚をしっかりと図るように進めているものでございまして、何か私どもだけ文句言うてるようでございますが、職員みずからやっぱり考えてもらわなければいかんわけでございます。先ほども議員の前で怒っておりましたが、この議会中継を町民にはPRしてるんですが、課長は5人見てただけですね。これでは意味なしません。今も聞いてくれると思いますが、しっかりとこの議会の様子を職員が聞いてもらなければ、今の声は私一人聞いてても行動に移せません。役所の管理職が聞いてもらわなければ士気高揚を努めることができません。しっかりと会議室で聞いてくれると思いますが、そのように高揚を図っているところでございます。

それから13ページ。（不規則発言あり）研修は進めております。ことしも予算200万

ほど組んでおりますが、自由研究ということで、議員さんは政務調査費でどんどん先進市町村行かれますが、我が町の職員はどこもだれも行かないんですね。これでは議員さんに教えてもらわなできない、そんなことになります。むしろ職員が進んでいろいろ議会に提案できるような、逆ですよ。このことを私ども200万予算、去年も組みましたが、参加者がおられなかった。私は、これが残念でたまらないんですね。もっと勉強して、自分の分担でなくして職員としていろんな先進地を学んでいただく、これが大事だと思います。しっかりやっております。

13ページの大学のことやな。先ほど申し上げましたが、地域の大学とともに進めていきたいと思っております。しっかりと大学、高校にも入学、卒業にも私ども行ってPRを続けているところをごさいますて、大学生、また高校生が奈良県一、日本一になった場合は、この町挙げて広陵町の子供として、子供言うたら怒られますが、学生として表彰して、さらに頑張ってくれと応援をしているものでございます。

次は、15ページ、障害の福祉計画であります。書いてございますように各目標の具現化に必要な取り組みを行っておりますということで、障害者にも法がどんどん変わってございます。手厚い町独自の取り組みもさせていただいてるところをごさいますて、今度は知的障害のすみれ作業所等につきましてもどう対応するか、近々お会いをして新年度の方針を協議していきたいと思っております。

17、生活習慣病の予防対策でございます。やっぱり元気になってもらわないかんわけでごさいますて、単なる医療費削減というよりも元気で長寿を続けるということが大事でございます。私もきのう町内のお医者さん、1時間ほど話をしておりました。この生活習慣病の講演会が葛城市の文化センターであるので、職員みんな参加するよということで先生パンフレット持ってこられました。私も生活習慣病に冒されているわけです。先生、このきょうまでの生活を私なかなか先生言われてて変えられん。これがもう習慣になってんねやから、これを変えよと言われりゃあ問題ですねと。いや、それは思い切ってやらないかんというように言われておりましたが、町民の皆さんにどのように治していただけるか、もうお医者さんにすぎるしか道はないかなと。保健婦もしっかりとやっていただきます。もう厳しく怒る指導よりも優しい保健婦が手にとって教えてやる、そして毎日ややこしい人には出向いて教えていただくように、ことし2人採用することにしました。保健師2人採用することにしました。これは定年まで採用させていただきます。

それから20ページは、地場産業のことをごさいますて、毎年一緒やと、本気に考えてん

のかということ、厳しいお言葉でございます。毎年同じことをせないかんとお思いますね。それから新しい事業を国は取り入れているのでありまして、それを加えていくわけでございますので、特にことは品目横断的経営安定対策、きのうも支部長会で説明をさせていただいておった。これに手を挙げていただいた大字も随分多くあるんです。JAもしっかり頑張らせていただいております。活性化のために取り組みを行っているところでございます。

21ページ、市街化調整区域の区域指定でございます。農業振興がやはり基本でございます。これは特区で農業振興ということでございます。団塊の世代の人も百姓ができるような、また農地の集約をして振興を果たす、これも大事でございます。34条の申請をいたしましたのも、農地を手放すということもでございます。しかし、手放すということはやっぱり、人のあつせんも町がせえというのはなかなか難しいと思いますが、従前より手放しやすい範囲が拡大した、農家の皆さんにもある意味では評価のいただける土地を手放すことになるというそんな思いでもございまして、その財源でもって新しい農政を振興していただきたいな、そんな思いでございます。きょうのご意見は農家の皆さんとも相談をしていきたいと思っております。

次は、最後でございますが、24ページ、放課後子どものことでございます。北小学校空き教室がないとか、いろんなことをおっしゃっていただきました。現在真美ヶ丘につきましても教室が不足するほど大勢の子供たちがいるわけです。そこで今度は放課後対策で教育委員会の所管になって学校を利用していこうということになるわけです。教室のないところは、どうするのかということで、この1年しっかりと考えていきたいと思っております。教育委員会と福祉と今協議を重ねながら、やっぱり子供の面倒見のいい町にならないかんとお思いますね。子供にただ教育だけではないと思っております。ゆとり教育で何か学力が落ちたとか言っておりますが、学力も大事でございますが、もっと世間の常識を知っていただく、子供、また老人会とか一般の大人が地域の子供を自分の子や孫のように思うようなそんな社会づくりをしていただくのは放課後子供対策だなと思っております。その講師に学校の先生が当たるということになりますと教育の延長にもありますので、むしろ私は一般の人たちがそういうところへ出向いてやっぱり教えてやると。北小学校では、老人会がいろんなことを、靴下の糸くずを使っていろんなことを勉強してるようでございます。こういうことが、ただその編み方を習うだけでなくして、おじいちゃん、おばあちゃんのいない家庭もあるわけですから、そういう高齢者の言葉遣い一つについてもいろいろ教えてもらうところがたくさんあると思っておりますので、そういう方向に向かって、先生は町民や、そんな思いで子供を育成をしていきたいと思っております。

抜けたところあるかもわかりませんが、どうぞよろしくお願いします。

青木議長 ご苦労さん。6番議員！簡単にやってくださいね。

寺前議員 さらに簡単にしておきますけれども、一つは、先ほど言った投資的経費の問題で清掃関連のところについての約束遂行は、これはやむを得ない問題だと思うんです。しかし、それで結局は財源がないということであれば、これはその関連のところを先延ばししてでもその他の地域での要望実現、これは優先順位を決めた上でやっていく必要はあると思うんですけれども、その点での具体的な財源の内訳についてオープンにする、こういうことが必要だというふうに思うんですが、それについて私たち自身もわからない。だからそういう点について、やはり予算の有効な活用の使い方という問題、削減の問題はもういいですけども、必要やと思いますので、その点をお聞きしたいということと、もう一つは、安倍内閣の目玉になっている頑張る地方応援プログラムについて今年度やろうという形でやっているわけでしょう。今年度は予算も立て、地方の意見を聞いて採用するというようになっていくわけなんですけれども、こういう職員の研修を基礎にした積極的な、いわゆる活用できる部分については活用するというところの部分というのが今度の予算書の中では見えてこないわけなんですけど、そういう点ではどのような形でこの現内閣の、予算がいいか悪いかというのは評価別にして活用できる予算を積極的に活用するという点での考え方がどうなのかというのが一つ聞いておきたいと思います。

それとともに、その中の一つに地域産業活性化法案が今議論されてるんですね。これは中身については非常に不十分な問題です。いわゆる大企業が来れば減免をするというようなことが中心になるおそれもあるんですけれども、結局は国も地域産業活性化についての考えを非常に持っているし、経済産業省はもう過去、去年、おとしから地域産業の応募に対してその内容を採用してやっていくということをやっているわけなんですから、そういう問題についてもやっぱりこの地域産業の活性化について真剣に一步踏み出したものを作ってほしいということについて再度3つだけ質問して終わりたいと思います。

青木議長 平岡町長！簡単でよろしいよ、答弁は。

平岡町長 優先順位をつけて必要な工事はしていきたいと思います。必要なところが出たら補正でもしてさせていただきたい、そんな思いでございますので、とりあえず今は緊縮な財政でございまして、そんなことをさせていただいております。財源はオープンにしておりますので、マル秘な財源はありません。（不規則発言あり）いや、もうすべてがこんな状態ですので、皆さんに見ていただいております。事業はしないとは言っていないんですね。いつ

でも補正対応ができます。必要なところは優先順位を決めますので。

また、頑張る自治体を国では支援すると言ってるんですが、どうもなかなか不明確でございまして、大きいところに応援してるようなものでございます。広陵町は、実にいろんな方面で頑張っているところがあるわけですから、こういう方面が対象になるかどうか協議を検討しているところでございますので、名乗りを上げております。

それから地域産業の活性化でございますが、一步踏み出せと言われておりますが、いろんな形でさせていただいております。寺前議員も数多く提案を、また心に秘めたことたくさんお持ちだと思いますが、どうぞそれさらけ出してください。私ども教えていただきたいと思っております。

青木議長 ご苦労さんでございました。お疲れですが。13番議員！

吉岡議員 2点ほど。町長さん、声出にくかったらかわりの人でも結構です。

1点目は、各種団体にもご協力と、補助団体ですね、ことし多分1割カットされたということで、以前は5%、5%で2年間にわたり1割カットされた。この辺で各種団体にも一応相談されたのかされなかったのか、これ1点。

ほんで1割カットされて、これからまた来年、再来年、その先かわかりませんが、その辺の考え方どのように持っておられるのか、この辺ちょっと少しお教え願いたいと思っております。

それともう1点ですねんけども、土木費関係のことですねんけども、ことしの施政方針を見させてもうて、私、去年も、1年前も質問したんですけれども、馬見川の改修事業ですねんけども、昨年度は国に対しての補助事業をとりたいと。補助事業が決まれば実行して計画的にやっていきたいということをお聞きしておったんですが、本年度のこの予算にも施政方針も載ってない。その中で昨年度は、僕の一般質問のときに町長さんが最後のときには単独でもやらせていただきますというのを僕も議会だよりに掲載させていただきました。それで今馬見川の改修工事の計画はどういうようになっておるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

また、昨日平尾の区長さん、前区長さんと、きのう角田区長さん、前区長さん、竹村さんお会いしたときに、平尾の方も水つく、そのようなお話で、吉岡さん、馬見川のこっち言うてるけども、うちの方も何とかちょっとお願いしてもらえないかということもお聞きしたいので、またその辺のこともよろしく願いをいたします。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 厳しいことばかり申しておりますが、各種団体も10%の補助金をカットをさせて

いたどうかと。このことは多くの団体がございますので、この団体はよく頑張ってる、この団体についてはどうかなというのがあるわけですが、もうどの団体もみんな評価なかなかしにくいようでございまして、従前は5%、5%をさせてもらって10%もう減ってるんですね。さらに今回10%の追い打ちでございまして、それぞれの団体は厳しい状況を迎えてると思います。相談してんのかということではありますが、関係の指導担当課の方ではそれぞれの団体にご相談をさせていただいてるものと思います。もう総会で予算決まったんねというところもあるわけございまして、町の状況をしっかりと説明をするようにという周知をしているものでございます。

今後の対応につきましては、財政が明るい見通しが立ちますればもとどおり戻すわけでございます。戻すというよりも頑張る団体にはしっかりと応援していこうと。今この10%カットでどうしてもやりくりが立たんというときもあるわけです。また、吉岡議員は体育協会でごございまして、新しい事業を取り組む場合もありますし、新年度の50周年だとか、いろんな記念事業もあるわけです。これにはカットされますとまさにやりにくいわけございまして、こうしたところについては別途その事業については応援をさせていただくという事業費の計算の仕方を持っております。

また、人に優しい事業ということで総務費で一括して予算を持っております。これは同和推進事業もそうです。担当の推進事業200万出してましたが、100%カットしております。会長は私どもに何ということをするのやということでおしかりもいっぱい受けておまして、町の姿勢を問うということで、ゼロでございまして。200万をゼロにするんですから、しかし、いろんな出張せないかん、上部の団体との話し合いも定期的にあるようでございまして、そうした費用については役所の方で行かせてもらうとか、また会長行ってくださいと、その費用弁償は町の方で払わせていただく。それは科目は違いますけど、人に優しい事業で一括で予算管理をしておりますので、そこから出させていただくということでございまして。そんな対応をしながら、この10%カットを切り抜けていきたい。きっと広陵町は、まだまだ人口4万の目指してるんですから、361ヘクタールがうまくいける、また大規模商業施設でうまくいけるという財源の見通しが立てば、もっと事業相当分に戻せると、私は明るい見通しを持っております。今町民はいろんな分野でこの厳しさを浸透させるという、安心・安全を与えておりませんが、この厳しさもしっかり知ってもらいたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

それから馬見川のことでございます。ここは非常にかねてから問題な大垣内の排水路でござ

ございますが、県の方でいろんな設計の協議、このようにすればこれでうまくいくかどうか、これを審査をしていただいているところでございます、この答えができ次第、これは補正でも組んででも対応しなければいかんと思います。それだけの取り組みは持っておりますので、今予算には載ってなくてもまた対応させていただく、その思いでございますので、どうぞご理解を願いたいと思います。

青木議長 ご苦労さんでございました。13番議員！

吉岡議員 どうもありがとうございました。これから体育協会も協力させていただきますので、また何なりと。

青木議長 お疲れですが、引き続きまして進行させていただきます。議案第14号、平成19年度広陵町一般会計予算、議案第15号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計予算、議案第16号、平成19年度広陵町老人保健特別会計予算、議案第17号、平成19年度広陵町介護保険特別会計予算、議案第18号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計予算、議案第19号、平成19年度広陵町墓地事業特別会計予算、議案第20号、平成19年度広陵町学校給食特別会計予算、議案第21号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計予算、議案第22号、平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算及び議案第23号、平成19年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について総括質疑に入ります。

ただし、予算審査特別委員以外の議員に限り質疑をお受けいたします。（不規則発言あり）いやいや、質疑がなければ。これ一つルールやねん。

（なしの声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、お諮りします。本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号は、予算審査特別委員会に付託することに決しました。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。（不規則発言あり）いや、そやけど一応一般質問にちょっと入っとかな、あしたの予定があんねや。（不規則発言あり）

（異議なしの声あり）

青木議長 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後7時までと延長することに決定いたしました。(不規則発言あり) いやいや、休憩します。

しばらく休憩します。40分より再開します。

(P.M. 4:27 休憩)

(P.M. 4:43 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、日程16番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言をしていただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、そして答弁は的確にお願いをいたします。質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることはできないので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、まず坂口君の発言を許します。

坂口議員 それでは、簡潔に参りたいと思います。質問1、19年度予算、国よりの地方交付税の見通しと対策はどうかということを1番に取り上げました。

今、地方の自立あるいは地方が財政的に自立していけ、このようなことを言われてるところでございます。今回税のつけかえ、いわゆる税つけかえというんですか、地方税がふえ、財政的にも真の地方自治が確立できるのではと国は支えているのでありますが、果たして実態はどうとらえているのか。新聞など見ますとどんどんと財源を地方にシフトしていくよ、このようなことで書いてあります。果たして我々議員として素直にそれをとらえていいのかどうかということについて取り上げてみたいと思います。

現実の問題、いろいろ事業をしようとする補助金とか交付税いろいろあるんですが、現実の問題としては補助金は減ってきた、国よりの支援は減ってきた、交付税もそうです、地方交付税も減ってきたということでございます。プラス・マイナスをとらえて広陵町の財政として果たしてどういうふうなことになっているのか、なっていくのかということをご予想しているのかを聞きたいと思います。

夕張市の原因は、いろいろな事業を行いました。これ全部国からの補助金とか交付金とってきたんですわ、温泉事業にしる何にしるメロンにしる何にしると。現実には630億の借金が残ってしまった。これはどのように我々議員としては説明をして把握をしたらいいのかと

ということもだんだんつながってくると思います。プラス・マイナスをどうなってくるか予想してるのかを問うと。

特に本町の場合は、法人税でも大多数が、9割が町民税の内訳は個人が払ってる町民税が大多数です。9割ぐらいが個人払っていると。その少ない法人税、町内には見るべき産業がないということがこの辺でもよくわかってくるんですが、あと大きく伸ばすというと人口割に個人の町民税はふえてくるんですが、あと大きく期待できるというのが法人町民税であります。この収入アップを目指し企業誘致など必要と思うがどうかということで、財政面より取り上げてみたいと思います。

2番目でございます。国保会計決算、18年度より赤字対策を問うということでございます。

国保会計の決算書、決算見込み書、決算見てるんですが、先ほどもありました1億2,700万円の赤字が出た、このようなことでございます。この中身をちょっと見てみますと、赤字になるのも当然で、未収が1億9,200万ですか、お金集めてないというのが1億9,200万円もたまっている、このようなことでございます。この事実もそろそろ私言うてんのは、町民の方に十分知っていただくということが必要ではないだろうかと思っています。そうしないと今のところ一般会計から持ってきたらええがなと、このような声も出てくると思うんですが、一般会計自体に果たしてそんなに余裕はあるのかということをお聞きしたいのであります。

また、これは国保赤字だからすぐ値上げしよう、このような考えも出てくると思うんですが、議論として値上げというたらだれが払うのかということ、現在保険料を払っている人だけに値上げの直撃が来ます。払ってない人は何ぼ値上げしてもらおうが払わないんですよ。2倍になろうが3倍になろうがね。だけどその直撃するのは、まじめに払ってもらってる人に対しては、これは直撃してきます。果たしてそういうことで合意は得られるのかなという心配があります。これは給食費もそうなんですけど、保険料は払わないけど保険だけは使うということも何か起きてんではないかなという気もします。現実はどういうことが起きているのでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

3番目、支援費関係で定率負担の応益負担から段階的負担への見直しはということで取り上げてみました。

支援費関係、広陵町内では知的、精神、身体合わせば数百名の手帳を持っている方がおられる、こういうことでございます。非常に深刻な問題。よく私どもいろいろそういう相談に

乗ります。非常に深刻な現状でございます。支援費関係では、今までの方、例えば月3,000円やった負担が月4,000円になった、こういう負担が一律1割負担、介護保険と同じですね、1割負担になっちゃった。急に1万円になった、2万円になった、このようなことを大変聞いているのでございます。作業所で働く人などは月給5,000円から1万円ぐらいなんですけど、利用料払ったらほんまにない、このような現状でなってます。とても厳しいというような声を聞いております。今後見通し、段階的にいろんな軽減しようと、こういうようなことも出てきたと聞いてますので、その辺ちょっと詳しくお教え願いたいと思います。

4番目、少子化対策、力入れていきたい。

本町ただいま真美ヶ丘ニュータウンで土地の販売、新しい、もとミキハウスの跡ですが、販売しております。たちまち若い人が、先週ですか、先週初めてチラシ出てたんですけど、見に行った、もう契約をやってんですわ。若い世代ですけどね。偉いなってちょっと聞いてみたら、5,500万とか言うてんですけど、すごいですな。そういうのはどんどん若い世代が入ってくるというのが、広陵町はすごいネームバリューありますよ。大阪から見ると広陵町は、教育の町と、こういうようなことになってますので、非常にサラリーマンの方入ってくる、このようなことを聞いております。

今回就学前医療費を無料にと、こういうふうな方針を聞きました。本町もこの辺をPRして若い人に入っていただきたいということです。隣近所、上牧とか河合とか高田とか聞きましたけど、皆人口が減ってきた、若い人が減ってきた、こういうことでございます。若い世帯が家を買って入ってもらい、そして住民税や固定資産税、団地で1件すると固定資産税15万円とか20万円、こんなん入ってきます。固定資産税もふえるなど収入増にもなり、負担増とのバランスもとれてくる。この調子で進めていただいて町の対応はどうでしょうかということで、以上4つでございます。よろしく申し上げます。端的に。

青木議長 ただいまの質問に対して答弁をお願いをいたします。平岡町長！

平岡町長 ただいまの坂口議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めの1番、地方交付税の見通しと対策はどうかとお尋ねでございます。

地方にできることは地方にとの原則のもと実施されました三位一体改革ですが、交付税の改革によりまして交付税は毎年減少しております。特に平成16年度の地財ショックにより大幅な財源不足を生じ、それが財政逼迫の最大の要因となっております。

ご承知のとおり、本年度は三位一体の改革によりまして本格的に所得税から住民税に税源

移譲が行われることになっておりますが、それ以上に交付税など主要な財源が減少している厳しい状況となっております。具体的に申し上げますと、18年度現計予算額と19年度予算との比較でございますが、町税収入は税源移譲、定率減税の廃止などで2億7,000万円の増額、その他地方消費税交付金、今年度から3カ年の措置でございますが、減税補てん特例交付金廃止に伴います経過措置としまして特別交付金などで約7,000万円の増額を見込んでおります。一方で、所得譲与税の1億7,000万円がなくなり、減税補てん特例交付金では1億2,000万円、減税補てん債が4,600万円それぞれ減少しており、さらに交付税と臨時財政対策債を合わせた交付税額が制度の見直しにより基準単価が変わり、約1億円の収入不足となっております。

そうしたことから大幅な財源不足に対処するため今年度は予算要求時マイナスシーリングに加え行財政改革指針に基づき各種団体補助金、非常勤特別職の報酬、土地賃借料などをそれぞれ見直し、今議会に上程しております。受益者負担適正化による下水道使用料の改定、竹取公園の駐車場使用料の条例改正もお願いし、また公共事業の抑制など図ったところでございます。一方では、入札制度改善による経費の節減を図っているところであります。

また、ご提案の企業誘致についても町内に大規模商業施設などを含め企業や商業施設の誘致に努め、財政的立場で見ますと増収を図ってまいりたいと思います。健全な町の発展と財政の健全を都市的土地利用で図ってまいりたいと考えます。

厳しい財政状況を踏まえて今後も行財政改革を町民皆さんとともに町ぐるみで取り組んでまいりますので、皆さん方のより一層のご協力、ご理解を賜りますようお願いいたします。

2番目でございます。国保会計決算赤字対策を問うということでございます。

答弁としまして、国民健康保険の加入者は、以前は農業者、自営業者が大半を占めておりましたが、現在では無職者が大幅にふえており、また定年退職し第一線をのくと国保に加入されることから、年々高齢化が進んでいるという状況となっております。

こうしたことから生活苦による滞納者がふえ、さらには不況によります離職者など保険料が納期には支払いできず、滞納となった方がおられます。

滞納者に対しましては、あらゆる機会を通じて納税勧奨を行っております。まず、毎年国民健康保険証は、各家庭に郵送しておりますが、滞納者には郵送せず、役場においていただき、納税交渉をし、一度に支払いできない方には分割の誓約をしていただき、その状況に応じて1カ月、3カ月、6カ月の短期保険証を発行して納税勧奨を行っているのが現状です。

また、現金給付、これは出産育児一時金でございます、療養費、高額療養費であります支

給時においても随時納税勸奨を行い、分納願っているところでもあります。

さらにお尋ねの国民健康保険制度及び国民健康保険の財政状況等につきましては、相互扶助という制度であることから、負担の公平を基本に今後も引き続き広報により周知を図ってまいりたいと考えております。また、20年度から75歳以上の後期高齢者医療制度が発足され、新たな支援制度の取り組みが求められますことから、税率の見直しを初め全般的な見直し時期に至っていると考えております。

今後、議会を初め関係機関においてご協議を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3番の支援費関係でございます。

従来の支援費制度にかわり平成18年4月から障害者自立支援法が施行されていることは、了知願っているところでもあります。

利用者負担については、ご指摘のとおり所得によって負担上限額はあるもののサービス利用の1割を負担願うことについてさまざまなご意見があります。

さきに実施の障害福祉計画の策定のためのアンケート調査においても、利用者負担について利用を控えたいという内容の回答と、反面負担がふえてもサービスを利用するとの一定の理解が得られた回答などの声をいただきました。

現在国において当該障害者自立支援法の円滑実施のための特別対策が構築され、平成19年度以降利用者負担の段階的な見直しによって軽減措置の適用が少ないといったこれまでの課題から4分の1へのさらなる軽減措置を図ること及び事業者に対する激変緩和措置並びに新法への移行等のための緊急的経過措置の3つの大きな柱から成る支援が実施されることとなっております。

なお、授産施設等工賃収入のある施設利用者については、工賃より利用料が大きいとの指摘があること等を踏まえて、年間28万8,000円までは、ここちょっと坂口議員間違ってますので、8,000万円と書いてますね、確実に手元に残るよう工賃控除の仕組みを導入・徹底することとされております。

本町におきましても、これらの施策を見据えて利用者優位の考え方に立った事務手続に遺漏がないよう努めさせていただいている状況であります。

次、4番の少子化対策に町の対応はどうかというお尋ねでございます。

答弁として、予想を上回る少子化の進行と人口の減少化に対応するため子供の成長に応じた総合的な子育て支援を行うことの重要性を再認識いたしております。

国では、児童手当の乳幼児加算の創設がなされたところであります。

施政方針でも申し上げましたように、本町では日々報じられている児童虐待への対策として、その発生防止と早期発見・早期対応のための要保護児童対策地域協議会を本格稼働し、講演会や小・中学生による乳幼児との触れ合い体験学習を実施いたします。

また、新生児訪問事業により生後4カ月までの乳児のいる家庭を専門スタッフが訪問して情報提供や養育環境の把握を行うほか子育て中の親子が地域の中で交流しながら子育てや悩み事について自由に話し合える場を提供するつどいの広場事業を拡充いたします。

保育所・幼稚園・児童育成クラブにおきましても待機児童がないように努めているところであり、小学5年生を対象に地域間交流事業として福井県美浜町での漁業体験を実施し、少子化に伴う人間関係の希薄化や青少年期の自然体験や生活体験の不足を補い、子供がみずから考えて判断し、社会で生きていくための力を養うための支援を行います。

そのほか県のなら結婚応援団事業の一つである出会いのイベントをはしお元気村で行い、若者の出会いと結婚を応援しています。

また、妊産婦さんへの思いやりを呼びかけるマタニティマークキーホルダーの配付などの啓発事業を通してそれぞれの責任と役割を認識できる地域づくりを進めることも行政の大切な役割だと考えております。

今後とも子供と家族を大切にする視点に立って知恵と工夫をもって諸施策を推進してまいります。以上のおりでございます。

青木議長 続きまして、坂口君の2回目の質問を受けます。9番、坂口君！

坂口議員 1番の町財政の見通しでございます。

ここにも今、町長答弁ございました、プラス・マイナス、実態としては約1億円の収入が不足になってると。地方の財政確かにふえました。町民税はふえた、ふえた、ふえた、ふえた、ふえた。しかし、減ってくる。現実減ってるの、プラス・マイナス1億円の減少。これ夕張市でも聞きますと、もう20年前に既に炭鉱あかんようになったんですって。人口も減ってきた。当然町の収入は落ちるんやけど、苦し紛れに起債を発行して新規事業していく。さらにまた人口減る。また起債、新規事業、さらに減る、起債、これ繰り返して630億。ところが議員とか議会とか新聞報道とか、直接電話して聞くんですけど、そういう現状こんなですよってだれも言わなかったが、言うてかどうかわかりませんが……（不規則発言あり）ちゃんと向こうに言ってんですよ。一たんこの道に入ってしまうと負のサイクルというて収入減を、直接減った分を直接町内でふやすことを考える、これにしないと必ず連鎖反応

でどんどんと膨らんでくるということが今回のいろんな実態見てたらわかったんです。

そこで私一番取り上げたいのは、個人の町民税収入しようというのが第1。一つ、先ほど言いました、たくさんの新規の人が今回家を買って帰ってきてくれる、これは非常にありがたいことです。また、本町にもかかった、大字地区でもどんどん家建てて分家とかなんやして人をふやそうと、これもありがたいことです。一番大口の、私期待してるのが、いわゆる法人町民税、法人税の割合なんですわ。現在10対1ぐらいで法人税少ないんですけど、質問として、ここ5年、10年いろんな予想を見せてもらう、財政計画立ってんですよ。当然町の収入いうたらこうあるんやけど、今まではなかなか法人町民税の割合をどのぐらい考えてたんかなど。あれずっと財政何年計画見せてもらうんですよ。ところが本町の特徴というんですか、法人税の見通しというんですか、その辺私はあんまりちょっとはつきり中身見ようけど、どのような町長の方針を持っているのかと。一番期待のできる収入源だと思いますねん。それに対する見通し、あれをどのぐらい考えてるのか、それについて再度お聞きしたいと思います。大口ですからね、それだけお願いします。

青木議長 植村総務部長！

植村総務部長 議員さんにお答えします。

議員さん指摘の三位一体改革で税源が町に移譲されまして、その分は確かに町はふえたんですが、その他所得譲与税、減収補てん債、交付税、それから特例交付金等が減りまして、かなり苦しい財源になってきております。

その中で今提案ございました法人町民税ということでございますが、昨年度県の指定を受けました都市計画法第34条の8号の調整区域の中で約361ヘクタール、この部分の地域指定をした中で戸建て、それから事務所、工場、商業地、その中には大規模な施設も建てられる場所もございます、そういう部分で今元気のある三重県の亀山、ああいうような形は到底無理なんです、葛城市のシャープのある所在地はやはりかなり法人税が伸びてるというような形で、今後そういう部分も含めて大型施設、それとそれに伴う企業、そして商業地、戸建てなど調整区域のこの部分を利用してきていただいて、固定資産税、また法人税の増収に努めるよう努力したいと思います。

青木議長 9番議員、坂口君！

坂口議員 一番今しんどいこと思うんですよ。ちょうど今が分岐点の山が国からの交付税が減ったというのと地方のとり分ちょっとふえてきたというのになってんですけど、相変わらずトータル的に見るとマイナスというのが現状ですわ。ですからあと今先ほどお答えして

もうたように、これからやっぱり税金が入ってくる政策、税金が取れる政策、このようなことをして伸ばしていただけたらと思います。この件についてはこれから、今やっところさ370ヘクタースタートしたところですので、今後もちよっとこれを追いかけていって財政健全というのは運営は健全したら大丈夫、つぶれないです。その辺の姿勢でよろしくお願ひしたいと思いますので、要望ということでつけ加えておきます。

2つ目でございます。質問2番、いいですか。(不規則発言あり)ほんまや。あと4分や。2番目、国保会計赤字対策を問うということでございます。

この国保会計、構造的な問題があるということもようわかってます。非常に集める税金、国保税を払う人自身の能力的な問題もあるとはわかっております。しかし、現実の問題としては、このような滞納、このような運営状態ということで現在、今ちよっとお答え願ったところでございます。この問題については、なかなか国との制度的な問題の整合性もあつて国が示して、それに対してこの年代層から取るというところ難しいところありますので、いよいよ75歳以上の高齢化のこれが始まりますので、この問題については今の回答ということでとめておいておきまして、あとまた後期高齢者医療制度が発足されたというの、これとの関連性も絡めてまた再質問したいと思ひますので、これはこの回答で結構でございます。

3番目の回答、ここにちよっと私、力入れたいんですわ。障害者対策ということで、いよいよ私の具体的な政策が出てきたところでございます。声を聞いてます。利用者の声。一律負担、確かに手控えてるといふ方もございます。あるいは一律負担になつてもいいけど、たくさん利用したい、いろいろ利用したいといふ方も声も聞いているところでございます。今回軽減措置4分の1のさらなる軽減措置を図る、あるいは新法の移行の体系の緊急的な経過措置、いろんな緩和措置、このようなことを実施されるということなので、これは大いに期待したいと思ひます。

問題は、毎年まで広陵町の人、障害者の人が本当に、18歳卒業するんですね。本来は広陵町内の卒業、広陵町内の障害をお持ちの方は広陵町内でいろんな活躍できる施設なり場所があつたら、これ一番理想的な完結スタイルなんですわ。生活にしろ働くにしろ、そこで暮らすにしろ一生送れる、これが一応地元で暮らして地元で終わる、こういうようなことなんですわ、現実なかなか施設少ないというのが現状でございます。実態として広陵町の、今後は5年計画とかいろいろ施設、この間、私、その審議委員会に入つてないんで、ちよっとわからないんやけど、今後5年先、10年先というのはどうなんですかね。今小学生とか中学生おられるんやけど、これらの方が学校卒業されても広陵町内で暮らし、生活、働く、この

ことが全部完結できるんやというふうな状態には、傾向とかそんな状態どうでしょうかね、この辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。ことしの4月から上牧高校が養護学校になりますので、広陵の地元の人がたくさん行かれる、このようなことを聞いてますので、また卒業生の方ら広陵の中で暮らすということになると思います。その辺の5年先、10年先、今のいろんな委員会ですね、そのどのようなこと審議されたか、ちょっとお教え願いたいと思います。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 今のご質問でございます。現在自立支援法の対象になっておられる方が本町の場合は100人程度おられます。この方の対象というふうなことで、町内でもそういう対応する施設は本当に少ないわけでございます。この辺につきましては、やはり近隣市町村もいろんな状況があります。対象の少ない市町村もございます。こういうことにつきましては広域でいろいろと施策をやっていこうというふうなことで今近隣市町村と協議をしているというところでございます。

青木議長 3回目の質問。どうぞ、9番、坂口君！

坂口議員 もう30分になりましたので、4番目の質問行きます。回答たくさんいただきました。少子化に対する回答。なかなか一つ一つ見ると……（不規則発言あり）いやいや、一つ一つ見ますと、なかなか予算の伴うことでもございますが、この辺はしっかりと少子化についても予算をつけていただいて、これ1年で終わるのでなくて、ずっと広陵町は永遠に、今人口3万3,600。間もなくこれ4万人超すと思います。理想の持って、私も生涯を広陵町で過ごそうと、このような決意をしたんですよ。私も大字地区に引っ越ししよう、農業しよう、このようなことで計画して、この間もトラクター買いましたね。ところが肝心耕す田んぼがない、このようなことになってまして、ですからここの広陵町少子化に対する取り組みのあるところは我々みたいにやがて高齢者になる団塊の世代にも優しい町政であると。私もちょっと団塊の世代の代表者の一人として、もう早期定年しちゃったので、団塊の世代の一人として、早期定年退職者の一人として、今後の広陵町の子供に優しい対策をとるとともに我々将来やがては高齢者になるであろうというような者に対しても優しく政策をお願いしたいということで、私の質問ということで終わりたいとします。ありがとうございます。

（不規則発言あり）

青木議長 ご苦労さん。それでは、以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、松浦君の発言を許します。松浦君！

松浦議員 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただき、2番議員、松浦敏信が質問時間をいただきます。

朝夕の寒気も緩み、ようやく春の気配を感じるようになりました。卒園、卒業、転勤として入園、入学、就職といった新旧の交代時期でもあります。目前に統一選挙も迫っています。住民にとって選挙は権利でもあり、義務でもあります。そして県政に参加することのできる唯一のチャンスでもあります。ぜひ公正な1票を投じてください。

とし19年は、町の財政をしっかりと支えていきたい。明るい、住みよい町づくりのために118億という莫大な投資で住民皆様のご理解とご協力のもとに3月1日よりクリーンセンター事業の操業開始の運びとなりました。ご期待に沿える活用を願うところです。

さて、人口について、近隣で広陵町、香芝市の人口増加の反面に他の町村では減少傾向にあります。このような現状を踏まえて自主防災組織、私はパートⅡとして質問いたします。組織の取り組み姿勢、全国各地の大規模地震を振り返って我が町の対策を問う。地震への備えと避難場所の再見、避難時の誘導への訓練、また充実を図っていかねばなりません。この対策はどうなっているのか。

2つ目には、給食費収納状況は、全国では22億という膨大な滞納額である。広陵町内ではどういう状態か。学校教育におけるPTAにおいても権利と義務という人の道になる指導も含んで現場管理者、理事者との連携はどうなっているか。登壇よりの質問終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 松浦議員のご質問にお答えをしたいと思います。

自主防災組織ということで常にご心配をいただいて、今回は第2回目ということでパートⅡという表題がついてございます。

お答えとして、ご質問の大規模な地震等が発生した場合、どれだけ被害を軽減するかが重要であります。本町においては、毎年地域の住民や各関係機関が参加した地域防災訓練を実施し、消火訓練や避難訓練を大規模で行っております。また、各公共施設においても消防計画に基づき防災訓練を実施しているところであります。

今後さらに大字・自治会単位での自主防災組織の育成と消火・避難訓練の実施に向け、指導と連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、真美ヶ丘地域を除く町内地域の住宅地の道路事情ですが、ご指摘いただいておりますとおり狭隘な道路や違法駐車などにより現場近くまで消防自動車が進入できない地域につきましては、平素から地元自警団や町消防団並びに消防署が防火水槽や消火栓の点検を行っ

ており、道路事情を把握しているところでもあります。また、消防自動車にかわる可搬式消防ポンプ、ラビットであります。各消防関係及び大字が常備し、有事の際には現場近くで消火活動ができるよう体制を整えているところでもあります。

2番は、教育長がお答えします。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 松浦議員の質問、給食費の滞納についての現況の話でございます。

昨年の2月に未納者24件29名で、未納総額は36万8,000円ありました。教育委員会では、校長会、教頭会において担任・給食主任も含め職員一丸となって未納整理に努めるよう指導いたしております。また、学校対応で困難な保護者には、教育委員会事務局も関与しております。その結果、本年2月末日では5件7人で17万200円の未納額になっております。

なお、このような状況の中で、東小学校におきましては未納者はなく、すべて納めていただいております。

学校給食が適切に実施されるためには、保護者の方々に適切に負担していただくことが不可欠であります。今後も保護者の理解を求め、関係者が対策を強化して未納整理に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

青木議長 それでは、松浦君の2回目の質問を受けます。

松浦議員 ありがとうございます。

広陵町内では火災発生件数は12件で、1カ月に1件の割合で起きている。旧村の町の中心部は、道幅も消防車が通る道にも困難で、こんな場所の多いことを町としては把握しておられると思いますが、また現状についての対策を立て、対応していただけるのか。

なぜこのような問いをするのか。12月20日に我が村で、大字で火事が発生いたしました。午後8時50分、最初のポンプ車は到着が遅い。車があっても水が出ない。近所の住民の声は最高に、またピークに達していました。それが私の耳に大変つらく、痛く感じました。消火栓の位置がわかりにくい。広陵町の消防士は全国大会出場もできる優秀であると聞いております。ところが住民の声は、そういう訓練をされた消防士は大事であります。よろしいですが、火を消す現場に届くのが本当に遅かった、このような対応は感じておられますかということ。1つ目終わります。

青木議長 だれ答弁。笹井統括部長！

笹井統括事務部長 火事の発生に伴いましての消防車のいわゆる進入、そして消火活動の時間

というふうなご指摘をいただいております。確かに当日の火事につきましては、大型車進入というところで間口が狭くって、そしてその道路を通過する迂回をしたわけでございますけれども、1台の車につきましては大垣内というところで迂回をしたというふうな、進入につきましての直近径路を逸脱したというふうな状況も承知しております。そして駐車違反の車があって、そして消防活動に消防車が入れなかった。そしてまた、地域の自主活動につきましても消火栓の位置、そして消火栓のホースとのつなぎ、そういったことにつきましても操作が不十分であったというふうな内容も聞き及んでおります。今後十分消防団あるいはまた自警団につきましても連携をとらせていただきまして、初期消火並びに早期消火の訓練を積んでまいりたいというふうにご考えておるものでございます。どうぞよろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 2番、松浦君！

松浦議員 2番目の問いなんですけども、先ほど教育長も答えていただきましたように、本当によいお答えでした。

ところが私の聞くところによりますと、給食費を納めずにして裕福な日々を過ごされているのが現状かと思えます。本当に給食費を納められなかったら車も乗らず、また裕福な生活もできないと思えます。学校給食と教育は非常に大事なことです、それにかかわる給食費の滞納とは考えられない。人権的な問題から児童に直接請求することはできない。これは親のモラルに何かメスを入れるような方法は教育長、ございませんか。

青木議長 答弁。安田教育長！

安田教育長 生活実態については、また局長の方からお答えいたしたいと思えますけども、私の方とは基本的には、やっぱりいろんな保護者がおられます。また、先生方も実際の家庭訪問していただいているわけですけども、そこで問題になるのは、なかなかやっぱり納めにくいというんですかね、理屈のこね合いになってくるわけですけども、私も毎月開いている校長会、また教頭会においても払わない家、特に親に対してはやっぱり食べたものを払うことがこれは当然のことである。だからそのことを親が子供に教えるんじゃないで、払うことによって教えられるんだ。そのことを実施してくれと。これは大体学期に1回ほど言っております。あと私らのところには毎月払っていただいている紙と、それとどの子供が未納やというそういうものも積算も来ておるわけですけども、あとの実態についてはまた局長の方からお答えしてもらいたいと思えます。

青木議長 森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 学校の方とは常に学期ごとに強く徴収するように要請をいたしております。学校の方から聞くところの話によりますと、学校は義務教育である。きつく督促したら、このような保護者の回答が返ってくる。義務教育だから給食もただでしょ、こういうようなばかな親がいるというようなことも聞いております。学校間の滞納の実態でございますけれども、先ほど教育長申し上げました、5世帯ということで西小学校で2世帯なんです。2人、各1、子供が、北小学校で1世帯で1人、真美一で1世帯で3人、これは3人というのは兄弟なんです、そして真美二で1世帯で2人。そして先生が一生懸命になればなるほど、そういうような答えも返ってくる親もおられる、こういうことを聞いております。

今後は、準要保護の場合は、学校でいわゆるそういう学用品の費用とか給食費の費用とか、そういうなんが入っておりますので、そういった中で保護者が学校に金をとりにきたときに教頭からしっかりと説明して、そこでもらうように、窓際でもらっていただきたい、こういうような指導もいたしております。そういうことで子供には直接学校へ給食代を持ってくるというようなことが先生から子供に直接指導するのもいいのかもわかりませんが、やはり子供の心情を考えたときにやるせないことがあるであろうと。それはやはり子供には直接言えない。そういうことからして保護者を呼んで、最終的には教頭でいかなかったら校長がしっかりと親を説得して校長室でもらいなさい、こういう指導までいたしております。今後も頑張ってまいりたいと思っております。

青木議長 よろしいですか。2番、松浦議員！

松浦議員 最後になりますけど、やっぱり田舎の方では生活が豊かなようで本当に滞納が少ない。先ほど東についてはゼロということで、ちょっと2件、1件と聞いたんですけども、もう一度確認で西の方では2件ですか、2人。(不規則発言あり) それで北の方。(不規則発言あり) ありがとうございます。これで終わります。

青木議長 以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

次に、八代君の発言を許します。11番、八代君！どうぞ。

八代議員 議長の配慮できよう質問させていただくこと光荣に思います。私、11番議員の八代でございます。今言いましたように、議長の温かいご配慮できよう質問させていただきます。2問させていただきたいと思っております。

本町は、今非常に厳しい財政事情に直面していることは皆さんもご承知のとおりであります。私も昨年12月の一般質問でそのことに触れさせていただきました。町長は、5年、50人、5億削減の計画を実施しておられます。この5年、50人、5億、この言葉を耳にし

ましたのは、5回、10回というわけではございません。歳出全般にわたり徹底した削減に取り組まれ、一定の成果を上げておられることに対しまして十分な敬意を払っております。本年度の予算も非常に苦慮されて編成されたことは、予算書を拝見し、十分に理解させていただいております。

人にやさしい、人がやさしい、元気なまちづくり、町民に夢と希望のある町づくりを町長は常に事あるごとに述べておられます。私も全く同感であります。そのためには厳しい財政状況の中にあってもやらねばならない事業はやらなければなりません。そして厳しい財政状況は克服しなければなりません。まさに二律背反であります。

私は、そこでこう考えます。財政再建には奇手はありません。愚直に王道を進むほかないのであります。ではどうするのか。入るをはかって出るを制する、これに尽きます。町長が今実行されていることは、まさにそれであり、私も積極的に支援、応援をしたいと思います。

そこで1番目の質問として、公共工事、物品購入、役務サービス等の購入契約についてお尋ねしたいのであります。

この3項目の合計金額は、予算、一般会計予算、特別会計予算で非常に大きな金額を占めております。むだな購入をしないことは当たり前のことであり、これはこの際、議論はいたしません。購入契約をいかに合理的に実行するかということが財政支出の削減に大きく寄与することは自明の理でございます。

そこで1番の中の1番といたしまして、寺前議員が先ほど施政方針演説の中で質問されましたので、若干重複いたしますけれども、私も質問通告書をこうして出しておりますので、改めて詳しくお答えいただければ結構かと思っております。公共工事、含む調査とか設計ですね、それから物品購入、あるいは役務サービス等の購入の現状について過年度分で競争入札あるいは随意契約等金額的な分析、入札率等しておられればお答えをいただきたい。16年度、17年度、あるいは18年度は12月末程度でもし、やっぱり町もこういう点で分析しておられれば、簡単ですが、お答えいただければ結構かと思っております。

2番目、今回郵便入札を実施されました。具体的な方法についてお答えをいただきたい。水道工事とか一般工事とか、あるいは物品購入、いろんな面あると思いますが、具体的にどのようにいつからされたのか、そしてされた結果やってよかったなと思ったか、あんまり効果なかったと思ったか、率直な所感も聞かせいただければと思います。

そしてまた、今後の改善方法として、電子入札まで進むのか、指名入札から一般入札へ進むのか、あるいは随意契約に関してはもっと厳密に厳しくやるのか、そういう点に関しまし

て方向性をお答えいただければ結構かと思えます。

次に、2番目の質問であります。表題には、町税滞納に対する延滞金の徴求について、こういう表題で出しております。

1番目の質問は、出るを制する、支出を極力減らすと、やるべき事業はやりながら減らすということで、そういう面からお尋ねいたしました。この質問は入るをはかるという面から質問するものであります。この入るをはかるということは、延滞金というテーマだから延滞金をどんどん取れという意味ではございません。延滞金というのは、期限内に納税しないから一定の要件のもとに延滞金を徴求する必要があるから、そういう意味で入るとはかるということは滞納をなくすということであり、滞納がなければ延滞金は発生しないのは当然のことです。

ご承知のように、滞納は住民税、固定資産税、健康保険税あるいは軽自動車税等々町財政に多大な影響を与えております。もちろんこの問題は、本町だけでなくほとんどすべての自治体に共通する問題であります。そして今さまざまな解決策が模索されております。滞納は財政に大きな影響を及ぼすだけでなく、善良な多くの住民の納税意欲を減退させ、そして新たな滞納者を増加させます。すなわち税に対するモラルハザードを招きます。税負担の公平に対する重大な挑戦なのであります。滞納にはさまざまな要因があることは十分承知しております。したがって、規則的に対処せよと言うてはいただけません。悪質な滞納者に対し断固たる強い姿勢が必要ではないかということから来ております。

では、悪質な滞納者とは何なのか。端的に言えば税を支払う能力がありながら納税をしない者なのであります。町長は、毎年の施政方針演説の中で滞納者がいることをはっきりと述べておられます。ことしの施政方針演説の10ページにもこう書いておられます。全体に優良な納税者に比べ一部悪質な納税者がいる中、管理職の職員から成る全庁的組織の短期集中滞納整理プロジェクトチームである納税推進委員会を立ち上げ滞納整理を実施してまいり、昨年で第4次を数えました。平成17年10月から国税局徴収部門のスペシャリストであったOBを滞納処分の執行官として嘱託採用し、関係法令に基づいた手続のシステム化と執行ができる体制を整備強化し、積極的な滞納整理を拡充してまいります、こうはっきり述べておりますし、17年度、16年度、18年度、その施政方針演説でも悪質な滞納者がいることを文書ではっきり申し上げております。私は、当然徴収すべき延滞金に対して毅然とした態度を示すことが滞納を防ぎ、ひいては欠損金処理を減少化させることにつながると思えます。

そこで今申し上げたことをもし町長が正しいとお考えになるならば、そのことを念頭に置いて私の質問に率直にお答えをいただきたいのであります。

1番、延滞金徴求に対する法的根拠どうなのか。国、県の当局の指導はあるのかないのか、どういう考えなのか。私の考えでは、当然徴求すべきものと考えております。利率は年14.6%であります。

2番、平成16年度、17年度、18年12月までの実際の延滞金の徴収金額は、件数、金額はどうなっておられるのか。

3番目は、ちょっと通告とは若干趣旨を変えてございます。質問通告時点では、2月23日時点では今の予算書を私、手元に届いておりませんでしたので、予算書をもとに質問をしたいと思っております。予算書19ページ、20ページには滞納繰り越し分の徴収予定金額が記載されております。そして41ページには、延滞金として10万円計上されております。滞納繰り越し分の収税予想率、これは予算書に書いておられますから見ておいていいんですが、それに対して金額は非常に少ないのであります。私は、ここでこれは科目どりのために設定されたものであろうというように心から思っております。町当局は、延滞金について、私は今までの実績、詳しくは知りませんが、何度か当時の総務部長等にお聞きしましたら非常に少ないのであります。国税はこの点に関しましては非常に厳しい態度で臨んでおります。施政方針、先ほども述べました10ページのように滞納整理のためにさまざまな施策を実施されております。それはやはり全く必要な措置だと思っております。しかし、そのためには相当な手間、費用がかかっております。人件費も含めて。まさにこれは何とかに追い銭じゃないかという感じがいたします。そしてその費用の多くは優良な納税者の負担になっている。つまりそれを使うことによってほかの施策はできない、こういうことであります。私は、延滞金徴求のことは、その点からも毅然と対応すべきものであろうと考えます。

4番、1番で私は延滞金は当然徴収すべきものと考えておりますので、延滞金の処理について減免等の事務の処理はどうなっておられるのか、お聞きしたいのであります。私は、機械的に延滞金を強引に徴収せよと言うものではありません。悪質な納税者、支払うべき経済的な余裕があるのに払わないという方に対してどうなってるのか。だからそれじゃない納税者ですね、ある種の事情があれば、は減免するのも免除するのもそれは行政として当然のことだと思います。弱者に対して病人の布団を引っぱがしてまで取れということは毛頭ないことをひとつ誤解のようにお願いしたいのであります。当然徴求すべきものがあれば、それを減免、免除でするならば起案書とか決裁権者の承認等が必要ではないのかなと私は思います。

その点はどうなっているのでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

青木議長 ただいまの質問に対し答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 八代議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1番の公共工事等の購入契約についてでございます。出るを制す方策を問われているものでございます。

答弁といたしまして、ご質問いただきました契約関係の現状につきましては、設計額または見積額により選定条件を設定し、この選定条件を満たした業者を広陵町工事請負業者指名選定審査会の審査を経て競争入札にするか随意契約にするかを決定しているところであります。

次に、本年1月より実施しております郵便入札であります。これは競争力の環境づくりが一番の目的であり、入札参加者が顔を合わすことのないように、また入札予告の掲示内容を変更し、予定価格並びに入札参加者の掲載を除外し、事前の入札参加者間の連絡調整が行われないように配慮したものであります。

なお、郵便入札の実施により入札会場へは開札立会人となる業者のみが出席するだけで、従来のようにすべての業者が出向くことはなくなることで入札業務の改善が図られるものと考えております。

今後における入札方法の改善につきましては、一般競争入札に移行し、多くの業者の皆様に参加していただき、競争力を高めたいと考えております。また、将来的には電子入札制度の採用を目指し取り組んでいるところでございますが、何分多額のシステム経費が必要となりますので、さらに調査研究を進めているところでございます。

2番の1でございますが、延滞金のご質問でございます。法的根拠と国、県の指導はどうかと、入るをはかるための考えをお述べをいただきました。力強く熱っぽく述べていただきまして、ありがとうございます。

答弁といたしまして、延滞金徴収に関する根拠となる規定は、地方税法及び広陵町税条例に規定されているところです。

市町村民税は地方税法第326条、固定資産税は第369条、軽自動車税は第455条、国民健康保険税は第723条に、それぞれ納期期限後に納付する場合には延滞金を加算して納付しなければならないと規定されており、これを受けて税条例を整備しているところです。

この計算方法は、納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間は年4.1%、それ以後は納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する

延滞金を加算することになっています。ご指摘のとおりでございます。

次に、国、県における指導の状況ですが、各自治体の実情を勘案しながら、できるだけ早期に関係法令に基づき延滞金を徴収するように指導を受けているところです。また、現在県下各市町村が改革に取り組んでおり、近隣自治体と税務協議会で情報交換を行い、その進捗状況を見ながら延滞金の徴収を検討しております。

2番の2でございます。延滞金の徴収の件数、金額、対応する本税の金額のご質問でございました。

お尋ねの平成16年度から平成18年度までの延滞金の金額であります。平成16年度は24万4,700円、17年度は57万8,500円、18年度は12月末現在で10万4,300円となっております。

なお、それぞれの件数と対応する本税の金額につきましては、調べることは可能ではあるものの相当な労力と時間がかかりますので、まことに恐れ入りますが、今回はご容赦のほどお願いを申し上げます。

次は、2の3でございます。滞納税金につき延滞金を規定どおり徴収した場合の計算上の金額とご指摘でございます。

これも先ほどの質問事項と同じく調べることはできますが、前の質問以上に対象範囲が広がっており、個々の答えを出すのに多大な時間と事務量が必要になりますので、まことに申しわけありませんが、お答えできないことお許しください。

今後は、職員一同滞納ができるだけ生じないようになお一層頑張ってまいりますので、お見守り、ご助言を賜りたく存じます。

次は、最後の質問でございます。2の4、延滞金の減免に関する内部事務処理についてのご質問でございます。

答弁としまして、延滞金の減免につきましては、地方税法第326条、第369条、第455条及び第723条で市町村長がやむを得ない理由があると認める場合の減免について規定されているところです。

差し押さえした物件の換価や交付要求等に当たりましては、延滞金を含めて要求を行っておりますが、個々の事案につきましては各担当者が滞納者との納税折衝、担税力及び財産調査等をもとに収納対策本部の本部長及び事務局長と協議を行い、関係法令に基づき取り扱っているところであります。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、八代君の2回目の質問を受けます。11番、八代君！

八代議員　そしては2度目の質問をさせていただきます。

物品購入、入札の件に関しまして、あるいは合理的な購入をするという点に関しまして、今回の郵便入札を採用されたこと、これはやっぱり一歩前進だと、私は敬意を払っております。私、何遍でも敬意は払うんであります。

それでもう一つ、18年度から財政健全化価格ですか、こういうことも取り入れられてることは承知しております。それで計算された予定価格から10%ほど歩引きしまして、これはやはり業者の協力を求めてやられた、こういうふうに思いますので、これもやはり購入計画を、購入価格を極めて合理的にしたいという町長いうんか理事者の考えの期するところだと、こう思いますんで、そういう点でひとつ私はこの質問は理事者を激励して、そして共感しているということを取り上げて質問をいたしました。

ただ、19年2月21日、ついこの間の新聞でございます。これ読売新聞の朝刊です。生駒市は、談合防止へ事後審査をする。私、国単位あるいは県単位の大きな発注金額につきましては、それは日本道路公団で副総裁が捕まったとか国交省が官製談合で庁舎に手入れが入ったとか、あるいは福島県、和歌山県、それから宮崎県ですか、3知事が談合に絡む収賄等のあれで連続してやめたとか、こういうことは十分承知しておりますが、これらは我々広陵町の自治体と比べて極めてけた違いの自治体のことでありますので、全くそれがそのとおり適用できるとは思っておりませんが、やはり世の中だんだんこの談合に対して厳しい国民の視線が注がれてるということは、これ当然意識しなければならないと思います。

そこで生駒市ですね、これは我々の広陵町に比べたらかなり、せいぜい何倍かの自治体でありますので、採用しようと思えば採用しないこともできるかと思えます。これには入札に参加する業者を特定にしにくくして談合を防ごうと、生駒市は入札後に参加資格の適否を審査する事後審査型条件つき一般競争入札制度を導入した。これまでの指名競争入札制度では、市は入札前に資格を審査、参加業者を絞り込んで入札を行っていた。新制度では、市が事前に地域要件や業者のランクなど入札参加条件を公表し、各業者が判断して入札書を郵便局どめで郵送。市は、開札時に最低価格で落札した業者についてのみ参加条件を審査する。つまり一般競争入札参加者がふえて事前では非常に労力を要す、資格。だからその参加条件はちゃんと入札までに書いといて、そして落札されたらその条件どおり審査すれば落札者だけで済むわけでありますから、入札参加者がふえてもそう事務的には負担にならない。ただ、広陵町の現状からこれを今すぐ採用するかどうかは、やはり十分な審査、検討されることが必要であろうかと思えますので、実情に即して慎重ながら少しずつ前進していただければと思

います。

それから同じく2月24日の読売新聞です。一般競争入札は全自治体で、こういう記事が出ております。ちょっと読みますと、総務省は、23日、地方自治体が発注する公共工事の談合防止策を発表した。一般競争入札をすべての自治体に導入することや、談合などの不正行為をした業者に対する入札参加資格の提出期間を最長2年から3年に延長することなどがそれであります。防止策は、都道府県と政令市に対しては予定価格1,000万以上の契約は原則として一般競争入札するように求める云々と、読めば長くなりますので、2月24日土曜日の朝刊を呼んでいただければわかると思います。

こういうことで国全体あるいは国民の視線が非常に厳しく談合に対して注がれておる。しかも本町は、財政が非常に厳しい状態にある。経常収支比率が約93%ですか。何か先ほどから出ておりました同じような類似自治体ですか、50選ばれた中で広陵町は悪い方から勘定した方が非常に早いということは、いまさら、指摘するまでもございません。そういう点でひとつこの合理化につきましては、町長が今採用された2つの件で非常に敬意を払っておりますが、これにうむことなく着実にしていただきたいなと思います。これで、これは答えは結構でございます。

次に、2番目の質問でございます。私は、延滞金を苦しい財政の中で町税の足しにせよ、こういうことを申しているのではございません。何ぼ取っても、たかが知れてるかどうかはちょっと町長の計算で、私もこの質問書を送りました後、既に延滞金を徴収せずに納税処理を行ってしもうた後、これを何ぼ勘定しても今さらそれは取りに行けるもんじゃないんで、むだな努力を多数の件数お願いするのは、これは酷だなと思うことで、先ほど3番目の問題に対しては質問を変えたわけでございます。

私は、先ほど言いましたように、延滞金を取る取るというその金額的なことは問題ではないんですが、ただ先ほど回答でありましたように金額が平成16年では24万4,700円、17年度は多少ふえて57万8,500円、12月末は10万4,300円でございます。1年以上の滞納者から徴収した税金が本税が100万円であったら14万6,000円の、1年間で14万6,000円であります。そしたら本税200万でも29万2,000円になります。これは2年間にわたって滞納放棄しておりましたらその倍の58万4,000円になる。それで何百万か何千万かを徴収してあるんですので、この24万4,700円とか57万8,000円というのは実際の徴収率、先ほど町長はご勘弁願いたいとおっしゃったんで、あえて求めませんが、恐らく95%か8%かわからんですけど、それだけの滞納税収

納に対しては入っていないということじゃないかなと思います。

じゃあ、この24万4,700円は、何で入ったか。これは滞納の催告書ですね、何度か催告して入るとなります。そのときには当然延滞金の利率、金額を書いておられますんで、それを加算して払った方がおられて、それが24万4,700円、57万8,500円だということは、非常にご苦労いただいておりますけども、収税担当者の方は最初から延滞金徴収は念頭になかった。もちろんこれ広陵町だけを言うてるわけでなく、奈良県下あるいはほかの自治体におきましても現状ではほとんど同じような形であると思っておりますんで、何らそれを云々と言うこともないということで3番目の質問は変更したわけでありますが、やはり町長は今先ほど、非常に財政状態が厳しい、そういうことで先ほどいろんな件で財政の削減策を述べられました。非常にたくさんありましたすな。大変申しわけないですね。今どこ行ったんやな。20項目ほどお聞きしたと思います。ちょっと読みますと、2億円程度財源不足が生じとる。だから例えば各種団体の補助金、先ほど申し述べたように10%減らしたとか、あるいは職員の駐車場まで徴収しているとか、今回教員の駐車料徴収問題あって若干物議を醸しておりますが、そこもやってる、あるいは人員の削減をする、あるいは関係団体の補助金等合理化をする。細かいところでは庁舎の清掃も職員さんで交代でやってもらうとか、もっとおっしゃってましたね。町長室の生け花の問題、花の装飾等々本当に細かいことのつき削減されております。それはそれで非常に敬意を払いますけども、そこまで細かくする。そしたら先ほど言いました、悪質な納税者にはもう少し毅然たる態度をとっていただきたい、こう思うのであります。そして例えばやらなければならない事業……（不規則発言あり）いや、ちょっと雑談で聞きましたんや、こういう手法をやってますと、こういうやに聞きました。それからクリーンセンターの周辺地域とか第一小学校のプールの整備とか、いろいろ予算に書いてありますが、真美ヶ丘第一小学校では1億3,000万のかけてやるとか、やらなきゃならない事業はやっぱりやっていかならんわけですから、そういう面でやはり延滞金の徴収については姿勢を改めていただきたい。

なぜかといいますと、先ほども述べましたけども、延滞金徴収そのものが目的ではなく、それによって滞納が減る、そして将来の欠損処理が減るということが一番の大きな目的であります。したがって、先ほど今自動的に24万4,000円、58万延滞金払った方は、これは松野議員の話し方ではないけど、善良な滞納者などというぐらいのことでありまして、悪質な滞納者についてはそういう意味で毅然とひとつお願いをしたい。その辺についてはどうでございますか。町長か助役、基本的な考え方をお願いしたい。

青木議長 山村助役！

山村助役 税の収納率向上のためには延滞金の徴収は欠かせないという議員ご指摘の理由については、事務者の方も十分理解をいたしております。

ただ、市町村の税の徴収状況が県下の市町村の状況を見ましても延滞金を徴収できていないという実態も議員はご承知いただいていることと思います。やはり悪質滞納者については、延滞金も含めて徴収しないと本税も納めない、逃げ得ということになってしまいますので、これはやはり延滞金を徴収すべきであるという議論も内部でいたしております。ただ、今まで徴収できていなかったという事実も踏まえておまして、今後この延滞金の徴収のあり方について議論を深めていきたいと思っております。いずれは決断しなければならない時期が来るかと思っております。何回も議会の方からもご指摘いただいておりますし、滞納整理に出向く職員も延滞金を徴収しますよと、議会からも再々指摘をいただいておりますということを常々徴収員が納税者に宣伝をさせていただいております。今後そういった環境をつくっていった延滞金の徴収に持っていったらというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

青木議長 11番、八代君！3回目のね。

八代議員 今、助役から前向きな答弁をいただきまして、大変結構なんです。私も長年の積弊かなと思っておりますので、急速に今年度の予算からがらっと変わるということはないと思いますけれども、このままでは悪質な納税者、特にそういう方は金額的にも非常に大きいわけでありましてね。そうしますと100万、200万、何百万の方、町税なんて期限納付するようなかあるか、こんなんやいやいや言うてきたら本税だけ払うたらええんや、こういうような風潮ができるのを恐れます。したがって、悪質な納税者に対してはひとつぴりっとした対応をしていただければ、これは今の低金利の時代、14.6%なんてやられたらたまったもんやないから、これはあれば、悪質な納税はあると私は考えておりますので、これはかなり効果があると思っております。

ただ、健康保険税のように件数も多く金額は比較的小さいという方で生活困窮者の方も一番多く占めておられると思っておりますね。そういう方に対しては、やはり緩急ところ場所を考えた対応をしていただいて、一律的にするという事は、これは私もそういうことは本意ではありませんので、その点はひとつ十分な理性を持ってやっていただきたいとは思っております。

それでこれは予算書ですね、これちょっと見てほしいんですけど、例えば19ページですか、滞納繰り越し分、平成18年度滞納分調定見込み額は2,750万7,000円云々あ

る。平成17年度以前滞納繰り越し分は調定見込み額6,683万云々とあります。また、法人税にもあります。それから固定資産税にもあります。私は、ことはこれで結構ですが、このところをもう少し詳しく見ていただきたい。といいますのは18年度滞納分というのは、18年3月31日が期限ですから、たとえ1日でも2日でもおくれたらこれ載ってくるんじゃないかなと思うんですね。つまりもし違うてたら後で答弁で言ってください。そしたらそれは計算上ここに載ってる。そういううっかりミスも入るとるんであれば、これはすぐ翌年には、もう4月入ったすぐ納税されるわけですね。ところが17年度以前の滞納繰り越し分は、これははっきりしてますね。1年以上延滞しとる。2年、3年と。そうするとこの徴収率18%というのは、もう少し厳密に計算されたらどうかと。つまり18年度滞納分調定額は、うっかりミスも入るとるからかなり上がるんじゃないかなと。逆に、17年度以前分は、これは下がる。ひっくるめて18%というのは多少大ざっぱかなと。そういう点は、これ私の説明が誤解であれば、それを指摘していただいたら結構でありますし、そして徴収率を計算していただく。そうすれば繰越金は、特に17年度以前の滞納繰り越し分は、例えばこれが6,680万の18%ですと大体1,200万程度、それに対して1年分であれば180万か190万になりますが、これ2年してあればその倍になります。という意味でここはもう少し細かくされた方がいいんじゃないかなと、かよう考えますが、その点はどうぞございますかが1番であります。

いずれにしる職員さんにひとつ延滞金の徴収しますよと、これは法的に根拠がありますということで交渉させていただきたい。ただ、今までがかなり甘い対応あるいはあんまり念頭になかったということがあります。したがって、滞納者は交渉に当たって非常に何じゃいと、急に態度が変わったわけですから、怒ることがあろうと思います。そのときには一担当者、末端の係長か課長かわかりませんよ、主任さんか、に任せる。これは町の方針として困難だということで収税担当者に強力なバックアップを町の全体の立場で支えてやらないと、この難しい交渉を担当者任せにするとやはり効果は上がらない、そういうように思いますが、この2つの質問、簡単で結構ですが、お答えいただきたい。

青木議長 3回目の答弁。植村総務部長！

植村総務部長 今、議員さんがご指摘になりました予算書の中の延滞額、17年度以前と18年度以前という形で、これはあくまでも予算を立てたときの見込みという数字の部分の滞納額とその数字を入れた形でございます。ただ、18年度はというのは、今で14.6%というような形もありませんので、この辺に際しましてもう少し工夫なり、それとまた近隣の予算

要求の関係でどうされてるかいうのをちょっと実態も調査させていただきます。

それと先ほどの延滞金ですが、我々も徴収サイドしておりまして、今までいうか二、三年前まではやはり本税主義という形で、これだけ残っておりますので払ってくださいというような形で交渉に入っておりましたが、ちょうど一年半ぐらい前、執行官来ていただいてからそんなことでは甘いと、滞納はこれだけあんなんと、延滞金がこれだけあんなやと、それと督促料金ですね、すべてをお出しして、あなたの本税がこれだけです、何年間たまってから延滞金はこれがつきますって。何でこんな高いんだ。そうです。14.6でつきますと。こんなもん暴利で取んのか、銀行から見たらと。いやいや、これは国税徴収法で決まっています。だから滞納してる人はこれだけいただかんなん形に今後1、2年になりますよ。だから早目に払ってください。今なら交渉の余地は残りますよというような形で、今は収納対策の職員はそういう形でやってくれてます。ただ、延滞金を取るまでの形ではここではなってないですが、話としてはその話で一貫した姿勢で滞納者に当たってほしいという形を私もやってまして、職員もやっております。今後におきまして今、助役がお答えしましたとおり延滞金をできる限り近隣と合わせた中で取れるような形でやっていきたいと思えます。どうも。

青木議長 それでは……（不規則発言あり）いや、もう3回終わってます。（不規則発言あり）

以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えますが、異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用れなかった一般質問につきましては、7日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さんでございました、長時間にわたりまして。

（P.M. 6：21延会）

平成19年第1回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成19年3月7日

平成19年3月7日広陵町議会
第1回定例会会議録（3日目）

平成19年3月7日広陵町議会第1回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信（副議長）
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝（議長）
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	会計部長	和田叙嗣
統括事務部長	笹井由明	統括技術部長	中尾寛
総務部長	植村和由	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	大西利実
総務部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

書 記 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

青木議長 それでは、本会議場の皆さん、そして来聴者の皆さん、おはようございます。

また、来聴者の皆さん、特に、確定申告においでの皆様方、本当にありがとうございます。税に対するご理解で、確定申告に来ていただきまして、まことにありがとうございます。皆様方も新聞とテレビでご承知とは思いますが、3月の3日のひな祭りの日に、奈良県の子供、小学生5、6年生徒での駅伝大会が馬見丘陵公園で開催されまして、町長そして、教育長、そして教育委員長そして、吉岡体協の会長と私と招待を受けまして、私は初めてみさせていただきました。今年で第2回目とお聞きしております。広陵町の代表チームが健闘していただきまして、見事に総合8位に入賞されまして、本当にありがとうございました。そして去年は、ちなみに20位であったわけで、聞いておりますが、大躍進で頑張っていたことを喜んでおります。私も小学生に戻って、一緒に走りたいなあと思うわけでございます。そして、広陵町の平岡町長がスタートの号砲を担当されまして、バーンと一発かませはりましたから、そういう意味で、本日の本会議は、昨日に引き続きまして、一般質問でございます。一般質問と申しますのは、各議員さんの、いろいろな立場で付託を受けたことをこの本会議場で、町当局にいろいろご質問をされ、また提案をされるという身近な問題でございますので、どうかお時間のあるお方がございましたら、3階の本会議場まで、傍聴に来ていただきたいなあと思うわけでございます。それでは、よろしく願いをいたします。

これより、会議を開きます。ただいまの出席議員は15名であります。山本君が所用で欠席されております。

定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

青木議長 まず日程1番、一般質問を行います。

6日の一般質問に引き続きまして、これより山村さんの発言を許します。山村さん！

山村議員 3番、山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、ご質問させていただきます。沈丁花の花の甘い香りが鼻をくすぐり、うぐいすの鳴き声に希望の春の訪れを感じさせてくれます。広陵町でも、待望の新清掃センターが稼働しました。ご協力いただいた地域住民の方々に感謝するとともに、平岡町長を初め、町当局の皆様のご竣工までのさまざまな御苦勞を思うとともに、今後の安全、安心な操業を希望いたします。2月8日、9日に広正クラブは山口県山陽小野田市に行き、小学生に対する生活改善学力向上プロジェクトと合併問題について、視察、研修いたしました。特に生活改善学力向上プロジェクトの内容はすばらしく、広陵町でもぜひ取り入れていただきたいと強く感じました。山陽小野田市は、教育目標を、「自分の将来に明るい希望を持つ元気な子供を育てる」とし、さらに、「子供を人間にすること」とされています。プロジェクトについては後で、山田議員が質問されますが、きちんとした生活リズムの中で心身ともに成長を促し、特に人間としての心をつくる前頭前野を活性化させ、成長させるために必要な事柄を取り入れたものです。学校でのモジュール授業の導入と、「早寝・早起き・朝御飯」プラス、「ストップザテレビ・ゲーム・インターネット」という生活習慣見直しの啓発に取り組まれております。取り組む中で、子供達の集中力が出てきたと語っておられました。この研修とともに、2月6日に婦人会で実施された輸入食品の実態、安全についての講演を受け、食生活について考えさせられました。そこで、一つ目の質問の、地産地消の推進についてですが、税関行政研究会の福本武氏の講演によりますと、総務省の世論調査では、国民の78%が将来の食糧供給に不安を持ち、84%が食料はできるだけ国内産を望んでいる。が、現実には、食糧自給率40%である。輸入食料品、輸入野菜に頼っているが、栄養化も低く、安全性でも農薬汚染などで、安心して食べられないのが現状であるとのことでした。私たちの食生活はもちろん、特に学校給食には、地産地消の食材を用いていただく必要を実感いたしました。昨年3月策定の「食育推進計画」では、学校給食において、都道府県単位での地場農産物を使用する割合の増加を目標とする。平成16年度に全国平均で21%となっている割合を平成22年度までに30%以上とすることを目指すと具体的な目標が定められました。「はしお元気村」で、野菜の直販所を設置されることで、つくった人の顔が見える。安心・安全な野菜が供給され、大きく地産地消が進むことを期待しております。広陵町での学校給食での現状は、また食育推進の取り組みや、栄養教諭の配置についての進捗状況はいかがでしょうか。

また、農水省が、地産地消を実践するために策定した「地産地消推進行動計画」において、市町村が独自の地産地消推進計画を策定するよう働きかけております。広陵町の策定予定はいかがでしょうか。

次に、学校図書館、図書整備についてですが、読書活動は子供が人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで、欠くことのできないものであり、フランスの文豪ビクトル・ユゴーは活字文化こそ、人間社会の功名なりと叫んでおります。また、ある教育者は読書の効用を次の3点にわたって掲げております。まず、第1に読書経験がある意味で人生の縮図をなしていること、第2に蓄えられた読書経験は、ちまたにあふれかえるバーチャルリアリティのもたらす悪影響から、魂を保護するバリアとなること、そして第3に、読書は青少年のみならず、大人達にとっても日常の生活に埋没せず、人生の来し方、行く末を熟考するよいチャンスであること、そして、最も重要なことは、読書経験を通して、子供達自身の問いかけを大切にはぐくみながら、時間をかけて自分をみつめ、自分の力で答えを捜し出す力をはぐくんでいくことであるとしております。しかし、現状はテレビ・インターネット・テレビゲーム・携帯電話等の普及により、子供の読書離れが指摘され、青少年犯罪はより低年齢化し、増加の一途をたどる中で、読書に再び光が当たってきたのも、子供たちの内面をたがやす、読書の重要性が再認識されたからであります。子供達の活字離れが問題視されておりますが、子供がより読書に親しむ環境をつくるため、公明党の推進で平成13年12月に、子供の読書活動の推進に関する法律が成立。学校図書館の充実を含む、子供の読書環境の整備について、国や地方の責務が明記されました。未来を担う子供たちのために、よりよい読書環境を構築するため、学校図書館の充実が必要です。広陵町の全小・中学校の学校図書館の現状はいかがでしょうか。文部科学省は今回新たに学校図書館、図書整備計画として5年間で1,000億円を地方財政措置をし、そのうち400億円、毎年度80億円を蔵書をふやす費用に、600億円、毎年度120億円を古い本を更新するための買いかえにあて、学校図書館、図書標準の達成を目指しております。広陵町の取り組みはいかがでしょうか。

次に、妊婦無料検診の拡大についてご質問いたします。厚生労働省が先月21日に公表しました、2006年の人口動態統計の速報値では、1人の女性が生涯に産む子供の人数に相当する合計特殊出生率は、過去最低だった2005年の1.26から2006年は1.30台に回復すると見ております。少子化に歯どめをかけるため、公明党は少子化対策に、真剣に取り組んでまいりました。昨年4月に子供を産み育てやすい社会をつくるため、働き方の軽減や子育ての経済負担の軽減などを盛り込んだ総合対策、「少子社会トータルプラン」を

まとめ、さまざまな子育て支援を提案しています。前例のない人口減少社会の到来で、国においても少子化対策は重要視されており、来年度予算でも、軒並み歳出が押さえられる中0～2歳の第1子第2子の児童手当支給額が、月額1万円に倍増されます。また、厚生労働省は少子化対策の一環として、全額を国の負担で賄う、妊婦無料健診回数を2回から5回以上に拡大することを決定しました。この費用については、地方交付税に盛り込まれ年間230億円、2回分が財政措置されてきました。これが平成19年度には、子育て支援事業200億円とあわせ、約700億円に拡充されることとなります。妊婦の健康診断は厚生労働省の通知によりますと、妊娠初期から分娩までおおむね14回程度の受診が望ましい回数と示されております。公費によります無料健診回数は、平成16年度実績で全国平均2.14回となっております。現在広陵町において実施されている妊婦無料健診は1回ですが、今回の国の拡充策を受けて広陵町としてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

次に、内部障害・内部疾患患者の安全・安心の確保についてですが「ハート・プラスマーク」の周知に取り組んでいただいておりますが、さらなる取り組みとして、①庁舎前や公共施設内の障害者駐車スペースに合わせ、内部障害者や妊婦の方も利用できる駐車スペースを確保していただきたい。②障害者トイレに、内部障害者も安心して利用できるようハートプラスマークをはっていただきたい。ハート・プラスマークは、内部障害者が自発的に使用するもので、法的な拘束力はなく認知度はまだまだ低いです。ただ、医療の発達によって内部障害者は今後さらに増加すると予想されます。マークを目にすることでより一層認知度を深め、思いやりのある社会的土壌づくりを整備していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対し、1回目の答弁をお願いします。

はい、平岡町長！

平岡町長 山村議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

うぐいすの鳴き声で私たちに元気を与えてくれると、まあ、気持ちのよい言葉をいただいでのご質問でございます。

一番の地産地消の推進については教育長が答えます。学校図書館の図書整備についても教育長がお答えをいたします。3番でございます。妊婦無料健診の拡大ということでございます。現在、奈良県下のほとんどの市町村では、妊婦健康診査は公費負担で1回実施しているところではありますが、平成19年1月16日付で厚生省労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長から通知があった旨、県福祉部健康安全局長名で通知があり、平成19年度地方財政

措置で妊婦健康診査も含めた少子化対策について、総額において拡充の措置がされたということについても存じておりますが、詳細な財源措置等については、いまだ何ら情報を得ていないところであります。今後、県とも方針等について協議を行うと伴に、近隣市町とも協議をしながら検討を行ってまいります。山村議員がかねてより提案をくださっている妊産婦への配慮を呼びかける、マタニティーマーク普及について、昨日の参議院予算委員会松あきら議員の質問で、国は母子手帳とともに配布すると財源措置につきましても、所要の措置をした旨回答がありましたことを申し添えておきます。

次4番でございます。内部障害・内部疾患患者の安全・安心の確保についてでございます。ご質問いただきました、内部障害者及び妊婦の方が利用する駐車スペースの確保につきましては、現在の各公共施設で駐車スペースを優先的にご利用いただけるよう配慮してまいるとともに、今後の施設改修や新築時においても、こうした内部障害者等の駐車スペースについては、検討してまいりたいと存じます。また、障害者トイレの「ハート・プラスマーク」表示につきましては、善処いたしたいと考えております。以上でございます。

青木議長 はい、安田教育長！

安田教育長 山村議員の質問、地産地消の推進について広陵町の学校給食での現状、食育推進の取り組みや、栄養教諭の配置について進捗状況は地産地消推進計画の策定予定はどの質問でございます。お答えさせていただきます。

学校給食の現状であります。現在、地産地消として、ほうれん草・チンゲンサイ・小松菜の3種類を指定し、地場野菜の取りまとめをいただいている丸広出荷組合から学校給食用物資を納めていただいております。今後は、「はしお元気村直売所」から新鮮な野菜等を、学校給食に安全供給いただけるようであればご相談いたしたいと思っております。また、栄養教諭については教職員人事の時期でもあり、栄養教諭をぜひ確保し、食育推進の取り組みとその方向性についてよくご相談し、積極的に推進してまいりたいと考えております。

「地産地消推進計画」の策定の予定ですが、現在、教育委員会事務局、健康福祉課及び地域振興課三者協議を重ねながら「食育の推進に関する施策についての基本方針」を策定すべく検討をいたしております。お尋ねの食育基本計画につきましては基本方針が決定次第策定に着手したいと考えております。「地産地消推進計画」は策定しておりませんが、学校給食には食育も含め、新鮮で安心な野菜の供給について努めているところです。また、農産物直販所を設置し、消費者が安心・安全な野菜等を提供できる体制づくりの強化を図っていきたいと考えております。

続いて質問事項第2、学校図書館の図書整備についての質問でございます。

まず、町内小・中学校の現状をご説明申し上げます。

東小学校11学級、蔵書冊数6,973冊。西小学校22学級、蔵書冊数10,493冊。北小学校14学級、蔵書冊数8,029冊。真美ヶ丘第一小学校17学級、蔵書冊数9,667冊。真美ヶ丘第二小学校29学級、蔵書冊数7,900冊。広陵中学校19学級、蔵書冊数12,083冊。真美ヶ丘中学校17学級、蔵書冊数10,000冊の整備をいたしております。

蔵書冊数は充足しているものの、町立図書館貸し出し日本一からも、児童・生徒の利用度も高く、学校図書の利用も当然高いことから傷みも激しく、小・中学校7校の最近の廃棄冊数も5,838冊となっており学校図書蔵書標準よりは少々下回っております。これまでも、交付税算入基礎を基準に措置しているところであり、平成19年度におきましても、小学校1学級当たり2万5,000円、中学校1学級当たり5万1,000円の予算計上をしており、文部科学省の平成19年度以降の財政措置も周知しております。今後も読書により、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力豊かな人間となるよう育成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

青木議長 はい、それでは山村さんの2回目の質問を受けます。山村さん！

山村議員 この地産地消について特に学校給食の中で、食育推進を進める上で一番ここで私がお願いしたいのは、この栄養教諭の配置についてです。教育長のご答弁の中でもぜひ確保して積極的に推進してまいりたいというお答えをいただいております、力強く感じますが、具体的にどこまでというのがわかればまた、本当に来年度からそういう予定があればありがたいなというのがあります。やっぱり食育推進、東小学校でも取り組んでおりましたが、やっぱり教諭がかわれば、中心になっている方がかわれば、やっぱりそこで断ち切れてしまうというのが現状なのかなということを心配しておりますので、ぜひ広陵町に栄養教諭を配置していただきたいと、さらにお願いたします。教育長お願いします。

青木議長 はい、安田教育長！

安田教育長 はい、栄養教諭の今の現状についてお話しさせていただきたいと思っております。奈良県は本年度から栄養教諭の採用を考えております。今年受験者数は確か64名だったと聞いております。そのうちで、本年度の予定者は10名前後と聞いておまして、3月の中ごろに、発表があると思います。だから、大体奈良県県内、全体すべてということはいけませんので10名ほどを奈良県内にうまくこう配置するよということをおっしゃっております。

ただ最初に、思っておられた授業日数のことなんですけれども、今まで35時間ということを考えておられましたけども、実際には70時間といたしますのは、1週間に2回の授業というようなことになっていきます。そういうことになってきたら、大きな学校でもだめですし、小さな学校でもやっぱり合わないということで、大体2、3学級のある学校に配属されるのではないかというのが今の状況です。ぜひ、獲得にしていきたいとこのように思っております。以上です。

青木議長 はい、3回目。

山村議員 はい。

青木議長 山村さん、3回目の質問！

山村議員 教育長から力強い答弁をいただき、非常に期待してお待ちしております。一つの学校に、特定して配置されるということですね。で、そこから発信、町全体に発信していただける構図というか、そういうことになるんでしょうか。すみません。その辺をまた、教えていただきたいです。

青木議長 はい、森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 はい、広陵町には、今栄養士が県の方から2名いただくことになっております。それで現在は真美ヶ丘の第一小学校そして真美ヶ丘の第二小学校このエリアで1人、そして西小学校、東小学校、北小学校で1人と、こういうことになっておまして、現在教育長がぜひ獲得したいということで、今度できたら東小学校、北小学校この区域のエリアの栄養士に栄養職員を置きたいとこういう思いで、強く教職員課とも協議をしていただいております。それが、核になって、広陵町全域の指導に努めていくとこういうことでございます。

青木議長 はい、それでは質問事項2番に移ります。

山村議員 はい。

青木議長 2回目の質問、山村さんどうぞ！

山村議員 ありがとうございます。

次に学校図書館の整備についてですが、学校図書館の標準というのが、文部省で平成5年に決められておまして、丁寧にお答えいただいた各小・中学校の現状から言えば、本当にまだちょっと足りないかなというのが現状です。この標準から言えば、東小学校は6,973冊ですが、7,480。西小学校では10,493冊が11,160。北小学校では8,029冊が8,760。真美一では、9,667冊が9,960冊。真美二小が7,900

冊が12,560。広陵中学12,083冊が13,920。真美ヶ丘中学が10,000冊が13,120という少しずつ足りないかなというのはあるんですが、今後5年間予算もしっかり獲得していただいて、拡充もしていただけたらと思うんですが、このご答弁をいただいた中で、1学級の予算と言うことで予定してくださっておりますが、特に気になるのが、一番大きな小学校である真美二小学校なんです。標準値から言えば、5,000冊近く足りないかなと学級数が多いですので、その辺の同じ配分ですといただくのが妥当なのか、そういうところに少し疑問がやっぱりあります。というのは、本というのはいろんなジャンル数がそろえばそれだけ選択肢もふえて子供たちの興味のある、手に取りやすい本が見つかるのじゃないかなと思うんです。その辺の格差についてのお考えはいかがでしょうか。

青木議長 はい、答弁をお願いします。はい、森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 はい、小学校の配分につきましては、一番小さい小学校で東小学校が11学級しかございません。今おっしゃいました、真美ヶ丘第二小学校29学級ございます。これは当然障害児学級もカウントの中へ入れてやらせていただいております。1人の種別の障害児学級でも中学校にあっては5万1,000円、そして小学校あっては2万5,000円の配分をさせていただいていると。そういうことでございますが、特に第二小学校が少ないとこのようなお指摘でございますが、この前私、7つの小・中学校の調査をいたしました。去年、今年で廃棄した書物は、どれだけなのかと、私に学校長から報告しなさいと、このようなことでやりました。5,000数百冊の廃棄をされたと全校でということでございますが、これの約半分が真美ヶ丘第二小学校の廃棄冊数でございます。ご理解いただきたいと思えます。

青木議長 はい、3回目の質問ですか。はい、山村さん！

山村議員 よくわかりました。それだけ多くの子供たちが本を読んでいるから、傷むということですね。で、今年度、19年度の予算にもそういう傷んだ本のかりかえというか、そういう予算も含まれておりますので、予定ですので、ぜひそういうことも考慮して、予算を配分していただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

青木議長 はい、森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 今後は、財政当局とよく山村議員のおっしゃっていただいたことを念頭に入れながらご相談申し上げてまいりたいし、国の方からいただける枠、ぜひ教育委員会に確保できるよう私ども努めてまいりたいとこのように思います。

青木議長 はい、それでは質問事項3。はい、山村さん2回目の質問！

山村議員 はい、妊婦の無料健診これは前にもお願いしました。で、奈良県というのは全国でも出生率が低い県であって、広陵町でも19年度の政策に含まれておりますが、出会い事業ということね、出会いをつくるのも本当に大事でもありますけれども、奈良県こそぜひ妊婦の無料健診を拡充していただく必要があるのではないかなと思っております。1月29日付の産経新聞にも、妊婦無料健診を拡大と、国の平均値で言ったら2回で普通なんですね、この2回を倍以上の5回にするということを予算でおとしているということです。この妊婦健診というのは、14回受けるというのが、ベストじゃないかということなんですけれども、血液検査保険がかかりませんので、1回5,000円ぐらいなんですけど、血液検査を伴うと10,000円から15,000円位かかります。それで自己負担額の総額というのが、平均すると約12万円で若い夫婦世帯の負担感は非常に大きくてそれが、子供を産むということをやっとたじろぐという要因にもなっていると言われております。こういう無料健診を拡充していただくことで、安心して出産できるかなという妊婦の方もふえてくるのではないかな。現実に経済的に厳しくて、病院に行けないという方のお声も聞いたことがありますので、ぜひ広陵町、予算のおりてくる状況がまだ、明確ではないということでご答弁なんですけれども、ぜひ積極的に広陵町から、妊婦にも優しいマタニティマークを県でも全国でも先駆けて、配布していただいた広陵町ですので、この妊婦健診においても、ぜひ拡充していただきたいと希望いたしますが、いかがでしょうか。

青木議長 はい、池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 今のご質問にお答えを申し上げます。少子化対策の成果が出ないという中で妊婦健診の負担の軽減を図るということは、少子化対策につなげるものであると、これは十分認識はしております。ご承知のとおり今議員もおっしゃるとおりでございますが、奈良県は、合計特殊出生率において、全国のワースト2ということの1.12ということでございます。そういうことで、県内の地域の格差のないように、乳幼児医療も県下一律の方法でなされたわけでございますので、この妊婦健診の無料化につきましても、県下一斉で実施すべきことではないかなと考えるわけでございます。国の見解の通知もございますし、近々葛城保健所管内の、市町村会議のございます。その場で十分に協議をしてまいりたいと考えておるわけでございます。また、ご承知のように厳しい市町村の財政状況でありますので、国に対して、確実な財源が確保できますよう、議員の政党からもよろしくお願いを申し上げまして答弁とかえさせていただきます。

青木議長 はい、山村さん！

山村議員 この件に関しては、本当に私がお聞きしているのは、国からは財政措置でおいてくれるけれども、妊婦無料健診だけのお金ではないということで、さまざまな子育て支援の措置がこの中に含まれているということです。で、それを配分というか、使い方はその自治体によって、多少異なるということで、マタニティマークの普及啓発もここに含まれておりますし、子育て拠点とか認定子供園の子育て支援の活動の促進も含まれておりますので、本当に広陵町に即した広陵町にとって一番いいお金の使い方を希望いたします。これは、答弁は結構でございます。次に、内部障害・内部疾患患者の安全・安心の確保について以前ハート・プラスマークのことをご提案いたしました。その提案した議会だよりに掲載した内容である町民の方から、私お手紙をいただきました。本当に内部障害への、質問でびっくりしてこういうことを取り上げてくれる議員さんがいてたんだなということを感じさせていただいて、本当にこの方も優先座席に、座っても白い目で見られたり、そういうつらい思いをしていたということで、もっともっとマークの普及、実際にそのマークを使用したいとまでおっしゃってございました。そういうことで今回さらにもう一步進めていただきたいなということをお願いしたところ、本当に積極的に、駐車スペースでも配慮していただくとか、トイレにも利用しやすいように、善処していただくというお返事をいただきました。ある既に取り組みされている地域、インターネットで取り寄せたんですけど、愛知県の尾張旭市役所こういう看板ですね、車いすマーク、ハート・プラスマーク、また、お身体をけがされた方とか妊婦さんでも、体の不自由な方、身体内部に障害を持つ方、妊娠中の方などのための駐車場です。というよくわかる看板をしていただいたり、またあるところでは駐車スペースのマークにハート・プラスマークを印していただいたり、奈良県の橿原市でもマタニティマーク本当に簡単に、万葉ホールでは駐車場のコーンにハート・プラスマークをはってここはそうですよ。という意思表示をしていただいたり、こういう簡単にこうマークを示しながらでもこう配慮、だから余りお金をかからなくてすぐ、できることをされてるところがありますので、順次していただくということなんですけれども、できましたら住民の方々も、内部障害の方もたくさんいらっしゃいますので、こうした配慮から、すぐできることから取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 はい、植村総務部長！

植村総務部長 お答えいたします。今すべては国際障害者マークで、網羅されております。だからその部分で、お止めになっていただいても結構でございますが、近年やはり各自治体もそういうような形でマークをはっている中で、今後うちの方も財政の部分とそれから状況に

よりまして、先ほど町長から申し上げましたとおり、今後改修する部分がありましたら、順次やっていきたいという思いをしております。それとトイレの方には、庁舎内のオストメイトと身体障害者マークまた赤ちゃんマークそれは、今は、もう設置しておりますので、今後の課題とさせていただきます。

青木議長 はい、山村さん！

山村議員 それで新しいマーク特に耳マークもそうですし、マタニティマーク、今でこそ車いすマークというのは見たらすぐ、お身体の不自由な方だなという認識されるくらいに普及されましたが、この新しいマークの普及というのは繰り返しか、いつでもどこでもだれ見て、目につくところであって、初めてこれは、なんだろう。という認識から、「ああ、そうか。」ということで、だんだん認識が広まっていく、もちろん広報にも載せていただいておりますけれども、庁舎内また公共施設内このハート・プラスマークを掲示していただく一言、これは、内部障害・内部疾患のお持ちの方マークですとか説明を入れていただいてマークの表示をしていただけたら、もっともっとう皆さんの目に触れて普及していくのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

青木議長 はい、植村総務部長！

植村総務部長 はい、今議員がおっしゃいましたこのハートマークですね、その部分で、できましたらやっていきたいという思いをしております。

青木議長 はい、それでは以上で山村さんの一般質問は終了いたしました。

続きまして、松野さんの発言を許します。松野さん、どうぞ！

松野議員 では、一般質問をさせていただきたいと思います。私の方の第一番目の質問の方なんですけれども、これは農業の問題を取り上げているわけなんですけれども、まず、最初に、「農業振興策について」ということです。まず一つ目が「品目横断的経営安定対策」の広陵町への影響はどうかということなんですけれども、議会の初日に施政方針を示していただきまして、この中に農業問題の中で、平成19年度以降の国の施策、品目を横断的経営安定対策つまり国際ルールにも対応でき諸外国とも競争できる経営体すなわち、認定農業者や集落営農団体の組織の法人化などの担い手を育成することでありまして、今後、この特区を契機とした農村の交流を中心とした事業展開を行政、JA、地域農業者が協力を密にし、農業行政を積極的に推進しますということで19年度からスタートする国の方の政策の品目横断対策を積極的に導入するという方針をお示しいただいているわけなんですけれども、この内容につきましては大変重大な問題があると、もう既に指摘をされているところなんです。

この政策によりまして、小さい農家は切り捨てられて大規模な農家、4ヘクタール以上あるいはまた、北海道ではもっと大規模な、10ヘクタール、20ヘクタール以上の、農家の担い手をつくっていくということが一つと。それからそこに企業の参入、無条件で許していくという方向、また、このオーストラリアとの自由貿易協定交渉入りを決めまして、オーストラリアは世界有数の農業農産物輸出国でありますけれども、もう日本は既にたくさんの輸入しているんですね。ところがこれが、関税がなくなって、自由に日本の輸入が自由にできると価格がどんどん下がっていくと。そういう中で、国際競争に農業の方も頑張らなさいという、大変な内容のものなんですけれども。到底オーストラリアとの農業と日本の農業は太刀打ちできるような規模ではございません。1,800倍以上の農地を持っているオーストラリアですから、日本が大規模な形で、このような対策をとっても大変難しいということが、今、大変な不安を農家の中で呼んでいるところです。

そして、もう一つはこの品目横断的経営安定対策によりまして、収入の一定の保障という形になっているわけですが、従前はコスト保障だったんですけれども、今回は収入の一定保障ということで、ここにも大変大きな落とし穴がありまして、あんまり詳しく申し上げますと時間かかりますが、麦でしたら1ヘクタール、10アールだったかな。4,000円の減収、補助のカットになっているということで、大規模に、このなさっている方については大幅な補助金の削減につながっていくということが、もう既に明らかになっております。このような問題について、広陵町でも麦の方の秋小麦の方の申し入れが一件あったということを知っているわけですが、この問題についてどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

2つ目が、地産地消の一層の推進をということで、先ほど山村議員も取り上げていただいているわけですが、この地産地消という考え方が、やはり今の日本の家族農業には、大変適しておりますし。また一方で、輸送コスト等考える中でも、また食べる方の立場、購入者の方にいたしましても、新しく新鮮であるということも含めてまた安心ということも含めて、今、地域で取れた農産物を地域で消費しようという、このような動きがどんどんと強まっています、広陵町でも新年度には、はしお元気村で産直のスペースをつくっていくということになっているわけですが、この問題を一層推進をしていくための手だてが必要だというふうに思います。その手だてについて、さら具体的に教えていただきたいとしたいと思います。

それから3つ目が農業振興地域計画、これ平成8年3月に最初策定されているという状況

の中で、当然見直しがされていて当たり前なんですけれども。この農振地域計画の現況については、どのような状況になっているのか、この点をお聞きしておきたいと思います。

2つ目が、まちづくりの問題です。まちづくりにつきましては、去年から一貫して質問を継続させていただいているわけでございます。真美ヶ丘におきましては、本当にまちづくりが大きな曲がり角になってきているというのが実態です。朝、今朝ですね、北9丁目の方の実態を見て来たんですけれども、トマトオニオンの西側の土地を499.98平米という開発をしているんです。そこに4軒家を建てていく。このような、大変周りの景観ともマッチしないような、建て方なんです。この点については担当の方にも見ておいてくださいということをお願いしておりますので、見てきていただいているとは思いますが。今、早急にまちづくり、町並みを守っていく。そして住民合意のまちづくりを進めるために地区計画、早急に策定する必要があると思います。この点におきましては、都計審で1月に洛西ニュータウンの方に研修に行きまして、大変いい研修をさせていただいたわけですが、まず一つ、従前から指導要綱の改訂をおっしゃっているわけなんですけれども、この内容について、まだいまだに、はっきりとした方針を出していただいております。13自治会が合意で要望を出している内容、住民の合意の内容。また、連続して1年たてば、すぐ隣の土地も500平米以下であっても同じように開発して、結局は大型開発につながっていく、この期間を2年、3年と長くしていくということで、少しでもストップしてほしいという、このような住民の要望について、どのように検討していただいているのか。前のときには、都計審とかに相談しながら検討しますということでしたが、その後の動きについてお聞きをしておきたいと思います。

また、地区計画についても町長は先の答弁の中で担当部長に緊急に、至急に対応するようということをおっしゃっておりますという、こういう答弁いただいておりますが。この点についても、この3カ月間に、どのような進展していただけたのかということをお聞きしたいと思います。そして、これにつきましては具体的なタイムスケジュールがないとなかなか進んでいかないというのが実態ではないでしょうか。具体的なタイムスケジュールをお示しいたきたいと思います。

また、まちづくりの3つ目ですが、調整区域の町並み景観についての考え方なんですけれども。本当に皆さん御存じだと思いますが、沿線沿いを中心に県の方の特区を活用いたしまして、今店舗の建設とか、本当にどんどんと、めまぐるしいような勢いで開発が進んでいるわけですが。今後さらに、このような開発が進められていくような状況であります。

こういう中であって、在来地域の調整地域の町並みについても、あるいは景観についても、きちんとまちづくり計画つくっていかねば、混乱した無秩序なまちづくりになってしまいますが、この点についてどのような計画をお持ちいただいているのか、お聞きしたいと思います。

3番目がアスベストなんですけれども。前の議会のときに沢の方で、30人の検診された中で5人が要経過観察と、このような計画受けまして、大変高い比率でのアスベストの影響があるのではないかと疑われる状態があったわけでごさしまして、住民の皆さんに大変大きな不安が広がっているんです。そして、その一方で、30人しか健診を受けておられないというような状況についても、住民の皆さんはそういう健診があるのを知らなかった、こういう声もたくさん聞くわけです。ですから、沢だけではありません。大野、萱野等、近隣のたつみやさんの近隣の地区の全住民を対象とした健診を、町が主導で実施するのが住民の健康を守る立場からして当然のことですけれども。この点で、どのような対応をいただいているのか教えていただきたいと思います。

また、石綿ばく露健康リスク調査事業。これは、国の方の事業として、奈良県の方では300人、この対象者を募るということを言っております。このようないろんな制度を活用し、少しでもこの広陵町の住民の皆さんの不安を、不安のないような、そして健康で生活できるような、とりわけアスベストは、やはり国の政策の姿勢の中から生まれたものですから、行政の方が責任を持って推進するという意味でも、大いにこの事業の活用をしていただきたいんですが、この点についてどのように取り組んでいただけるのかお聞きしたいと思います。

それから4番目は、国保の広陵町減免制度の充実をということなんです。これも再々聞いているんですけれども、去年の3月議会の中では、私どもは国民健康保険については初めて賛成をしたわけですけれども。その中の大きな賛成の動機といたしまして、町長の方が広陵町の減免制度を充実するということを約束していただいたからであります。ですから、これはもう当然早急にできていなきゃいけないのが、まだいまだに、あいまいなままになっている、こんな状況ではなからうかと思えます。この点については当然できているべきこの減免内容、この最後の議会になりますから、この議会の中ではっきりと明らかにしておいていただきたいと思えます。

5番目の、ごみの分別についてでございます。今、新しい新清掃センターの方になりました、稼働しているわけですが。事業者の持ち込みごみの分別が随分ずさんだになっているということを聞いているわけですけれども。事業者の持ち込みごみの実態はどのような

状況なのか。また分別指導は、だれがどのようにされているのかということをお聞きしておきたいと思います。まあ、このごみの分別につきましては、まだまだプラスチックの分別が混乱している状況、引き続いているわけでありますが、先の12月議会で質問いたしました分別のパンフレット、最新になったパンフレットは早速作成し、配布していただいたことは感謝しておきたいと思います。以上、1回目の質問終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しまして答弁をいただきます。1回目の答弁、平岡町長！

平岡町長 ただいま松野議員から、大きく5項目のご質問でございます。

まず初めの農業振興策についてでございます。この事項については、3つに分類されてのご質問で、順を追ってお答えをいたします。

まず、初めの1番、品目横断的経営安定対策の広陵町への影響は、南郷地区において小麦栽培を中心とした集落営農組織が設立され、広陵町の今後のリーダー的農業形態として取り組んでおられます。お尋ねの品目横断的経営安定対策は、小麦、大豆、野菜等への補助から、人や集落に対しての補助となり、一定要件を備えた集落営農組織か、認定農業者にだけ適用されます。本町において、13地区の集落を対象に、農地、水、環境保全向上対策及び南郷地区の集落営農組織が適用を受けています。

2番の地産地消の推進ですが、山村議員にお答えしたとおり、食育基本法の基本理念にある、地産地消を前提に、子供たちの将来の安全のため、安全な農産物を学校給食に取り入れることで、食育を図ることに務めてまいりました。今後朝市や農産物直販所を通じて、町で生産された安全な野菜等を直接消費者に届くような地産地消をなお一層進めていきたいと考えています。

3番の農業振興地域整備計画につきましては、土地利用型農業、集約農業等、土地生産性の高い農業を目指すものには変わりございません。農村地域における土地利用で、都市化への影響は否めないところであり農家の方や、個人、法人などが、やむを得ず農地以外にされる場合あるいは町の方針、計画などに限って、限定的な土地利用計画の変更を毎年見直しています。

次に2番でございます。まちづくりについて、ご質問でございますが、3つの分類されておられます。順を追ってお答えします。

まず1番、指導要綱の見直しでございます。都市計画審議会や議会等と十分協議を重ねながら、住民の意見も参考に、全体を見据えた秩序あるまちづくりを目指し、広陵町として特

色のある内容にしたいと考えてます。

2番の地区計画についてでございます。本年度中に、区長・自治会長会に提案申し上げ、関心のある自治会においては、申し出があれば、町が説明に出向き、地区計画のつくり方等、地区の皆さんが自主的なまちづくりに取り組んでいただけるよう協力したいと考えてます。

3番でございます。本町の町並みや景観については、従前から町全体を見据え、政策を考えています。また合理的な土地利用を促進するために、保全と活用というメリハリに配慮し、均衡のある土地利用を図っているところでございます。

3番のアスベストでございます。2つのご質問でございます。

まず1番目、沢、大野、萱野地区の、全住民を対象とした健診の御提案ですが、事業者と協議を進め、何らかの対応を模索しているところでございます。県健康増進課において、アスベストを原因とする健康不安の軽減に、役立てられるよう、調査を実施されます。この調査は、一般住民を対象に、アスベストによる健康影響の状況を把握し、健康不安の解消と、効果的な検診による早期発見、適切な健診を促すことにもつながるといふもので、町としてもこうした政策の活用については積極的に対応してまいり、地域の皆さんにもPRしたいと予定しています。昨年5月にたつみや製作所が、沢地区の方々を対象に、健診を実施されました。その状況については、6月議会で御報告したとおりです。町に対し、住民の方から健診実施等の、要望は受けておりません。

2つ目でございます。石綿ばく露健康リスク調査事業は、県が環境省から委託を受け、19年度に実施される事業です。事業概要は、石綿ばく露の可能性のあった方を対象として、問診、胸部X線及び胸部CT検査等を実施し、医学的所見の有無と、健康影響に関する知見を収集する事業です。実施については、県広報等でPR、町広報にも掲載依頼があると思われまますので、広陵町としても住民の皆さんにお知らせし、協力してまいりたいと考えているところでございます。

4番目でございます。国保の広陵町減免制度の充実をとということでございます。広陵町では、町独自の国民健康保険の減免規則により、社会的弱者救済のため、保険者の裁量により、きめ細かく運用してまいりました。利用者からも大変感謝をいただいている状況でございます。今後もこの制度を適正に運用しながら、減免について、窓口で相談を受け、生活実態を十分お聞きし、対応してまいりたいと考えているところでございます。

ごみの分別についてでございます。事業所からの持ち込みごみの分別については、昨年11月ごろから適正分別や、処理しやすい形状での持ち込みについて、徹底指導やお願いをし

ているところです。特に新施設「クリーンセンター広陵」で処理をする場合、長尺物など処理困難物が見受けられるため、処理が適正に行われるよう徹底的に指導を図り、試運転においてもそのあたりの実証を重ねてまいりました。現在事業所の持ち込みごみも、徐々に改善されてきております。一方許可業者による搬入においては、収集時に立会検査をするなどの対応を行い、直接店舗工場などの事業者に分別の徹底をお願いし、減量や分別の協力を求めたいと考えております。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、質問事項について2番目の、2回目の質問を受けます。はい、松野さん！

松野議員 まず1番目の答弁なんですけれども、品目横断的経営安定対策の、欠陥と言いますか、問題点についてどのように認識をしておられるのかということをお聞きしたいと思うんですが、先ほども少し言いましたように、これは価格保障じゃないんです。大きく変わっているのはそこで、収入の方を9割保障するというような状況の中で、その収入の算定基礎が、5年間の中の平均の3年分をとってということですが、その間に不況が、不作があれば、大変収入に対してもマイナスになりますので、そういうことも含めて、大変なリスクがあるということを御存じと思うんですけれども、またさらに先ほど言いましたように、価格保障と収入保障というこういう違いの中で、いろいろな計算方法ありますけれども、それをトータルすると、10アール当たり4,000円の、補助が少なくなるんですね。

そうするとそれと合わせて、国際競争力に勝つという形の中での対応なんですけど、価格はどんどんと値下げになっていく可能性が大変強いわけです。そうするとそういう中で、本当にやっていけるのかどうかというところは、今全国的に大きな不安になっているんですけれども、こういう問題点については町としてはどのようにお考えいただいているのかということをお聞きしたいと思います。

それから2つ目の地産地消の一層の推進ということなんですけれども、去年の、農水省が2005年5月に調査しているわけなんですけれども、産地直売所の現状ですけれども、1直売所当たり参画数が167で、それからえっと、年間の販売総額が7,462万円ということだそうなんですけれども、このような数字ですけれどもやはり、大変人気があるというか、そういう実態の一つではありませんけど、広陵町の場合は大変小さい60ブースということですので、こういう点におきましては消費者の方が買いにいて、商品がもうすぐになくなってしまおうという、こういう期待を裏切ってしまうことが重なると、やはりこれは繁栄していかないということになりますので、やはりこの場合は、大型の農家の方排除じゃないです

けれども、大型の農家の方も少し入ってもらい農協が入ることですので、いいと思うんですけども、多品目小規模の農家の方をたくさん入れていくということが、大変基本なことになってくるわけですね。

そういう部分では、前も触れておられましたけれども、ニュータウンの、団塊世代の退職者で農業というか、少しやってみたいわっていう方、たくさんいらっしゃると思うんです。前から提案していますが、でもやろうと思っても素人はなかなかできませんので、やはり農業大学というか、そういう勉強をする場所を町の方が設けていく、そして、その農地の活用についても、やはり町が中に入って、貸して、農家の方から町が借りて、その農地を新しく農業を始める方にやってもらう等、そういう具体的なやり方を示していかないと、せっかくの産地と消費地とが隣接しているいい町、好ましい体制になっておりますので、せっかくの本当に、これこそ夢と希望の持てるまちづくりにつながっていくなというふうに私も楽しみにしておりますが、その点のやり方については、今のやり方ですね、ニュータウンの方が、また在来地域の方の農地をお借りして、農業にちょっとやりたい人にやれるというような農業大学の設置と合わせて、そういうことを、検討していただけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから給食の、地場産品の利用についてですけども、先ほどの山村議員の答弁の中で、数字がちょっと挙がってこなかったんですけども、何%くらい利用されているのかという部分ですが、まあこれは何%というのは金額でいくのかなというふうに思いますけれども、これも同じく、調査をしております、学校給食での取り組みは76.6%が恒常的に地消をしていると、いうことになっているわけですけども、この学校給食の地場産品の利用について、ふやすことについて、どういう課題があると認識しておられるのかということを確認させていただきたいと思います。以上2回目を終わります。

青木議長 はい、森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず最初の品目横断的経営安定対策についてでございます。これにつきましては、この19年度からの新たな農政改革としまして、新しく取り入れられた対策でございます。この対策の主な主眼と言いますか、これは担い手を育てていくと、先ほども議員さんおっしゃられましたように、諸外国とも、やっばし競争ということもありますので、担い手の育成並びにそういう集中化ですね、重点化して、諸外国との競争力をつけていくということで、その一つの方法としまして、認定農業者制度と集落営農組織というこの二本立てで、担い手の育成を図っていくということになっております。

広陵町では、今のところその集落営農組織としましては、南郷地域で1組織36名の方々が、一応参加されております。主に、麦をつくっておられるわけですが、それと認定農業者といたしまして、現在町内で4名の方が、まあ認定を受けておられます。これにつきまして、減収等という話もあるわけですが、19年度から取り入れる制度ですので、その様子を見ながら今後についてはまた、考えていかなければならないなということは思っておりますけど、町といたしましては、やはりそういう営農組織の育成と認定農業者の認定を受けていただく方、こういう方をふやしていくという努力を重ねていきたいと思っております。

それから、地産地消の件で、朝市の60ブース云々という、まあ話があったわけですが、現在、はしお元気村で予定しております朝市につきましては一応100ブース、そのうち一応、現在広瀬の方を主に、参加を希望されている方に対して一応、60ブースを割り当て、残りの分につきましては、一応丸広、JA、それから靴下関係等を、現在のところは予定しております。当然4月28日朝市オープンということですので、この時期につきましては、町内でとれる野菜というのはまだほとんどない状態で、時期的にはちょっと地場産品には難しいんじゃないかと。当然、朝市といいますのは、やっぱり多品種がないと限られた品物だけでは到底なりたつものではないですので、丸広なり、JA等の協力を得まして、地域の野菜がとれるまでは、やはりそこらの応援をいただかなければ、ちょっと難しい点もあるんじゃないかなということで、現在協力をお願いしてるところであります。

それから、もっと広く多くの方をとということですが、それは今後の広瀬地内で計画しております直販所と、現在の朝市といいますのは、その一つと、試金石という考え方もありますので、町で一応、試行錯誤しながら広瀬地内で、そういう販売に際して、経験を積んでいただこうということの一つの考え方もありますので、そこらをご理解いただきたいと思います。

それから農地の有効活用ということで、特区ということで、現在一反でも農家になれるということですので、団塊の世代の方が、農業をしたいという方も多分たくさん出てこられるんじゃないかと、農地の有効利用という点からも、大いに歓迎するところでもあります。先ほど議員さんがおっしゃいました、その農地の貸し借り、これについては従来のその方式では、やはり貸す側に抵抗があるということで、もっと後々問題のない、その貸し借りの方法、これにつきましては現在もそういう町が中に入って、昔の小作云々という権利のない、一応貸し借りの方法がございますので、これはまたこちらの方も十分PRをしていきたいと思っております。

それから農業大学ということですが、確かに農業に初めてつかれる方には、その農業のいろはを勉強していただかなければ、なかなか難しい部分もあると思います。これにつきましては一つの方法としましては、現在の特区内で個人も貸し農園をすることができますので、貸し農園の中で、その貸された方、農家の方が、幾らかの有料制で指導をすると、そうすることによって、貸す側もその一つの農地の有効利用を図れますし、また借りる側にも自分でつくった野菜を自分で食べられると、一つのメリットもありますので、そういう方向も今後は検討していかなければならないんじゃないかなということでございます。それだけでしたかな。

青木議長 はい。松野さん！

松野議員 えっと、ちょっとマイクが聞こえにくいので、次回もうちょっともう少し、はっきりとお願いしたいんですけども。

私がお聞きしたのは、今の制度、今でも制度の具体的な内容は出てきているので、試算したりすることはできるんですね、そして見通しを持つことはできるし、いろいろなところで今取り上げられておりますので、だからそこについての、問題点というのを認識していただくということが、まずスタートだと思うんですね。やはり町としてのその点で、援助をどうしなければならぬのか、一番いいのはやはりこの品目横断的経営安定対策については、問題が起き過ぎるので、直ちにやめていただくということが、一番、今大事なことではないかと思いますが、その点では全国的にも大きな問題となって運動が起こっているわけですけども、これは絶対に、オーストラリアを自由化したら勝てません。

ですから、今の価格どころか、どんどん輸入が多くなって、そして自給率、今カロリーベース40%が12%にまで落ちるんじゃないかと言われていています。日本の生産できるカロリーベースで言えばね。ですから大変深刻な問題なんですから、国がやることだからということで、傍観しているというのは大変危険ですから、この点について至急、こういう問題点について分析をするという点について、取り組んでいただけるかどうか再度お聞きしておきたいと思います。

それから、地産地消の部分におきまして、今、一定の考え方、示していただいたわけですが、具体的には今後も十分相談、現在の農家の生産者の方の受け持ちの方と、また農業やりたい方との相談ということもありますが、今の話では農家の方に全部任せてしまうというそういうスタイルですので、やはりここに置いては一定の、町の方の低農薬、無農薬の生産とかそういう部分も含めて、指導きちっとしたそういう考え方、指導が必要だと思いますので、

それについて検討をしていていただきたい。やり方についてね、そのことをお願いします。あんまり時間がないのでお願いにしておいて、また今後議論していきたいと思います。それから、給食についての答弁もらってなかった、ごめんなさい。答弁もらってなかったんですが、すいません。ちょっと先答弁ちょうだい。

青木議長 はい、答弁。はい、森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 はい。学校給食の質問でございます。広陵町でとれた地場産品の利用率はどうかと、こういうことでございますが、18年度は、小松菜、チンゲンサイ、ほうれん草、そういったものを仕入れてまいりました。広陵町でとれたものでございます。そして、週に3回、米飯給食ということでお米を食べていただいております。これは当然、奈良県産米ヒノヒカリを100%食べていただいているというようなことで、活用率も高くやっているわけですが、率はどれくらいと言われたら、そこまで現在は調査しておりません。今後しっかりと調査してまいりたいと思います。

青木議長 はい、どうぞ。

森川教育委員会事務局長 先ほど教育長も答弁をしていただきました。はしお元気村直売所が。

松野議員 （「問題点を。」との声あり）

森川教育委員会事務局長 はい、今安定供給ができる野菜がどこまでいるのか、こういうようなこともございます。学校給食二千数百人おります。それが今指定しても、こういったものを入れてくださいというふうなことをいっても、ニンジン例えば使うとしたら、それが安定して広陵町の品物を入れられるかどうか、丸広出荷組合で入れていただいておりますけども、18年度はこの3つをよろしく願いしたと申し上げ来ていただきました。

そういうことからして、生産していく方と、まず話し合いをし、安定に、安定した供給をしていただけると、これが基本でございます。なかなかそこまでいかないと、今後は、はしお元気村直売所ができる、そして広陵町でいろんな野菜をつくっていただける、そういうふうなところで安定供給ができるというようなことになってまいりましたら、教育委員会もそちらの方とよくご相談申し上げて入れていていただく、こういう方向でも考えております。

青木議長 はい。答弁、中尾統括技術部長！

中尾統括技術部長 品目横断的安定対策の件でございますが、その費用的に試算までやっているのかというご質問だったと思いますが、今現在試算を行っていますが、例えば南郷地区で今行っています小麦の栽培の権利で例を申しますと、いわゆる国が、先ほどから松野さんがおっしゃいますその補てんの対策の部分で、げた対策と言っていますが、このげたを履か

すという部分で、国が4万円、町が2万円と、それにいわゆる製粉された費用が9,240円ということで、1反当たり小麦をつくりますと、69,240円の収入になるという試算をしておりまして、ただ実費としてどんだけかかるのかということの対象になると思うんですが、いわゆる乾燥機の利用料ですとか農薬ですとか、いわゆる肥料、そこへプラス人件費ということ、足していけばそれも7万円ほどかかるということで、今、げたを履かせてちょうど収支とんとんということにはなるんですが、いわゆるその中に、先ほど言いましたように人件費が含まれておりますので、自分の人件費だけが残ってくるというような、今のところそういう試算の中でやろうということで進んでおるわけでございます。

これからも、小麦に限らずいろんな、内容でチャレンジするとか、より一層のその小麦のこの事業を変革化して、いわゆる収益が上がる対策はとっていくとかいう部分でいろいろ応援していきたいというふうに思っておる次第でございます。

青木議長 はい、質問事項に移ってください。はい、12番議員松野君、松野さん！

松野議員 2回だけだったけど、まあ、この問題については、まだこれから大変大事な問題として議論をしていきたいと思えます。農業振興地域計画の部分で農振地域どんどん減らしていくという状況じゃなくて、やはり農業の位置づけを明確にして、調整地域での農業が減ってきているんですから、きちっとした農振という形での地域の増加という部分も検討する必要があるのではないかというふうに思っております。

じゃ次に時間がないので移りますけれども、まちづくりについて、指導要綱についてなんですけれども、これはいつ、見直し、指導要綱策定するのかということが、どんどんずれてきているんですけれども、具体的な見直しの時期についてご答弁いただきたいと思えます。

それから地区計画につきましては住民の方と、申し出があれば町が説明に出向くということなんですけれども、前におっしゃっていたシンポジウムとかそういう形でやはりスタートとしてやっていただきたいんですけれども、その辺の問題、スケジュールとしてどう組んでいただいているのかということと、この今の状態で、どの地域についても真美ヶ丘の中で地区計画が実現することができるというふうに考えていただいているのかどうかということについてもお聞きをしておきたいと思えます。

それから、この調整地域の町並み景観についてということでお聞きしたわけなんですけれども、これについて指導要綱だけいいのかどうかという点も大変重大なんですけれども、この調整地域について、調整地域ね3番の、そこについても指導要綱だけでまちづくりができるかどうか、今大変困難だと思うんです。この点についての条例化等の計画はどうなっているかと

いうことをお聞きしておきたいと思います。

青木議長 はい、2回目の答弁。はい、森田都市整備部長。

森田都市整備部長 声が小さくて申しわけありませんでした。指導要綱につきましては、前回の、議会においても答弁させていただいていると思いますけれども、一応今のところ中堅職員によります一応研究チームで、課題を拾い上げまして、そこがまとまった、現在その都市計画審議会の委員さんの学識経験者の方とその内容について詰めております。ですので、いっと、できるだけ早いうちに結論を出していただきます。

松野議員 （「・・・・・・・・」との声あり）

森田都市整備部長 指導要綱につきましては、この地区計画のためのタウンミーティングを一応4月から実施したいと思っておりますので、はい、4月から実施していきたいと思っておりますので、その後になるということでご理解いただきたいと、はい、一応そこで地域の皆さんのご意見も聞かさせていただいてそれも考慮に入れた中で指導要綱づくりに、活かしていきたいということですので、もうしばらく、指導要綱の方については、それが終わるまで待っていただきたいと。

タウンミーティングは一応、一番問題の多い真美ヶ丘地区から、入っていきたいという考えをしております。

青木議長 はい、3回目。はい！

松野議員 3回目になるんですけども、前の12月議会のときに、答弁いただきました町長の方から、それについてお聞きしたいんですが、大和ハウスとは、本当に、一切今後取引しない。そして奈良本店の社長に会う機会があるので、ちゃんと話し合いの場につくように厳しく申し上げてまいりたいという、そういう答弁をいただいたわけですけども、その後の経過について、大和ハウスと、どのようなやりとりがあったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、タウンミーティングの具体的なやり方、何丁目何丁目と自治会ごとにやるのか、全体としてやるのか、そういう部分も含めてもう少し具体的にわかっているならば、4月のことですから、教えていただきたいと思います。

青木議長 はい、3回目の答弁を願います。はい、中尾統括技術部長！

中尾統括技術部長 大和ハウスの件につきましては、質問の内容がどういうあれなのかちょっと把握できていませんが、はい、そしたらタウンミーティングの件なんですけど、タウンミーティングにつきましては、余り一挙に広げ過ぎてもいろんな意見が錯綜しますので、自治会

ごとのタウンミーティングから始めたいというふうに思っております。当然全体の構想はもつての話になると思います。

青木議長 はい、山村助役！

山村助役 大和ハウスの真美ヶ丘での集合住宅の建設について地元からご要望ございまして、町も地元の地域の意向を伝えるために、大和ハウスと何度も話をさせていただきました。最終的には、話し合いのテーブルにもついてくれなかったというのも事実でございまして、町の方といたしましては、大和ハウスの誠意のなさに、失望しているという状況でございまして、そのために、今現在は、町とのいろいろな取引も、させていただいていないという状況でございまして、今後また大和ハウスとの話し合いができればやりたいなというふうに、思っております。

松野議員 私が、質問したのは、そういう事じゃなくて、議員が、私が質問させていただいたのは、12月議会の答弁で町長の方が、この会社と取引をしないと申し上げているということと、最後通告を本店の社長にしていまいりたいと、その上でまた一層働きかけをして、二度とこのような事がないように地域に約束させるようにしていまいりたいと、こういう答弁最終的にいただいたので、これについて当然3カ月たったから、取り組んでいただけたということで、ご答弁をお願いしたいということです。

青木議長 はい、山村助役！

山村助役 そのような内容で、担当に伝えておりますので、当然大和ハウスにその意志が伝わっているというふうに、ご理解いただきたいと思います。

青木議長 はい、次の質問に移ってください。はい、松野さん！

松野議員 その後の取り組みが、いろいろな問題についてなされていないということが、タウンミーティングとかの計画等については、大変進みましたが、そこの町長答弁についての進展について、大きく期待していたところでしたので、その点について大変残念に思います。

アスベストにつきましては、これは、要望がないということですが、どのように要望を、とにかく町に言ってこないと要望がないということではないはずです。区の方で、そしたらきちっと、2つ3つ、3つの大字の方の、区としての相談をしていただいたことがあるのかどうか、以前はなかったわけですから、だから、町の方で要望があるかどうか、そういうこともやはり把握していくという積極的な姿勢が必要なんですけれども、この点について、さらに積極的な対応、どのようにしていただけるのか、ということをお願いしたいと思います。

それと、費用の分担なんですけれども、これは、やはりそういうことになってきますと、

たつみやさんは小企業ですから、費用負担がなかなかできないという状況も考えられますので、これは奈良県の方でも、それから全国の市町村会とか、議長会とか、そういう6団体踏まえて、奈良県としても独自に、そういう健康調査に対する費用を国の方に負担してほしいということも強くお願いしてきた経緯があるわけですから、広陵町もそういう部分では責任をもって、やはり、町の方の一定の負担も覚悟しながら、県、国に強くその費用負担を求めていくと、これを同時に至急にやっていただくことが必要だということを繰り返し指摘しているんですが、再度その点についてお聞きしたいと思います。

青木議長 はい、吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 アスベストについて、地元要望がどういう状況かということで、答弁いたしましたしましては、要望がないというお答えをいただきました。現状でございますけれども、地元の住民の方々の思いは、企業と我々住民との問題というのが基本であるというお考えの方が、多いように思います。で、当然我々としたしましては、行政の責任において、事業者に対しても、そして住民の方々に対しても情報を、提供して行って説明会の場を設けるということをご提案し、対応をしている状況です。それと、たつみやさんの事で費用負担のご心配もいただいているようではございますけれども、町といたしましても、国、県に対して制度の確立あるいは一番問題になっておりますのが、このアスベストのいわゆる中皮腫とか、所見をどう基準をもっていくかということの、国においての、調査を今もされているという状況でございます。私お聞きしております状況ですと、奈良県内において中皮腫に対して、専門的な所見、あるいは経験があるという先生はごく少数であって、どこへいっても見てもらえるという現状に達していないという状況もあるわけなんです。で、松野議員の方からこんな事業があるから、町としても研究をして対応したどうかと、で、町長の答弁で対応するというお答えした事業につきましても、いわゆるアスベストに暴露していたと思われる人の健診をすることによって、そのいわゆる医学的知見を収集していく、データを集めていくと、そういったことを、今始められておりますので、町としても、積極的に協力をしていきたいと考えております。以上です。

青木議長 はい、松野さん！

松野議員 これ、企業と住民の問題であると住民が思っているというのは、それは町の怠慢ではないでしょうか。というのは、企業の従業員さんとか当然企業の方が責任をもってやってくんですけど、その周辺の住民の皆さんについては、やはり自治体が主導をもって、進められないことには、なかなか進まないというのが実態で、やはり住民の方は、地元の企業

ですから大変企業に対しても、遠慮もなさっておられるし、でも不安はあるしね、だから健診わずか30人ということについては、やはり何でやというのは、たくさんお声を实际聞いていますし、区として話してやってほしいという要望も、何件か聞きました。で、私区長さんに会いに2回か3回行ったんですが、たまたまお留守の時だったんで、お会いはできてないんですが、そういう状況なんです。ですから、その辺は円滑にいくように、行政の方がもっと区長さんも含めて相談しながらやっていけば、そういう、やっぱり村の方ですから、そういう遠慮の中で本当に不安を抱えてじっとしている状況がなくて、安心して行ける状況をつくれると思うので、再度その点については、お願いしたいと思います。で、もう一回、区長さんにも話して、やっていくかどうかという部分について、確認したいと思います。

青木議長 はい、吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 はい、当然区長さんとは、この問題について私も何度かお会いしております。たまたま説明会の日におきましては、区長が、同席をされてなかったということもございまして、その状況報告等も、企業としてもされておるようですし、私の方からも情報提供は、させていただいております。今後住民の方から、そういう要望がございましたら、当然我々として対応いたしますし、また要望がなかったも国、県等々からいろんな情報、また、各方面からの情報がありましたら当然に、広報あるいは出向いてでも、情報提供をしてまいりたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

青木議長 はい、松野さん次の事項に移ってください。

松野議員 前のときに話をしていないという事だったので、強くお願いしたわけですので、お願いします。4番目の国保の減免制度の充実なんですけれども、結局は去年の予算委員会の中で約束していただいたことが、実施されていないということですよ、もし、されているんだったら具体的に上乘せした部分を明確に教えていただきたいんですけれども、再度お願いします。

青木議長 はい、吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 減免制度につきましては、18年度におきましても、実施をさせていただいております。ただ、実態を見させていただいて、やはり生活に苦しんでおられる、そしていわゆる税負担が過重であるというような場合は、窓口におきまして納税相談等々通じまして、情報を集めてそしてしかるべき減免の対策、あるいは税そのものの、軽減についてもご相談に応じているというのが実態でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

青木議長 はい、松野さん！

松野議員 町長、減免制度を充実するという一方で、低所得者対策をまた上乗せするという形で、ご答弁いただいていたはずなんですけど、その点はどういうことなんでしょうか、やはり減免広陵町もっているんだから要項、だからそれを拡充するという一方で受けとめて、確認して、賛成したんですけれども、その具体的に幅が、枠が広がっていないという部分はということなのか、確認したいと思います。町長。

青木議長 はい、平岡町長！

平岡町長 減免は例えば、所得が幾らだったら、これだけ軽減しますとか、そういう規定でなくして、個々、住民一人一人が応対をさせていただいて、本当に今年の所得はなくて困っておられるのかどうか、資産があつてる場合もありますし、何年か前に大きな所得がある人もあるわけですね、それから今年の所得だけでなくして、本当に生活に、困窮しているかどうか、実態を調べてケースケースに、対応していこうと、そういうねらいでございますので、減免制度は、広く運用させていただいているところでございます。

青木議長 はい、松野さん！

松野議員 それは3月議会の約束、答弁とはやはり、大きく後退しているということを指摘せざるをえません。大変これについても約束を守っていただけなかったということが、本当に残念です。

ごみの分別については、やっているということですが、実態について本当に缶が混じっていたり、いろいろと開けて分別されている方にとつたら、大変守られていないというところは実態としてあるわけですから、これをきちんと指導するのがどなたが指導されているのか、やっぱり責任ある方が指導していただくということが、大事だと思いますので、今後お願いいたします。

青木議長 はい、それでは以上で松野さんの一般質問は終了いたしました。しばらく休憩いたします。再開は1時よりお願いをいたします。

(A.M. 11:45 休憩)

(P.M. 1:04 再開)

青木議長 それでは、ただいまより昼からの本会議になるわけでございます。傍聴席の皆さんご苦労さんでございます。ありがとうございます。

最初、寺前君の発言でございますが、既に質問事項1番、施政方針について、先日施政方針についての質問は終わっておりますので、質問事項2番から入っていただくことになってお

りますので、通告書とちょっと違いますが、ご了解をお願いいたします。それでは、ただいまより会議を開きます。次に寺前君の発言を許します。6番、寺前君どうぞ。

寺前議員 それでは、一般質問をさせていただきます。1番目は議長の話のとおり、省かせていただきます。質問第二項から、町の活性化につなぐ産業活性化の取り組みについてでございます。地場産業の大きな柱は、広陵町靴下産業、しかし、衰退の一途をたどっているのが現状であります。靴下組合加入者の実態は、グンゼ、福助、ナイガイなどの取引が中心の業者や、スーパー、地方問屋、中小問屋などの取引中心の業者など形態はさまざまであります。地場産業を形成している財産は、他地域よりもすぐれており、これを活かしていく道が産業の活性化、町の活性化につながる大きな柱の一つだということは、間違いありません。私たちが先般、視察研修してきた四国の馬路村ですが、村自体をブランド化し、馬路村を売り出し、成功している村であります。業種は全く違うわけですが、町の活性化の取り組みに必要な方法は、示唆に富んでいました。広陵町でも、かぐや姫の商標を持っているわけですが、その上位に広陵の靴下を統一したブランドにし、町、商工会一体となった取り組みだす実験は、町、行政が中心となり、まとめ役を果たす上で、可能性を秘めた大きな課題だと考えます。いま一度、地場産業の振興の原点に立ち帰り、進めることを求めるものであります。広陵町の議会でも靴下業者の方が、2名おられるわけですけれども、やはりこの問題は地域の中心的な産業だということも、あらわれている結果だと思います。

第3番目に、緑地指定地域の危険除去に対する補助金の増額についてであります。広陵町では、以前この議会でも取り上げ、また、要望をしてきた中で、災害防除のため、「高木伐採事業補助金」制度をつくっていただきました。限度額が30万円となっているわけですが、これは在来地域の中で使われてきたものであります。

しかし、特別な場合、例えば赤部では、区会において、宮さんの木の伐採について、やらなければならない課題が出てきたわけですが、見積もりなどを取ると、300万円近い費用がかかる、このような状況があらわれています。こういう点で言えば、緑地帯の木を切るということは忍びないわけですが、危険な地域、危険な場所になっているわけですから、町の援助がかかせない状況だと思います。特別な場合、例えば、300万円も費用がかかるという場合に、町が精査して、この事態に対応するために、検討をしていただくことが必要と思うわけでありまして。各大字が困難に陥るときにあたって、力を貸していただくこのことは、必要なことではないかと、と思いますが、どのようにお考えでしょうか。4番目実質3番目ですが、全国一斉学力調査の問題点についてであります。

文部科学省が進めている学力調査についての教育委員会の考え方対応についてお聞きしたいわけであります。また、その中で東京都に見る、異常な取り組みについて、どのように考えるかを質問させていただきたいと思います。全国文部科学省が全国学力学習状況調査、平成19年度調査実施日4月24日火曜日、という形で、各県自治体に通知を出しているわけです。この点についての資料は、ここで、インターネットで取ったものですが、あるわけですのでその詳細は答弁結構ですが、広陵町でこの一斉、学力テストに対する考え方を、過去の教訓から学ぶものがあると思いますけれども、その点もあわせて2回目から質問をさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

最後に、公民館の月曜日の祝日休館についてであります。以前は、すべての祝、祭日月曜日が休館になっていたわけですが、これは、月曜日以外の祭日については、図書館など開いていただいています。

こういう点で、公民館だけですが、そういう点で、月曜日の祝日休館を利用したいという方々の声が広がっているわけですが、こういう点で、住民のニーズにあった公民館等の利用について門戸を開いていただく、このことについても、1月に、公民館にその内容を申し入れていたわけですが、その点についての町、教育委員会の対応について、お聞かせ願いたいと思います。以上で1回目の一般質問を終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対し、1回目の答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 寺前議員の質問にお答えをしたいと思います。まず、1番の、町の活性化につながる産業活性化の取り組みでございます。頑張る馬路村を学ばれてのご質問でございます。町の地場産業につきましては、産業別組合を中心に商工会の協力を得て、各産業の振興に取り組んでいただいています。とりわけ、靴下組合では年2回の靴下フェアを開催し、消費者のニーズに即したさまざまな施策を試行されております。町といたしましては、ことあるごとに「靴下の町広陵」をPRしているところでございます。

靴下ブランド化については、方策には多面的なものがあり靴下組合等とも十分協議をしながら可能な限りの財政支援をしてゆきたいと存じます。

最近も地場産業のPRのための看板を町内5カ所に設置したところでございます。

2番でございます。緑地指定地域の危険除去に対する補助金についてということで答弁としてご質問の「災害防除のための高木伐採事業補助金」制度については、平成13年7月1日から施行し、この補助金交付要綱に基づき、これまでに古寺、馬見南4丁目、沢、百済及び平尾などに補助金の交付を行い、要望にお応えしているところであります。

なお、補助金交付要綱の内容につきましては、大字・自治会に対して高木伐採に要する費用の2分の1以内で限度額30万円として助成を行っておりますが、高額な費用がかかる場合に対しては、安価な方法や施工方法等について、協議させていただきたいと存じます。

3番の全国学力調査の問題点につきましては、教育長がさらに、4番の公民館の祭日の開館についても教育長がお答えをしたいと思っております。

青木議長 はい、安田教育長！

安田教育長 寺前議員の質問事項4番、全国学力調査の問題点についてというお尋ねでございます。お答えいたします。平成19年度全国学力学習調査は、一つ、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検討し、その改善を図るものであります。

2つ目として、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることを調査の目的で実施されるものであります。

教育委員会といたしましては、スムーズにこの調査ができるよう調査責任者である学校長に指導助言を与えてまいりたいと考えております。また、この調査を通して学校間の競争激化をさせないよう努めるとともに、成績の公表もしない方向で進めてまいりたいと思っております。

続いて、質問事項5、公民館等の祭日の開館についてであります。お尋ねの件ですが、平成14年4月から公民館・体育館とも月曜日を除く祝祭日は開館しております。ただし、この4月から図書館とも足並みをそろえ、祝祭日は月曜日の祝日8回も含め、すべて開館することにいたしました。たくさんの方々のご利用をお待ちしております。以上でございます。

青木議長 それでは寺前君の2回目の質問をお受けします。はい、寺前君！

寺前議員 まず、地場産業の活性化の問題について、お伺いいたします。答弁で可能な限りの財政支援をしていきたいと存じていますということであります。昨年一般質問をした中で、PR看板について新たに設置させていただいております。前回よりも、非常に小さくなっているんですけども、とにかく、何らかの手だてを取っていくという方向を取っていただいたことには、感謝するところであります。しかし、問題は広陵町の地場産業が衰退し、また、産業的にはもうだめな産業形態だという認識が一方である点であります。私は、事実と違うのではないかとこのように考えているわけであります。もちろん、繊維産業全般は、後進国

の追い上げに追われて非常に厳しい状況であることは、間違いありません。しかし、この日本にも靴下の産業がなくなるということは決してない。このことは明白であります。また、この日本での産地間競争、東京や兵庫県、奈良県などのこの競争で生き残っていくかどうか、広陵町の日本一の靴下を支えていく中心のことで、考え方でなければならないと思うわけですが、そういう視点に立って果たして取り組みをしていただいているのかどうか、このことが、一番重要な視点だと思います。

私たちは、以前には、京都府の丹後地方のちりめんの産地を視察いたしました。そのときにも、その産地も廃れている中で、織機の修繕する人がいなくなってきた。そのときに商工会が、3名の織機の修繕していただく方を雇用し、その対応を行ってきたことなど、あるいはまた、貸付制度の改善を通じて、その地場産業の育成に努めてきたとこういうことも、指摘してきたところでもあります。また、広陵町でも再三、昭和54年1月ですが、奈良県靴下産地中小企業振興ビジョンあるいはまた、平成4年に靴下製造の奈良県靴下産地診断報告書などで、この問題の解決についての努力もいつてはらってきたことは事実であります。

また、最近では、3,000万円、3年間で3,000万円の費用、国の補助金を利用した振興策に取り組みました。そしてここでは専門家のアドバイスを受けて、その方向が出るかやに及んだわけですけれども、それもとんざしたことであります。最後にはその結果、商工会が店を出してそして、たたむという結果に終わって、結局は、靴下業者全般の声が反映するということには、ならなかった苦い経験もあります。こういうような経験は、残念ながら広陵町の靴下の形態に、深く絡んでいると考えるわけであります。

一つは、広陵町の靴下組合が、一つの一致団結したグループになりにくいという形態があります。最初に質問したように、広陵町の靴下の形態では、グンゼや福助、ナイガイなど大手メーカーと一体となった靴下屋さんがあるという一方、下請けで、靴下を出しているという業者、あるいはまた、地方問屋やスーパーに直接卸している業者などがあるわけで、この組合員の利害関係は、いわば相対立する面もあります。ある福助のところに出している方の社長、今は会長をされているわけですが、お聞きしたときに、結局は広陵町の靴下を売ってもトータルとしては、靴下の売り上げがトータルとしては、伸びないということだから、同じことではないかというように、いみじくもおっしゃいました。これは大手メーカーに供給している靴下のその販売量と、そして広陵町でそのほかにする販売量とが、結局は需用の範囲は同じだということの考えから、独自の販路を形成していくということについては、否定的な考え方を述べられたわけであります。これも当然のことだと思います。しかし、全体と

して広陵町の靴下産業は、糸や仕上げやあるいは内職、パートの方々特に、馬見地域、西校区地域では依然として、高い比率を持っているわけですから、行政としてどうするのかという考え方を、確立していく過程がなければならないと思います。過去においては、結局は商工会、靴下組合に任すということで、今までの経緯を今まで経過してきたわけでありました。しかし、馬路村の視察に行って、私は、非常に感銘を受けたわけでありました。それは、困難な時期から立ち上がったということでありました。一つは、高知全体がユズの産地であり、馬路村は高知の生産の中で言えば、4番目の生産高だとおっしゃっていました。しかし、もともとそのユズを生産するというだけでなく、各家庭がつくってきたユズを活用するということから出発しているために、他の産地、いわゆる玉だしといって、商売に適するようなユズができにくい、こういう中から馬路村が考えてきたのは、ユズのいわゆる搾る、ユズを搾った生汁であります。この販売から手をつけられました。そして、全国に、その販路を拡大するために、農協職員、役場職員が一体となって、全国を駆け巡ったとおっしゃっています。年間で言えば80回以上超えることは、もうたびたびだったと言うようにおっしゃっていました。ユズのその生汁の使い方すらわからないというような状況で、直接販売を行ったりいろいろ知恵をしぼって、その普及に取り組んできたとおっしゃっていました。そしてようやく10年目に、10年間赤字続きであったわけですが、一通の手紙が、届きました。そしてそれは、現金を添えて送ってほしいという手紙です。これは、その当時、いわゆる流通革命のない時期であって、どうすればいいだろうかというような状況、ちょうど流通革命が始まりかけたころだそうであります。馬路村のところから出荷するということも大変だったようであります。そういう中で、職員たちがその一通の手紙からヒントを得て結局、直接販売ということが可能だということから、さらに販売の活動に力が入っていったということでもあります。現在は委員会報告でもあったように、ぼん酢、利益ではぼん酢が一番大きい、ごっくん馬路村というジュースは、利益が非常に薄いそうです。高知新聞でも取り上げていたそうですが、これは宣伝に十分使えるということで利益を薄くしているということでありました。このような経験を踏んで馬路村では、1,200人の人口、年間予算が17億円という小さな村にありながら農協が33億円の売り上げを達成していると、こういうようになっております。

雇用も、進んだと言うことでもあります。当然であります。そして、その流れの中で生まれてきたのが自立する町づくりであります。馬路村は全国でも自立する町宣言を発し、また、そのための努力を今も行っている村民が活性化委員会に入り、あるいはまた、産業振興のた

めの手だての委員会に入って、それぞれがその馬路村を売り出す、知恵を出している現状であります。農協は利益が上がってきたために、過去に世話になった役場に対して、指定寄附をして4、5、000千万毎年寄附をしている。こういうような状況も生まれているわけがあります。こういう背景が靴下産業を、振興する……に共通点が考えられるということから、全く食べ物と靴下という性質の違いですけれども、行政が積極的にその地場産業の販路を開拓していく、こういうところは、共通しています。町長も以前、私たちが、東京の区は忘れましたが、部長、上級職が一体となって、その地域の販売のために営業マンとなって駆けずりまわっていると、こういうことの教訓も議会で取り上げさせていただきました。そういう流れは、結局共通している点は、地場産業育成は地域の町づくりの一環だ、こういう考え方であります。そしてまた、地域の活性化の一つの大きな柱は、やはり産業だということ、確固たる信念があるからであります。こういう信念がなければ、結局は広陵町の街づくりで地場産業であり、靴下がその中心であるということ、繰り返し認識を持っていると言いつつながら、役場職員の認識の中には商売に手出しする考えが育っていかない。これが、今までの繰り返しでありました。

しかし、今日に至って靴下産業が非常に窮地に陥っている、このときに見捨てるのかどうか。いま一度、産業活性化の原点にたった行政の取り組みを、考えていく必要があるのではないかというように思うわけであります。

そういう点でまず、お聞きしますけれども、この答弁では、町長は、可能な限り財政支援をしていきたいということを述べておられます。可能な限りというのが行政文句で、一番問題ですけれども、こういう姿勢については、私は、大いに、今後の取り組みに光が当たるんだ、当たるのではないかというふうに、思うわけですが、そこで具体的な点について、お伺いしたいわけですが、今の広陵町の靴下産業の不足している部分、これが一体どこにあるのかということが、わからなければ本当に行政が靴下組合と一体になって、取り組むことは不可能です。そういう点でまず、広陵町の靴下の実態について、どれほど行政が認識しているのか、また、今の困難性はどこにあるのかということ、兵庫や東京他の産地との競合について、どのような違いがあるのか、こういうところの認識が、もたれるべきだと思いますが、そういう点についての認識、もっていただくことができるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

それから、馬路村の教訓でもあるわけですが、行政、農協が一体となって販路の拡大に営業に廻る事実営業であります。これは、ユズという製品と靴下という製品は全く違うわけで

すけれども、この中から、3万人の登録された人たちが生まれているとおっしゃっていました。そして、その3万人の方に、このユズ、ユズだけではないですけれども、馬路村の林業や観光また、ユズ産業についての製品を、ダイレクトメールで送っているということでもあります。これは非常に大きな力になるんだというふうに思うわけですが、幸い広陵町では、靴下市、年2回行っている中で、アンケートをとった中での蓄積が、唯一、靴下組合に保管されています。毎年この方々に対して、その案内を送って大きな成果を上げてきたわけですが、こういうようなものを、全国的に広げていくということは可能だと思うんです。

これには当然、行政の力が、力を貸していただかなければできない。今の靴下組合の現状ではできないというように思います。そういう点で、販路の拡大というのは、ただ単にその外に売って出るということではなく、周知な計画が必要です。そのためにも、消費者に対する、消費者の考え方を聞くということは欠かせないわけですが、広陵町で、広陵町以外の住民あるいはまた、広陵町住民も含めてですけれども、靴下に対するアンケートを実施して、そして靴下、広陵町の靴下のその、優秀な側面を知っていただく、こういうような宣伝は可能だと思いますけれども、これは靴下組合の内部のいろいろな意見対立がある場合も支障のない面であります。

こういう点について積極的に広陵町の靴下を売り出すという点での行政的な取り組み、努力、こういう取り組みをやっていただけないですか、もちろん靴下組合と相談した上でですけれども、やっていただけないかというふうに思うわけですが、その点についてお伺いをしたいと思います。それから結局は東大阪にしても、あるいは八尾市にしても、そして東京都の進んだ産業政策のとっているところについては、産業に携わっている方々全体の調査を行っているんですね。そしてそれは何かと言えば、やはりその自治体の活性化の柱だと、まちづくりの柱だという認識があるからであります。そういう点で改めて今広陵町が33,000の人口になり、真美ヶ丘にも多くの商売される方が進出してこられたと、そういう一体となった中で、広陵町の産業、これは統計による調査もありますけれども、実態を把握するために行政みずからが取り組んでいく産業の把握の実態を把握していくという取り組みをぜひ行っていただきたいわけですがその点についてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

そういう点での取り組みの中から、本当に広陵町の地場産業の活性化に何が必要なのかということを実に職員自体が勉強して考えていただく機会が生まれてくると確信しています。そしてそのリーダーは当然町長であります。町長がリーダーシップをとり、そして地場産業

の活性化のために一肌買うんだという心意気があるのかどうか、その最後にもその考えを町長みずからお聞きしておきたいと思います。以上です。

青木議長 はい、答弁をお願いします。はい、森田都市整備部長！

森田都市整備部長 いろいろ質問していただきましたので、ちょっと取り違えてる部分がありましたらまた言っていただきたいと思います。

靴下産業の不足している点ということですが、靴下につきましても低価格を主にするのか、また高価格であっても付加価値の多いものにするかという選択が多分迫られると思うわけですが、価格的にいけば当然後進国の人件費の問題がありまして、太刀打ちしにくいと、そうすればやはり、ある程度高価格であっても消費者のニーズに即したものをつくっていく、それを売っていくという、方向を選ぶという一つの道もあると思うわけです。そこらにつきましては、先ほども、申し上げました住民の方がどういう靴下を望んでおられるのか、靴下に対してどういう希望を持っておられるのか、そういう点の調査につきましては、また商工会とも、また靴下組合とも、相談させていただいて、今後また取り組んでいきたいという思いでおります。それ以外、最終的にそれ以外にはどういうほかに質問。

青木議長 まあそういうことやな。

森田都市整備部長 なかったですか。

青木議長 答弁もれ何かありませんか。

(「いえ。」という声あり)

青木議長 そ、そういうことやろ。

(「それといわゆる販路の拡大のそういう把握している、今、商工会が靴下市で把握しているところの人たちを含めて、それを活用する・・・」の声あり)

森田都市整備部長 そういう点につきましても、また商工会とも十分協議を重ねさせていただきまして、町としても事あるごとに、靴下のPRについては努めておりますけれども、またその方法等につきましても、また、協議をさせていただいて新しい方法があればそういう方向に進んでいきたいと思っております。

(「・・・広陵町のそういう実態、靴下の実態についてどこまで把握して・・・」の声あり)

森田都市整備部長 町内の靴下の実態につきましては、私ちょっと申しわけないですけども十分な認識がございませんのでそれにつきましては、またしかるべく勉強させていただいて実態把握に努めさせていただきます。

青木議長 はい、平岡町長！

平岡町長 寺前議員は地場産業の靴下に熱い思い入れがあります。そのことはよく理解をしておりますが、町としては業界に側面的な支援をさせていただいているものでございまして、グリーンパレスでアンテナショップ的に靴下の町広陵というのは、今どんな靴下なのか、いろんな展示をさせていただいておるところでございます。役所が売れることを喜んでおりません。最新の靴下を展示をして、さすが広陵の靴下は今こういう商品だなということをご理解をいただいているところでございます。またバイヤーの皆さんも、この町に来られるわけでございますが、この人の宿泊施設にも応援をさせていただいておるわけございまして、遠いところからお買い求めに、また研究に来られて人の支援をしているところでございます。さらに従業員の福利厚生、これも大事でございまして、町内の図書館、公民館、野球、サッカーこうしたところも大いに健康をいやしていただく、こういう事業も応援をしてるものがございます。

ただ平常の取引に対して、個々のケースにつきましては非常にこの支援は難しい状況でございまして、先ほどの馬路村のように一つの産品を集約していい物をつくるんだというアピールはできないようでございます。在庫一掃のために靴下市を開催をさせていただいております。新しい製品は取引先にお売りをいただくわけですが、残った製品、これはもう一等品でございますが、こうした製品を超割安でお売りをいただいているものでございまして、これも事業経営の中で経営活力の一助になっているものでございます。売り上げ100万円というのも中にはあるわけですから、大きなお力添えを私どもさせていただいているわけです。まあテント等のその設営についても町からさせていただいているわけで、我々は商人ではないわけでございますので、業界のお声をいただいているわけです。

靴下業界は生き残りをかけるというように言われております。もう倒産したらだめございまして、大量生産はアジア諸国に任すと大量商品はほとんど安価な商品でございまして、これにはとても人件費で太刀打ちできません。これはみんな自覚をなさっているわけです。で、本町はやはり特色のある高級品商路販売をやっぱり目標としていかなければ、とても生き残れないということをお互いに確認をなさっているわけですから、こうしたところを私どもは、いかに応援をさせてもらったらいいか、またこれからも寺前議員のいろんな提案を私どもにお寄せをいただいて、ともに頑張ったいと、そのように思っています。

青木議長 はい、6番議員！

寺前議員 広陵町、広陵という、広陵の靴下というブランドをつくっていく点についても

これは靴下組合全体がまとまるかどうかというのは非常に難しい状況だと思うんです。そういう点で言えば、新たに広陵町のブランド靴下については、当然その問題については何ら矛盾が生じることはないわけですから、こういう点についてやはり行政が主導でなければできない点、これも一つです。こういう点について、やはりまず広陵町の靴下を全国展開する、その下地が必要だというふうに思うんです。そういう点で、行政が靴下組合と協議しながら主導的に取り組めるような力量がなければならない。

今部長は、広陵町の靴下の実態についてほとんど認識されていない。これはやむを得ないと思うんですね。なぜかと言えば、議会で靴下問題で議論をしてきて、そのたびに責任者が変わる。だからそれに周知する担当職員がおらないわけですから、幾らその問題を議論しても、その都度引き継ぎがなく変わってしまう。やっているのは、年二回の靴下の市についての援助だけになってしまっているわけなんです。

だからそういう点で、町長がみずから主導的になって、町長自身は他の職員よりもこういう靴下については経験もあり、非常に詳しい側面もあるわけですから、そういうところについて広陵町の、広陵の靴下というブランド化を図っていくという行政でしかできない側面を援助していくための主導的な役割を果たしていく。こういうことが必要だと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えか、再度お聞きしておきたいと思います。それから、やはり職員の養成については、県の靴下組合あるいは町の靴下組合等に出向いて、勉強を繰り返しながら、その月に1回くらいはその勉強会を開いていくぐらいのものがなければ、職員に靴下の振興に対する考え方は根づかない。これはもう今までの繰り返しであります。職員が熱心にやってくるときには、その面影が出て。少しでも前進してきた時期は何回もあります。これは職員の熱意ででき上がってきたところであったわけです。こういうようなところを一過性に終わらせないでやっていくためにも職員の系統的な教育が必要だと思いますけれども、そういう点について、町長にお聞きかせ願いたいというように思います。

それから、何と言っても、これは部長は、ニーズの把握については消費者に聞けるような方法について商工会と相談して検討したいというように述べておられるわけですが、午前中にも、昨日も議論したんですけれども、広陵町で年間30万人の方が竹取公園等に来られると、これが邪魔になるという考え方の発想がもともと駐車場の有料化をしようということになってしまっているわけですから、これほど広陵町を売っている機会はないんです。

30万人も年間広陵町に来られるわけですからね、この方々を積極的に広陵町ファンにしていく、こういう取り組みこそ、広陵町を売り出す絶好のチャンスなわけでありまして。費用

負担との考え方から見ても、30万人の方が本当に広陵町を愛してくれる方々に変われば、靴下など地場産業の販路を広げる最も身近な消費者になるはずで。また靴下の品質については全国的にすぐれている技術を持っているわけですから、自信を持って勧められるわけがあります。こういう方々にまず広陵町の靴下あるいは観光、広陵町を売り出すためのアンケートを実施して、広陵町の実情をどれだけ知っておられるのか、そしてそういう方々にどこまで協力あるいはまた関心を高めていただくのか、こういうアンケートは早速できるわけなんです。

30万人が広陵町に来られると言っておられるわけですから、半分は町外の方だと言っているんです。あるいは図書館において、半分は町外の方だと言っておられる。こういう方々を含めて、積極的に靴下を始め観光の状況を把握するための手だては、行政としてはとりやすいし、とれると思うんですが、まず先ほどアンケートを商工会で協力するとおっしゃいましたけれども、こういう身近なところで実施するという考えを持っていただけないのか、この点について、お伺いをしたいと思います。

それから先ほど言った広陵の靴下ブランドについては、靴下組合と協議しながらも、そのことつくること自体については、なんら広陵町を売り出すことにつながるわけですから、広陵町の考え方で推し進められるというように考えるわけですけれども、それについては、協議しながら広陵町の行政指導で取り組んでいくことが可能かどうかお伺いをしたいと思います。

青木議長 それでは3回目の答弁をお願いします。はい、森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、すみません。まず住民へのアンケートをとということで、御提案いただきました竹取公園等来園者について、これにつきましてもその方法等につきまして、また商工会とも協議させていただいて、できるだけ実施できるように、努めてまいりたいと思います。それから、広陵町のブランド立ち上げについてですけれども、これにつきましてはやはり、靴下の事業を行っておられる方がそれぞれ過去からのいろんな、販路等の関係もあるし、そういう関係で果たして参加してもらえるかどうか等も、まあ、ちょっと今のところ私自身わかりませんので、この点につきましても商工会もしくは靴下組合等と協議をさせていただきたいと思っております。

青木議長 はい。はい、平岡町長！

平岡町長 寺前議員の、馬路村の成功例をおっしゃったわけですが、このユズの場合は本当に産地なんですね。その村で、土地でとれた産品なんですけど、私どもの靴下の場合は産地と言っても、糸は他のところで買い求めて、広陵町で染色をし、織ってさらに加工して仕上げて

発送しているんですね。この産地の認識が余り理解されていないようでございます。今日まで町特産品として数多く全国に配ってまいりました、東京ドームでも配らせていただきましたし、いろんな奈良県が、東京での開催するそういう催しにも参加をして商工会があらゆるところに出向いてくれています。

本町も長らくかぐや姫の靴下を、本町ブランドでつくったんです。またせんだっては金メダルの野村忠宏選手の図柄を入れました。これはアテネのオリンピック大会で、内また透かしで決勝を勝ちとった、その内また透かしをやっているその野村選手の図柄を取り入れて、県大会に参加した奈良県内の柔道の選手たちに配布をしたところでございます。

せんだって東京からも会計監査に来られた監査官に、広陵町の靴下をPRをさせていただきますました。今先生履いておられる靴下は広陵町の靴下ですと、私はそのように申しているんです。いやこれは私東京で買いました言われても、それは広陵町は、半分以上は広陵町の生産ですから、みんなこれ広陵町の靴下です。そういうように申し上げております。しっかりいろんな靴下を履いてくださいと、またこの柔道の靴下も履いて我々にいろんなご意見くださいというように申し上げて、遠慮なくお持ち帰りをいただいているんですね。普通ならこれはいかんと、こんなまでもらって私は会計監査に手心と、こういうことなるわけですが、それは違ふと、いろいろ意見を聞かせていただきたいと、そしてどの場所でも結構ですと、わざわざ広陵町に買っていただかなくても、注文いただかなくても買っていただくことがいいんです言うて、そういう説明をさせていただきます。その先生は直接我々には注文されませんので、そういうように勧めているところでございまして、なるべく多くの人たちに、広陵町に来られた人には、PRとちょっとでも売らしていただこうと、そういう努力はさせていただきます。

またブランド化についても、広陵町の靴下を、今度は何を考えようかなと、これも靴下組合の組合長さんと相談をさせていただきます、PRのための靴下づくり、これをさせていただきます。さらにまた交通安全対策もそうです。街頭の自動車で運転されているそのドライバーに対して、ただ記念品を配るよりも、靴下一足を願いを込めて配ると、わずかなお金でございますので、広陵町に適したやっぱり産品をしっかりと役所が運用するところは運用させていただきます。これも職員の多くのアイデアからささせていただきます。全くやっていないということやなしに、さらに努力せよと言われりゃわかるんですが、もう役所何してるかと、いうように寺前議員おっしゃるけれども、一生懸命頑張っておるところでございます。

(「・・・・・・・・」という声あり)

平岡町長 職員は、今、森田君は遠慮して靴下については知識はないと言っておりますが、彼は持っております。しっかり頑張ってくれると思います。きっと、きっと靴下組合や商工会の会議に行けば、そんな素人ないかげんなことで、部長、課長務まりませんので、しっかりやってくれます。

青木議長 はい、え、次の質問に移ってください。はい、寺前君！

寺前議員 まあ、そのためにも広陵のブランドというのが必要だというように思います。次に、平成13年度から、伐採の補助規程をつくっていただいて、感謝をしているわけなんですけれども、広陵町の場合、緑地帯指定まあお宮さん、神社、仏閣ですね、こういうところが指定されて赤部の場合、在来地域では特に、住宅地に密接しているところが多いわけなんです。そういう点で前回の台風には、大福寺の大木が倒れて大変な事故があったわけなんですけれども、広陵町の赤部の宮さんも、宮さんの北側の住宅が立ち退きにあつて、このときでしか木を伐採できない。以前は南側のところを補助金いただいて伐採したわけなんですけれども、今度やるとなるとやはり、多額な費用が見積もりでかかっているんですね。

こういう一過性の問題については、やはり町として技術的な援助その他、当然いただくことになろうと思いますけれども、財政的にも、援助していただく。こういうことが必要だと思うんですが、そういう点再度、多額な費用がかかる場合については配慮していただくような制度の取扱い運用をお願いしたいわけですがどうでしょうか。

青木議長 はい、山村助役！

山村助役 赤部のお宮さんについては以前、この制度で以前、助成をさせていただいて、伐採をしていただいたところがございます。ただまあ、神社というようには地域の皆さんで守っていただいているというところで、町から補助をだすことの難しさというのもあるというのもわかっていただけたと思います。今後そういったことも含めまして内部で十分協議をしていきたいと思っております。

青木議長 はい、寺前君！

寺前議員 教育、次いきます。それで結構です。

青木議長 はい。

寺前議員 あと、学力テストの問題があります。これ学力テスト非常に安倍首相のですね内閣の目玉になっている状態で、教育改革、教育基本法の改正など、非常に右傾化している中で象徴的な政策の一つだというように私たちは思っています。なぜかと言えば結局国家権力

的な方向を明確に打ち出している中身だからであります。こういう点で言えば、安倍内閣含め東京都がその最先端を行っているわけですが、いわゆる教科書の問題でも、新しい歴史教育を考える会ですかね、慰安婦は当然そんな事実はないんだというような人たちがつくった教科書を教育委員会に採択させようというような動きを全国的に広げていると、こういう流れの中で安倍内閣はできているわけですが、この教育学力テストについては以前私もちょうどそのころの人間ですが、1960年代に本当に問題になって、全国統一学力テストが問題になって廃止してきた経過がありますね。

この教訓というのは先ほど教育委員会では公表しないというようにおっしゃったわけですが、結果を公表しないというようにおっしゃったわけですが、本当はこれだけでは必ず矛盾が起こってくるのは明確なんです。そういう点で言えば、なぜ一人残らずこんな学力テストをするのか、専門的な方々で言えば、抽出で調査をすれば十分だ、こういうことをおっしゃっている方が多いんですね。こういうようなことで、一斉にやるということは、現在の子供の状況を考えるとマイナスにしか働かないのではないかと。このように思うんですが、まず国連の子供権利委員会が日本の子供たちについての報告を出しているんですけども、高度に教育制度のストレスにさらされている子供、子供が発達の期待し過ぎていて、学校嫌いの数が見過ごせない数になっていることを懸念するという報告が出てるんですね。

これは国連子供権利委員会が出している内容です。こういう日本の特異な状況がある一方で、なぜ学力統一テストに関心が向いているかということ、いわゆる週5日制の中で学力のおくれが指摘されてきた現状があるわけです。一方では飛び級やその他できる子については、どんどん進めていく。そういうような問題が一方であるには間違いのないわけです。

このことを脚光を浴びたのは、いわゆる国際学力比較調査ですね、これは経済協力開発機構が行っているわけですが、2000年には32カ国。第2回目が2003年に41カ国が参加して行われた中で、日本の成績の問題が言われたわけですね。で、これをフィンランドが非常にいい成績をとったと、フィンランドについても非常に大きな注目を浴びたわけなんですけれども、このフィンランドの教育のあり方と日本が今進もうとしているあり方が全く正反対なんです。こういうことがありながら安倍内閣が競争を高めていこうというようなことをやっていくというのは教育長として、どのようにお考えなのかもう時間がないのでフィンランドの教育内容についてはお渡ししている資料があったかと思うんですが、読んでいただけないですか。そういう内容を踏まえて答弁していただければ一番いいんですが。なぜこういうことになっているのかということについてお伺いしたい。

それから東京都の異常な状況という点について教育長も知っておられると思うんですが、これは安倍首相が、いみじくもイギリスのサッチャー政権の教育改革を基にしているんだというようにおっしゃっているんです。これはいわゆる言葉の定義は難しいですけども、新自由主義。いわゆる規制改革、規制緩和や自由主義の方向。いわゆる競争を簡単に言えば、個人が伸ばせる者は、成績いい者はどんどん成績ようになっていいじゃないかと、そしてそのために規制をする必要ないんだと、そういうところを競い合わせながら学力を上げていけばいい話なんだというような考え方なんですけれども。教育委員会で東京では、学校選抜が行われて、足立区などでは、全然入学しない学校が出てきている。あるいは学校のこの学力試験の結果によって予算配分すると。これはさすがに父兄から反発を食らって引き下げたわけですけども、その基本的な方向はまだ崩していない。こんな事態が生まれてるんですね。

こういうようなのは財界が一生懸命に学校改革を言った成果ですけども、東京都の中に閉じ込められたままなんです。こういうその規制緩和、教育のですね。そういうような状況が生まれているんですけども、東京都の異常な、私は質問で異常なというように書いたわけなんですけども。そういう点、認識どのようにされているのかを聞いておきたいというように思うんです。

それとですね。答弁をお願いします。

青木議長 はい、安田教育長！

安田教育長 今、全国学力テストの目的等は先ほどお話させていただきましたので重複するところあると思いますので、お話しは割愛させていただきたいと思います。私自身はこの学力テスト、まあテストと呼んでいきたいわけですけども、大きくわけて一つはね、やっぱりテストする者とされる者があつた中で一つはやっぱりどれだけの効果があつたかなという一つの、これを測るのも一つの方法だと思うんです。

もう一つは反対にね、自分が、教員が子供たちにどういう形で伝わっているか。もっと言えば子供から見た先生に対する先生の力、どういう形で出てきたかと、こういうことが測れるのもこのテストの、私は趣旨だと、こういうように思っております。だからそういうことから考えてみますとね、やっぱり各学校の方で、その今までやってきた先生方から見たその学力、また子供たちから、自分たちに入ってきたそういうようなものも考えていったときに、先生方がいろんな形でまた指導の工夫、改善等々もやっていただける資料になるんじゃないかなと、私はそのように思っております。

だから後その結果に対してね、どういうような形で公表するかということについては、先

ほど言いましたようにやっぱり競争をあおるような形の公表は、私はしたくありませんし、私はもうずっと中学校ばかりいましたのでね。そういう形の中でいろんなそういう場を通ってきましたので、それはしないつもりでいます。しかし、自分がやってきた子供たちの成績については、やっぱり学校自身いろんな形で分析してもらって、先生方自身の指導力の向上につなげていただくものであったらありがたい。このように思っております。以上です。

青木議長 はい、寺前君！

寺前議員 東京都の点については省いたようですけれども、それはもう結構です。この問題というのは一つは。2つあるんですね。個人情報公開の問題です。果たしてこれが文部科学省がこの資料を入取ることが妥当かどうか。個人情報保護法の問題で、大きな問題になっている側面があります。もうこれはもう次の機会にしたいと思っておりますけれども。

もう一つは、今度のこの事業は、民間委託なんですね。小学校は進研ゼミ。ベネッセコーポレーションですね。中学校はNTTデータ。ここに、すべてを分析させると、こういう内容なんですね。この予算は、結局民間企業に合計で67億円使うんですね。これほどの費用を使って、民間に分析させる。これは個人情報をどうすんかという問題も深刻な内容になっているわけで、文部科学省大臣は、罰則、契約の中に罰則を入れているから大丈夫だ言うだけで、これほどこの受験産業を民間に売り渡す最たるものはないというように思うわけです。

それと安倍内閣の全国一斉学力テストは、どういう背景があるかと言いますと、教育業務改訂を推進してきた元教育審議会会長の三浦朱門さんが、こう言ってるんですね。できぬはできぬままで結構。戦後50年落ちこぼれ底辺を上げることばかりそろえてきた学力を、できる者を限りなく伸ばすことに振り向ける。限りなくできない非才にはせめて実直な精神だけを養ってもらえばいいんです。

こういうような認識を持つてる方が、全国一斉学力テストの推進の1人になっていたんですね。だからこそ1960年に大きな反省の基に、このような競争社会をやめようと言ってやめたものがですね。今回また復活する。教育長がおっしゃったような調査をするということであれば、一人一人の調査なんて必要ないんです。親にまで、家庭の内容をアンケートさすわけでしょ、今度は子供にもアンケートし、一人一人親にまでアンケートする。こういうような状況が生まれているわけですから、少なくともこういう考え方で、行われること自体は間違いないわけです。

だからこそ調査をする場合については1%、全国の1%の児童生徒で十分だということがあるわけですから、この学力調査の背景には、やっぱり今安倍内閣が進める児童生徒、子供

の権利を国家が直接支配する。あるいは教育委員会までも国家が直接支配する。こういう考え方が如実に出てきているわけなんです。こういうようなことで、本当に地方分権と言われているような時代に逆らうようなこの教育観が成功するのかどうかという点については非常に疑問に思うわけですが、その点について一言で結構ですから。

青木議長 はい、質問時間が終了しましたので以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

はい、続きまして乾君の一般質問を許します。乾君どうぞ。はい。

乾議員 きょうはいつも以上に緊張してます。というのは先に共産党の寺前大先輩、後には公明党の山田大先輩が控えておられます。相撲でいうたら、横綱2人の間に幕下がいてるようなもので。

(「そんなことはない。」の声あり)

乾議員 いやいや、聞きにくい点が多々あると思いますけど、ご容赦ください。青木議長のお許しを得て登壇し、一般質問いたします10番、乾浩之です。

今回は4項目、7点の質問ですが、ほとんどが今までに質問させていただき、当局の誠意ある取り組みや執行のおかげによりまして、現在進行中のものばかりですので簡単な質問になりますがご答弁よろしくお願ひします。1項目めの地域活性化のために2点質問いたします。まず1点目は地域住民公共交通システムの問題ですが、ちょうど1年前の第1回定例会にも質問して100万円のコミュニティーバス導入調査委託費を計上して調査に取りかかり、今後調査結果を踏まえ運送構想を具体化してまいりたいと存じますとのご答弁いただきました。それで約10カ月も経過した現在、具体的な調査項目とその結果概要を聞きたい。2点目は常日ごろ私の勉強不足からと申しているのですが、とかく行政用語が長々しく、1度聞いても覚えにくく、せめて市町村議会段階では略称で話し合いたいと思っています。さて、2点目は中和8市町村広域福祉有償運送共同協議会の1年前の3月定例会以降の進捗状況を聞きたい。以上1項目終わり。

次、2項目めの地場産業振興のために質問いたします。そもそも赤福餅、だんごしょう、五平餅、紅葉まんじゅう、おたべ、八丁みそ、秋田吉野杉、木曾ヒノキ、奈良漬、一刀彫り、緋柄などの有名品が現在でも有名なのはなぜかを多面的に分析して靴下、プラスチック、農産物などをPRするために、新しい考えや手だての試みを意図しての計画の有無を聞きたい。私の言いたいことは、全国的に麻疹的に出現していることをまねしたものでなく、町税収面だけで考えると反社会的なものですが、1例として広陵町内の公共建物内での喫煙解禁のような独創的なアイデアを出してほしいということです。以上で2項目め終わり。

次の3項目めの地元業者育成のため1点だけ質問します。町当局には過去地元業者育成のために入札制度の改善に取り組んでいただいていることはまことにありがたいことで、喜んでいるのですが、広陵町に本社のある建設企業に限り入札参加可能になっているシステムなのに、虚偽申請的なネクタイ企業もあるとのこと。その調査結果はどうなっているのかお聞きしたい。

最後の4項目は地域の活性化事業について3点質問します。3点とも既に地域の活性化のために取り組んでいただいているものですが、17年6月定例会以後の進捗状況を質問いたします。

1点目は百済寺公園の整備についてのその後の進捗状況を聞きたい。2点目はパークゴルフ場設営のための進捗状況を聞きたい。3点目は百済73号線の進捗状況を聞きたい。以上4項目7点にわたりましての壇上での一般質問を終わります。長時間ご静聴まことにありがとうございました。

青木議長 それではただいまの乾議員の質問に対し、1回目の答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 乾議員のご質問にお答えをしたいと思います。4項目、大きくわけて4項目のご質問でございます。

まず地域活性化のためのコミュニティーバス導入の進捗状況をお尋ねをいただいております。答弁として12月末にお願いいたしました東部地区の公共交通に関するアンケート調査につきましては、大字百済、広瀬の558世帯の皆さんを対象に、公共交通に対する意向について質問をさせていただき、現在、回答をいただきました。調査票の集計作業をしております。取りまとめが完了すれば、調査結果をご報告申し上げ、議会の皆さんとともに協議をしながら、分析をしてみたいと考えております。また現在運行中のそれぞれの自治体における実態につきましても調査研究をしているところであります。

2番目の中和8市町村広域福祉有償運送共同協議会のその後の進捗状況でございますが、昨年の9月議会でお答えさせていただきました経緯から、平成18年度に事務局となる大和高田市において、9月12日に第1回の会議が開催され、実施法人等からの申請件数は合計7件であり、本町においては1件で、三宅町所在の知的障害者の授産施設、ひまわりの家からの申請を受けたものであります。それ以降は協議会の開催を要する、新規の事業所等、実施主体の申請がないことから、当該年度においては、年度末に、開催予定であった第2回の会議開催されていません。

参考といたしまして、先の7件で、本町の高齢者や、障害者等の、移動制約者で、実施法人等への会員登録及び利用契約は必要となりますが、ほかに福祉有償輸送の利用が可能な実施法人は、香芝市に2件存在する現状となっております。

次に2番目のご質問でございますが、地場産業振興のご質問でございます。いろいろな有名ブランド产品をご紹介をいただいで、質問ございまして、独創的アイデアを出せという言葉でございます。

答弁は先月、地場産業アピールのための看板を町内5カ所に設置したところです。

靴下につきましては、消費者が求めるものをタイムリーに生産する手法や、新たな販売手法等含め、関係機関と十分協議しながら、さらなる振興のために努めていきたいと存じます。

農産物については新たな「広陵サラダなす」を地域ブランドとして商標登録すべく、丸広出荷組合が弁理士を通して手続中でございます。

プラスチック産業につきましては、新たな手だては今のところはございませんが、現状をよく把握し、地場産業としての振興に鋭意努めていきたいと考えています。

3番目でございます。地元業者育成のためのご質問でございます。ご質問の件に関しては、郵便入札実施に伴う地元業者の説明会において、本店事務所の実態調査を、現在調査を実施しているところであります。

この調査項目といたしまして、事務所等の状況として内部・外部の写真の提出。2番は代表者の在勤状況。3番は技術者の資格、雇用関係及び専任の状況。4番目は従業員の雇用関係。5番目は建設業法の許可状況及び入札参加資格申請書に記載された事項。

以上の調査項目で回答をいただき、さらに現地確認をさせていただくことになっております。

また、調査表に不備があった場合は、代表者を呼び、適切な指導をしてまいりたいと考えます。

なお、不審な企業がある場合には、お申し出による調査も実施するとともに、その他施工業者の施行状況に問題等がある場合も、ご遠慮なくお申し出いただき、これらに対しては適切な処置を講じたいと存じます。

最後の4番目でございます。地域活性化事業についての3点のご質問でございます。百済寺公園の整備進捗状況であります。平成18年度まちづくり交付金事業広陵東部地区百済寺公園の整備事業として、計画面積4,500平方メートルが事業採択され、必要な用地取得について交渉を進めてまいりました。現在、用地所有者4人のうち3人、対象物件4件の

うち、農地2筆2,053.47平方メートル。宅地1筆851.58平方メートル及び建物移転について契約したところです。

また、残り1筆についても交渉を進めているところです。

なお、今後計画につきましては、平成19年度に発掘調査を行い、平成20年度に整備を行うことになっています。

2番目のパークゴルフ場の整備の進捗状況であります。当事業も、まちづくり交付金事業として採択いただいております。しかしながら、正式競技のできるパークゴルフ場としては面積が狭く、隣接の田原本町と共同で整備する方が事業効果も大きいと、きょうまで田原本町と協議を進めてまいりました。了解は得ているものの、新町長が誕生されたことでもあり、今後の土地利用計画や費用負担を含めたお互いの役割分担等具体的な点について、確定した上で進めてまいりたいと考えています。

3番目でございます。百済73号線の進捗状況であります。場所は曾我川の曾根寺橋から西へ下る道路のことです。9月議会にお答えさせていただきましたように、地権者が死亡されており、その相続人から用地協力は基本的には合意いただいておりますが、相続人間で意見の相違があり、相続にはいまだ至っておりません。そのため、人を仲介して早期解決に向けて進めているところでございます。町としても一日も早い解決を望んでおります。

以上のとおりでございます。

青木議長 はい。それでは乾君より、質問事項1番に対して2回目の質問を受けます。 乾君！

乾議員 ありがとうございます。

毎回、コミュニティーバスの件は私はいつも言ってますねんけども、まだ、老人または障害者の人のためにも一日も早くコミュニティーバスが復活できるよう、よろしく願いします。

また、この前に、イズミヤの大型店舗が進出してくるというのを聞いてますねんけど。この前の町長の話の中で、できたら、そういう巡回バスですか。そういうのは走り出すようなことを考えておられるという答えをいただきましたんけど。もう一度、その辺をよろしく願いします。

青木議長 次の2項目は構へんのか。これ、今、これ質問事項1ですやろ。ほんで、1のコミュニティーバス。それから2番目。（「・・・」と言う者あり）構へんのか。はい、ほんなら。

はい、答弁をお願いします。 はい、平岡町長！

平岡町長 今、乾議員がおっしゃったように、大型商業店舗イズミヤという話も私申し上げております。古山ヒューム管の跡地を利用して、そこで店舗を拡大していきたいと。私ども大いに賛成をしているところでございます。事業をなさる事業主からいろんな町に対する協力。町の人が喜んでいただけるような、そんな事業をいろいろ御提案をいただいているところでございます。

その一つに巡回バスが町内を走って、もちろんイズミヤさんに誘導されるわけですが。その間、町内の必要な公共施設でもとまることができる。そんなバス路線を考えておられるようでございます。我々は、そのことが大いに期待をしているところでございまして、まさに民間活力を期待する事業でございますので、これも実現にはなかなか、まだ、すぐにというわけにはいきませんが、現在協議を進めているところでございます。

青木議長 はい、3回目の質問はよろしいですか。

次に移ってください。 はい、乾君！

乾議員 ありがとうございます。

地場産業振興のためにに移ります。先ほども答弁の中に、看板を5カ所設置したとお伺いしましてんけども。この前も、私もここ走って看板を見ましてんけども。前のときの看板は大分大きかったです。今回、ちょっと小さいから、その内容がわかりにくいんです。とまってみやんなわからんような内容になっておりますから。その辺、今さらどうとか言うてもしやあないんねんけど。その内容、一回聞きたいですもん。そこに何を書いてあったんかと。

それと、はしお元気村の件ですもんけど。私も直売所の経営の推進派の1人ですもんけども、これから先、直売所をはしお元気村だけでなく、いろいろな場所に持っていくような考えはないのかと。この前の話の中では聞くだけで、あんまりちょっと勉強不足ということで、把握もしませんでしてんけど。よく考えたら、何で箸尾に持っていくんかなと。箸尾の周りにはいろんな百姓さんやのに、家の裏開けたらネギもあるし、野菜もいっぱいあんのに、そんなとこで売れるのかいなど。利益が出んのかいなど。これもう率直な私の素人考えですもんけど。持ってく場所、もっと馬見のところへ持って行って、新興住宅のところ、場所を借りるなり、どうすんのかも考えねんけども。そういうふうなことしたら、もっと売れんの違うかなと、私は素人なりに考えてるんですけど。

当然、転々して、試験的にここはあれやけど。次のとこは、ここ案外お客さん来はったな。次のは来はったなとか。そういうぐあいな、試験的にやってみたらどうかと、今言うのも

遅いのかもわかりませんがねんけども。その辺踏まえて、その点よろしくをお願いします。

青木議長 はい、答弁。 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 看板の内容ですけども、靴下日本一。古墳群日本一。それから、靴下の町広陵町という字句が入っております。

それから朝市の件でございますけども、奈良はしお元気村でということですねんけども。まず、町として。（「・・・」と言う者あり）

すいません。もう一つ、ナスビの表示も入ってございました。すみません、申しわけございません。

それから朝市の場所でございますけども、まず、町として広瀬の直販所の件もありますので、その試金石ということで、まず町営で朝市をやっていこうと。それで、いろいろ経験を積んだ上で、広瀬の直販所が成功するように持っていきたいということで。まず、その場所として、はしお元気村でのスタートを切らせていただいたわけです。今おっしゃったように、もっといろんな場所という話もあるんですけども。竹取公園ではシルバーの方で朝市をされてます。それで、そういう関係もありまして、はしお元気村になったわけですけども。場所の件につきましては、今後このはしお元気村の実態を見据えた上で、また今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それから看板ですねんけども、クリーンセンターの北面の壁に、それと大野の配水場のタンクに一応そういう看板ではないんですけど、壁面にそういうものを描こうという計画をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

青木議長 はい、乾君！3回目の質問。はい、どうぞ。

乾議員 それは、今のクリーンセンターって言われましたかな。クリーンセンターの東側の面に。（「・・・」言う者あり）北側に。東側も堤防からでは、よう見えますやんか。

（「・・・」言う者あり）ああ、交通事故が。さすがでんな。じゃあ、その件は次に移りますわ。

青木議長 はい、次の質問事項に移ってください。

はい、地元業者育成の。

乾議員 次は、地元業者育成のためにに移りますねんけども、入札システムで建築部門について伺いたいんですけど。建設業の入札ランク付けは、はっきり明確にA、B、Cとしてるように建設の方は思うんですけど。建築の方は、何かちょっとわかりづらいランク付けと入札は連動しない面があんの違うかと思っておりますねんけど。建設の方はAも一番下も、みんな一緒

くたに入ってるようなことをちょっと聞きましてんけども。そうしたら、一番下のランクの人は何か公平な面で、ちょっと何かおかしい違うんかと私は思うんですけど。その辺のお答えをいただきたい。

それと、虚偽申請ですけど、いろいろ答弁いただきましてんけど。確定申告の証明書と、指名願いの売り上げ残高の証明書を照らし合わせたら、こんな一目瞭然で虚偽やいうのわかるの違うかと。私はそういうふうな考えで思うんですけど。まず、それをお答え願いますか。

青木議長 はい、山村助役！

山村助役 業者のランク付けは、建設・建築ともにやっております。ご指摘のとおり建築の方につきましては、最近の指名状況からいたしますと疑念を抱かれるのもやむを得ないかなというふうには思っておりますが。書庫の焼失等に伴いまして、緊急的に前業者を指名させていただいたこともございます。ただ、今後はこういったランクごとに発注金額を定めるものいかなものかという考えもございまして、今後さらに郵便入札、あるいは電子入札の導入等も含めまして、競争性の高い、しかも適正な工事をやっていただける方法がないものかどうか協議をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、虚偽申請のことにつきましては、ご指摘の件について、また今後資格審査の中で十分協議をしてまいりたいと思います。

青木議長 はい、3回目の質問。 はい、乾君！

乾議員 きょうの奈良新聞ですんねんけど、入札制度の改善ということで奈良市の方は最低制限価格を今まで67から85。で、今度かえたんが85から75に一回引き上げたというような形で書いてるんですけど。これと、広陵町内の業者は土木業者は一つしか出せないと言ってる意味わかるかな。業者は、土木はあるけど建築は出せないとか、水道を出せないとか、造園出せないとか、一業者が。そうですね。せやけど、ここの奈良市の方は業者が少なくなってきたと。多くするためには、やっぱりいろんな人入ってもらいたいために、一業者が、建築の人は建設も両方2つ出せるというようなやり方で今後業者をふやしていくと。広陵町も今いろんな形で業者がちょっと減りつつあるような感じですね。で、今度もどこかの業者が何か競売にかかったとか、いろんな話も聞いてるんですけど。そういうふうに業者が少なくなれば、ほかから一般業者入札で集めてきたらわと。そういう考えもいいんですけどやね、広陵町は一般競争入札したいねんけど、その人らはほかからいっぱい入ってきてんけど。今度は逆に、広陵町、それはほかの町村でそこに入札選んでもらえるかという面も出てきます

な。公平さに欠けてくると思いますわ。せやから、できるだけ、広陵町の業者をかばうん違うけども、町内でいっぱい競争してもうて、安い入札してもらいたいという考えで。業者が少なくなったら、そういうふうな形で一業者が2つを出せますよ、3つ出せますよというようなやり方で、また今後考えていってもろたらどうかなど。

それと今、町長も言わはったように、入札のランク付けをなしの形にしていくような形でやるというように。それからAランクの人は、Aランクの人の下のBランクとCランクがひっついてAランクと一緒にJV組むとか。そういうふうなやり方で町内を育成していただくような形でやってもらいたいと思います。

ともかく、虚偽申請的なことのない、明確に今後も調べていくという答弁いただきましたから、それも踏まえて答弁の方はよろしいですから、一つよろしくお願いしときます。

青木議長 答弁してもらいますわ。 はい、山村助役！3回目の答弁です。

山村助役 きょうの奈良新聞に奈良市の入札改革について記事が出ております。私も読ませていただいております。広陵町の場合も建設・建築・水道といったように、それぞれ一つの会社は一つの仕事ということで今までさせていただいております。これについても、やはり競争性を高める観点からいけば、そういった制限を加えること自体が問題かなという気もいたしております。要は、あげて、一般競争入札にこれから進んでいくというふうに思われます。過日も総務省の方から通達が出され、地方自治体における入札はすべて一般競争入札でやるという通知も近々市町村の方にも届くと思いますので、そういった情勢を踏まえて、今後の入札のあり方について検討を進めてまいりたいと思います。

広陵町は財政健全化価格というのを設けまして、経費節減に努めているところでございます。最低制限価格の設定については、制定制限価格そのものを設けるのがいいのかどうかという議論もございますので、ここらも含めまして検討をしてまいりたいと思います。

よろしくお願いを申し上げます。

青木議長 はい、それでは乾議員、次の質問に移ってください。 はい、10番、乾君！

乾議員 次は、地域活性化事業についてですけども。百済寺公園とパークゴルフ場の件については、いろいろ答弁いただきましてありがとうございます。

それと73号線はもう長年ああいう状態で道がかくかくってなってるような状態で、今までそういう大きな事故はなかったんですけど。これ大きな事故あってからやったら、当然遅いですから、今もこの答弁いただいたように一日でも早く、あそこが真っすぐな道になるように頑張ってください。

それと、ちょっと関連になるんですけど、今度、広瀬川改修工事が県で行われるんですけど。その中で大場地区になるんですけど、水門が今、ゴムの風船でなってるんですわ。今もポンプの風船ダムが穴あいとるから、エアーが少ないから、エアーをいつも入れなだめですからね。エアー膨らすために、今もう時代おくれの発動機でまだやとるんですわ。発動機でね。おじいさんらは発動機は使えるけど、わしら行ったらそんなもん怖くてね。あんなん危なくてできまへんねやん。そやけど、おじいさんが「力ないから来てくれ。」と。「乾さんやってくれ。」と言うて、わしも行きまんねや、こわごわ行きまんねん。せやけど、今はよろしいですねん。これから先、若い子らがそれ使えと言うてもできまへんがな、これ当然。今やったらボタン一つでエンジンかかる時代やから。そのためにも、これ、ボタン式に、電気式にかえたいと思ってましたら「いや、これは乾君。」と。「これは、もう村のお金でしゃない直さなあかんねん。」という聞いてますねんけど。村どうやねんと、お金ないと。直すに直せへんというような時代がやってきてますねん。で、渡りの船で広瀬川改修工事が行われます。もうちょっと、1年、2年待ってたら直るよってんやないかと。これは、まあ、よろしいですやん。

せやけど、百済の方行ったら、そういう問題も多々出てるらしいですわ、百済の方でね。曾我川とか広瀬川の中でもいろいろ老朽化して。広瀬川も改修していきますねんけど、当然、大場は下からやってくから百済まで行こう思ったら、15年20年かかりますわな。ほんなら、今これ、法律中で、町の条例ですか、15年以降は村で持てということではしゃろ、つぶれたら。そういう話になってるんでしょ。それをやね、皆出せと違うてやな、なんぼか補助したると、町が。そら、莫大な1億も2億もかかったら村がつぶれてまいまっしゃんか。せやから、そんな莫大なときは、なんぼか補助しようとか、そういう考えはないんかと。村の町も財政赤字でそこまで心配りもできひんかもわかりませんがね。やっぱり、大場地区言うたら20軒、30軒しかないちっちゃな村ですわ。まあ、それを例えるのもおかしい話ですけど、これはもう広陵町全体の話として、そういうとききたら、町がなんぼか負担しようというようなふうでやっていただきたいと思うんですけど。まず、それお願いします。

青木議長 はい、答弁。 はい、森田都市整備部長！

森田都市整備部長 私、的場なんですけども、的場も同じように風船を抱えてるわけですけども。その設備自身は昔の北和排水の設備ということになっております。現在も北和排水はもうございませんので、現在その後、大和平野土地改良区が引き継いでると思うんですけど。そこらの話が当然大和平野の場合は、大和平野の分水を送水するために故障した場合は、当

然、大和平野土地改良区の方で費用負担で修繕するという事になってますので、その北和排水の施設を受けてる部分が今そういう話が出てくるということですので、一遍大和平野とも、そういう事情を話し合わなければ、町としてどのようにさせていただくかという即答はできませんねんけども。そこらを話を詰めた上で、今後検討させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

青木議長 はい、3回目の質問。

乾議員 えっと、よろしくお願ひしときます。まあ、農業言うたら一次産業従事の農家ですので、そういう育成を考えて地区に何らかの助成的なことを考えてもらいたいということを今言ひましてんけども。

この前、田原本町長、ほかの町の市長との話をするのも失礼な話ですけど。聞いたら、緊急対策費をいう形で予算に計上されてるといふようなことを聞いて「それ、どうすんのや。」と、「何に使うの。」と言うたら、そういう井ぜきがこの前つぶれてんと、それで、そういうのになんぽか補助したといふような、周りの市町でそんなあるらしいよつてに、またその辺調べていただいて。ともかく、そういう何らかの補助が出るような形へ持っていってほしいとお願ひします。

青木議長 はい。よろしいですか。答弁よろしいですか。

それでは、以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩をいたします。

控室の方で婦人会の方が抹茶の接待をしていただくということになっておりますので、理事者の皆様もよろしくお願ひをいたします。再開は3時15分にしますので、よろしくお願ひします。

(P.M. 2:42 休憩)

(P.M. 3:18 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、山田君の発言を許します。1番、山田君！

山田議員 では、3月度の一般質問をさせていただきます。

きょうは広瀬区の皆さんが傍聴に来られております。緊張の中にも、そして広瀬区についての大きな課題であります直販所についても質問させていただきたいと思ひますので、ご答弁の方、きちっとお願ひいたします。

では、19年度3月定例会の一般質問は厚生委員会と広正クラブで研修してきたことをも

とに、広陵町の行政に提案し、そしてその実現を目指し質問をやりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

一つ目、広陵町の環境基本計画、地球温暖化防止町民実行計画の策定についてお願いするものであります。私たちはこの地球に生まれ、多くの生き物とともに互いに関係を持ちながら生活してきました。御存じのように、20世紀に入って人類が急激な発達を始めてから人口は急激に増加し、地下から化石燃料や資源を掘り出し、さまざまなものをつくり出して、今までの環境を変えてきました。その結果、さまざまな環境問題が発生し、その一つとして地球温暖化の影響があらわれ始めてきたところであります。氷河の後退、海面水位の上昇、永久凍土の融解、寒波・熱波の襲来、台風やハリケーンの大型化、干ばつ・大洪水など異常気象が世界各地で起こっております。目を日本国内に向けてみても、去年は新潟県では積雪が10メートル近くもあったのに、今年はその10分の1程度。北海道における竜巻、そして冬の暖かさと、私たちの身の回りにおける環境も地球温暖化について待ったなしに取り組んでいかなければいけないと思っている今日であります。

1997年に開催された地球温暖化防止京都会議では、いかにして地球温暖化を防ぐか。発展途上国に比べて温室効果ガス、二酸化炭素、メタン、水蒸気など排出量の多い先進諸国が、どれだけ温室効果ガスを削減するかについて話し合われ、日本は基準年、二酸化炭素では1990年に比べて、6%削減することを公約いたしました。その後、アメリカがこの京都議定書から離脱しましたが、世界の温室効果ガスの4分の1を排出してきたアメリカは、今年1月25日の大統領の一般教書演説で、今後10年間でアメリカのガソリン消費量を20%を削減するなど、地球温暖化対策への意欲を示し、路線転換の意味は大きいと思っているのであります。ロシアが批准したことから、2005年2月16日に京都議定書が発効しました。これを受けて日本は2008年、来年から2012年までの平均として6%削減することを約束したのであります。私たちは、この国際的に約束した削減目標を達成しなければならないわけであります。

また、地球温暖化を防止し、未来の地球のためにより環境を残さなければなりません。そのためには、自分ぐらいはとか、きょうだけはといった考えを改め、地球温暖化防止のための行動に真剣に取り組む必要があると思っていますのであります。

そのためにも、広陵町の環境基本計画の策定が急務と思っているのであります。中身については、計画策定の趣旨、広陵町の目指す環境像、その環境像を実現するための基本方針、計画の期間、対象地帯、町人、広陵町環境基本計画推進委員会を設置し、計画の推進体制を

強化し、町民、事業者、町で構成する組織をつくり真剣に取り組む必要があると思いますが、まず、その考えをお聞かせいただきたいと思っています。

奈良県は平成19年度1月に温室効果ガスの削減に向けて、ならストップ温暖化アクションプラン、県地球温暖化防止地域推進計画を作成し発表したのであります。CO₂は家庭からの割合が4割を示している。すべての家庭でプランに取り組んで欲しいと言っているのがあります。平成22年までに、CO₂の10%削減目標を設定しました。それに協力、賛同するためには広陵町の環境基本計画の策定が、まず急務と考えるが、町の考え方はどうか尋ねるのであります。

次に、その基本計画をもとに地球温暖化防止町民実行計画をつくる必要があるし、地球温暖化防止のための取り組みの必要性と行動を起こす必要があるわけであります。このまま対策を講じなかったらどうなるかということ、温室効果ガスの大気中濃度が急激に上昇し、気温が上昇することで温室効果ガスのうち永久凍土の中に閉じ込まれたもの、海底に畜積されていたもの、海水に溶け込んでいたものなどが大気中に大量に放出されることが懸念されています。もし、これが現実のものとなったときは、大気中の温室効果ガスの濃度は一気に急上昇するということになり、気候に与える影響は、はかり知れないものがあるということであります。

これと合わせて注目しなければならないのは、温室効果ガス排出量が環境省による2003年の速報値では、基準年に比べ8%増加していることであります。内訳で見ると、家庭での伸び率が1990年に比べて28.9%増加しているのがあります。この地球温暖化防止町民実行計画への取り組みが、いかに大切であるか。ですから地球上のすべての人間が今すぐに地球温暖化防止のための、何らかの行動を起こす必要があるわけであります。その考えを町長に聞くわけであります。

2つ目であります。定例会の初日に厚生委員会から研修報告がありましたが、それを広陵町で真剣に取り組む必要があり提案するわけであります。身近なことから地球温暖化防止が必要の観点から、研修してきた周南市では合併後新たな環境基本計画策定委員会をつくり、五つの基本方針。一つ、快適で健全な生活が営めるまちづくり。二つ、人とさまざまな生物が共生できるまちづくり。三つ、自然と文化と身近に触れ合うまちづくり。四つ、資源が循環する、環境に優しいまちづくり。四つ目、一人一人が環境について考える行動のまちづくりを掲げ、基本施策や重点施策を実行しようとしてされてるのであります。

その中で地球温暖化防止対策として「市民節電所事業」があったのであります。この事業

は家庭で節電することでエネルギー消費を抑制し、かつ、地球温暖化防止の意識を高めることを目的に、平成17年から実施されているのであります。仕組みは夏場の電気使用量が昨年と比較して4%以上の節電を達成した各世帯には、活動支援金が支給される制度であるのであります。平成17年度の事業成果は96世帯が参加して、節減量3,339平方キロワットアワー、2.1%の削減効果で162本の杉の木が1年間に吸収する二酸化炭素の量に匹敵する効果があったようであります。

18年度には66世帯で2,905平方キロワットアワーで、2.1%の削減効果で115本の杉の木が1年間に吸収する二酸化炭素に相当する効果が出ることであります。奈良県でも、温暖化アクションプランにも家庭でプランに取り組んでと訴えているが、その県のアクションプランにこたえるためにも、何か今こそ行動することも必要ではないかと思い、提案するのであります。

次に、広瀬区の農産物直販所の進捗状況について伺います。

一つ、広瀬区においては出資金、登録手数料をいただいて出品者を募り、直販所開設に向けて進んでいるが、肝心な場所については現在のところ見つかっておらんのが現状である。近い将来に確保できる見通しについて、まず尋ねるわけであります。

(ロ)として、はしお元気村における農産物品店について広瀬区の方からも出品していただく予定になっているが、どのくらいの方々が参加してくださるのか。また、全体の計画はどうか。運営主体はだれがやり、将来はどのようになるかを尋ね、これが質問項目の要旨であります。

町民の暮らしに直結した目に見える貢献として、地場で生産された農産物を町民に直接届ける農産物直販所は、農家と町民のきずなを深めるのに適した事業はないだろうと思っています。農家にとっては、丹精を込めた農産物に対する町民の評価を直接聞くことが大きな励みにもなるし、流通コストを省くことで、手取り額をふやすことが可能になり、少量多品目の栽培に切りかえることで高齢者、高齢化にも対応しやすい。農産物加工で付加価値を高め、さらに所得アップを図るのもいいだろうと思っています。町民にとっても、日々の食卓に欠かせない多種多様な地場農産物が一同に集まる直販所は大きな魅力であり、生産者のこだわりや思いもよくわかるのであります。また、直販所に集まる地場農産物を学校給食に積極的に使うことで、地域の食文化や農業に対する子供たちの認識を深めることも期待できるのであります。

この直販所を通じて農家と町民の連携を強化できれば、町民による一歩踏み込んだ農業支

援活動も生まれてくるのであります。農業体験農園でプロの栽培のノウハウを習得した町民が労働力不足に悩む農家に応援に駆けつけたり、遊休農地を借りて生産した農産物を出荷してもらえれば、高齢化に伴う担い手不足も、耕作放棄地の有効活用の問題も解決に向けて動き出すのではないかと思うのであります。農業の生き残り戦略として、直販所の設置については重要であると考えておるのであります。

そこで、広瀬区の直販所の進捗について聞くわけであります。出資金、登録手数料をいただいて出品者を募り、直販所に向けて進んでいるが、肝心な場所については現在のところ見つかっておられないのが現状であります。将来確保できる見通しはどうか尋ねるのであります。

はしお元気村も4月28日にオープン予定であるが、全体の計画、運営主体はだれがやり、将来はどのようになるか尋ねる。どの程度の出品者がおられるのかも尋ねるわけであります。

次に、四つ目であります。広正クラブも教育委員会で研修されたことを実現し、広陵町でも将来の子供たちの生活改善、学力向上プロジェクトの後押しをするためにも研修してきたことをもとに質問させていただきたいのであります。

広陵町（仮）生活改善学力向上プロジェクトについてであります。昨年11月に広陵町教育委員会のメンバーの方々が、山口県山陽小野田市を視察・研修され、多くの成果を納められたことを12月の定例会で聞かせていただきました。教育長はその取り組みは自分の将来に明るい希望を持つ元気な子供を育てるという目標を掲げ、その達成のために着目したのが脳、特に、前頭前野の健全な発育ということであり、そのために早寝・早起き・朝ご飯、さらにテレビゲーム、ネットによる脳知能の破壊ストップという環境づくりから取り組まれたもので。そして、生活改善学力プロジェクトを立ち上げ、学教教育の事業の改善、家庭教育での生活改善を実施されておるのであります。

全小学校13校でモジュール授業の導入、授業1コマを3分割し、音読活字の書き取り、前倒し、100マス計算を取り入れられ、授業の集中と活性化を図られた。家庭教育の生活改善では十分な睡眠時間と、栄養摂取、有害メディアとの隔離、家族団らん等による親子関係の確保を図られたと。そして、学校と家庭の連携及び関係機関団体との協力関係を結びながら、その効果を期待されています。

教育長はモジュール授業を具体化できればと考えていると回答がありました。現場の先生と相談し、知恵を出し合い、独自のモジュール授業を構築したいと回答があったのであります。子供たちの健全な成長のためには今何が大事で、何をしようと計画されているのか尋ね

るのであります。

具体的には、一つは学校教育の改善について。（ロ）家庭教育の改善について。そして、学校と家庭と連携及び関係機関、団体へと協力連携について具体的に説明していただければ幸いかと思っています。

最後にミミズで生ごみリサイクル。ミミズを使った生ごみ処理は化石燃料を使用しないで、ダイオキシンやCO₂を排出しません。やり方も簡単ですし、一度モニターを募集して参加者を募ってみてください。多くの方が、参加があると思っております。

ミミズ生ごみリサイクルを提案するのであります。広陵町は新清掃センターが完成し、いよいよ本格的な稼働数が今までの施設と大きく違い、いろいろな面で環境、エネルギーの消費量についても、町民にも負担がかかることは間違いないと思っています。安全・安心で環境に優しい施設を稼働してほしいと願う1人であります。

町のごみ処理経費の現状もごみ1キログラム当たりの処理費は平成13年度で49円21銭。平成17年度では1キログラム処理費用は57円62銭であり、4人家族で一日当たり約570グラムの生ごみを排出されている。つまり4人家族で毎月約1,000円弱の、1年間で生ごみの処理するのに1万2,000円ぐらい税金が使われているのであります。

そこで私たちはミミズコンポストによる、ごみ減量化を広島市に視察に行ってきました。このミミズコンポストの説明会に20人の募集に対して164人もの応募があり、住民もごみ対策には非常に関心が高かったようであります。ミミズコンポストの作成費用はプラスチックケースやミミズなどの初期費用6,500円程度で済むようであります。

電気など使わない、ランニングコストがかからない、酸素が行き渡った状態で生ごみを腐らせ、ミミズが食べるので臭いはしない。ベランダ、軒下など小さなスペースで場所も取らない。ごみ収集日まで生ごみをためておくことなく、いつでも生ごみが処理できる。よい質のたい肥が生成されるなど大変すぐれた特徴を兼ね備えてるとの説明がありました。

実際に実物を見せてもらいました。小型のしまミミズで、1キログラムのミミズが要れば、一日に0.5キロから1キログラムの生ごみを処理できるとのことでありました。説明のとおり、衣装ケースのようなものに入ったミミズと残りごみは臭いもなく、その効果が実際体験してきたものであります。

地球温暖化対策、ごみ減量化対策問題についても一石二鳥ではないか。このミミズを使った生ごみ処理は化石燃料を使用しないで、ダイオキシンやCO₂を排出しないし、やり方も簡単ですし、一度モニターを募集して参加者を集ってみてください、多くの方が関心を持つ

ておられると思い、提案したいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

青木議長 それでは、ただいまの山田君の質問に対し1回目の答弁を受けます。 はい、平岡町長！

平岡町長 ただいまの山田議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず初めは、広陵町の環境基本計画・実行計画についてのご質問でございます。特に深刻な日本の温暖化現象、事例をお述べをいただいていた内容でございました、答弁として地球温暖化対策は世界中の課題であります。広陵町においても住民一人一人が、この問題に取り組む必要があると考えています。

奈良県においても平成19年1月に温室効果ガスの削減に向け「ならストップ温暖化アクションプラン」。これは県地球温暖化防止地域計画と言うそうでございます。新聞発表されました。広陵町においても今年度中に環境基本計画・実行計画を作成する予定でございます。広陵町民が少しでも「地球に優しい地球の温暖化防止のため」温暖化対策地域協議会を設置してはとの御提案ですが、広陵町が目指す「人に優しいまちづくり」と合い通ずるものがありますので、検討してまいりたいと考えています。

現在、平成18年度中の町関係施設のエネルギー使用量を取りまとめ、温室効果ガスに換算した数値を算出するため、取り組みを進めているところです。

今後、広陵町全域を対象とした温暖化防止のための取り組みについても検討してまいりたいと考えています。

2番でございます。町民節電所事業の提案をいただきました。身近な取り組みとして「町民の節電」の取り組みをとの提案ですが、先に作成した環境家計簿の内容を見直し、それをもって各家庭にPRし、省エネの推進に取り組んでまいりたいと考えています。

3番でございます。広瀬区の農産物直販所の進捗についてお尋ねでございます。直販所を設置することは数多くの利点がございます。議員、お申しこしのとおりでございます。山田議員は地元議員としてご活躍をいただいて、お気遣いに感謝をしています。地元の皆さんもきょうは傍聴にお越しをいただいておりますので、しっかりと答弁をさせていただきます。

まず（イ）でございますが、広瀬地に設置を進めている道の駅につきましては、地元の意見を聞きながら数カ所の候補地を考えています。現在地権者と土地の利用並びに賃借料等話し合っているところでございます。

2番でございます。2番は、はしお元気村での開設につきましては、広瀬区では61名の

出品登録者があります。また、開設に向けて農家では野菜の作付も行われています。

運営主体は町直営のはしお元気村で朝市として町内の農産物等の販売を行います。広瀬区、J A、町内出荷団体等の参加を得ながら、安全で安心して農産物を買っていただくためには、農薬の安全使用基準を遵守しなければなりません。また、直販所のノウハウ等につきまして関係機関と十分協議を重ね、農家の意識改革を図り、地域に活性化の一助となるよう努めてまいりたいと存じます。

4番は教育長がお答えをいたします。

5番のミミズで生ごみリサイクルをとということでございます。過日の竹村委員長の視察報告でも感銘を受けました。小さなミミズが果たして大きな役割をしてくれるかなと疑問もありますが、先ほども寺前議員がミミズ博士とお声がけがありました。

答弁といたしまして、ミミズで生ごみリサイクルを実践するモニター募集との御提案ですが、事業について研究を行い、ごみ減量の一環として前向きに検討してまいりたいと考えています。

まずは職員で試験的に実践して効果を確認し、取り組みたいと考えているところですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上のとおりでございます。

青木議長 はい、それでは質問事項1について2回目の質問を受けます。

失礼しました。 安田教育長！

安田教育長 山田議員の質問4番目、広陵町の生活改善学力向上プロジェクトについてのお尋ねでございます。

その中の一つとして学校教育の改善。2つ目として家庭教育の生活改善。3つ目として学校と家庭の連携及び関係機関、団体との協力連携についての質問でございます。

まず、将来「健康」で「希望」を持つ児童・生徒を育成するために、特に子供のときにしかできない「脳」の健全な発育を促すため学校、家庭、社会が一体となるよう、この運動をしていきたいと計画しました。言葉をかえれば「人間力」の回復を目指す運動でもあります。

まず学校教育の改善についてであります。まず小学校では「モジュール授業」の取り組みを考えています。要領として、火曜日から木曜日の1時間目を活用し、一授業を3分割します。内容としまして、集中力を高めるもの、一斉音読、そしてリズム感を兼ね備えたものを各校で工夫してもらおう予定です。

次に家庭教育の改善といたしまして、家庭への啓発として、朝食の摂取、そして排便を日

常化するように家庭へ働きかけ、合わせてストップザテレビ・ゲーム、インターネット等の運動を推進していきます。

また、学校、家庭、社会の連携については「早寝・早起き・朝ご飯」をスローガンにこの運動を推進し、PTA等の研修、総合的な学習の時間を利用して脳の発達のメカニズム等を学習してもらう機会を設定いたします。

幼稚園、学校内、社会全体への啓発運動として、懸垂膜を製作し公共機関に設置します。学校でも自作品を作成し、この運動のより大きな成果を考えています。また、これらを積極的に推進するためにも、平成19年度の「教育講演会」を8月に計画し、実施してこられた先生を山口県山陽小野田市から迎え、幼稚園・小学校・中学校全教員及びPTA関係機関からも参加していただき開催する予定をしております。

以上でございます。

青木議長 はい、それでは山田君。 はい、1番、山田君！

山田議員 1番と2番同じようにさしていただいて、3回で結構です。

青木議長 はい。

山田議員 同じように思いますので、よろしく申し上げます。

まあ、町長の答弁がありましたように、環境基本計画・実行計画を策定するとございました。本当にこの地球温暖化、来年からこの削減に向けてする前年度に、このような、やっと私たちが望んでいたことができんのかなど。いろいろ私たちもこの勉強してきたこと、皆さんに資料がいつてると思いますが、またこれを参考に本当に環境問題について立派なものをつくっていただければなと思っております。

また、温暖化対策地域協議会を設置してはどうかという提案にも前向きにこたえていただき、設置したいという答えでございましたので、どうか英知を結集した、そしてこの協議会ができることを希望しておりますので、よろしく申し上げます。

それから、現在平成18年度中の町関係施設のエネルギーの使用量を取りまとめ、温室効果ガスに換算した数値を算出するため取り組みも進めているところであります。こういう答えがあったんですが、まあ、漠然としております。私がここで提案したいのは、教育委員会にも提案させていただき、また町の施設にも提案させていただけるのは、いわゆるさわやかホールとか、中央公民館、この体育館、グリーンパレス等々、町の関係施設のこの施設がありますね。そこで、いわゆるエネルギー。水道であるとか、その電気代であるとか、ガス代であるとかこういうのを、やはり前年度と比べてみて今年は少なく頑張ったんだと。節電と

かいろんな温暖化のために頑張ったんだと、そういうようなポイント制でもありませんでしょうか。そういうことも考えてみていただいて、本当に地球温暖化の少しな、ちっさなことでしょうけれども、そういうところから頑張ることも必要ではないかと思っています。

それから教育委員会の方でありますけれども、この間、3月2日の毎日新聞にありました、これ京都の教育委員会の方からこのような新聞報道がありました。今年の7月から学校の敷地内の植樹整備や省エネルギー化などの環境保護に取り組んだ私立学校、幼稚園に1ポイント10円を送呈し、を与え、一定額がたまったら、それに応じて予算を配分する制度を導入する計画を発表したと。

これも広陵町におけるそういう一つの地球温暖化のために頑張っている事例だと思います。ですから、ポイントの対象は学校の周囲に植樹して温暖化防止に取り組む、緑のカーテン事業や学習向けの風力発電施設の設置、電気・水道・ガスの各使用量を前年度に比べて削減した場合など内容に応じて100から1万ポイントを与え、一定になると予算還元し、用途は各校にゆだねると。そして単年度400万から500万かかると試算しており費用は市教育委員会が負担すると。このような、また同月から和太鼓や運動会用の大玉など利用頻度の少ない各学校、所有物品をコンピューターで管理し、賃借の保管移転を行うシステムを導入と。同じような玉とか移動させて使うということでしょうかね。

そういうことも、やはり考えてこの地球温暖化に対する考えを持っておられるわけですが、町長または教育委員会、そういう考えはあるのかなのか。今後検討したいと思っはんのか、その辺をまず聞かせたいと思います。

青木議長 はい、平岡町長！

平岡町長 初めていろいろなことを聞かせていただいたところでございます。

役所だけで幾ら頑張っても効果はでないと思います。町民の皆さん、また各学校の子供たちが、また、施設を使う人々が理解をしてもらわなければだめだと思います。還元制度もなかなかいいことだと思いますので、補正でも対応できるように取り組んでいきたい、そんな意気込みでございます。

青木議長 はい、安田教育長！

安田教育長 今、ポイント制という、そういう私は発想は持っておりませんでした。今、町長が言われたような形でそういうことが予算的に可能であればそんなことも考えてみてもいいかなと、今そういうふうに、ふと思っております。

以上でございます。

青木議長 はい、1番、山田君！

山田議員 なくしたころは、やはり地域ぐるみとか、やはり末端のところまで小さいところまで、隅々までこうしたことを協力してもらわんと、この地球温暖化なかなかできないわけがあります。これも毎日新聞の声という欄で、地球温暖化防止対策として二酸化炭素の排出規制など呼びかけられています。大事なのは地域の環境維持は地域住民ぐるみで、さらに地域の企業も一体となって自分たちで守っていくのだという意識だと思います。

この小さな一歩が、地域から国へ、また世界へつながっていくのだと思います。身近にできることから取り組むことが大切です。

今、教育長も言われましたし、学校の子供たちにもちょっとした小さなことがこつこつと積み上げていただいて、そしてできればと思っております。

また、学校を見渡してみましても緑が少ないのかなど。私たちが小さいころは本当に桜の木が植わってて緑豊かなところでありました。そして、真美ヶ丘の小学校・中学校行っても、やはり風が吹けばほこりがすると。校庭を芝生化したらどうやという提案をさせていただいたんですが、なかなか後の管理が大変だということもありましたし、そうした一つの緑のカーテン事業としても取り組んでいただければなと思っておりますのでよろしくお願いします。

それから3番目の広瀬区の農産物の直販所の進捗状況についてであります。やはりこの答えを見ますと、地元の意見を聞きながら数カ所の候補地を考えていると、考えておられるという答えでありました。で、現在、地権者と土地の利用並びに賃借料等を話しているところ。これは町長、土地を買うのではなくて、やはり借りてやられる方法を今、考えておられるのか、一つですね。

それから先月、一つの候補地の方と話し合っておるわけですが、おられるようですが、その場所がまず本命ではないのか。それは買うのか借りるのか、その方向性を示していただきたいなと思います。

それから、この事業はいわゆる百済寺公園等々を含めるまちづくり交付金の、やはり資金等を使って、このことができるのかどうか。私はそのまちづくり交付金を使って、この事業を東部地域の一つの事業として使っていただければ一番スムーズに行くのではないかなと私は思っていますが、いかがでしょうかね。

それから、はしお元気村と広瀬区との直販所は平行して将来も進むのかどうか。それとも、ほかに方法はあるのかどうか。

まず、それを聞かしていただきたいと思っております。

青木議長 はい、中尾統括部長！

中尾統括技術部長 まず、広瀬の件でございますが、基本的にはやはり借地ということで土地を探しているわけございまして。いわゆる、いろんな場所を当たって、その中から一番場所的に便利だとか、いわゆる経済的にも有利だとかいう、いろんな選択肢の中から選んでいきたいというふうに思っております。

また、本命と言われました場所につきましても、交渉は一応終わっておりますが、有力な候補地の一つだというふうに今、位置づけをしておるところでございます。

それと、いわゆる、まち交という、まちづくり交付金事業という中で、その事業を利用するということには間違いはございませんが、いわゆる、その事業の中ではまちづくり交付金の対象となるのは購入する場合に限るということにはなっております。

それと、はしお元気村の件でございますが、そのとこで、いわゆる広瀬区の方のブースを朝のうちのご質問の中でも60ほどあるということを答弁させていただいておりますが。広瀬区の中で今61名の方が登録がありますが、その方全員が来られても大丈夫だということにはなっておりますが、今のところ、まだ具体的に何名が参加されるということをこちらの方も、まだお聞かせ願っておりません。

ただ、広瀬地区の中でそこで出す出荷に向けて、畑でチンゲンサイやとかという部分をつくっていただいていると。苗を植えていただいているということも聞いておりますので、心強くは思っておるわけです。

内容といたしましては、一応町の直営という形で行いまして、そこへ広瀬区のいわゆる大和・広陵の組合の方が参加していただくと、こういうスタイルになろうかとも思います。今現在、店長といいますか、責任者が実はきょうから五條の牧野の直販所の方へ朝から、朝一番から出向いて一緒に作業を行って研修に入っております。そこだけじゃなしに、いろんなJAの場所ですとか、この間もちょっと一緒に行ってきましたが、組合でやられてる飛鳥夢販売所のところも研修さしてくれという申し込みもしてきたところですので、いろんな販売についてのノウハウを研修してくれとると期待しております。

今の現在、状況は以上のとおりでございますので、またいろんなところでご協力いただくことになろうかと思っておりますので、その節またよろしく願いいたします。

以上です。

青木議長 はい、町長やね。 はい、平岡町長！

平岡町長 用地は借りてするのか買うのかということもご質問にあったかと思えます。私は当

初からとりあえず期限を定めて途中で店を閉めるようなことがあれば、その用地はむだなことにもなるわけでございまして。また、取得価格につきましても、ごみ関連事業で協力しているということになれば、土地の価格についてもいろいろ考えなければいけないという大変な問題もあるわけでございますので、しっかりとこの点、候補地いろんなところを含めて検討したいなと思っております。

今1人の人は、一番いい場所は買うてくれというお申し出をいただいているわけでございまして、価格は非常に安いわけですが、こんなこと決まりしだい議会の皆さんとも協議をしながら進めたいと思っております。

また、職員が今部長を申しましたように、若さみなぎる、この村田君であります、選抜をいたしました。彼は農家の皆さんとしっかりと協議をしながら適切な運営をやってくれものと期待をしているところでございます。私ども、売り子ではないわけですが、援護射撃をするタイプでございまして、しっかりと彼の働きを見守っていきたい。きっと地元の皆さんの声を吸収してやってくれるものと信じておるところでございまして。どうぞこれからもよろしくお見守りをいただきたいと思います。

山田議員 はしお元気村の・・・額の一般的には平行してするのか、それとも何か方法はあるのか。平行してずっとするのか。はい、よろしくお願いします。

青木議長 はい、平岡町長！

平岡町長 平行するののかということでございます。基本的には4月からはしお元気村がオープンをし、その出荷をしていただく皆さんのそのノウハウ、その問題点どうなのか、売り場ではどうしたらよいか、こういうことらを勉強しながら次の広瀬地区の計画をさらに実施計画に移していくわけでございますので、そうした運営をする上では、箸尾の元気村がどのような運営をするか、どんないい答えが出んのか。長所・短所をしっかりと見きわめる絶好のチャンスでもございます。できれば、私は広瀬にできたら、もう箸尾は廃止するというのではなくして、基本的には土曜日曜の開催でございます。しかし、土曜日曜だけでは、お客さんが見つからないということもJAさんから我々聞かせていただいております。台所は土曜日曜だけ買い物するのではないですね。主婦はそういうようにお申し出をいただいて、もう何日かをふやさなければいけないとそんな思いもございまして、これも実証していきたいと思っております。

まあ、平行するかどうかはこれも基本的には広瀬のところでは広陵町の集中した大規模な販売店をつくるわけですから、基本はそちらが基本でございまして。あくまでも箸尾は地元の皆

さんのサービスまたは沿道の人たちのサービス事業ということで、元気な元気村をつくるんですから、地場産品は元気をいただく。そういうことからして直販所は必要でございますので、これをやめれば何か元気なくなるようになりますので、私は利用者に対して、ここで買っていたら、小規模ではありますが、続けていくということにはしていきたいと思っています。

青木議長 はい、3回目の質問。 はい、1番、山田君！

山田議員 今、これは町長、確認しときますが。はしお元気村でやるのが町の直営の施設。ほんで、広瀬区でやるのも町の直営の施設だと考えておられるのかどうなのか。その辺を確認しときます。

それから今、1カ所だけねらい撃ちみたいにさしていただいて「売ったらいいよ。」と、「売ってもいいよ。」というような答えはいただいているようではありますが。（「いうことも・・・」と言う声あり）ですが、借りようにも、借りまいが、広瀬区において、この直販所ができればいいのですよね。できるとしたら、買う方向であれば、まちづくり交付金等を使って事業を進めていただいた方がスムーズに行くのかなと思っています。その辺も考えていただけたらと思っています。

それから、やはり先ほど述べましたように、やはり直販所は農家と住民のきずなを深めるのに適した事業であるということ。それから農産物に対する町民の評価を直接聞くことができ、大きな励みにもなると。直販所に集まる農産物を学校給食に積極的に使うことで、地域の食文化や農業に対する子供たちの認識を深めることもできるという。

だから広瀬区、はしお元気村と農産物の直販所が2つできることになるわけではありますが、すべて町の直営になると思ってるんですが。まあ、どんな考えがあるのかわかりませんが、私は町の直営2つなるのではないかというニュースはあるんですが、その辺を確認をしておきたいと思いますが。

まあ、これから、どんな戦略を持って、この2つの直販所を進めてもらえるのか、ちょっと基本的なところをお願いしたいと思っています。

青木議長 はい、3回目の答弁。 はい、平岡町長！

平岡町長 経営とか運営とかいうことも心配をいただいているようでございますが、基本的にはやっぱり経営というのは役所が建物を建ててしっかり見てやらなければいけないと思います。地元の皆さんは経営する力があるのかどうか。これはしっかりやっていただければと思います。基本的には難しいのではないかと思います。しっかりと作物をつくっていただくという

ことが、やっぱり基本でございまして、運営には力を貸していただく。しかし経営については少々その先ではないかと、そんな思いをしておりますので、運営には力を貸していただく。そんな考えで持っております。

いましばらく協議を続けておりますので、もう少しなりますと、これらの実態もはっきりと協議をさせていただける段階になると思っておりますので、私の考えは基本はそうでございます。

青木議長 はい、次に移ってください。 はい、1番、山田議員！

山田議員 先生、教育委員会の方に生活改善学力向上プロジェクトについてお願いしたいと思っております。

まあ、答えの中には本当に研修をされて、その成果が出て、そして取り組むと。まあ、大きな事業だと思っています、正直ね。ですけども、やはりもう一つ1点はこのモジュール授業、反復学習を行うことにほかの教科におくれは出ないのかという心配一つ。

それからモジュール授業の進め方、内容は各学校によって任せるのか、それとも統一されたものをつくれるのか、まず2点お願いいたします。

青木議長 はい、安田教育長！

安田教育長 モジュール授業については、これを一番恐らく理解しなければならないのは教職員だろうと思っております。というのは、やっぱり教員というのは1年間を通じて、この内容をすべて教えきると、こういうものを持っておりますので。例え1週間に3時間と言えども、例えば中学校で言えば3時間授業というのは1年生の理科みたいな形で全部飛ばしてしまうというような形になってくるわけですが。これを見たときにやっぱりそれを諸手を上げて賛成する教員はおらないだろうと思っております。

また、山陽小野田市にも行ってきたときにもそのことは話されました。これは、まず、そのことについてはしっかりと理解してもらおうと。だから、どういう形かと言いますと、先ほども言いましたように、こういう、一つは集中力を高めるもの。例えばそれが100マス計算であれば、これは数学の授業にカウントしてもいいんじゃないかな。例えば、もう一つは、出てきたのは漢字の前倒し。これは国語の時間に入れてもいいんじゃないかと。今新しい教育課程の中では、そういうようなカウントも可能ですから、できますけども。そうやってきたときに、初めての試みになってきたときに、1年間でそれが果たしてできるかどうかというこの不安は持つだろうと思っております。

そういうことも含めて今年の夏休みにこの講演会を開きながら、実践してこられた山陽小野田市の指導主事に来ていただいて、その話をしていきたいと、このように思っております。

それから、内容ってもう一つ何でしたかな。（「…は各学校で…」と言う声あり）今、各学校の方ですから、大体私としては五つほどのパターンを考えております。その五つほどの中で、どれをするかというのはそれは各学校にお任せしようと思ってる。

例えばの話です。今音読をやらそうと思っております。そのときに、内容的にはひょっとしたら西小学校は竹取物語をやっておりますので、それかもわかりません。しかし、違う学校では違う教材を使うかもわかりません。しかし一応15分間なら15分間、一応一斉にやってみたく。そん中で、あとの組み合わせは各学校にお任せしよう、このように思っておりますし。もっといいのであれば、そのことも使っていきたいなどこのように思っております。

以上です。

青木議長 はい、どうぞ。

山田議員 生活改善学力向上プロジェクトについては、議会で提案し、そしてそれにこたえて教育委員会が山陽小野田市に視察され、非常に大きな成果があったと前回の定例会で局長も言われました。そして教育長も言われました。「人間の最大の悪はなんであるか。それは鈍感である。」と。これは野村克也氏、野球監督の野村克也氏がそのように言うてるわけですが。教育委員会は敏感に捕らえて、今度は問題意識を捕らえて、そしてこうした前向きに競い合えたことに感謝したいと思っております。

続いて、現状の子供たちを取り巻く環境を考慮し、今、回答していただいたことを目標に持ち、やられることに感謝したいと思っております。また、野村克也氏はこのようなこともいわれてるんですね。まあ、野村さんというのは私の1人の好きな人なんですけども、仕事の三大要素は何か。一つは計画、実行、そして確認。中でも計画は特に重要であると。このリーダーによって組織全体はどうでも変わるわけでありまして。リーダーの職務は壊す、つくる、守るだと言われております。この事業も非常に大きな事業であるわけでありまして、教育長の本当のリーダーシップがこの大成功につながるといいますと、大変大きな事業だと私は思っております。

また、先生方、難しい先生方ばかりでございますので、そのリーダーシップをとって、こうしてこの学力向上プロジェクトについて大成功を祈っとりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

はい、じゃあ最後に何か意見ありましたら。教育長。

青木議長 はい、安田教育長！

安田教育長 私自身はこのプロジェクトをやるわけですけども、余りトップダウン、上から下向いてのそれは私自身は性格的に嫌いなんです。できるだけボトムアップ、それを求めたいと思っております。だから、ひょっとしたら、違う他町村では1年で成功されるかもわかりませんが、私自身はその学校の背丈と歩幅に合った形で。それの方が長続きするんやないかなと、このように思っております。1年かかるところを2年、2年かかるところを3年かかるかもわかりませんが、ずっと維持していくことも大切だと思っておりますので、そういう気持ちで私は進めていきたいと思っております。

以上です。

青木議長 はい、1番、山田君！

山田議員 まあ、頑張ってください。お願いしときます。また、議会の方も後押しさせていただきたいなと思っております。

最後にミミズ生ごみリサイクル、まあこうした提案をするわけではありますが、まず職員で試験的に実践してやられると。大いに喜ばしいことかなと。私たち厚生委員会に行ったメンバーも、これに取り組んで研究してみたいなと思っております。

まあ、その中でやはり教育委員会でミミズコンポストを総合学習の時間においてるところもあるようであります。これは、宮城県の塩竈市の第3小学校とか、兵庫県の宝塚市とかこれインターネットしたらようけあるんですよ。そして、ミミズコンポストが積極的に推進する自治体もふえてるわけですね。それは、滋賀県の大津市では50台のミミズ箱をそれぞれ3,000匹のミミズをつけてモニターに対応していると。そして、岐阜県の高岡市では市役所のいろんな課の職員が集まって、ミミズ一家という会をつくり、幼稚園にミミズ箱を配るなどを積極的に活動していると。まあ、東京都とかいろんなところで、この今ミミズコンポストが見直されているということも一つです。

それから外国におけるアメリカ、オーストラリアもこのように言われているわけでありまして。やはり、カナダのバンクーバー市では独自の一層式のミミズコンポスト容器を開発し、そのミミズ200グラム込みで25ドルで売っていますね。5年間でこのように外国の方でも、この環境に優しい地球温暖化についても、このミミズコンポストが取り上げていること。

それから教育の方でも、このせっぱ詰まったごみ事業を伝え、ボランティアやマニアを育成する広報、教育活動が現在の欧米のミミズコンポスト流行の原動力だと、このようにインターネット等々ですね、やはり伝わってるわけでありまして。

やはりこうしたことを、どうか職員の皆さん、どっかに自治体がありましたら、ミミズ一

家という名称でもつくって頑張ってください成果をして、ごみの減量化に取り組み、また地球温暖化に取り組んでもらえばよろしいかなと思っていますので、お願いいたします。

以上です。

青木議長 はい、答弁よろしいですね。

はい、それでは、これをもって、山田君の一般質問は終了いたしました。

それでは、以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

(P.M. 4 : 15 散会)

平成19年第1回広陵町議会定例会会議録（最終日）

平成19年3月19日

平成19年3月19日広陵町議会
第1回定例会会議録（最終日）

平成19年3月19日広陵町議会第1回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信（副議長）
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝（議長）
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	会計部長	和田叙嗣
統括事務部長	笹井由明	統括技術部長	中尾寛
総務部長	植村和由	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	大西利実
総務部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志
書 記 野 瀬 一 吉
書 記 上 田 勝 代

青木議長 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 06 開議)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1 議案第 1 号	広陵町総合保健福祉会館設置条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号	広陵町行政組織条例の一部を改正することについて
議案第 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
議案第 4 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
議案第 5 号	広陵町税条例の一部を改正することについて
議案第 9 号	広陵町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正することについて
議案第 11 号	平成18年度広陵町一般会計補正予算(第6号)
2 議案第 6 号	広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについて
議案第 12 号	平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
3 議案第 7 号	広陵町都市公園条例の一部を改正することについて
議案第 8 号	広陵町下水道条例の一部を改正することについて
議案第 10 号	広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて
議案第 13 号	平成18年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
4 議案第 14 号	平成19年度広陵町一般会計予算
議案第 15 号	平成19年度広陵町国民健康保険特別会計予算
議案第 16 号	平成19年度広陵町老人保健特別会計予算

議案第17号 平成19年度広陵町介護保険特別会計予算

議案第18号 平成19年度広陵町下水道事業特別会計予算

議案第19号 平成19年度広陵町墓地事業特別会計予算

議案第20号 平成19年度広陵町学校給食特別会計予算

議案第21号 平成19年度広陵町用地取得事業特別会計予算

議案第22号 平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算

議案第23号 平成19年度広陵町水道事業会計予算

5 議員提出議案第3号 議会活性化特別委員会設置に関する決議について

青木議長 まず、日程1番、議案第1号、2号、3号、4号、5号、9号及び11号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より、委員会の審査の結果について報告願うことにいたします。総務文教委員長、吉岡君！

吉岡総務文教委員長 それでは委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、本会議において付託されました7議案につきまして、3月8日に委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第1号、広陵町総合保健福祉会館設置条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、総合保健福祉会館、ふるさと会館、働く婦人の家、グリーンドーム、はしお元気村については、施設管理サービス公社にこれまで管理運営を委託していたものを4月1日からは町の直営に切りかえることから、施設を使用したとき納める利用料金を使用料に改めるもので、また、指定管理者制度を選択しないで直営にしたことの原因やメリットなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについては、新しく設置される事務担当と技術担当の理事の役割について伺い、1月から試行している統括部長制を理事制にして、町が直面している諸問題を特命事項として集中的に担当し、その問題解決に当たるものとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについては、議員提出議案の議会議員参画の各種委員会委員報酬等の廃止に関する決議内容をも盛り込み、一部の委員報酬を除いて議員への委員報酬の廃止や、日額支給にあつては会議が4時間を超えないときは2分の1に減額するもので、全員一

致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについては、職員の扶養手当の改正で何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、広陵町税条例の一部を改正することについては、個人住民税と固定資産税の前納報奨金の引き下げに関するもので、平成19年度には廃止の予定をしていたが、平成18年度の税制改正により、国から地方への税源移譲や定率減税の廃止により平成19年度個人住民税の税額が高くなることを考慮した改正であるとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、広陵町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正することについては、主に文言の改正であり、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第11号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第6号）についてですが、町道用地取得費の減額、公民館用地取得費の減額など、各費目の増減理由について詳しく伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。

青木議長 ありがとうございます。

ただいまの吉岡委員長の報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第1号、広陵町総合保健福祉会館設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。12番議員！

松野議員 あえて賛成討論をさせていただきたいと思います。

今回は指定管理者制度をやめて直営施設ということで判断をしていただきました。その中で、直営のメリットということも含めて若干の経費の節減と、また、町職員も多くしていくことができる、信頼していただけるという部分でメリットという答弁もいただきまして、適切な判断をしていただいたと高く評価するところでございます。今後におきましても、安易な指定管理者制度の導入はやめていただいて適切なる直営を評価していただきたいと思います。ということをお願いしまして、賛成といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決します。

議案第1号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第2号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第3号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第4号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第5号は、委員長の報告どおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、広陵町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第9号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。6番議員！

寺前議員 賛成ですけれども、本会議でも出ていた、また委員会でも出ていると思いますけれども、やはり都市整備寄附金の問題であります。これは、やはりもともと町づくりの費用に使うということから出発をし、国などの働きかけで全国的に中止の傾向が出てきたわけですが、やはり広陵町の自主財源を確保するという方向、あるいはまた、特区によって調整区域までもが開発可能な状況になっているわけですから、こういうようなことを踏まえて、これは事業者負担という、開発あるいは建設する事業者が負担するというのが当然のことであって、これを施主等に負担するという趣旨ではないわけですので、まずその点をはっきりさせなきゃならないと思いますけれども、そういう中で条例化によってこの寄附金等を制度化していく、きちんと広陵町の活性化とともに財源確保できるという将来の見通しを立てた計算の中で、そのいわゆる負担してもらえる金額も決めていくということが必要だというように思います。これは広陵町の町づくりの基本的な方向と重なり合って議論すべき問題でありますし、条例化の必要性を、現在の地方分権の流れの中では当然でありますので、そのことを強く要望しておきたいと思います。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論をこれにて打ち切ります。

採決します。議案第11号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 次に、日程2番、議案第6号及び議案第12号を議題とします。

本案について、厚生委員長より、委員会の審査の結果についてを報告願うことにします。

厚生委員長、竹村君！

竹村厚生委員長 厚生委員長報告をいたします。

厚生委員会は、さきの本会議において付託されました2議案について、3月9日、委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果について報告いたします。

まず初めに、議案第6号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについてですが、子育て支援や少子化対策の一環として県の助成事業の拡大に伴い改正されるもので、

これまで3歳から就学前までは入院と歯科に助成が限られていたものを、通院等による一部負担も助成の対象として改められ、ゼロ歳から就学前までは一律に助成されるよう8月1日から施行されるものです。なお、審議の冒頭に、6日の本会議2日目にありました乳幼児医療費助成事業の総額についての質問に対しての回答として、本年4月から10月までの助成金の実績について、ゼロ歳から1歳まで1,779件、69万6,800円、1歳から3歳未満が5,324件、205万4,990円、3歳から就学前までが987件、48万8,330円との報告がありました。なぜ8月1日からの施行をするのか、県の所得制限額が幾らかとの質問には、医療証の更新が8月1日となっていることや周知期間も必要あつてのこと、所得制限は460万円を超える方で町単独での助成となり207人が該当するとのこと、また、助成をする上での滞納者についての扱いやその考えについて詳しく説明を伺い、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、平成16年、17年度、療養給付費負担金返還金の財源の一部である高額医療費共同事業繰越金・積立金返還金について伺い、高額医療費は過去の実績だけではつかみにくいことや、突発的に発生することもあつて、市町村が拠出し合つて1億円を目標として積立金を持って、そこから交付率を乗じて市町村に交付する制度が平成12年度に創設され、平成14年度に目標額に達したが、平成15年度からこの事業は全部改正され、拠出金イコール交付金という形に改正されたため、実質上、積立金を取り崩して交付金に充てる必要がなくなったことから、この積立金を市町村に返還することになったものとの説明を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で、簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

青木議長 ありがとうございました。

ただいまの竹村委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第6号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ですよ。

6番議員！

寺前議員 1点だけ聞いておきたいんですけども、一部負担が必要になっているわけですけども、その点についての議論はどのようなことをなされたのか聞いておきたいと思います。

青木議長 委員長、答弁願います。委員会での質疑の内容です。16番議員！どうぞ。（不規

則発言あり)

竹村厚生委員長 それは広陵町の条例に合わせてこのままやっていくということです。(不規則発言あり)

青木議長 ちょっと待ってください。正副委員長でちょっと打ち合わせしてください、そやったら。

よろしいですか。それでは、1番、山田副委員長！

山田厚生副委員長 寺前君の質問にお答えさせていただきます。

いわゆる県の方は所得制限を設けられておるわけですが、町の方は所得制限にひっかかる人は207人と今委員長が報告ありましたけれども、町はその所得制限を設けず、従来の1,500については従来どおりさせていただくという質疑はありましたということを報告させていただきます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。6番議員！

寺前議員 この乳幼児医療費助成の問題は、いわゆる3年前に共産党議員団が決議案を出し可決していただいた、そういう経緯の中で生まれてきたものであります。その前提として、やはり少子化対策、あるいはまた広陵町の子供たちが本当に育ちやすい環境をつくっていく、こういうものが非常に重要だという点は上げられます。奈良市や奈良県下でも、この乳幼児の入院までの無料化についての運動が大きく広がってきた流れの中で県も動き、実現してきたものだという認識を持っています。一層これは全国的には、いわゆる小学校の段階を上げながら無料の枠が広がっていったというのが全国的な傾向であります。こういうような状況を広陵町も認識していただいて、そしてこれが広陵町に活力と若い方々に来てもらえる、そういう町づくりの一つだということも踏まえて認識を持っていただいて、今後の方向性でぜひ乳幼児医療費の拡大を進めていただきたいということを強く要望して、賛成いたします。

青木議長 賛成討論ですね。

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

議案第6号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第12号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 それでは次に、日程3番、議案第7号、8号、10号及び13号を議題とします。

本案について、産業建設委員長、乾君より、委員会の審査の結果についての報告を願うことにします。産業建設委員長、乾君!

乾産業建設委員長 産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、さきの本会議において付託されました4議案について、3月9日、委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議案第7号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてですが、竹取公園駐車場有料化に伴う駐車場の収容台数は幾らか、人件費をかけないで開閉機を設置してはどうかとの質問に、公園北側の第1駐車場に350台、図書館南側の第2駐車場には350台から400台の駐車が可能である。人件費は、機械に投資するよりも駐車料金徴収をシルバー人材センターに委託することでシルバーの働き場所の提供にもなると考えていること、また、図書館や公園の利用者が多い土曜、日曜、祝日など無料の図書館専用駐車場が満車になっている現状については、公園利用者にあつては南側駐車場の利用を指導徹底し、近所の方については自転車や徒歩での利用を周知、協力願いたいとの説明を伺いましたが、有料化の前に、年間30万人の公園利用者を活用した産業振興につなげるべきではないか、土日、祝日に図書館駐車場が満車になると、図書館の利用に際し阻害や狭めることにならないか、町民や図書館利用者には駐車料を無料にできないのかとの反対意見があり、採決の結果、

賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、広陵町下水道条例の一部を改正することについてですが、まず、下水道使用料の改正理由については、現行の下水道使用料は平成12年度に改正され、平成15年度までの財政計画に基づき算定されたものであること、整備面積の拡大に伴い平成17年度においては、県に支出する流域下水道維持管理負担金だけでも徴収する使用料の67.

4%を占める状況にまでなっていること、経費回収率が25.0%で全国平均の60.8%を大きく下回って、租税である一般会計からの繰入金に依存した状況になっていることなど、将来的に全国平均である月20立方メートルで3,000円を目標として近隣市町村の現状を勘案した中での算定を行ったものであるとの説明。今回の改正では基本料金を廃止し一律料金制とし、消費税においては総額表示する内税としたこと、結果、平均的な家庭での影響については、使用水量月27立方メートルで現行2,236円であったものが、改正後2,970円となり、734円、率で32.8%の引き上げとなるが、全体総額では25.8%の改定率となっていること、また、財政健全化法による見通しについては、起債の借入利率5%以上のものが対象となり、国の認めるものは縁故債で借りかえ申請をする考えであることや、借りかえで軽減された元利償還金については今後の財政計画で見直してまいりたいとの説明を受けましたが、平均家庭で32.8%の値上げになること、起債の借りかえによる経費の軽減が財政計画に入っていない算定であるとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについては、水道使用料と給水分担金の料金を下水道料金同様、消費税を総額表示の内税に改めたもので、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第13号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計補正予算については、工事請負業者の破産により年度内に工事完了が見込めないため翌年度に事業費を繰り越すものでありますが、破産によって工事の流れはどうなるかの質問には、馬見1工区と安部6工区の工事を請け負った梅本建設の破産により、このまま工事を続行するのが可能かどうか、契約工期限内に完了できるかどうか、工事完了後、瑕疵担保責任を負わせることができるかどうか、数々検討し、工事を続行するのは町の損失が大きいという結論に至り、2月28日付で契約を解除し、3月5日には町と元請負人代表などと現場の出来高検査を行った。それにより、安部6工区で1,853万4,000円、馬見1工区で21万6,300円の出来高で支払い額を確定しました。これに違約金の精算や工事前払い金を相殺し、さらに税務署と町

税の差し押さえ額を差っ引いて3月中に残りを支払いすることになるとのこと、また、これに伴う残工事については近々入札を行う準備をしているとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単であります、産業建設委員会の審査の結果を報告いたします。

青木議長 ありがとうございます。

ただいまの乾委員長の報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第7号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ですよ。

12番議員！

松野議員 2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず一つは、図書館法っていうものがあるんですけども、図書館法17条の無料公開の原則におきましては、公立図書館は入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと定めているわけですが、この点について、委員会では議論がなかったというふうに聞いておりますか、もし議論がなかったのであれば、理事者の方はこの点についてどのようにお考え持っておられるのかという点についてお聞きいただきたいと思います。

もう一つは、この問題につきましてはまだ住民の皆さんが幅広く認識していることでもないですし、アセスもしておりません。住民の合意形成ができていない状況の中でこういう状況があるわけですが、私どもの方でもチラシで少し、一部ですけれども皆さんにお知らせさせていただきましたところ、大変たくさんの皆さんが敏感に、いまだかつてないほどのたくさんの声を私どもの方にも寄せていただいている状況でございます。こういう点につきましては、例えばもうこんな500円も払ってどうして図書館借りれるのか、もうここには来ないとか、ほかの図書館に行くとか、あるいはまた、広陵町は文化をどのように考えてるのか、大変文化的レベルの低い町になってしまうよということ、あるいはまた、議員の皆さんには自分の身銭を切らないでよう人に押しつけるなど、議員の報酬減らせと、こういう声も幾つかありました。私が試算いたしましたら、議員の報酬を1万円、16人の議員の皆さんが削っていただければ、共産党が提案しております……。

青木議長 12番議員、質疑は委員会での質疑のあれですよ、審議のあれですよ。

松野議員 だから質問なんです。いや、わかっています、わかっています。

そういう形で試算しましたら、1万円ずつ削れば図書館の方は町民の利用者の方も半分で

すから財源つくれるんですが、このような声を委員会としては把握できていないと思うんですが、町の方としたら当然把握していただいても当たり前なんですが、その点で、委員長、町の方にこのような声を把握されているのかどうか確認をしていただきたいと思います。

青木議長 10番、乾委員長！

乾産業建設委員長 委員会ではそういうふうな話が出とったら、それでまたいろいろ話をするのやけど、今ここで言うても答えはわからん。理事者の方で答えてもらわなあかん。

青木議長 産業建設委員会でのいわゆる審査の内容ということですのでね、それは副委員長がそこにおられたから、寺前副委員長は……（不規則発言あり）あのね、皆さん、ご認識と思いますがね、いわゆる委員長報告は委員会の審議、いわゆる調査に対しての内容はどうであったかという経過についての質疑ということでもありますので、いわゆる理事者というものの中ではもう委員会でそのやりとりがあるはずですし、私も傍聴してましたからね、その辺のことでございますので、委員長の……（不規則発言あり）ちょっと待って。

委員長、ほんなら理事者でその内容の中のことについての今のあれについては、委員長のあれで理事者の方で答弁を求めるということで、それでよろしいでしょうか。（不規則発言あり）いやいや、確認しとかないかんやないか。

乾産業建設委員長 委員会で、今、松野さん言わはったような話があったらな、そういう話もできたけど、今それ突発的にそういう話になっても、なかったからな、答えようがないわけよ。

青木議長 本当はね、こういうことは委員会で十分審議されたということですので……。

松野議員 これは大変大事な問題ですので、ぜひ明らかにしていただきたいということで質問いたしました。（不規則発言あり）

青木議長 確認します。正副委員長の判断で理事者にお願いしますと。ということは、本当を言うたらね、これは余りいい話じゃないわけやから……。

寺前議員 副委員長としてですね、委員会の中では教育委員会の態度の問題についても議論したわけです。そういう中で教育委員会はこの問題を議論しなかったということで、その重大性を委員会でも指摘してきたわけです。そういう問題の中でこの17条の問題が出ているわけですから、やはり理事者がどういう形でこの図書館法を考えてるのかちゅうことについては答えてもらう必要があると思います。

青木議長 それでは副委員長が怠慢であったことになりますよ。そうでっしゃろ。議案質疑の中で不十分であったということですね。

その17条に関してのみ、どう解釈されているかということについて、簡単に答弁、山村助役！

山村助役 図書館法17条について、図書館の利用に際していかなる対価も徴収してはならないという規定があることについては、図書の貸し出しについて有料にしてはならないという趣旨であると解釈いたしております。また、駐車場の件につきましても、図書館にはれっきとした駐車場設備を設けておりまして、こちらを有料化するということではございません。委員会でも申し上げておりましたように、遊休の財産を活用して竹取公園を利用される方から駐車料金をちょうだいしようというものでございます。委員会の中でも議論として、休日に、日曜、祝日には図書館利用者が前の駐車場を利用されているという実態についても議論がなされました。その問題について、図書館利用者から駐車料金を徴収するのはいかなるものかという議論もあったことも事実でございますが、図書館には駐車場を設備しているということでそちらを無料ということでございますので、今回の竹取公園の駐車料金の有料化と図書館の利用者の駐車料金の無料化とは切り離して考えていただきたいと思っております。

青木議長 それにて質疑は打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。討論ですよ。6番議員！

寺前議員 委員会の中で、この問題についていろんな角度から議論をしてきたわけですけども、今助役が述べた点について、これは一つは、やっぱり公園と図書館の関係についてどのような認識を持っているのかというところの課題であります。この資料の中でも、いわゆる課題と解決策ということで図書館駐車場との関係ということをおざわざ書いてるんですね。この中には、公園利用者の無断駐車も考えられるところではありますが、図書館駐車場からの公園内に通じる連絡道路を閉鎖するとともに、マナーのない入園者に対しては料金徴収員から注意と指導を促していく。これによって図書館の駐車場については十分だと、これは図書館の駐車場だけで図書館利用者が十分だという認識を持たれたということだと思えるんですね。しかし、これは逆に言えば、土日、休日については、結局は図書館を利用される方々も南側駐車場を使うというのは、きのう、おとついの実態調査でも明らかであります。

こういうふうなところからいって、この問題に対して、やはり教育委員会が今どのような考えを持っているのかということについて真剣に審議をする必要があったと、こういうことだと思えるんです。委員会では、私はこういう大事な問題で、まして日本一の図書館という大きな実績を掲げて有名になった図書館が駐車場の問題で利用減になっていくということなど、はかり知れない損失であります。財産の活用が減るという意味ですから、はかり知れない損

失です。こういう問題に対して教育委員会が議論をしなかったということを委員会で明らかにされたわけですが、私はこれは本当に広陵町の教育委員会の方々にとって禍根を残す重大な問題だというように思います。今からでも遅くないと思うんです。これは教育委員会としても南側駐車場の実態を把握していただいて、少なくともこういうところの方々については無料で図書館を利用できるような手だてを考えていく、このことが必要だというように思います。この点については教育委員会に真摯な態度で、図書館の持つ大きな意味、広陵町を考えていただきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

それから、この問題の2つ目の問題は、やはり駐車場と図書館の関係を真剣に考えていないということから来る問題であります。そういう点では、無料の問題について考えていただきたいということを先ほど言ったわけですが、こういう中で公園法の場合も、この調査によっても榛原の公園だけです、有料は、奈良県では、あるいは県外でいえば、例を挙げておられます。それほど公園という公共の施設の中での気楽に使える、こういうメリットをかなぐり捨てるという点は、広陵町が率先してやっていくという点について、竹取公園初めいわゆる馬見丘陵公園についても有料化の波が押し寄せてくると、こういうような大きな不安がつきまどってくるというふうに思います。

それと、この中身の問題で、やはりこの広陵町第3次行政改革大綱に関する答申、この問題を実行されているわけなんです。町長は、この答申を実施計画にするときには町民の声を聞くというふうにおっしゃったわけであり、なぜかというのは、この答申は結局はいわゆる議事録を公開したとおっしゃっているわけですが、行政改革推進委員会の方だけで議論をされた。住民からの意見や声を一切聞いてこなかった、こういう中で生まれたものであります。実施計画の段階で住民の声を十分に反映していくんだというふうにおっしゃりながら、結局は、条例改正についてもそうです。ごみ袋の有料化についてもそうです。こういうような状況で来ているわけですから、少なくとも図書館の利用がどうなるのかということに関しての調査は必要であったというように思うんです。そういうものの欠陥がこの条例の中に出てきてしまったというように思います。この結果がどのような形で返ってくるのかということをご心配せざるを得ません。

もう一つは、町長は30万人の利用者があると言いました。半数は県外の利用者だというふうにおっしゃっています。だとすれば、なぜこのような広陵町を売り出している最も機会のあるチャンスを、広陵町の町外者の方々に町行政に役立っていることを転嫁してもらい、こういう発想がなぜできなかったのかということが残念でならないわけであり、この3

0万人の方々を40万、50万にふやして、広陵町で例えば物を買ってもらうチャンスをつくる、こういうようなことを真剣に考えてこそ、広陵町を売り出しているわけですから、町長の考え方にも一致するわけですから、この30万人の方々を本当に町行政が活用するという立場で考えてほしかった。それを無にしてしまうわけでありますから、残念なことではないわけであります。

この問題の中心は、そういうこと的前提に立った上でも、広陵町民も町外の方と同様に駐車料金を取るという問題であります。これは、せっかく大きな費用をかけてつくったものを結局町外者と同じように広陵町民から料金を取るというような、このようないわゆる間違った行政をとってはならないというふうに思うんです。百歩譲って、町外者から料金を取る、これには賛成せざるを得ないというように私たちも思っていたわけですがけれども、町内の方々から取るということは断じて許せない。せっかくのこのような公園を、有意義な公園を活用を狭めることになるというのは明らかです。そしてこんな考え方が他の都市公園に波及していくということになればなおさら大問題になってくるわけですから、こういうような問題の考え方についての間違ったところを正していかなきゃならないと思います。そういう点で、広陵町民に限っては無料にさせていただくような手だてを今後もつくっていただく、そのことを強く求めざるを得ないわけであります。そういう点でも反対であります。

また、先ほどの一番最初に戻るわけですがけれども、利用者の減を想定していないんですね。利用者の減を想定していないこの考え方から、19年度は350万円、それ以降は600万円の利益が出るというようにおっしゃってるわけですがけれども、これが利用者減になって、結局はこの利益という問題のはかり知れない損害、いわゆる広陵町の財産の活用が狭まっていくということの損害は火を見るより明らかな問題になってくると思うんです。このようなことで竹取公園の駐車場計画をしていくということについては、間違った行政の姿勢をあらわすことになるというように思います。そういう点で、この駐車場化については白紙に戻す、あるいはまた、再度議論をして広陵町民だけでも無料にするという手だてをとっていただくことが強く必要だというように思いますので、そういうことになっていないこの条例については、反対せざるを得ないわけであります。

青木議長 ほかに討論ありませんか。15番、笹井議員！

笹井議員 本案について反対意見がありますので、賛成の立場で討論させていただきます。

本町の竹取公園は、年間30万人を超える来園者により愛され、にぎわっております。町のシンボル施設であります。そんな中で公園の維持管理費においても年々増加傾向にあり、

県内外のこうした施設における使用料や駐車料金の実態も調査され、維持経費の確保と受益者負担の観点から今回の駐車場の有料化は的を射るものであります。ただし、土・日曜、祝日に限って、図書館南側公共施設用地を財産の有効活用を図るため有料化されることから、無料の図書館駐車場が満車となった場合、公園駐車場を利用される図書館利用者については専用駐車場のあきをお待ちいただけない限り有料になることはやむを得ないと思います、判断いたします。現状把握とともにスムーズな移行に期待するものであります。特に近年の財政事情は厳しいものがあり、町内外を問わず車で来園者に対し駐車料金として応分の負担を求められるのは何ら異議ないものであります。よって、今回の公園条例の一部改正には賛成であります。以上。

青木議長 ほかに討論ありませんか。12番議員！

松野議員 反対の立場で討論をいたします。

まず最初に、このことについては住民がまだほとんど知らない、こういう状況ですけれども、私の身近な部分とか、またチラシでも一部はお知らせいたしましたけれども、言いますと大変驚いて、本当に真剣に考えて、どうしたらとめられるのだろうかと逆に相談を受けました。なぜ署名しないのか、あるいは自分の名前で署名集めようとか、いろいろな形で悩んでいただいた方が何人もいらっしゃいます。そしてチラシの影響につきましては、先ほど言いましたようにいまだかつてない大変敏感な大きな反応で、私自身も驚いているという、そういう状況です。私が大変胸を痛めますのは、やはり図書館法17条で無料公開の原則、これを大前提としながら、広陵町の図書館が本当に日本一利用者の多い図書館として中学生にも大変自慢の図書館だったのに、それを今回の中で、もうこの図書館使えないわ、香芝行くわとか、そういう方も何人もいらっしゃる。気持ちよく使えない状態をつくっていくことについては全く残念でなりません。

このように、先ほど図書館法17条について、図書館の敷地内が無料だから大丈夫だということをおっしゃられましたけれども、これは置けない場合はもう十分に想定されるんです。きのうは公園まだそんなに込んでなかったんです。それでも公園の前の南側の駐車場に何人もの方々がとめて、借りて図書館をすぐ帰られるという、こういう状況がたくさん見受けられました。そしてほぼ満車状態という状態もしばしば、きのうでさえ、寒かったですけど起きたんです。ですから図書館の今のスペースだけでは足りないということは明らかであります。もう既にこれは明らかで、そのところが住民の皆さんの大変な不安になっているということは、もう町長も助役も教育長も十分に把握していただける内容ですし、把握していた

だかなければならない、こういう実態でございます。

そういうことでいいますと、私は東京の方の日本図書館協会の方に、この17条についてどのように解釈をしたらいいのかという問い合わせをいたしました。そしたら、図書館協会としては結論を、判例がないので言うことはできませんけれども、森耕一さんの「図書館法」という本には、やはり広義に解釈すべきだということが載っております。ですからぜひ頑張ってくださいというお声をいただきました。本当に仕事をしっかりとしようという図書館人であれば、こんなことをされたら本当に胸が痛いんです。恐らく広陵町の図書館の職員さんも胸の痛い思いをされているに違いありません。こういうような本当に残念な対応になってしまっています。

そして、このような中でどのようにして決まったのかなと思うんですけども、私が聞いている限り、議員の中で積極的に賛成されているなという意見聞いたのは本当にわずかです。理事者の方も、最初は南側の駐車場については提案する予定はなかったんですが、賛同を得るためにというようなことも聞きました。その辺は私ははっきりとわかりませんが、そういうことも聞きましたし、議長の方も、図書館の敷地のあそこだけ無料にするのも賛成してもらうのも大変だったんだよということも耳打ちしてくれたじゃありませんか。ですからね、そしたら16人のうちの何人の議員さんがこの意見を引っ張っておられるのかなと、私は大変不審に思いました。そういう一部の議員さんの声がやっぱり大きくなってしまいう、これは議長も否定されていましたが、会派の方での審議の仕方については、今後は理事者の方も重々慎重にさせていただかなければ、本当に一部の議員の意見が全体の意見として通ってしまうということになりますので、この点は慎重に今後していただきたいということもお願いをしておきたいと思います。

そして、先ほど言いましたように、今賛成討論の中で出されてきたのは維持管理費、これが大変なんだということ、それから受益者負担が必要だということ、この2点ですね。財政事情が厳しいから応分の負担、そういうこともいろいろ言われながら、お金が欲しいということでしょう。お金が欲しいんだったら、理事者の今の計算の中では平成19年度はわずか350万円、20年度以降でもわずか600万円です。先ほど言いましたように、町民の図書館の利用者の駐車場を無料にするというだけで考えましても半分でも十分済むわけですから、19年度でしたらわずか200万にも満たない175万円でいいわけです、軽減する金額ですね。そして20年度で300万円ですから、これは先ほど言いましたように、16人の議員さんが1万円ずつ報酬カットしたらいいんじゃないですか。それを受益者負担だというこ

とで、よく押しつけることができますね、議員の皆さん。堂々と胸張って住民の皆さんに言ってください、それぞれの支持者の方に。私はそう思います。

そして私の方は、共産党の方は、以前から議員の報酬を減らせということは言っていました。それについて賛同されていないのは今の議員の皆さんですから、今回はわずかこれだけのために大変な混乱が予想される、こういう状況の中で文化を後退させるのではないかと、このようなことまで心配しなければいけない中で、それぐらいの負担は議員の皆さんされて、やめてほしいと理事者に言っても当たり前じゃないかと私は思いますし、住民の皆さんも何人かの皆さんはそのようにおっしゃっていました。まず議員から身を切れと、身銭を切れということをおっしゃってありました。これは報告になりますけれども、そういう状況がございます。

そして、そういうことを考えると、何も受益者負担いうことで声高にここで叫ぶ必要も何にもないわけです。そういう中身でいえば、今反対された理由が全く成立しないということになるわけです。反対された議員さんがそうやって1万円毎月減らしたらいいだけですから、賛成の理由には全くならないということを理解をしていただきたいと思います。

それからですね……。

青木議長 12番議員、本来に戻ってくださいよ、本来の討論に戻ってください。

松野議員 討論ですよ。

それから、先ほど寺前議員も言いましたけれども、本当に30万人もここに来ている。今それぞれのまちは自立していこうと、自立した町づくりを進めるために、にぎわいをつくっていくためにどうしたらいいだろうかということに大変知恵を絞ってるんです。ところが、この広陵町は何と幸いなことに30万人も年間集まってくる場所があるんです。ですから以前に私も、議長の方も提案されたことあるんですけども、例えば道の駅を公園の前につくっていこうとか、そういうことでやはりさらに一層そのにぎわいを活用して地元を豊かにしてもらおう、こういうことに知恵を絞ってこそ、前向きで元気で町長のおっしゃる夢と希望のある町づくりができるんです。町長の施政方針にも全く逆行するこのような有料化に対して、心からの反対をいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。9番議員！

坂口議員 先ほどからいろいろ討論されております。私もこのような意見をつけて賛成したいと思うんですが、先ほどからのご意見、委員会でもたくさん出ておりました。私もいつも言ってるんですが、まず図書館、竹取公園、この2つで年間1億以上の維持費が毎年毎年吹っ

飛んでいってると、こういうのもまず事実。町民税を1年間集めても20億しか集まらないという、これもまた事実。この図書館、竹取を一体どのぐらいの人が利用してんやと、ちょっと当局データ出しておりました。図書館は、利用するときみんなカードを登録つくっております。このカードの登録者数を見ると、町内が1万9,155人、町外が1万9,369人ということで、半分以上が町外の人。貸し出しの本を見ても、町内が22万9,400冊ぐらい、町外が20万6,600冊ぐらい、このように町外の人がやっぱり半分以上使っていると。ちなみにことしの、当然、本傷むから本買わなあかんですけどね、この本の予算で1,200万円と、私、予算賛成してるんですよ。このように1,200万かけてるけど半分の方が町外の人がかかわったと。この竹取公園もね、実態見ますと、いろんなナンバーとまっています。大阪ナンバー、神戸ナンバー、京都ナンバー、実態としては半分が町外の人が使ってるのじゃないかなと、こういうふうな現実もあります。

1番目、今議論の中心点となったのは、町内の人にいろんな対策をとれないかと、このようなことが出てる。私もいろいろ言うんです。私の案は自動発券機やったらどうやって、それは高いちゅう話もあります。一番確実のは住基ネット、私は町内、町民ですよ。そんなもんはごっついまたやってない、少ない。あるいは自動発券はお金かかる。一番簡単のは持ってた図書カードで町民か町民外かわかりますのでね、それ持って町内の人には無料のチケット渡してやるとか、図書館で渡したらいいんですよ。あるいは、私は運転免許証にて店では町民になったかなってないかもわかると、このようなことでも町民に対するいろんな無料の対策がとれるのではないかと。ただ、運転免許証の住所はこっち変わっても住所変えてないという人もあって、なかなかこれ、とめてる車が町内の人か町外の人かが難しいというのが実態、その辺もちょっといろいろ勉強してください。いろいろ検討するちゅうことも町長の、これは全員協議会にしる委員会でもいろいろ話出てましたので、その辺のことから、何ら町民に対する、私はね、どんどん町外の人にいろんなことで負担してもらわんともうもたないと、こういうことを、チラシかてもう配ってんですよ。こんなもん、毎年毎年1億も吹っ飛んでやからね、何かの形で、今言うてるリクエスト本については買ってくりゃいいんですわ。これ町外の人でもリクエストしてる本は町民の税金で買ってるんでしょ。(不規則発言あり)受け付けてないか。この辺のあれですよ、いろんなリクエスト本、私やら委員会で聞いたらそうやと言うてましたで。(不規則発言あり)いや、私、委員会で聞いたら、そうやと回答、どないなってやんって聞いたら、そうやっちゅう、ちゃんと回答出てましたで。これは皆さん方、全員協議会、そういう質問するの私だけなんですわ、細かいとこの質問する

のね。

そういうふうなことで私もちゃんと回答もうてやってますので、問題は、私が意見つけたいちゅうのは、そういうふうに町民に対する、これも実態もう半分以上は町外の人が使ってますわ。ほんでこんなもん、毎年毎年1億の金を吹っ飛ばしてると、これもまた実態なんですよ。もうこの辺は正直に町民に言うべき。それ一つ。

もう一つ、町民に対する救済策は考えなあきませんよと、それに対しては平岡町長もやっぱり考えておられます。様子を見てそういうことも考えたい、こういうことまでちゃんと出てる、だから正しい委員会の内容を言うてもらわな困るんですよ、どういうふうになってるかちゅうことをですわ。

ということでね、私もちゃんと意見つけて……（不規則発言あり）いや、だから町長もやって言うて。こういうふう意見も、ほかの議員さん、例えば八代議員はね、この図書カード裏に広陵のぼんと判こ押せと、これ見たら広陵の町民ってわかるやろと。中には寺前議員は、偽造するがなとか、ここで、これはそうとはいうて偽造する人も出てくるわなちゅう話もあったんやけどね、それはそれはそのほかの議論としてね、だからはっきりそういうふうには町民に対してはそういう策を考えな、我々は広陵町の議員やからね、そういうこと当然みんな考えてんねん。当然皆考えてんですよ。ほんでお金も要るちゅうことわかってますねん。毎年1億吹っ飛んでるといふのわかってんですよ。（不規則発言あり）いや、だからね、ちゃんと当局もそういうふうな意見があるということ肝に銘じて、今ちゃんと部長も頭、わかっると、町長もわかってます。竹取、何で私言うちゅうとね、竹取の竹取祭りのときにね、こんな印刷した駐車場の券くれるんですわ。それで行ったらね、町民は見せて何か免許を見せるか何かして、はい、じゃあこれ無料チケット、こういうふうなことも考えられますからね、その辺も十分考慮して、意見をつけて私は賛成したいと思います。

青木議長 意見つけて賛成ですわ。

ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。（「緊急動議」の声あり）

緊急動議。

寺前議員 今、坂口君の話聞いていると、他の議員にもこの広陵町民から駐車料を取るといふ点についての異論……。

青木議長 ちょっと待ってください。緊急動議……。ちょっと待ってください。

寺前議員 緊急動議。継続審議にしてください。

青木議長 ちょっと待った。緊急動議が今、6番議員から提出されましたが、緊急動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立2名。2名で緊急動議の提出は受けます。

そこで、緊急動議の趣旨について、日程に入れますから趣旨について、6番議員！説明ください。

寺前議員 坂口議員の話を知っていると、広陵町民から駐車料金を取るという点についての異論が非常に強いということをつくづく感じました。名前も吉岡議員やその他の方々の議員も出ていたわけですから、私はこういう問題を踏まえてる中で継続審議を提案したいと思いません。

青木議長 よって、直ちに議題にすることについてを採決し、その結果……。

寺前議員 訂正、八代議員だそうです、訂正です。

青木議長 何。「吉岡さんじゃない」の声あり

それでは、寺前議員の動議を日程に追加し、ただちに議題とすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立少数であります。したがって、この動議を日程に追加し、議題とすることは否決されました。

本議案に戻ります。

討論は打ち切り、採決をします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をします。

議案第7号を原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立多数であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、広陵町下水道条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。6番議員！

寺前議員 下水道特別会計の問題で、一番恐れていた問題が上がってきているという認識を持ちます。

まずこの問題は、下水道の公共的性格についてさかのぼらなければならないというふうにいるんです。もともとは下水道が発祥したイギリスなどでは疫病対策から始まった。奈良県は、大和川の水質が非常に悪いということからこの下水道の普及を手がけてきた。これは国の政策として推し進められてきたところでもあります。こういうような問題で、私たち自身もたびたび以前からこの下水道特別会計について借金の問題を議論してきました。そしてその議論の中心は、将来企業会計として使用料を上げることになれば大変なことになりますよ、その場合については住民は全く知らないまま来ているわけですから。こういうことを過去においてもこの起債の問題とあわせて本会議でも質問をしてきたし、資料提出のその中身を言ってきたわけでありまして。こういう問題が下水道使用料金の経緯であります。

広陵町では、この使用料を取るときに維持管理については使用料で賄っていこうという方針をとったわけでありまして。でなければ、膨大な建設費までも住民に負担をすれば大変な料金になっていくということからであります。もちろんこれは国の責任という点は大いにあるわけですが。そしてまた、国がこの下水道の性質を転嫁させてきたいという経過があります。こういうような大前提に立った上で広陵町の下水道使用料金というものを認識する必要があるという点を、まず知っていただきたいと思っております。

それから、残念ながらこの下水道料金も、結局はこの広陵町第3次行政改革大綱に関する答申によって出されてきた問題であります。ここでは、使用料及び手数料の見直し、受益者負担の見直しと自主財源の確保という項目の中で述べられています。このことについては忠実に守ってきているわけでありまして。使用料の見直しについては、公共施設使用料の見直し、これも竹取公園駐車場など、下水道使用料の改定、グリーンパレス宿泊料金の改定、サン・ワーク広陵使用料の改定。ごみ収集の有料化、これも行ってしまった。こういうことがここにあるわけですが。これについては、先ほども言いましたけれども、結局は11人か12名の方だけで広陵町民には一切知らせないで決めてきた内容であります。議会すら関与してこなかった内容が突然に出てきた。もちろん中間報告は私いただきましたけれども。こういう性質の答申であります。そして町長は、実施計画に当たっては住民の意見を聞く機会をつくるからいいのではないかと、こういうように答弁されているわけなんです。にもかかわらず、こ

の内容が住民の意見反映されないまま推し進められている。こういうことであります。先ほどの駐車料金、あるいは下水道料金についても、町長は再三議会に提案しようとしてきました。しかし、この16名の中の議員もこの問題については疑義を持っている方々が多かった。その問題もまだ解決されていないではありませんか。議員諸公がこの町長からの提案について、本当にこの問題についての心から賛成しているのかという点については疑念を言わざるを得ないわけであります。これは議長を先頭に、こういう問題の引き上げするまだまだ時期に至っていないという認識が他の議員も共有していたというように私は聞いております。こういうような問題も、第2に下水道料金の料金値上げの問題については背景としてあったということであります。もちろん、平成17年1月21日、全国財政課長・市町村担当課長合同会議資料という形で下水道事業における使用料の適正化ということで、国が下水道の使用料を上げなさいという圧力をかけているのも事実であります。

こういうようなところが今度の背景にあるわけですがけれども、広陵町にとってこの使用料金引き上げていくという問題のまず最初に認識しなけりゃならないのは、先ほど言った問題であります。つまり、住民が、公共下水道を広めていこうとするときに、これほどの料金になるのかどうか全く関与されていないという事実であります。

これは古い資料、2000年の資料ですがけれども、岐阜県のある町が、この下水道計画が発表されて実行に移そうとしたときに行政差しとめ訴訟が起こった。この訴訟の中で不動産業者は事業費の額を聞いてびっくりしたと。他の事業にしわ寄せが来る。最初は賛成していたけれども、こんな計画は知らされなかったということから行政訴訟を起こされたという経緯があります。

これほど、公共下水道というのは住民の暮らしには役立つけれども、まず第一の大和川の河川の浄化ということが一番大きな課題だったわけですから、国が当然責任を持つという前提に立つべきだ。そしてまた、町民もそういう意味から協力して公共下水道の設置を推し進めてきたということがあります。再三、借金を転嫁すれば大変ですよということも言ってきました。企業会計ではないですねということも念を押してきました。こういう中で今回初めて企業会計という概念、考え方を持ち出したわけであります。

そして政府が、ここにも資料の中にもありますけれども、いわゆる20立米の方が料金3,000円になるまで上げなさいという形でこの資料はつくられたわけです。見てびっくり、再度びっくりするわけですがけれども、この改定案、いわゆる平成19年度の改定案では39.7%の値上げになります、これは20立米の家庭で。この資料に基づいて言ってますので、

27立米でしたら29%、40立米になるともっと安くなる。10立米の方ですと、この資料で見ますと40%超える値上げになるんですね。それは後の当然話をしますけれども、平成19年度で20立米の方で39.7%の値上げ提案が出されました。この計画では23年度には74.6%の値上げになります、現在基準にしてですよ。そして平成28年、これが国が示している20立米の方で3,000円の基準に到達します。このときには2.171倍になるんですね、現在の料金と比べると。そして平成33年には2.7倍にも計画が示されています。これほどの公共料金の値上げというのが実際あり得るのでしょうか、起こり得るのでしょうか。こういう問題が今広陵町の議会に提案されて、議員諸公が議論をしているわけでありまして。考えられないような数字であります。

もちろんこれには財源問題は確かにあります。そういう点で、財源問題については新聞紙上でも公共下水道の破綻ということ言われています。収支が黒字、全体の1%、東京都ぐらいなんですね。こういうような状態で懸念がされています。ところが国は、受益者から取りなさい、そしてそれは広く広がってきたから取らないと不公平になりますよという言い方ですね。下水処理が普及してることにより、その便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じるということを経上げの一つに上げてるんですね、政府は。しかし、もともと普及すれば全員のものになってくるんです。それは受益者ではないんです。当然税金で処理するものであります。これは当たり前のことであって、受益者というのは一部の者が利益を得る場合については受益者という考え方、これは印鑑証明や住民票や、そういうものは特定の者がとるからこれは受益者負担として認識されています。この一般的行政になった行政は受益者ではない。当然税金で賄うということが基本であります。こういうような問題を、政府は受益者負担という変化球を投げて自治体に料金の値上げを押し進めてるというのがこの問題であります。

さらに問題があります。まず、広陵町の下水道料金、委員会でも議論をしたわけですが、汚水処理原価、これが高いからやむを得ないんだという論法でありました。資料にも出ております。汚水処理原価が高い。これは60%の経費率で使用料を回収してるのが全国平均だ、ここに向かうんだと言っているわけですが、このもとになる汚水処理原価、これは16年度の数字ですけども、全国平均で147.21%なんですね。ところが広陵町の汚水処理原価、369、とんでもない数字ですよ。この原因がどこにあるのかということ委員会でも議論をしても、資料すら出てこない。こういうことで本当に広陵町民に責任を持ってこの料金を引き上げるという議論が尽くされたのかどうか、非常に疑問であります。

ここに広陵町の下水原価書いてあります、10ページですね。16年度で396.6、ところが全国平均では147.21なんです。倍以上の汚水原価がかかっている。なぜなのか。この問題についてはさらに委員会やその他今までも議会で議論してきました。つまり、第1浄化センター、第2浄化センターの維持費がどのようになっているのかという問題であります。つまり、広陵町はこの維持管理費の2億2,000万の中に流域下水道負担金、これを払っています。これは1億2,000万ですか、このようなところの高いものが大きな原因。もちろんその他にいわゆる資本費がかかっているわけですがけれども、これをこの汚水処理原価の中で見ると、この問題の解明がなければ、値上げということになれば切りのない値上げになってくるわけでありまして。これだけの汚水処理原価の原因がどこにあるのか、奈良県は。この点については行政はきちっと認識を持った上で提案するのが当たり前でしょう。それすらできていないのに、なぜ広陵町民に経費率の計算だけで全国平均に近づけるんだといって値上げを出してくるんですか。行政自身もこの高い問題の性質を把握されていないわけですから、住民に責任を持つというような態度ではないです。行政の取る態度ではないわけでありまして。議員も、そういう点でこの汚水処理原価の性格についてどのように認識されているのかということをお聞きしたいところでありまして、賛成するならばですよ。

さらに、広陵町で、この冒頭に初めて不明水削減対策をやるというようにおっしゃってます。これも第1、第2浄化センターの処理費の高くついている原因であります。水道でいえばいわゆる有収率を上げるということですがけれども、逆に委員会では、使用料を町民からもらった分だけしか県に払っていないから、この不明水の問題は町民は関係ない。そうでしょう。しかし、第1、第2浄化センターでこの不明水の費用がついてるわけでしょう。この費用はどれだけついているんですか、これもわからなかった。今井議員は、大和ハイミールという部落解放同盟の関連した企業に20億円の資金、県が融資をして、その20億円返済のための裁判を行っています。その過程の中で、奈良市でこの大和ハイミールが下水料金を一度も払っていなかったことが判明しました。県はそのような事実の中で、去年引き上げしなければならなかった使用料を2年間据え置いたわけです。これは不明水の一つです。大雨が降れば水が管に入って第1、第2浄化センターに流れる。これも不明水の一つですがけれども、悪質な不明水もこういう形であるんですね。だから一体第1、第2浄化センターの不明水というのはどれだけあるのか。つまり、住民が負担しないで済む性質の処理費はどれだけあるのかという問題であります。これについても資料が出なかった。そして料金値上げだけが先行されている。こういう問題も、この料金、使用料の値上げに際しては必ず議論しなければ

ならない問題であります。

さらに、先ほど述べた点で、いわゆる従量制にするために起こる大きな矛盾であります。従量制にしたために、いわゆる広陵町の使用水量を越す割合は、ゼロから10立米までが28%の家庭があります。11から20立米までは25%の家庭であります。これを合わせると53%の広陵町の家庭は20立米までの使用の家庭が大半、半分以上を占めるわけであり、しかし、従量制にした結果、この家庭を直撃します。結局はこの料金値上げで一番犠牲をこうむるのは、限界が約6.7立米以下は従来と同様ですけれども、それ以上の方々が値上げになる。10立米を使用した方でいえば49.6%の値上げになるんですね。20立米の方で39.6%です。ところが40立米の方でいうと27%です。全体平均で25.8%の値上げですけれども、これほど少ない家庭のところに負担が生じる事実であります。この20立米以下というのは、家族数はわかりませんが、当然家族の少ない方、あるいはお年寄り家庭、ひとり暮らしの家庭というようになってくるだろうと思います。こういうところへの大幅な値上げになる改定案については、問題点が余りにも大き過ぎるということをおっしゃるを得ないわけであり、このような状況が今回の下水道使用料の値上げの実態であります。委員会では町長は、生活保護世帯に関してはこの問題は反映しないように処置するという約束をしていただいたわけですが、それではまだまだこの低所得者の方々への影響大き過ぎるんです。

考えれば、去年4月から介護保険料が値上げになっています。11月からゴミ袋使用料が有料化になりました。今回の値上げであります。広陵町民にとって非常にこの負担、公共料金あるいは公共での負担が大きくなっています。そして定率減税が廃止され、広陵町では1億6,000万円の増収になりました。逆に言えば、広陵町民は定率減税2年間の完全な廃止で1億6,000万円余分に税金を取られることになったということでもあります。あるいは医療費の大幅な改定の問題があります。こういうことがすべて広陵町民にのしかかって、これだけではないんだということを理解しなきゃならないというふうに思うんです。

このような料金の引き上げを強行するということは、先ほど松野議員が言ったように、まず最初に議員、痛みを分かたすべきです。町長の退職金、2年ほど前にわずか下がりましたが、4年間で1,800万近く、1,700万超退職金があるんです。こういうところにもメスを入れる。職員は大変な中で賃金がこの間減らされてきました。今、町長自身は5万円の報酬をストップしています。これもつけ加えておかないと不公平になると思うんですけれども、ところが議員は全く報酬については手つかずです。今回報酬と議員定数の問題を議

論するわけですが、私たちは再三……。

青木議長 6番議員、この本題に戻ってください。

寺前議員 4万円の報酬の引き下げを提案しましたが、過去に否決されてきました。そして議会運営委員会にも提案してきたわけですが、活性化委員会で議論するという形で議員の皆さんと議論をしてきたわけであります。こういうような状況の中で住民にだけ負担をさせるということについては、住民自身納得できようはずがありません。そして住民の声をきちっと聞く立場に立つならば、議員がこの提案について反対するというのが当然であります。理事者の考え方と議員の立場はまた別のものであります。町長の言いなりになって、結局は住民負担を押しつけていく、その片棒を担ぐような議会であってはならないというように思いますので、そういう点でも、この問題については議員がもっと真剣に、この下水道使用料についての議論がまだなされていない点も踏まえて反対をしていただきたいというように思います。以上です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。5番議員！

山本登議員 本案について反対意見がありますので、賛成の立場で討論させていただきます。

下水道料金につきましては、これまで議員全員協議会などで数回にわたり理事者から改定案について説明がなされました。今回はこれまでの経緯を踏まえ、下水道料金改正案説明資料に基づき細部にわたり説明をいただきました。下水道は、快適な生活環境を確保し、共同水域の水質保全や公衆衛生の向上に欠かせない施設であります。本町も下水道事業は積極的に整備を進められ、その進捗を見ておりますが、以前から経費回収率は全国平均を大きく下回っている状況であります。下水道事業の不足財源は一般会計の繰入金により補われております。一方、一般会計においても、近年の財政事情は非常に厳しいことをご承知いただいていることでもあります。下水道事業への繰り出しがその厳しさに拍車をかけていることも事実であると考えます。今回の改正の中では、2次接続の家庭に対しても、負担の公平性の観点から下水道接続促進実施計画を立てるとともに接続助成金においても交付対象期間を定め、整備完了地域から早期接続促進を図られるとしています。また、料金においては、近隣の市や町の状況も勘案された中で一律料金体制をとられ、基本料金を廃止されたことから7立方メートルまでは値下げになることにもなり、適切な値上げ幅と考えます。今後は、下水道事業中長期財政計画に基づき、さらなる健全経営と合理化運営により改善が図られるよう期待しながら、本案についての賛成討論といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。12番議員！

松野議員 それでは、反対の立場で討論をいたします。

今回これほどの値上げの計画をつくられたという原因を簡単に言いますと、従前でしたらば国の補助が2分の1、そして町の方におきましては95%までが公債費として捻出できるというような中で、どんどんと近隣にも先立って下水道の整備工事を進めてこられたわけです。そして借金返済のピークになってきたら、そうしたら国の方の制度も、こんなに国の負担もできない、また広陵町も財政厳しいから負担ができないということで、どんどんとそういう国、町の負担を縮小してそれを全面的に利用者の下水道使用料金で賄おうという中で、今後15年間で2.7倍もの多大な値上げ計画を出してこられたということは明白です。これは制度を変えてどんどん住民負担を押しつけていくということは、余りにも無責任なやり方なんです。国も町も余りにも無責任なんです。それを住民負担、先ほど寺前議員も言われましたように、大変町民の税負担とか、また医療費の負担の中で生活が厳しくなっているときにさらにこれほどまでの莫大な負担を押しつけようとする計画については、住民のだれ一人納得できないことも明白であります。

そして、この財政のやり方なんですけれども、一つは、政府資金の繰り上げ償還を金利が5%以上の地方債については、財政健全化計画、公営企業経営健全化計画を策定、改革実施している団体については、また集中改革プランを策定し、こうやって進めている団体は繰り上げ償還については対象になるということですから、そういう形で繰り上げ償還をしていくという、こういう努力がどこまでされてきたかという、全く努力が見えないわけです。ですから、まずは値上げを提案する前に、このような繰り上げ償還のきっちりとした数字を出していただいて積み上げていただかなければいけない。このことが一つ怠慢になっていることも指摘しなければなりません。

それから、今賛成討論の中で、一般会計からの繰り出しが大変厳しい、財政事情が厳しくなってきたということなんですけれども、これ一般会計の方でも議論する内容になるわけなんですけれども、この確保につきましては入札の改善、もちろん今も改善進めていただいていますけれども、実効性のある入札制度確立をしていただくということが大きな財源を生み出すことになるわけです。そしてまた、し尿処理費の軽減のために葛城清掃事務組合の負担金とか補てん金、これについて国の方の法律もありますし、難しい点はわかりますけれども、やはり利用者にと比べると広陵町の負担は大変大きいということは認めざるを得ない状態です。これについては予算委員会の中でも、広陵町は直営で考えていかなければならない時期が来たと、このような答弁もいただきました。これは早急にきちっと見直しをしていただいて、

こういうところからも一日も早く財源をつくっていただく、こういうことをあちらこちら見直しをしていけば、この財源もつくることは十分可能なんです。国におきましては、国の財源について、2006年度、また2007年度も増収の見通しです。そういう中で国の税金の使い方についても、今地方分権の中で、この広陵町の財政どうしようかというときには国の税金の使い方もしっかりと見ていただいて、国のむだ遣いを正していただく必要がある、そこまで真剣にやっていただいてこそ町民の方は納得できるんですが、そのどちらもやっていただけないということも指摘せざるを得ません。

それから、今後の工事の仕方につきましては、集中浄化槽とか個別浄化槽、適切な場合、合意が得られれば検討するというところでございますが、今後の接続に関する工事費が429世帯で12億円という莫大な計画があるわけですから、これは早急に、ご答弁いただいておりますとおりにこの金額を圧縮する形で検討をして、再度計画をつくり直していただかなければいけない。これもこの値上げに対して大きな影響を及ぼす金額でございます。

そういう形で見えていきましたならば、今回のこの値上げ計画の数字、ると並んでおりますけれども、説得力のある数字と全く言えません。まだまだ町の方であっちやこちらで努力できる、もっと圧縮できる数字でございますから、この分に対しては到底町民の皆さん納得いたしません。

そしてさらに、減免制度ですけれども、寺前議員は生活保護世帯については町長は措置をするということを約束してくれたと評価をしておりましたが、私は去年の国保の予算のときに、国保の減免については検討すると、やっぱり本当に困っている人には助けなきゃいけないということを答弁いただいて賛成いたしましたけれども、この1年間見ますと実績がございません。ですからこれはきちんと減免制度を確立していただく、このことが原則でございます。理事者の方の仕事の大事な一つは、いろいろと感情的に支出をすることは許されないわけですし、時にはあるかもしれませんが、逼迫している例外はありましようけれども、原則としてはルールをつくっていただいて減免をしていく、このことが大変大事でございます。ですからそういう点につきましても、だんだん滞納者が下水道料金にさえふえてきているのに、さらなるこんな値上げについては、いよいよ滞納者をふやしていったさらなる負担をふやしていく、この悪循環になっていくことが目に見えております。この下水道料金のこんな大幅な値上げ、そして今後の計画について町民には明らかにしないで、今の状態の中、今度の値上げの分だけ住民に知らせて値上げをしていくという、こういうやり方についても反対をしたいと思います。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは、討論はないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議案第8号を原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立多数であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 1点だけ確認したいんですけども、この条例によりまして内税になることについて、是か非かの審議がされたかどうかだけ確認しておきたいと思います。

青木議長 10番議員、委員長！

乾産業建設委員長 してませんわ。

青木議長 ほかに質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。6番議員！

寺前議員 委員会全会一致という形になって討論をしないまま終わってしまったわけですけども、私の責任で。この内税になるという点でいえば、具体的に言えば政府が消費税の引き上げを進行させる計画があります。そういう中で、内税にしていくことによって消費税支払い者から金額をわからなくするという働きが強く働いております。そういう点で、内税にすることということについては、この点については誤りだったというように思いますので、この内税に対する根本的な考え方について賛成できませんので、反対をいたします。委員会の態度を変更いたします。

青木議長 委員会の態度を変更して反対。

ほかに討論ありませんか。8番議員！

山本悦雄議員 これも委員会の態度を変えた2回目だと確かに記憶いたしております。これで寺前議員の委員会での態度と本会議の態度の変更が2回目だと私自身は記憶いたしております。前ありましたかな。(不規則発言あり)私の知ってる限りそれでございます。

国において一番最初にこの消費税が始まったとき、やはり消費税を内税でも外税でもいいということに、法律はそうなっております。しかし、国民に消費税というものを知ってもらおうということで行政指導において外税を指導したと、これは事実でございます。これは本当は内税でやっていただいた方が、いろんなところでコンピューターのソフトを組むのが非常にえらいことだったんですけれども、大変な苦勞があったと。しかし、あえてやっただと。今現在それを総額表示という形で本体の価格と税金と合計の価格3つを表示していくという形に表示されてきたことは事実なんです。これで別に何の値上げ、消費税の値上げの問題とはまた僕は全く別個の問題やと思う。これはこれでまた当然国会で議論がなされる。本来いえば、総額表示といいますか、内税で表示した方が非常にいろんなシステムにおいてやりやすい。これはもう間違いないことだと思います。それにただ変えるというだけで反対だと。今までは共産党さんは消費税が上乘せになつとるから反対だということで、下水道料金、上水道、水道料金すべてについて消費税が上乘せになつとるから反対だということで、予算、決算についてすべて反対されてこられたと。今度これが上乘せにならんかったらそれがしにくいからこういうことになるのかなと、そういうことと、私は委員会の委員として、もっとその委員会でしっかりと審議をしていただきたい。先ほどからそういうことも感じるわけでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。12番議員！

松野議員 委員会の質疑の後にいろいろ気づく場合もそれぞれの議員さんある中で、そして率直にその誤りについて正してここで態度を変えていただくということについては、私は先ほどの案件からいいましたら、ぜひほかの議員の皆さんも、竹取公園のときには意見を変えて自分の思い率直に採決にあらわしていただけたら大変よかったのになと残念でなりません。

そして今回、内税か外税かの問題なんですけれども、やはり内税については消費税の額が見えにくくなるということが一つ問題です。これについてはなぜ問題かという、国の方が消費税の税率をととても変えやすくするわけですね。税率を毎年例えば1%ずつ値上げしていけば、何か値上げになったかな、高なったかないうぐらいの感覚でどんどん値上げしやすくなるわけです。そういうところでいえば、これは消費税の大増税をする条件の一つとして内税に切りかえたわけですから、国の方が。それにのっって広陵町がこのような内税方式をとられるということについては、大変不公平な消費税の税制から見ても反対をせざるを得ません。

討論で反対できるから賛成できるからということをお山本議員おっしゃいましたけれども、

金額は住民の負担は変わらないわけですから、内税になろうが外税になろうが消費税について反対という姿勢は貫いておりますので、誤解なきようお願いいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは、討論はないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決をいたします。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。6番議員!

寺前議員 先ほどの同じ理由で反対いたします。

青木議長 反対ですね。

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決します。

議案第13号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は1時30分より行います。よろしく申し上げます。

(A.M. 11:58 休憩)

(P.M. 1:31 再開)

青木議長 それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

青木議長 次に、日程4番、議案第14号、15号、16号、17号、18号、19号、20

号、21号、22号及び23号を議題とします。

本案について、予算審査特別委員長より、委員会の審査の結果についてを報告願うことにします。予算審査特別委員長、八代君！

八代予算審査特別委員長 予算審査特別委員会は、去る3月6日の本会議において設置され、調査並びに審査の付託を受けました10議案につきまして、12日、14日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

審査を行った順に行います。

初めに、議案第14号、平成19年度広陵町一般会計予算についてであります。予算規模は93億円で、前年度当初に対し10億4,000万円少なく、約10%の減額予算となっております。

歳入面では、その根幹となるべく町税の個人住民税の税源移譲による税込及び定率減税並びにその他の控除の廃止に伴う影響額について詳しく伺いました。そしてまた、滞納も含めたその収納率の見通しについても伺ったところであります。ほかには循環型社会形成推進事業における葛城市との協定書、計画書作成の進捗状況について伺いました。

歳出面については、議会を含む職員の給料全体でラスパイレス指数及び9級制の圧縮についてその実態を伺いました。

総務費では、電算関係の委託料で財政削減や職員の定数減の中でその方向性について伺いました。次に、公共交通運行システム導入調査について、また、口座振替制度発足40周年記念品の用途などについて伺いました。そして畿央大学及び奈良県立大学と行う産官学連携まちづくり調査研究については、このチャンスを生かしていただくようお願いをいたしたところであります。

消防費では、災害に備え地震防災ハザードマップを作成し全戸配布する、また、防災倉庫を整備し防災備品を備蓄しておくとのことをお聞きいたしました。

民生費、衛生費では、敬老金の減額内容について、また、地域生活支援事業のいろいろな内容について詳細に伺いました。なかよし広場と関連して放課後子ども教室についても、その内容と方向性について伺いました。次に、旧清掃センターの取り壊しなど跡地の今後の進め方について、また町営斎場の実態と改修予定について、また、葛城清掃事務組合の現在の状況について及び補てん金などについても詳しく伺いました。

農商工費、土木費では、いきがい特区、または品目横断的経営安定対策に係る新規認定農業者などの状況や、はしお元気村と大字広瀬で行う産直販売所の見通しについて、消費生活

相談件数、次に、借地公園整備工事に関して、町内のあまり使用されていない借地公園の見直しはどうか、古寺町営住宅の防水工事の内容など細かく伺いました。

教育費では、奨学給付金、特別支援学級加配講師、要保護、準要保護児童就学援助費の実態について詳細に、また学校の図書室蔵書データベース化作業の内容について、あるいは真美ヶ丘校区でのクラスの増設及び幼稚園などの定員はどうか、そして放課後子ども教室推進事業に関しては、地域のコミュニケーションを図るため行った北小学校の一日参観を初め、地域の教育力につなげたいとのお答えをいただきました。

以上、各分野にわたり細かくお聞きいたしました、いずれも適正に答弁いただいたものでありますが、反対者がおられましたので、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計予算については、まず初めに、今年度までの赤字約1億2,000万については、不足分として9,800万円の財源調整をしているということでありましたが、国保税の滞納と介護保険料の滞納との相関関係について伺いました。また、後期高齢者医療制度への移行に当たって、町国保税への影響について伺い、依然厳しい国保加入者への負担、町国保税への圧迫という点に関して、医療費の抑制を踏まえ予防医療の強化をお願いいたしましたところでもあります。しかし、反対者がありましたので、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、平成19年度広陵町老人保健特別会計予算については、高齢者の方の入院日数の推移について伺い、また、高齢者の方々の健康体操の実施や健康器具などの使用実態について伺いまして、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、平成19年度広陵町介護保険特別会計予算については、制度が変わり要介護から要支援に移った件数について、また、2号被保険者での介護保険使用者は40人程度、食の自立支援事業は評判がよく600食の需要がある、独居老人等のひとり暮らしの推移など等々お聞きいたしまして、今後、介護認定者がふえるものと思われまので、地域包括支援センターにも期待し、さらに制度改正に伴いサービスの低下にならないように要望もいたしまして、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、平成19年度広陵町墓地事業特別会計予算につきましては、一般会計からの繰出金処理について、そして現在まで1,070基の販売をし、平成19年度の63基の整備予定、あと332基の整備を今後計画的に行うこと、管理料は滞納なしとのお答

えをいただきまして、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計予算につきましては、まず収納状況について伺い、起債償還予定の中で建設費が上乗せになり計画が難しい面もあるので、現在の未整備箇所状況について伺ったところであります。また、今回の改正の中身である一般排水と中間排水及び特定排水に比較して値上げ率の幅についてお聞きし、経済的弱者への下水道料金の徴収については、減免というよりも福祉面で応援していきたいとのご答弁もいただきました。しかし、反対者がありましたので、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成19年度広陵町学校給食特別会計予算につきましては、現在の学校給食はセンター方式であるが、各校の自校方式はどうか、また、米は町内産を使用しているかどうかといった点をお聞きいたしました。やはり健康な体をつくるため給食も教育の一環であるので、子供たちが給食をほとんど残していない状況も伺いまして、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計予算につきましては、用地未買収部分はあるのか、また、まちづくり交付金で対応の多目的広場、スポーツ施設の今後の進め方について伺い、特に問題はなく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算につきましては、平成18年度、住宅リフォームが56件あり、7,800万円に近い効果があった、また、当初1億5,000万円のうち2年間で8,000万円使用、換金率は現在85.27%などをお聞きし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第23号、平成19年度広陵町水道事業会計予算につきましては、消費税を内税にした理由、給水タンクの設置箇所や石綿管取りかえ後の処理について、また、現在の浄水場の改修は必要か、県水と自己水混合での水質はどうか、あるいは県水100%なら、またその水質はどうか、100%ならどの程度の料金単価になるのか、水道料金滞納の実態などを伺い、そして市町村合併よりも水道企業の県一本化が早いかもしれないなど数々とお聞きいただきましたが、これも反対者がありましたので、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、予算審査特別委員会の審査の結果報告といたします。終わり。
青木議長 ありがとうございました。

ただいまの八代委員長の報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第14号、平成19年度広陵町一般会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。12番議員！

松野議員 反対の立場で討論をいたします。

2007年度の一般会計政府予算は4%増、金額にして3兆2,000億円の増収です。安倍内閣の初めての予算編成です。安倍首相は所信表明演説で、我が国が21世紀において美しい国として繁栄を続けていくためには安定した経済成長が必要だとして、予算編成に当たっても成長に資するという名目で、減価償却制度の見直しで国税と地方税含めると7,361億円の減税です。設備投資の大きい大企業有利の減税です。さらに、庶民の預貯金に係る税率は、金利もほとんどつかない中で20%、また、働いて得た所得の最低税率も、所得税、住民税合わせれば15%です。ところが、証券優遇税制の1年延長で、金を右から左に動かすだけで得た利益を10%などという低い税率で優遇するのは大変な不公平でございます。これで恩恵を受けているのは、株式譲渡所得申告者20万人弱のうち、1兆3,570億円の申告されたのが6割以上の金額なんですけれども、これが所得5,000万円超の金持ちの占める金額です。20万人のうちの7,525人でこの譲渡所得申告金額の6割以上を所得しているということなんです。これを試算すると、この層の人は平均して1,155万円の減税になっているわけです。

具体例として、武富士の武一族3氏だけでも1998年に比べまして20億円の減税、また、この制度の改正前の2002年と比較いたしますと13億円の減税の恩恵を受けているわけです。アコム一族の木下3氏にとりましても、同じく1998年比7億円、2002年比4.5億円、大幅な減税を受けているわけでございます。このような成長に資するという名目で、史上空前の利益を上げている大企業や大資産家を応援するものとなっていることは明白であります。

その一方で、定率減税の廃止で1.7兆円の増税、昨年の削減と合わせると3.4兆円の増税が庶民にのしかかっているわけでございます。その上、生活保護費の給付切り下げなど、無慈悲に継続、推進する内容となっており、社会的格差と貧困をさらに拡大するものとなっています。また、安倍首相の任期中に憲法改正をなし遂げるという決意を明らかにし、来年

度早々に国民投票法案をこり押ししようとしています。海外で戦争する国づくりに向けて、ミサイル防衛や米軍基地再編などの予算が拡大されています。地方財政計画では、六団体の強い反発を踏まえて必要な財源総額を確保したとは言っております。そして2007年度予算に先立って、昨年12月の2006年度補正予算でも4.6兆円の増収であったこともつけ加えて見ておく必要があります。

さて、このような安倍内閣の予算のもと、広陵町の一般会計予算を見てみます。まず、地方財政総額を確保したとされているものの、歳出規模を厳しく抑制されて、つまり、基準財政需要額が縮減されたために、定率減税廃止と税源移譲による町民税増収3億4,000万円を加えても、所得譲渡税等の廃止、地方交付税の削減等も含めまして、全体として広陵町においてはこのような国からの収入が約1億円の減収ということになっています。町にとっても大変厳しい財政状況でございますが、まず、この財政問題から言及していくと、サン・ワーク広陵、はしお元気村、働く婦人の家、ふるさと会館、グリーンドームは指定管理者制度の適用による民間委託ではなく、直営施設にすることによって安定したサービスの確保と経費の縮減をされたことは高く評価するところです。同様に、新清掃センターの維持管理も直営でされ経費も抑えられていることについても、適切な判断をされ、安心する面もございますが、今後の維持管理費の増大には大きな不安がございます。総務委員会で答弁していただきましたように、早期に町内の専門家を含めた委員会を立ち上げていただきたいと思いません。

また、同和予算について、今まで共産党は、予算、決算の歳出についてを大きな問題として一貫して廃止を訴え、反対の要因としてきました。同和による不正問題がマスコミにも連日報道される昨今でございます。大変大きな問題として認知されるようになりました。広陵町におきましても、18年度予算478万9,000円が160万円に減額され、また、固定資産税の同和減免廃止により約600万円の増収を得られたことは高く評価し、反対の根拠としないものの、なお160万円の同和予算については引き続き改善の検討をしていただき、早期に同和事業終結宣言をしていただくよう強く要望するところです。

財源の確保は大変重要で、入札については郵便入札など引き続き改善を模索されていますが、コンピューターの委託料なども含め財源確保のできる大きな部分ですので、さらなる改善を求めたいと思います。また、し尿処理費の軽減のため、葛城清掃事務組合負担金補てん金の見直しについての積極的な要望と話し合いを求めるとともに、直営での歳出削減を早期に実施されること、これについても強く要望をしたいと思います。

また、問題点として、3年期限の雇用が継続されておりますが、これについても改善をすべく財源を確保し、改善をすべく問題点として指摘をしておきたいと思っております。

それでは、反対についての根拠を明確にしていきたいと思っております。

まず、消費税についてです。安倍内閣のもとで一層格差社会が拡大されようとしています。参議院選挙後には消費税率の見直しが行われようとしています。経済的弱者、これは一律に所得幾ら以下という線引きはできないのです。生活実態によつての経済的弱者ということをご理解いただきたいと思っております。このような方にとってより一層厳しい消費税の増税には、きっぱりと反対をしていただく必要があります。さらに、とりあえず食料品などへの消費税はなくすために努力をしていただきたいと思っております。世界的に見ましたら、消費税率はヨーロッパでも大変高いわけですが、食料品の消費税の率はゼロになっているところがたくさんございまして、食料品にも一定の消費税の課税をされているところは障害福祉が大変充実していて安心して暮らすことができる、こういうところで納得、支持されてるよ様に調べましたら書いておりました。ですので、今回やはりこのような消費税増税議論の中で、何としましてもとりあえず食料品などへの消費税をなくしていく、そのために努力をしていただきたい。さらには消費税の不公平な税制についても言及していただきたい。しかし、残念ながら期待できないということによつて、この消費税の問題について反対の一つとしたいと思っております。

また、残念ながら平岡町長は、答弁の中で高額所得者の購買力を伸ばせば景気がよくなるという発言をされたわけですが、この最低賃金を現在1,000円に上げた場合には生産波及効果はどうか、また、高額所得者層の収入を同額ふやした場合はどうか、このような比較の細かい数字が載っているわけですが、例えば農業につきましては、最低賃金を1,000円引き上げた場合は、高額所得者の収入を同額ふやした場合よりも4.9倍の経済波及効果があるということが試算されております。いろいろな細かい部分で試算されておりますが、大部分がやはり最低賃金を上げていく、これはつまり、所得の低い方が本当に豊かに消費生活が暮らせるようにしていくことこそが経済を回復させるという、この一つのあかしになっているところでありますので、この辺での町長の認識はきっちりと改めていただきたいと思っております。

また、反対の2つ目が、先ほど議論いたしました竹取公園の駐車場の有料化でございます。先ほどの議論の中では、この賛成をされた議員の中にも、町内の住民には無料にしてほしい、あるいは図書館利用者にはこんな意見を持った議員さんが何人かいらっしゃる事が明らか

になりました。これはこういうことを含めての有料化ということではなく、けじめをつけた形が必要だったわけですが、残念ながら可決をしたわけでございますが、とりわけ受益者負担で先ほど言わなかった、言及していなかったところですけども、受益者負担といえば広陵町は、補助金も含めてですけども、町民の皆さんは53億円も既に負担をしているわけですから、受益者負担の原則からいっても、せめて広陵町民はこれ以上の負担を強いることは大変理屈が通らないということも加えて指摘をしていきたいと思っております。そしてこの竹取公園の駐車場の有料化につきましては、引き続き、図書館の利用者、そして町民の皆さんには無料にするために検討をしていっていただくことを強くお願いをしておきたいと思っております。

また、3つ目が、下水道の値上げについてでございます。下水道も先ほど議論いたしましたので議論を繰り返すことはいたしません、本当に今、我々一般の生活人にとったら、本当に税金がふえて、それから医療費がふえて、またこういう公共料金が次々と値上げをされていく中で、生活ができない、とりわけ年金暮らしの高齢者の皆さんにとっては不安がいっぱいでございます。このような中で、数字から見ましても到底納得のできない下水道の値上げについては強く反対をすることでございます。これの下水道の値上げの反対については、下水道会計への繰出金がありますから、ここでも一般会計でもこの部分を反対に入れておきたいということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから4つ目が、国民保護法の審議会の方で4万円の支出があるわけでございますが、これは金額の問題ではなく、平和の重大な問題として反対をしたいと思っております。きょうも机の上に国民保護計画が置かれているわけでございますが、本当に今、平和のために何を日本人はなすべきかということをもっと謙虚に真剣にほかの議員さんも考えていただきたいと思っております。

この前テレビを見ておりましたら、イスラエルとパレスチナの問題を取り上げておりました、イスラエルがパレスチナ人の農地を侵略してくるわけなんですけれども、そのときにパレスチナ人は非暴力の抵抗運動を繰り返し繰り返し粘り強く運動をしていく中で、イスラエル人の賛同者もふえて今大変大きな運動になっているということを報道しておりました。やはり目には目をでは問題はさらに深刻化し、大きくなるばかりです。

日本はせっかく憲法9条という大切な宝物を持っています。平和の宝でございます。この憲法9条を変えないで平和な国づくりを推進していくことが世界平和における日本の果たすべき役割でございます。これは全国的にも9条の会ということで大きな草の根運動となっております。広陵町におきましても先般、2月の17日でしたか、広陵町9条の会の立ち上げ

がされたところです。こういう中で私も講演を聞く方に参加させていただきましたが、大変すばらしい講演内容で、この会場の中でも大きな感激を生み、また、一層この運動の広がりが期待されるところです。

このような本当に平和を愛するすべての人々にとって、この欺くような広陵町の国民保護計画を推進しようという、これ国が言ってるから仕方がないじゃなくって、これを推進していいこうということについては大いに反対をするものです。やはりこれは効果がないと、平和にとっては逆行するということ、広陵町としても真剣な声として町長の名前で国の方に意見書を出していただきたい、このように思うわけです。しかし、残念ながら、そういうところも期待できないというのが今の現状でございます。本当に、いいことはいい、悪いことは悪いということで、理屈のないいい悪いがあると思いますが、戦争は理屈のない悪い、最悪の悪いことですから、何としてもこの戦争をするような、外国でアメリカと一緒に日本軍が戦争をしていく、こんなことは何としてもストップしていただきたいと思いますが、先ほどのようなことで期待できない、こういうことで反対をいたします。

それから最後に、これを意見として加えますが、地区計画の推進が町長の施政方針に入っていなかったもので、これは大変大きな町づくりの枠組みをつくる大事な問題でございます。大きな期待が込められているわけですから、この住民を裏切らないような形でこの地区計画の推進をもとにして町づくりを、本当に住民が住んでいてよかったと言える町づくりを進めるために一層の努力をお願いをしたいと思います。

最後に、議員の仕事は行政を住民の立場で厳しくチェックすることですから、議員の皆さん、議員の仕事は何かということをご理解いただいて、今後とも本当にいい広陵町をつくっていくために努力をお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

青木議長 ほかに討論ありませんか。3番議員！

山村議員 反対がありましたので、平成19年度一般会計当初予算について、賛成の立場で討論いたします。

経済情勢は大企業では好転のところが見受けられるようですが、地域や業種によっては依然として厳しい状況下であり、本町の地場産業もまだまだ厳しい状況であるように思います。こうした中で、歳入面では、国の税源移譲により町税収入が約10%の増となっておりますが、地方交付税が減少することもあり、全体においては逆に約10%の減となっております。歳出面において、財政改革5カ年5億円削減、5カ年50人の職員削減目標に当たり、歳出全般にわたる徹底した見直しや節減を図り、限られた財源の中で新しい施策に意欲的に取り組

んだ予算の編成となっております。クリーンセンター広陵整備における関連継続事業、広陵町ホームページリニューアル構築事業、旧清掃施設解体事業、基本調査業務、水と農地活用促進事業、真美ヶ丘第一小学校プールの改修、馬見中3丁目集会所建設事業、巢山古墳出土木製品保存処理事業や、少子化対策でも就学前医療費無料、集いの広場拡充などの積極的な予算で、現在の本町にとって適切な予算であると考えます。

反対討論のありました消費税については、税負担を公平化するために広く薄く負担を求めたものであり、税率、対象範囲などについては日本の税制度全体の中で議論される問題であると解釈しております。

また、竹取公園の駐車場料金有料化については、現有図書館の駐車場とは区別されており、公園施設の維持経費の確保と受益者への応分の負担の観点から、しかるべき措置と考えます。

次に、国民保護計画については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律であり、基本的人権の尊重のもと、組織、体制の整備及び避難、救済等々の備えをするものであり、町の責務などの計画であります。

以上、賛成討論といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。6番議員！

寺前議員 今賛成討論があったわけですがけれども、一つには、最も大事な点は、結局は現在の自民党、公明党政権のもとで地方自治体が窮地に追いやられている、このことがまず最初に重要な私たちの課題であると認識する必要があるかと思います。そういう中であって、税源で、先ほども賛成討論の中の一つに実質税源移譲を含めても10%の削減というように認めざるを得ないように、結局は自治体をいじめる政府の姿が明らかになっているわけでありませぬ。このような点では、地方分権という大きな目標を持ちながら、政府は結局は地方分権を真剣に考えない、結局は絵にかいたもちで終わらせ地方を衰退させる、そんな状況をつくり出すこととなります。また、東京と地方との格差の問題に見られるように、今広陵町でもこの問題に関して、この自治体間の格差についても真剣に考えていく必要があるかと思います。

こういうような中で賛成討論をされたわけですがけれども、その中の歳出の徹底した見直し、あるいは消費税の問題で述べられましたけれども、消費税の問題については薄く広くというものではありません。結局は消費税は低所得者層にとって大きな負担になっていることは明らかです。この点を見過ごして消費税の適正化、公平化がいいのだと言わんばかりの認識は、低所得者層に対する苦渋の状況を全く無視した発言だと言わざるを得ません。

また、竹取公園の駐車場料金の正当化においても、図書館とは区別しているというように

認識を持っておられるようではございますけれども、現実には土日、休日の図書館南側の駐車場に至っては、図書館利用者に大きな影響を与えることとなります。何よりも広陵町民の利用を制限する、このような態度は他町民と同等に扱うこと自体が大きな間違いです。このようなところの認識が広陵町民に受け入れられないことは明らかです。最悪でも広陵町民と他町村の利用者を区別する、選別するという点の認識をきちっと持った上で議論をする必要があったにもかかわらず、この点を無視した態度は、広陵町民に受け入れられないものになるだろうというふうに思います。

また、この中で、武力攻撃、国民保護法の問題も賛成の立場でとられたわけではございますけれども、これはゆゆしき問題であります。4つの攻撃目標を掲げて各自治体がこの国民保護法を制定しなさいということだったわけではございますけれども、これについて非常に甘い認識を持っておられる。公明党の平和を理念とする態度から大きく離れている現実があるのではないかというように考えざるを得ないわけでありまして。特にこの武力攻撃に対しては、本当に武力攻撃がどこにあるのかということ抜きにして、結局は国内の憲法と平和を求める声は無視する形で進めている、広陵町の実態としてどこに武力攻撃があって、その対応をどのようにするのか。今ここにその報告書、冊子が配られているわけではございますけれども、まず第一に、非現実的な考え方にのっとっているということでありまして。非現実的というのは、結局、武力攻撃があると想定しているその考え方自体が、今の日本の平和を守ろうとする国際的な外交努力を投げ捨てるような態度に出ていることとなります。こういう点についても、この国民保護法の広陵町での制定、審議過程などにおいても大きな問題があるだろうというふうに思います。

また、この全般の問題では、やはり地方自治体が今大変な時期にある。この認識のもとに一致した取り組みを求めることが本当は必要だというふうに思います。つまり、今、政府自民党が当初述べたように、自治体に対する考え方、これは結局は、憲法に保障された地方自治の本旨を無視した形で地方分権を推し進める、財源面から保障されない。このような状態に対しては政府自民、公明党に対して、この自治を預かる議会あるいは広陵町が率先してその問題点を取り上げ、そして国に上申し、意見を申し述べる、このことこそが求められています。そういう前提に立った議会改革が今全国的にも推し進められているわけでありまして。こういうような状況で議員が広陵町民に責任を持つという態度は、決して理事者から出された内容を丸投げして受け入れるものではありません。住民の立場に立った審議がこれほど大事である時期はなかろうと思います。

下水道料金の問題にしても、結局は下水道料金の中身の問題、いわゆるなぜ値上げされて

いるのかという根底の議論、なされていないではありませんか。また、その資料すら出ていないではありませんか。このような内容でもって賛成をするというこの広陵町議会、これは住民の立場に立った徹底した審議を行うという当たり前の議員の責任を放棄していると言わざるを得ません。また、竹取公園の駐車場にしても先ほどから述べたとおりであります。

町民を本当に大事にする議会、この議会の態度を貫いていくことこそが議会改革の出発点だということを強く求めて、この審議が結局不十分に終わっている議会の体質を改善していただいて、住民の立場に立つという当たり前の基本に立ち返っていただきたい、強く要望する次第でございます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。8番議員！

山本悦雄議員 寺前議員並びに松野議員の反対討論を聞かせていただきました。我々が今審議し、やっておりますのは、平岡町長が編成した一般会計当初予算方針にしているわけでございます。その反対理由を聞かせていただきました。寺前議員については、ちょっとこの一般会計予算についての具体的なところについては、駐車場の問題、これについてだけ反対理由として述べられたと思います。そして松野議員については、大半、かなりのところは個々には評価されていたと。しかし、下水道の消費税の問題についてあるからという辺に、この当初予算についての具体的な反対理由であったと思うわけで、逆に言えば大半についてはお認めになっていると。

そのほとんどの反対理由は何かと、国の政策についてどうかこうとかで反対なんですよね。我々はそんなことが審議できるのかどうか。国の問題を、例えばそれは国からいろんなことを押しつけてきた。押しつけてきたかどうかはわかりません。しかし、それが間違ってるか正しいか、これを我々が判断できるかどうかなんです。きょうまで垂れ流しで国債を発行してどんどんどんと将来に対して負担をふやしてきた。これがいいのかどうかという議論がなったわけなんですよね。それを地方自治体も甘んじて受けてたと。ええわええわでやってたと。それでは地方自治体もいかんやないかということで僕はこういうことになったんだと思う。これが10年先、15年先にどういう評価されるか。結局今までの自民党の政策に、向こうへ向こうへと送ったことが失敗であった。これはこれとして認めなくてはならないと思うわけなんです。だけど、だからといって今までどおりやっていいのかどうか。そういうことなんですよね。だからそんなものをこの平岡町長が編成した一般当初予算について反対理由になるのかならないのか。私はね、その辺をもっと我々議員は考えなくてはならない、このように思うわけなんです。

余計なことを一つだけ言うておきます。国民投票法案についても反対されておると。日本の憲法は、国会の一定の数字によって成立し、国民の過半数によって成立するとなってる。その憲法がありながら、それに対する法案がないって、これほどおかしな話もないわけなんです。だから、それについてあたかも戦争をするためにやってるといようなことについては、これは余計な話として申し上げておきます。

ただ、はっきり申し上げるのは、共産党の2人は、この広陵町の平岡町長が編成した当初予算についてさほど反対ではないということをお願いして、賛成討論といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議案第14号を原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。12番議員！

松野議員 反対の立場で討論をいたします。

昨年度の予算委員会の中では賛成をしたわけですがけれども、賛成の理由が経済的弱者の減免制度の充実、このことが大きな賛成の要因でしたけれども、残念ながらこの点について実績として見えてこない、こういう部分では残念ながら、今後も減免制度の充実、大変必要です。とりわけ減免制度で支払っておられる方はみんな納税されてるわけですから、この減免制度をうまく収税率向上のために役立てるような減免制度に充実をしていただくことが、今この国民健康保険会計のプラスに寄与できると思います。しかし、そういう意味では、減免制度、本当に不十分な中で昨年度の約束も果たしていただけていないということが大きな原因で、反対をしたいと思います。この減免制度につきましては、やはり先ほどもしましたが、制度として制定をしていただかなければ、町長の特別の理由を認めるとい

う項目はありますけれども、それは例外の話であって、基本的にはみんなが納得できる、そういう制度という部分を確認していただかない限り前進しないということを指摘しておきたいと思います。

また、意見として、後期高齢者保険について今運用についての議論をされているところですけれども、本当に高齢者の方の負担がこれによってさらに一層ふえていく、このことが今から十分に予見できる、こういうことになっております。そしてまた、この後期高齢者保険の特別会計が本当に成り立っていくのか、そういうことから懸念がされているような、こんな状況でございます。この後期高齢者保険について、途中の経過も都度都度、議会の方に明らかにしていただいて、議会とともに相談をしていくという姿勢をぜひ強くお願いをしておきたいと思います。

以上の点で、反対をいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。9番議員！

坂口議員 反対の意見ありました。私はこのようなことで賛成したいと思います。

住民の方が医療サービスを受けられるように、また、さきの委員長の報告のとおり予算特別委員会の意見は集約されておりますので、賛成といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。6番議員！

寺前議員 賛成討論という中身が全くない話で、それに対する反対のところが出てこないわけなんですけれども、委員長報告あるいはまた賛成の中身が出てこないということでもあります。

しかし、根本的に、国保税の問題については全国的に行き詰まった状態であります。この状態をだれに持ってくるのかということが問われているわけでもあります。全国の加入各都道府県、市町村、末端の加入では成り立たない状況になっていることから、県単位での国保の再構築、あるいはまた65歳からの年金からの保険料の天引きなど、収入を強化する施策に躍起ですけれども、現実問題としては、この保険制度は具体的には国の補助がなければ解体している状況であります。それをどう改革するのかは、結局は自治体から声を上げていく、これは地方六団体においてもこの問題については声が上がっているわけなんですけれども、こういう点で住民と一致するところについては議会が後押しをしていくことが必要だというふうに思います。

先ほどから町長の一般会計についてほとんど賛成してはいるのではないかとおっしゃいましたけれども、何度も言いますけれども、そのとおりであります。ただ、政府と地方自治体との矛盾を、首相が、その自治体の責任者がどのように考えるか、これは非常に重要なことであ

ります。そして、そのために住民の生活が破壊されているという事実があるわけですから、その事実をもって自治体の責任者は国や県に対して意見を述べていく、このことが強く求められているわけであります。私たちはそのようなところでの一致があれば賛成する場合も大いにあるわけであります。つまり、住民の立場に立ち切るといふこと、当たり前のことですけれども、このことが欠けているから、私たちは基本的に地方自治体の運用をする責任者の態度ではないということから反対をしているものであります。

また、もちろん個々の問題は先ほど述べたとおりですので、国保会計についても、破綻した国保、この立て直しのためには国が責任を持った立て直しが必要であり、国民や町民に転嫁してはならない。20年度には適正化という名のもとに値上げを考えているということもおっしゃっているわけですけれども、これはさらにゆゆしきことでもあります。先ほども言ったように、この国保の値上げの問題については、広陵町第3次行政改革大綱に関する答申にも一切出ていない内容であります。それほどこの委員については私たちはいろんな意見を持っているわけですけれども、この国保に関しては深刻な状況だという認識をお持ちになっていたというように推測されます。そういう立場からも、19年度中に適正化の名のもとに国保税の改定を図るといふことも全く認められないことだということもつけ加えておきたいと思えます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第15号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第16号、平成19年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対して、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決します。議案第16号を委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第17号、平成19年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。12番議員！

松野議員 介護保険の方では賛成ですけれども、意見をつけて賛成としたいと思います。

介護保険のスタートに当たっては、広く介護サービスが使えるという部分は大変大きなメリットがあるということで賛成をしたわけでございます。その後、相次ぐ制度改悪の中で、本当にベッドが使えなくなったりとかヘルパーさんの来てもらう回数が少なくなったりとか、サービスを十分に使うことができない実態もできてきているところでございます。また、介護保険の保険料の滞納もふえている状況でございます。しかし、この滞納につきましては、滞納されている方のサービス利用について広陵町はペナルティーを課さないということを確認いたしました。この点については評価をしたいと思います。そして今後、地域包括支援センターがいよいよ幅広く事業を行っていくという時期でございますので、この地域包括支援センターで、今介護を十分にサービスを受けられない方についてもこの包括支援センターの中でサービスをフォローしていく、このような事業の充実に期待して賛成をいたしますが、この19年度の1年間のそのサービス事業の内容を見させていただきまして、今後またいろいろと町の方に介護保険制度に意見を申し上げ、そして考えていきたいと思っておりますので、この点についてはぜひ充実をよろしくお願いいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をします。

議案第17号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。2時45分より再開いたします。

(P.M. 2:29 休憩)

(P.M. 2:48 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、議案第18号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。12番議員！

松野議員 今回の下水道特別会計予算につきましては、反対をいたします。

下水道のこの予算の中には、先ほど討論いたしました値上げ分が含まれているわけがございます。本当にこの深刻な値上げについて、何としても容認することはできません。

それから、この下水道料金につきましては、減免制度、これも滞納がふえてきているという状況をお聞きいたしました。そういう中で、例えば海田町とか、あるいは福井市等、まだほかにもいろいろ例はあるわけですが、具体的な減免制度を設けているわけです。例えば海田町におきましては、生活保護を受けておられる世帯の方、障害者のおられる世帯の方、その中でも細目いろいろあるわけですが、寝たきり老人等のおられる世帯の方、ひとり親等世帯の方などですね、条件をきっちりと分けて減免をされているという、こういう状況がございます。ですからこの下水道の料金につきましても、ぜひこの福祉減免制度をつくっていただきたい、このように思います。

また、消費税につきましては内税化されたわけですが、内税そのものについての制度にも反対をいたしましたが、内税化したからといって消費税の負担がなくなるわけではございません。これについて、消費税については先ほどまた議論がございましたけれども、本当に所得が低い方は、やはり食料費とか本当に必要最低限のものを購入される。余分なことはもう本当に切り詰めて、その必要最低限の食料費についても消費税が含まれるということは、大変生活費の中の消費税の割合が高くなるんです。ですからこれは薄く公平とは到底言いがたいんです。所得税と比較していただいてもよくわかるんですが、所得税は所得低い人は所得税払わなくていいんですけども、所得高い方は所得に応じて負担を大きくしていくわけですね、税率が。ですから所得税のような形をやはりするべきなんですが、そういう部分でいえば、先ほど山村議員がおっしゃった、低く薄く公平な税制というのは大きな間違いであるということは指摘せざるを得ません。このような消費税に対して、やはりきちっと反対

の声を上げていただく、これは当然のこととさせていただきます。そういう点について、消費税についても反対の理由といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。7番議員！

長濱議員 それでは、下水道事業特別会計について、賛成の立場で討論いたします。

反対討論の中にあつた消費税については、議案第14号、平成19年度の一般会計予算の賛成討論で述べたとおりであります。

次に、料金改正に伴う予算については反対とのことでありますが、近年一般会計の厳しい財政状況の中、下水道事業への繰り出しがさらに厳しさを増してきております。そこで今回、諸般の状況も検案され、一律料金体制をとられ、基本料金を廃止、7立方メートルまでは値下げになるという適切な値上げ幅だと考えております。住民の健康で快適な生活環境を守るために、さらなる下水道の整備、水洗化率の向上のため積極的に取り組んでいただくことをお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。6番議員！

寺前議員 消費税については先ほどから出てきますので省かせていただきます。ただ、問題は、この消費税の引き上げが議論されている状況を踏まえると、なおさらこの消費税については深刻な事態だと言わざるを得ないと思います。

また、使用料金の改定ですけれども、一般会計からの繰り出しが多くなっているという点については事実だと思います。この原因は、結局国の施策が大きな問題になっているわけですが、さらに具体的な問題でいえば、県の第1、第2浄化センターの流域下水道負担金の問題であります。これについては先ほども議論をしたわけですが、この実態を数字を出して議論をしなければならぬ。ところが、結局町自体もその数字を出してこない。なぜ汚水処理原価が高いのか、このことについても明確にならないんです。それを抜きにして一般会計から繰り出しが多くなっているからやむを得ないんだと、これでは、その原因がわからないまま住民に負担を押しつけるという格好になります。つまり、県の流域下水道負担金の問題をあからさまにさせる不明水の問題もその一つであります。こういうことがなお議論されないまま値上げという点でいえば、一般会計から繰出金が多くなっているというだけの問題で値上げに至るわけにはいかないと、これは理事者の責任であり、また、そのことを指摘しているにもかかわらず議員諸公がその問題について見知らぬふりをする、これは議員の職務怠慢と言われても仕方のない問題であります。そういう点で、今度の料金改定については値上げの根拠が一般的である。まして奈良県は、不明水、あるいはまた、下水道の

大和ハイミールに料金を一度も請求してこなかったというような問題などをとらえて、2年間の据え置きをしたわけであります。これが今度反映してくれば一体どれほどの町民の負担に転嫁されるのか、はかり知れないものがあります。

それと、先ほどの話ですが、7立米までは、以下安くなるとおっしゃっていますけれども、その数字、件数についてはわからないということであったわけです。しかし、先ほどのいわゆる20立米以下のところについては数字が出ておいて、53%の世帯が20立米以下、そしてここに一層の負担がかかってくる、値上げ率が高くなっている、こういう点を考慮しても、私はこの問題の議論以前の話として、先ほど出ていた減免制度についてきちっと設ける必要があると思います。生活保護の実態については認識を持って対処するというようにおっしゃっていただいたわけですが、根本的には20立米以下の世帯がどのような世帯で、そしてどういう影響を受けるのか、こういうところについての解明もできない。そういう点について、やはり減免制度をきちっとつくっていただいて、大きな負担にならないようお願いしたいと思います。この金額については小さいというようにおっしゃっておった方もおられるわけですが、先ほど言ったように、定率減税の廃止、あるいは介護保険料の値上げ、またごみ袋の有料化など、町民はいろんな角度から大きな打撃を受けています。医療費の問題もそのとおりであります。そういう点からいうと、公共料金による本当に生活の圧迫ははかり知れないものがあるということをもう一度念を押して、この問題について反対をしている理由といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第18号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号、平成19年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第19号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成19年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第20号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決します。

議案第21号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありま

せんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第22号は、委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第23号、平成19年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。12番議員！

松野議員 反対の立場で討論をいたします。

消費税につきましては、一般会計、また下水道会計と同じ内容で反対としたいと思いますが、繰り返すことはいたしません。

それともう一つ、先ほどの下水道料金の減免制度を意見として述べさせていただきましたが、水道料金でもやはり滞納がふえてきているという状況の中で、やはり水道料金の減免、減額制度が今必要になってきているという時期でございます。この水道料金につきましても各自治体で幾つも例がありまして、例えば三浦市でしたらば、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、身体障害者を有する世帯、知的障害者を有する世帯、重複障害者を有する世帯、精神障害者を有する世帯、寝たきり老人を有する世帯、社会福祉施設ということで、かなり広範に減免をしているというのが実態です。この広陵町におきましても各種税負担が増大し、また医療負担がふえて、またこういう公共料金がだんだんと負担が大きくなる中で、何としてもこの減免制度を早期に制定していただきますようお願いしたいと思います。

それからもう一つ、石綿管の処理なんですけれども、石綿管はもう埋めてそのまま放置しておくということをお聞きいたしました。この処理方法についてはこれで適切とはちょっと言いがたいと思いますので、どのような処理方法が適切なのかということも今後研究して対策をつくっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。以上です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。9番議員！

坂口議員 反対討論が出ましたので、これも先ほどと同じく委員会の方は集約されてますので、さきの委員長報告のとおり賛成したい……(不規則発言あり) これも先ほどと同じ、委員会

の方は委員長報告どおり集約されておりますので、賛成討論といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。6番議員！

寺前議員 先ほどの国保についても同様に、賛成意見というようなものでない。賛成意見というのは、みずからの考え方を述べるわけであり、委員長の報告のとおりということであれば賛成討論をする必要がないわけであります。そういう点で、基本的なところで坂口議員が賛成したくないと思っているのか、そのような感じが伝わってくるわけですが、政治の立場をきちんとしていただきたいというように思います。

また、水道の問題でいえば、やはり給水分担金及び施設分担金、給水分担金は今回5,355万の計上をされています。施設分担金が1,932万円計上されています。こういう問題については、やはり3条予算に、収益的収支の予算に計上していただく、こういうことが必要だというように思います。

そういう点と、もう一つ、やはり特別委員会で議論があったかと思うわけですが、広陵町の財源の中でも大きないわゆる電算の委託及び使用料の問題、全部の予算を合わせると平成17年度では1億7,700万に上がっているわけです。ここの改革についても真剣に考えていただいて、この税の使い方を効果的にしていただくことが必要だというように思います。水道料金の水道特別会計の中で指摘をしておきたいと思います。

それと、有収率について非常に改善をしてきているという点では、水道の努力が実ってきているのではないかとこのように思うんですけれども、こういう中ではやはり香芝市が95%の有収率を上げているという事実を真剣に受けとめていただいて、より一層の有収率の向上のために頑張ってください。そしてこれらができると水道料金の値下げというのが視野に入ってくるというような状況も生まれるわけですから、ぜひその点については努力していただけるようお願いをいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第23号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立多数であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 それでは次に、日程 5 番、議員提出議案第 3 号、議会活性化特別委員会設置に関する決議については、松浦君から提出され、所定の賛成者があり成立をしておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。局長！

谷山局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。松浦副議長！

松浦副議長 皆さん、ご苦労さんでございます。

議会活性化特別委員会設置に関する決議について、次のとおり議会活性化特別委員会を設置するものとする。名称としては議会活性化特別委員会、設置の根拠は地方自治法第 110 条及び委員会条例第 5 条、目的といたしまして、広陵町議会の活性化並びに議会議員の定数及び報酬の適正化についての調査研究、4 番目に、委員の定数 16 名、5 番目に活動。この委員会は、平成 20 年 4 月 14 日まで閉会中もなお活動できるものいたします。以上です。

青木議長 ご苦労さんでした。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論をこれにて打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第 3 号は、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第 3 号は、原案のとおり決議されました。

特別委員会の委員長及び副委員長であります。先日、委員により互選されました結果、委員長に松浦副議長、副委員長には寺前議員と決定されましたのでご報告をいたします。

お諮りします。お手元に配付いたしておりますとおり、各委員長から議長あてに所管の事務について調査研究の申し出があります。このことについて、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、この申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。議会運営委員長から、議会運営に関する事項については、お手元に配付いたしました申し出書のとおり閉会中の審査に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の審査に付することに決しました。

次に、議会広報の研修については、奈良県町村議会議長会主催の研修会に毎年議員を派遣しています。よって、平成19年度においても議員2名以内の派遣をすることとし、時期及び人選については議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議会広報研修は行うものとし、時期及び人選については議長に一任されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成19年度第1回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 3:13閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成19年3月19日

広陵町議会議長 青 木 義 勝

署 名 議 員 山 本 登

署 名 議 員 寺 前 憲 一